

山形大学人文学部

# 研究年報

第 4 号

## 目 次

### 論 文

#### 絵画における感情の表現について：哲学的な分析

..... 清 塚 邦 彦 ..... 1

#### 失われた明日のドラマ

##### —島村抱月の芸術座による『その前夜』劇上演（1915）の研究—

..... 相 沢 直 樹 ..... 33

曹植「白馬篇」考—「游侠兒」の誕生— ..... 福 山 泰 男 ..... 53

#### ストーリーを語る日本語の文章における主観的表現について

—母語話者と非母語話者の作文をとおして— ..... 渡 辺 文 生 ..... 67

Syntactic structures of resultatives revisited ..... 富 澤 直 人 ..... 79

非同質的な不完全競争企業に対する物品税課税について ..... 是 川 晴 彦 ..... 101

憲法理論は必要か ..... 早 瀬 勝 明 ..... 115

### 研究ノート

#### 時変むだ時間をもつ離散時間システムの安定条件－因果律を考慮した LMI 条件

..... 西 平 直 史 ..... 129

平成 17 年度研究・教育活動報告 ..... 135

平成 19 年 2 月

山形大学人文学部

# 絵画における感情の表現について ：哲学的な分析

清 塚 邦 彦

## 1 序 論

本稿で問題にする、絵画における「表現（expression）」、あるいは「感情の表現」ということの意味については、残念ながら、素朴な常識のレベルでの堅固な先行了解を、単純には期待しにくい<sup>1</sup>。たしかに、「感情（emotion, feeling, …）」という言い方には、漠然とし、また多分に錯綜しているとはいえ、一定の先行了解を想定できるが、「表現」は多分に理論的な用語であって、それがどのような議論の文脈で用いられてきたかという背景の知識なしには、意味を特定しがたい。もちろん、このことは、本稿の主題が常識的な通念と無関係だということではない。言いたいのはむしろ、「表現」という言葉に頼るだけでは、本稿の主題と常識的な通念とのあいだのつながりを示せないということである。両者のつながりを確保するために本稿で依拠するのは、この概念をめぐって主に現代の分析美学の研究の中で行なわれてきた一連の議論である<sup>2</sup>。あいにく、その一連の議論の中でも、表現とは何かについての共通理解に関して、手頃な定義に類するものは容易に見あたらない。とはいえ、実際に行なわれてきた議論の全般的な形を振り返るならば、最小限の予備説明として、「表現」とは「描写・再現（representation, or depiction）」<sup>3</sup>の対語だ、とひとまずは言うことができる。

では描写・再現とは何か。それは大まかに言えば、絵が、人物や風景や静物といった、目で見て確認することのできる事物の姿を画面上に再現する働きのことである。それは、是非は別として、通例、事物の目に見える姿を画面上に模写、複製、コピーすることだと考えられてきた<sup>4</sup>。しかし、絵は、単に事物の目に見える姿を再現するだけでなく、さらに、さまざまな感情や雰囲

1 この点については Wollheim [1993], p.154 にも類似の指摘がある。

2 ここで想定しているのは次のような一連の著作である（以下はあくまで見本であって網羅的リストではない）。Beardsley [1981], Gombrich [1960], Goodman [1976], Kivy [1984] [1989], Scruton [1974], Wollheim [1980], etc. あるいは、分析美学に関する最近の入門書やハンドブックの類において（pictorial）representation や expression という概念がどんな扱いを受けているか、という点に注意を促してもよい。Cf. Carroll [1999], ch.1, ch.2; Davies [2006], ch.6, ch.7; Eldridge [2003], ch.2, ch.4; Gaut and Lopes [2005], ch.30, ch.34; Levinson [2003], ch.10, ch.11; Manns [1998], ch.2, ch.4.

3 「描写・再現」という訳語について。本稿では、representation を訳す際に、「描写」または「再現」の二通りの訳語を用いる。ただし、一方だけでは原語の広い意味合いをとらえきれことが多いため、多くの文脈では、見苦しいのは承知の上で、「描写・再現」あるいは「再現・描写」というふうに、二つの訳語を連ねた書き方を用いることとする。

4 そのような考え方については別の機会に総括的な批判を試みたことがある（Cf. 清塚 [1999b], [2002]）。

気や気分、さらには思想や理念といった、目に見えない事柄をも表していると考えられる。この点は典型的な具体例を考えた方が早いだろう。たとえばピカソの『ゲルニカ』でも、ゴッホの一連の自画像でも、ムンクの『叫び』でもよい。これらの作品は、たんに一定の事物や人物や風景を描き出しているだけでなく、一定の感情や思想といったものを、作品の内容として担っていると考えられる。作品がそのような非可視的な内容を担う働き、それが、ひとまずは、「表現」の意味するところだと言える。絵がさまざまな事物の目に見える姿を表す働きを解明するのが描写ないし再現の理論の課題だとすれば、絵がさまざまな事物の目に見える姿を表すことに加えて、さらに、目には見えないさまざまな感情や雰囲気や気分を表す働きを解明するのが、表現の理論の課題である。

言うまでもなく、こうした理論的な区分が適切かどうかについては、十分に異論の余地もある。また、上に漠然と感情や雰囲気や気分や思想といった言い方で括ったような、「表現」されるものの範囲についても、さまざまな解釈の余地がある。とはいえ、多様な見解の可能性も視野に入れた上で、さしあたりは感情の「表現」ということに焦点をおいて、従来「表現」の問題として検討されてきた現象を取り組むこと、それが本稿の課題である。

あらかじめ考察の道筋を確認しておこう。まず第二節では、表現をめぐる論議の状況について視野の広い見取り図を提示しているゴンブリッチの小論を取り上げ、その概略を確認することで、上に多分に抽象的な形で導入した「表現」概念の輪郭と背景をより鮮明にしておきたい。続く第三節では、ゴンブリッチが用いている基本概念のそれぞれについて私なりの視点から若干の注釈を施すことで、表現概念についての暫定的な特徴付けを与える。その暫定的な特徴付けを踏まえた上で、第四節では、表現の概念が分析美学においてどのような扱いを受けてきたかについてごく簡略な説明を行ない、またその代表例の一つとしてネルソン・グッドマンの理論の紹介と検討を行なう。第五節では、多くの点でグッドマン理論とは対照的性格を持ったもう一つの影響力のある理論として、リチャード・ウォルハイムの理論を取り上げ、その検討を通じて、残された今後の課題を確認することとしたい。

## 2 予備的な区別：ゴンブリッチの小論を手がかりに

この節と次の節では、ゴンブリッチの論文「芸術的表現に関する四つの理論」<sup>5</sup>の紹介と論評を通じて、表現の問題がそもそもどのような問題なのかについての理解をより確かなものとしありたい。あらかじめ断っておかねばならないが、この論文を取り上げるのはけっして、それがゴンブリッチの表現論を代表する著作だからではない<sup>6</sup>。本節で注目したいのは、この論

5 Gombrich [1996] pp.141-155.

6 表現に関するゴンブリッチに独自の論点については、『芸術と幻影』(Gombrich [1960]) の第11章、あるいは『棒馬考』所収の論文「表現と伝達」(Gombrich [1963]) をご覧いただきたい。

文が、芸術的な表現というテーマが持っている概念的および思想史的な拡がりについて、多分に図式的ながらも啓発的な見取り図を提供してくれる点である。ゴンブリッチの議論は、必ずしも絵画に限定されたものではなく、芸術作品全般を問題としている。また、表現概念と関連する事例としてゴンブリッチが引き合いに出すのは、芸術作品の例ばかりではなく、日常生活の中での多様な形での感情表現の例も含まれている。われわれとしては、主として絵画を念頭に置きながらも、それを取り巻く文脈について見通しを得る手がかりとして、ゴンブリッチの議論を見ていくこととした。

ゴンブリッチはまず、従来の芸術論の中で（芸術的な）表現という概念と関連づけられてきた、芸術作品の持つ三つの機能を指摘し、そのそれぞれに「徵候」「信号」「象徴」という名称を割り当てている。これらの三つの名称を一組にした分類法はあまり馴染みのないものだが、ここでは、名称そのものよりもむしろ、ゴンブリッチがこれらの名称と関連づけている行為あるいは記号機能のほうに力点を置いて議論の概要を確認しておこう。

第一に、「徵候 (symptom)」ということでゴンブリッチが問題としているのは、ある内面的な心理状態の表出あるいは伝達 (communication) とでも呼ぶべき事態である。それは、当の状態を持つ人が能動的に行なう行為（表す、伝える）という性格を帯びることもあれば、当人は無自覚のうちに心理状態がふるまいや顔つきに表れて（伝わって）しまうこともある。どちらの場合であれ、われわれが人に一定の心理状態を帰属させるときに、その証拠となるようなふるまいや顔つきといったものが「徵候」にあたる。

第二の「信号 (signal)」ということでゴンブリッチが問題にしているのは、作品を見る受け手の内面に一定の感情が「喚起」される (arousal)，という事態である。この場合にも、喚起は、作者が意図的に行なう行為という性格を持つ場合もあれば、当人は無自覚のまま、そのふるまいや顔つきや作品が自ずと人に一定の感情を喚起してしまうという場合もある。しかし、いずれにしろ感情の喚起ということが起こるときに、その働きの生起を促している振るまいや顔つきや作品が、「信号」である。

第三の「象徴 (symbol)」と関連づけられているのは、感情の「描写・再現 (representation)」という事態である。といっても分かりにくいが、ゴンブリッチが挙げている例で言えば、内面的な感情の徵候とでも呼ぶべきものを豊富に湛えたふるまいや顔つきを舞台上で再現する演技は、それらのふるまいや顔つきを再現することで、そこに表出されている一連の感情をも再現していると言える。あるいはまた、そのような発言や顔つきを画布の上に再現する画家もまた、それらの発言や顔つきを再現することで、そこに表出された感情をも再現していると言える。このような働きをはたしている限りでの舞台上の演技や画布が、「象徴」である。

以上がゴンブリッチの挙げる三つの記号作用だが、彼によれば、これらは、単に表現の三つの側面（ないし要素）であるにとどまらない。芸術的な表現についての西洋の思想的伝統は、こ

れらの内のどの側面ないし要素を重要視する理論が支配的であるかに応じて、三つの時期に分かれるというのがゴンブリッチの診断である。

なかでも、歴史的に最も早い段階で注目を集めたのは、ゴンブリッチによれば、受け手に一定の感情を喚起する働きである。その最も素朴な、分かりやすい例としてゴンブリッチが挙げるのが、子守歌であり、また呪文のたぐいである。子守歌を歌う母親にとって、それを歌うことの何よりの眼目は、子どもが眠気を起こして、眠ることである。呪文を唱えることの眼目も、それが人の内面に及ぼす影響力にある。ゴンブリッチは、「喚起」を眼目とする歌や言葉が、薬剤や魔術ともども、多くの宗教儀礼において重用されてきたことに注目して、表現の本質を喚起に求める考え方を「魔術的・医療的な理論 magico-medical theory」と呼んでいる。いさか仰々しい呼び名だが、ゴンブリッチがその典型例として引用しているのは、われわれにおなじみのプラトンやアリストテレスの議論である。例えばプラトンは、『国家』篇の第三巻で、理想国家における教育の在り方を論ずる中で、音楽が人々の感情に及ぼす影響を論じている(398 C～)。そこでは、音楽が言葉と調べとリズムという三つの要素からなると分析された上で、そのそれぞれに関して、どのようなものが望ましく、また望ましくないかが検討される。たとえば調べに関しては、悲しみや嘆きをおびた調べや、柔弱な調べ・酒宴用の調べは排除され、逆に戦士やその他の勇敢な人々の声や語勢に似た調べが推奨される。また、それに応じて、音楽様式や楽器に関しても、排除されるべきものと推奨されるべきものが区別されることになる。

芸術作品が受け手に及ぼす影響については、アリストテレスの『詩学』の中にも関連する議論がある。なかでも、有名な「カタルシス」をめぐる考察は、基本的には受け手のうちに喚起される心理状態を問題にするものである点で、ゴンブリッチによれば、先の「魔術的・医療的理論」の一例ということになる<sup>7</sup>。

ゴンブリッチは、受け手に一定の感情を喚起する点を重視する表現論が今日に至るまでさまざまな形で継承されていることを強調しているが、同時にまた、表現をめぐる議論の形が、ルネサンス以後、大きく変化したことも指摘している。そのような変化をもたらした一つの要因は、ルネサンス期の批評家や画家たちのあいだで、表現の本質を、喚起よりもむしろ再現・描写という点に求める考え方方が台頭してきたことにある。そのような考え方方が、絵画論の場合にどんな形を取るかということの典型例として、ゴンブリッチはレオナルド・ダ・ヴィンチの場合を取り上げている。

ダ・ヴィンチは、その手記の中で、優れた画家は人とその心と、二つを描かなければならないと述べ、続けて、二番目の、心を描くことの難しさを述べている<sup>8</sup>。ダ・ヴィンチによれば、

7 ゴンブリッチはさらに、古代のギリシア・ローマにおける演劇や弁論において観客の感情喚起が非常に重視していたことにふれているほか、能における笛の音が——あるいはまた日本庭園が——独特の気分を醸し出すこと、しかもそのことが能や庭園の芸術性にとって不可欠のことであることにも言及している。Cf. Gombrich [1996], p.144.

8 Da Vinci [1952], p.176. Cf. Gombrich [1996], p.145.

その難しさは、「心は身振りや動きといった外面的な記号によってしか再現できない」<sup>9</sup>という事情によるものである。そこから、ダ・ヴィンチは、「身体や顔の筋肉の動きの内に感情の微候を見てとる訓練」<sup>10</sup>を推奨し、さらに、その微候を画布の上に再現する技術の重要性を説いている。こうしたレオナルドの論述からうかがえるのは、表現の問題を、目に見える事物の姿形を描写・再現するという問題と類比的に捉える考え方である。感情を表現することは、感情の微候を再現・描写することだ、という考え方である。

シェイクスピアの『ハムレット』の中で主人公が口にする「自然の鏡」という有名な文句も、ゴンブリッチによれば、これと類縁的な表現観の表れである。これはハムレットが、劇中劇を演じる俳優に向かって自説を述べる場面に出てくる。その基本的な考え方は、人々の表情に富んだふるまいや顔つきを確実に、しかし誇張することなくありのままに再現することが俳優の演技のあるべき姿だというものである。木下順二訳で引用すると、

「……なににしてもやり過ぎというのは演技の目的から外れたもので、目指すところは昔も今も、いわば自然に対して鏡をかける、正しいものはその通り、醜いものはそのように、時勢のありさまや本質の姿かたちを写しだすことであったしまだあるというわけだ。そこでこのやり過ぎというやつは、力及ばずのほうも同じだが、大向うは大喜びとくるだろうが眼の利く人はやり切れないし、こういう人の意見が、役者の値打をきめる点で、ほかのお客を全部合わせたのより圧倒的に強いのだ。……」<sup>11</sup>。

ゴンブリッチによれば、表現の本質をこのように表情に富んだ身振りの忠実な再現に求める理論が支配力をふるったのは、十八世紀の前半期までである。その後、芸術的な表現の理論には再び転機が訪れる。それは、表現の本質を内面の表出あるいは伝達、とりわけ芸術家本人の内面の表出・伝達を重視する考え方の台頭によるものである。これについては、ゴンブリッチがその典型的な表れとして引用している一連の芸術家たちの言葉をまずは並べてみよう<sup>12</sup>。

「絵画とは、私にとって、感情の同義語である」（コンスタブル、1821年5月14日付け書簡）。

「絵画は、芸術家の心と鑑賞者的心とのあいだに架けられた橋に他ならない」（ドラクロワ、1857年1月25日付け日記）。

「私が絵画に求めるのは、人間であって絵画ではない」（ゾラ、*Mon Salon* の1866年5月4

9 Gombrich [1996], p.145.

10 Ibid.

11 シェイクスピア（木下順二訳）『ハムレット』第三幕第二場（講談社、世界文学全集7『シェイクスピアI』1974年、61頁）。

12 以下はいずれも Gombrich [1996], pp.148-148 からの引用である。

日の記事)。

「心より発し、願わくはまた心へと至る」(ベートーベンが『莊嚴ミサ曲 (Missa Solemnis)』の楽譜に書き記したとされる言葉)。

これらの多様な言い回しの共通の背景となっているのは、芸術の本質を表現に求め、かつまた、表現の本質を芸術家自身の内面の表出・伝達に求める考え方である。それはよく「ロマン主義 (Romanticism)」や「表現主義 (Expressionism)」という言葉と結びつけられる。ゴンブリッチは、そのより最近における例として、ドイツ表現主義やアメリカの抽象表現主義（いわゆるアクションペインティング）などをあげているが、そのような美術運動を挙げるまでもなく、類似の発想は今日のわれわれの芸術観および芸術家観のなかに、非常に根深く残されていると言える。それをあえて私なりに要約すれば、こんな風になるだろうか。つまり、芸術家を、並の人間にはない鋭敏な洞察力あるいは直観や想像の能力を持つ存在（またその反面、誰もがもっている常識には欠けたところのある、いわば紙一重の人）として捉え、その鋭敏で独特な能力によって把握された内面的なイメージに目に見える（あるいは耳で聞いたり手で触れたりできる）形を与えたものが、芸術作品だ、と。ゴンブリッチは、このように芸術を芸術家の自己表出とみなす立場に対しては批判的なコメント<sup>13</sup>を付している。とはいっても、後述するように、ゴンブリッチ自身の見解でも、感情の表出・伝達は芸術的表現の重要な要素とみなされている。

三つの表現論にまつわる簡単な歴史物語は以上の通りだが、ゴンブリッチはそれをひととおり述べた後に、二つの提案を行なっている。

一つは、これら三通りの表現論を、競合理論とみなすのではなく、相補的な理論とみなすべきことである。この提案の背景にあるのは、喚起・再現・表出という三つの側面が、われわれの表現理解の中で密接に関連しあっているという観察である。例えば、一定の感情を喚起するという場合、単に薬剤や呪文によって行なうのではなく、作品の提示によって行なうという場合には、われわれが行なうことは事実上、自分がその当の感情を抱いたときに呈する徵候に当たるものを見出し、人が提示しているそのような徵候を再現したりする。こうした場合、問題の作品は、表出・再現・喚起のすべての側面を同時に兼ね備えたものとなる。

ゴンブリッチのもう一つの提案は、表現媒体それ自体がはたす能動的な役割を指摘するもの

13 「ルネサンスの最も有名な芸術家の一人、チェリーニは、自伝を残している。それは暴力的で冒險的で野放図な抑えがたい人柄の見事な記述になっている。しかし、彼の手になる上品で洗練された作品、例えばフロレンスの『ペルセウス』やウィーンの塩入れ細工から、こうした人柄を推測できる人がいるだろうか。あるいは、シェイクスピアやバッハの人柄についてはわれわれはどれほどことを真に知っているのだろうか。どこかで彼らにあったら、彼らだとわかるのだろうか。偉大な作品を、一定の瞬間にある芸術家を捉えた特定の気分の露だと考えてみても、あまり有益ではない。この理論の批評家がよく指摘してきたように、この理論からすれば、交響曲を書く作曲家は、アダージョの部分を書く際には憂鬱な気分が生じるのを待たねばならず、スケルツォの部分を書く際には、陽気な気分になるのを待たねばならない。芸術がそんな単純なものであるはずはなかろう」(Gombrich [1996], p.150)。

である。ゴンブリッヂの診断では、従来の表現理論は、人が一定の感情を抱くという事態を起點とみなした上で、それが徵候を通して表出され、その徵候を再現することで感情が描写され、さらにその描写を介して他人の内面に感情が喚起される、という序列が想定されていた。しかし、ゴンブリッヂは、それとは逆方向の経路もあることを強調する。つまり、表現媒体そのものが一定の性格を持つことがきっかけとなって、感情が喚起あるいは認識され、そこから作品の創作が促されるというように。

以上の二つの提案は、どちらも大筋では了承しうるものである。とりわけ、第二の、表現媒体そのものの持つ積極的な役割については、後ほどグッドマンやウォルハイムの理論を検討する中で、より踏み込んだ形で検討する予定である。しかし、そのための準備として、ゴンブリッヂが挙げた表現の三つの側面のそれぞれについて、私なりの視点から若干の確認を行なっておきたい。というのも、どの側面についても、その意味合いについてはさらに多様な解釈の余地が残されていると思われるからである。次の節では、それぞれの持つ意味合いについて一定の限定を施すことで、より踏み込んだ表現論のための地ならしをしておきたい。

### 3 ゴンブリッヂへの注釈

本節では、ゴンブリッヂが指摘した三つの記号作用のそれぞれに簡単な注釈を添えることで、表現をめぐる問題の構図の明確化を図ることとしたい。便宜上、注釈の順序は、喚起、表出・伝達、再現・描写の順とする。

#### 3-1 感情の喚起について

まず感情の喚起ということについて二つの点を確認しておかなければならない。

第一は、「喚起」の主語をどこに求めるかである。主語を作者とみなすならば、感情の喚起とは、作者が行なう行為として捉えられ、他方、主語を作品とみなすならば、感情の喚起は作品が担う記号作用の一種ということになる。もちろん、この二つは、多くの場合には、重なり合っている。つまり、一定の感情を喚起するような作品を提示することで、作者が、受け手に一定の感情を喚起する、という具合に。しかし、概念的には、両者は必ずしも重複しない。作品を経由することなく、言葉のやりとりや、薬剤の投与といった他のさまざまな形でも、人を一定の心理状態に導くことは可能である。そのような場合、感情を喚起するという「行為」は行なわれているが、感情喚起という「記号作用」を担う作品はそこには関与していない。

いうまでもなく、絵画による感情の表現ということが問題になるのは、感情の「喚起」があくまで絵画を媒介として行なわれるような場合である。こうした形での感情の「喚起」（行為としての）が可能であるためには、それを媒介する絵画はどのような記号作用を担っていなければ

ならないのか。また、絵画のそのような記号作用を媒介とする形でしか成り立ち得ないような感情の表現があるとしたら、それはどのようなものか。本稿の主たる検討課題となるのはこうした問いかけである。

確認しておくべき第二の点は、「喚起」という行為あるいは記号作用の特色を、より正確に、どう理解するかという点に関わる。「喚起」という言葉を額面通りに受けいれるならば、感情を喚起するとは、受け手がその感情をみずから抱くことを促すという意味に取れる。そして、たしかに、たとえばムンクの『叫び』を見て、受け手が、ある独特な不安感に襲われて恐れおののくという場合もありえないわけではない。しかし、それがこの絵の通常の受け取られ方だと考えるとすれば、あまりに現実離れしている。一般的にいえば、ある感情を表現していると目される絵を見る人が、みずからその感情を抱くのでなければならないという要求は、あまりに強すぎる<sup>14</sup>。

しかし、だからといって、絵が一定の感情を表現するということを、受け手の反応の問題から完全に切り離してしまうのも、それはそれで行き過ぎである。ふたたび先のムンクの『叫び』を考えてみよう。おそらく、この絵を見る人のほとんどは、そこに表現されているある独特的不安を、みずからの切実な感情として抱くことはないだろう。だとしても、この絵を見る人の多くは、ここで漠然と「ある独特の」と形容している不安が具体的にどのような不安なのかを、絵を前にしてまざまざと理解するに違いない。そのような理解は、『叫び』という作品を（とりわけ、その表現内容を）理解することの、本質的な一部をなすものだと思われる。この場合の理解は、問題の感情をみずから抱くこととは異なるが、しかしながら、『叫び』には人や橋や山が描かれているといった狭い意味での描写内容の理解にとどまるものでもなく、やはり一定の感情的な内容に関わっている。ムンクの『叫び』を見る人は、単にそこに何が描かれているかを理解するだけでなく、その描き出された状況の持つ雰囲気や、その場にいる人たちが抱いている感情を、といってみれば、みずから味わっているかのように想像することを求められているのである。それは、それらの雰囲気や感情を本当にみずからの問題として引き受けることとは異なるが、かといって、完全にそれを傍観的に見ることとも異なる。作品の表現内容を理解するということのうちには、感情や気分や雰囲気のこうした想像的な享受とでも呼ぶべき作業が含まれている。

（もちろん、その作業を心地よいと感じるか不快に感じるか、あるいはそもそも従事するに値しないと感じるかは、作品と受け手の相性次第である。ムンクの『叫び』を見て「つきあいきれない」と感じる人は、おそらく、この作品が促している感情の想像的な享受の作業にみずから従事することに、嫌悪を感じているのである。）

---

14 この点は、喚起説へのおきまりの異論である。

### 3-2 感情の伝達・表出について

感情の「喚起」に関する以上の二つの断り書きは、必要な修正を施せば、感情の「表出・伝達」についても当てはまる。

第一に、感情の「表出」についても、先の喚起の場合と同様、人を主語とした行為のレベルと、それを媒介している記号作用のレベルとを区別しなければならない。前者は、人が、自分が実際に抱いたり、抱いていると想像しているような感情を、人に告げ知らせるという伝達行為の一種であり、他方、後者は、絵が一定の感情の表れとなるという記号作用である。いうまでもなく、人が行なう伝達行為としての表出は、絵を制作する以外にもいろいろな形を取る場合が考えられる。しかし、もちろん、絵画による感情の表現ということが問題になるのは、その表出が、あくまで絵画を媒介とする形で行なわれる場合であり、また、そのような形でしか行なわれ得ないような場合である。

第二に、表出・伝達に関しても、先に「喚起」に関して注記したのと同様に、その意味合いをここでは広く取っておきたい。それは狭い意味では、作者みずからが抱いている感情を、作品を媒体として人に伝えること、を意味する。実際、表出を重視する表現論のはしりとしてゴンブリッヂが位置づけているロマン主義と称される芸術運動においては、何より芸術家本人の抱く感情や思想の表出が重視されたとされる。そして、たしかに、芸術家のなかには、自分自身が現に抱いている（あるいは抱いたことのある）感情を出発点として、それを表出するのにふさわしいさまざまな表現媒体を探し求めるといった作業に従事している向きもあるに違いない。しかし、絵画による感情の表現ということが問題となるすべての場合に、問題となっている感情が作者自身が現に抱いている（あるいは抱いたことのある）感情だと考えるのは、現実離れしている。

とはいえ、この場合にも、先の喚起の場合と同じように、表現の問題を作者の内面の問題から完全に切り離すのは、それはそれで行き過ぎだと思われる。われわれが、受け手の立場からある絵画作品を見て、その描写内容や表現内容について「なるほど、わかった」という感触を持つ際に起こっていることは、けっして単に、われわれがそこに描かれている情景や表現されている感情・雰囲気について一定の想像をめぐらせるということにはつきないと思われる。そこにはさらに、そのような想像が、作者自身が思い描いた情景や感情・雰囲気と一致しているという想定が伴っていると思われる。そのような想定なしには、「わかった」という理解は成り立ち得ないと思われるからである。

もちろん、美術史家ならぬわれわれ素人が、絵を前にして「わかった」と思う場合、そこで想定されている作者の態度は、史実を踏まえた詳細なものではない場合がほとんどだろう。そうしたさいにわれわれが立てていると思われるの、事実上は、次のような想定、すなわち、作者はわれわれと同様に、絵を見て一定の情景を眼前に見ているかのように想像し、かつ、その場

の雰囲気やその場に居合わせている人が抱くであろう感情を、みずから味わっているかのように想像したのに違いない、という想定である。このような想定ならば、詳細な歴史的な知識がなくとも、絵が現に一定の形状をしているという知識だけを踏まえて、十分に立てられうるだろう。

以上の二点は「喚起」の場合とパラレルな論点だが、このうち第一の点については、さらに若干の補足が必要かもしれない。先の喚起の場合と比べると、表出の場合には、行為と記号作用の区別という論点は、やや分かりにくい部分が残るかもしれないからである。さきほど、絵が一定の感情の表れとなるという記号作用、という言い方をしたが、この場合に、表れという言い方は何を意味するのかが、問題視されうるからである。表出（あるいは、表れ）という言い方は、当然ながら、何か内側にあるものを外に出す、あるいは、内側にあるものが外に自ずと現れ出る、といった含意を持つ。だが、こうしたことは、人が主語となっている行為と解するならば自然だが、物（無生物）を主語とした記号作用として理解するのは難しい。そもそも、物には何面などないのではないか。

とはいえる、この点については、後ほど改めて考えることとしよう。

### 3-3 感情の「描写」について

これについても、形式上は先の「喚起」や「表出」の場合と同様に、「行為」／「記号作用」の多義性を指摘することができる。つまり、描写するという動詞は、人を主語としてある行為を表すこともあれば、その振舞や作品を主語としてある記号作用を表すこともある、と。しかし、行為としての性格を考えた場合、「描写」という行為は、先の「喚起」や「表出」とは大きく異なる点がある。先の喚起や表出の場合とは違って、「描写」の場合には、行為としての描写が記号作用としての描写を抜きにして成立することは考えにくいかからである。「描写」と呼ばれるような行為は、何かの描写とみなされうるような作品（あるいは、作品とは言えないまでも、何らかの対象）を制作することなしには、成り立たないと考えられる。その点で、「描写」という行為は、「喚起」や「表出」の場合以上に、記号作用への依存度が高い行為だと言える。

ところで、冒頭でも述べたように、一般に絵による描写ということの典型と考えられてきたのは、目で見て確認できるような姿かたちの絵画的な再現である。他方、一般には、直接には目で見て確認することのできない感情その他の内面的な状態は、描写の対象というより、表現の対象として区別されてきた。しかし、先にレオナルドの議論の紹介の形で触れたように、ゴンブリッヂがあえて感情の「再現・描写（representation）」ということを持ち出すのは、絵画をはじめ、各種の芸術作品における感情の表現が、多くの場合に、感情の微候の再現・描写という形を取ってきたためである。平たくいえば、怒りを絵画的に表現する一つの方法は、画面上

に怒った顔を再現・描写することだ、というふうに。

とはいえる、絵による感情の表現には、その他にもいろいろな形態がありうるという点も、確認しておかねばならない。

この点は、具体例を考えた方がはやいだろう。ふたたび、ムンクの油彩画『叫び』を考えてみよう。この絵の中央部で、両手をほおに当てて叫んでいるように見える人物は、一定の不安の徴候とでも呼ぶべき特徴を備えている。だからこの絵は、不安の徴候を描き出すことで、不安を描き出しているという言い方が、たしかに成り立つ。しかし、その背景に曲線状の筆致で描かれている背後の風景はどうだろうか。この部分は、不安がっている人が示すような徴候を特に描き出してはいない。ではその部分は不安の表現とは無関係なのか。そうは言えないだろう。この部分についても、さらに別の意味で、不安の表現あるいは描写ということが言えそうに思われる。それは、第一には、見る人に不安感をそそるような風景描写であるという意味で、不安を描写している。また、それは、第二には、不安な心理状態に置かれた人に周囲の風景がどんな見え方をするかを描き出しているという意味において、不安を描写している。さらに、第三には、曲線状の筆致そのものが、制作者であるムンク自身の不安の徴候（徴候の再現ではなく、徴候そのもの）だ、という見方もありうるかもしれない。おそらくこの第三の解釈は、芸術作品の解釈としてはあまりに素朴だと思われるが、しかし、それほど素朴ではない解釈として、次のようにいうことはできるだろう。つまり、不安の徴候とも取れるような筆致を画面上にあえて残しておくことは、不安感を喚起するような光景、あるいは不安な心理状態と見合った見え方をするような光景を作り出す上で、一定の効果をもたらしているのだ、と。それは、いわば、目で見て感じ取るべき不安を作り出すための一つの手段として機能しているのである。また最後に、当然ながら、以上の多様な意味での感情表現に貢献する要素として、画面上の絵の具の布置や筆致から生じる材質感が、画面の諸部分や全体の持つ感情的な効果にもさまざまな影響を及ぼすという点も、付記しておかなければならぬ。

以上のような多様な働きを、絵による感情の「表現」として一括することが、かなりの荒技であることは、認めておかなければならない。しかし、そのような多様性を認める一方で、これら一連の働きが、全体として、ある共通の特徴を持っているという点も、やはり強調しておく必要がある。とりわけ重要な事項を、ここでは先のゴンブリッヂの議論とも対応する形で、三点に整理しておきたい。

(1) 上に「表現」と総称した一連の働きに共通しているのは、それらの働きの結果として、当の絵が、陽気や憂鬱あるいは不安といった心的な語彙を用いてこそ適切に特徴づけうるような性質を持つに至るという点である。もちろんそれは、これらの陳腐な言葉がその都度絵の持つ表現機能のすべて言い尽くしているというわけではない。むしろ、これらの言葉は単なる見出

しであって、それぞれの絵が表現している内容は、まさにその絵の持つ形状によって特定されるようなある独特な不安なり、ある独特的な陽気さだという方が正確である。とはいえば、いずれにしろ絵が心的な語彙によって特徴づけられるような性質を獲得すること、それが、表現機能の一つの重要な特色である。以下では、これらの心的な語彙によって特定される性質のことを、「表現的な性質 expressive properties」と呼んでおくこととしたい<sup>15</sup>。

(2) 第二は、絵が、上記のような表現的性質を帯びることで、絵を見る側が従事する一定の想像の拠り所となるという点である。絵を見る側は、絵を見ることで、そこには現実には存在していないはずの一定の情景を見ているかのような想像に導かれるが、そればかりでなく、その情景が湛えている雰囲気をみずから味わったり、その情景の中の人々が抱くであろう気分をみずから味わったりしているかのようにも想像する。そのような想像は、けっして恣意的なものではなく、あくまで、絵の見え方を拠り所として行なわれる。このように、絵の見え方を拠り所としつつ、それに導かれた想像に従事することは、絵の表現内容を理解するということの、本質的な部分をなすものである。そして、この、絵の表現内容を理解することに他ならないような想像活動の拠り所として機能すること、それが第二の特徴である。

(3) ところで、先に指摘したように、受け手は、作品に即した想像を行なうときに、その想像を単に恣意的な想像とは考えず、当の作品にふさわしい、いわば「正しい」想像だと考えている。そして、そのような「正しさ」の判断が行なわれるときには、受け手の行なう想像には、暗黙裏に、それが作者の期待や予想に見合う想像だという推定が伴っている。ではその推定はどのように裏付けられているのか。それは、当の想像の拠り所となる、作品の形状そのものである。そして、その場合の作品の形状が、なにより、作品の「表現的な性質」を実質としていることは、いうまでもない。そこで、第三点として確認しておきたいのは、先に「表現」として括った一連の働きは、単に受け手の想像を促すだけでなく、さらに、作者に関する一定の推定に裏付けを与える、という点である。

以上に挙げた三点は、いずれも、絵による感情の表現という働きを構成している不可欠の要素であり、そのそれをより正確にどのように理解するかという点は、表現の働き全体をどう捉えるかということと、密接に連動している。その作業にさらに踏み込むための手がかりとして、次の節では、以上の三つの側面が分析美学における議論の流れの中でどのような扱いを受けてきたかについて、簡略なスケッチを試みておきたい。

---

15 これは A.Tormey の定義にしたがう用語法である。Tormey [1971], p.128。「擬人的な性質 anthropomorphic properties」と呼ばれる場合もある。

#### 4 分析美学

分析美学における従来の論議を振り返るとき、きわだった特色として目に付くのは、絵による感情の「表現」と関連する以上の三つの機能ないし特徴のうち、なにより第一の点（つまり、絵が、単に物理的な性質を持つにとどまらず、感情を表す言葉を用いて特徴付けられるような性質を持つという点）に論議が集中してきたことである。他方、作者や受け手との関係に関わる第二、第三の点は、あまり重視されない傾向が見られる<sup>16</sup>。というより、作品そのものの持つ表現的な性質を問題にすることと、作品と作者・受け手との関係（とりわけ、作者との関係）を問題にすることは、対立的に捉えられることが多かった。たとえば、ある絵がたとえば憂鬱な絵であるというのは、その絵が一定の表現的な性質を持っているということであり、その絵の作者が憂鬱を感じたということとは論理的に独立である、というふうに。あるいは、より一般的に言えば、芸術的な表現ということで問題にされるべきなのは、作品そのものの持つ表現的な性質であって、作者の内面の表出ではない、というふうに<sup>17</sup>。

アラン・トーメイは、その著『表現の概念』（1971年）<sup>18</sup>の中で、こうした事情を名詞 expression（もしくは動詞 express）と形容詞 expressive という英語の言い回しに即して明確化しようと試みている。たとえば、「彼女は悲しげな顔をしている」という文を考えてみよう。この文が言い表しているのがどんな事態かについては、二通りの解釈がありうる。一つは、「彼女」と呼ばれる人の顔つきが、内面にある感情の表れ（徵候）になっている、という解釈であり、もう一つは、「彼女」が悲しんでいないことは明白だが、にもかかわらず、その人の顔立ちは「悲しげ」と呼ぶに相応しい形状を備えている、という解釈である。トーメイの言い方では、前者の解釈が成り立つ事例では、彼女の顔つきは悲しみの表現である（is an expression of sadness, or expresses sadness）だと言えるが、後者の解釈が成り立つ事例は、「expression」の事例ではなく、たんに「is expressive of sadness」と言わるべきだ、ということになる。先ほどから使っている「表現的な性質」という言い回しは、元来はこのような区別の文脈で導入されたものである。

こうした区別との関連でよく引き合いに出されるのが、「セント・バーナード犬は悲しげな顔をしている」という例文である。この場合には、expression of sadness という言い方は成り立たず、expressive of sadness という言い方だけが成り立つ<sup>19</sup>。この場合、「悲しげな顔をしている」という言い回しは、セント・バーナード犬の内面を問題にしているというより、むしろその顔の一定の形状を特徴づけている。その特徴付けは、人間の内面に言及する場合と同じ

16 Beardsley [1981], Bousma [1950], Tormey [1971], Kivy [1989] ほか。

17 Hospers [1955], Beardsley [1981], Tormey [1971].

18 Tormey [1971]。この本は、Sircello [1972] とならんで、分析哲学のスタイルで表現の問題を本格的に論じた最初期のモノグラフである。

19 Kivy [1989]; Davies [1994].

言葉を用いて行なわれているという点では表出と密接なつながりを持つが、しかし、いまの場合には直接には犬の内面は問題としないで、ただその外的的な形態を問題にしているのである。

トーメイは、こうした区別を芸術作品の場合にも適用する。トーメイの考えでは、芸術作品は、作者の心理状態や思想と関連づけて、その表れとして受け止める場合には expression ということになるが、作品それ自体が担っている感情的・思想的内容を問題にするときには、expression よりもむしろ expressiveness が重要なのだという。そして、芸術作品による感情の表現ということを考える際の基軸を、作者の内面から作品そのものの表現的性質へと移行させることが、トーメイの著作全体を通じた議論の基調である。

このように、作者との関係を敬遠して、むしろ作品そのものの形態を重視する見方がもてはやされたことは、二〇世紀の前半期まで（あるいは、現在でも）、芸術の本質を表現に求め、かつ表現の本質を、芸術家が内面で抱いたり感じ取ったりする思想や感情の表出ということに求めるロマン主義的な考え方方が、圧倒的な影響力をふるってきたことへの、反動とみることができる。多くの理論家が懸念したのは、この種のロマン主義的な考え方方が、作品そのものの在り方を軽視し、芸術家の内面ばかりを重視する結果になりかねないという点である。作品を軽視し、芸術家の内面ばかりを重視する態度は、芸術作品を理解し評価する上で不健全なのではないか。結局のところ、芸術家の内面といっても、芸術作品を理解し評価する上で重要なのは、あくまで作品を通して捉えうる限りでの内面なのではないか。だとすれば、作品がそれ自体として持っている性質をまずは正確に捉えることが重要ではないか。こうした発想から、少なからぬ理論家は、作品と作者のかかわりという次元からは極力目をそらして、むしろ作品そのものに備わる性質に注目した。その結果として注目を集めたのが、表現的性質である。では、絵が表現的な性質を持つとはどういうことか。これが、分析学者たちの関心の的となった。

こうした事情は、一面では、残念な結果を招いた。表現的な性質への専心は、弊害として、作品と作者の関係や、作品と受け手の関係への関心をそぐ結果を招いたとも考えられるからである。もちろん、ロマン主義批判の中でしばしば指摘されてきたように、作者や受け手との関係を過度に重大視することは、結果的に、作品そのものの存在意義をあいまいにしかねない<sup>20</sup>。また、先にも指摘したとおり、一定の感情を喚起することを、文字通り、受け手に問題の感情を抱かせることと解するのは事実に反する。とはいっても、同じく先に指摘したように、受け手の理解をまったく考慮しない表現論は適切なものではありえない。

しかし、その点を確認した上で、同時に断っておかなければならないが、私はけっして、表現的な性質に注目すること自体がまちがいだと言いたいのではない。作品が表現的性質を持つという事実は、究明を要する興味深い事実である。そして、分析美学における一連の議論は、そこ

---

20 この点については、例えば先の脚注 13 で触れたゴンブリッヂの批判を参照。

にあえて注目してみせたということ自体をもって、興味深い哲学的な問題提起を行なっている、とも言えるのである。おそらく常識のレベルでは、絵をはじめとするさまざまな事物が表現的な性質を持つという点は、わざわざ問題にするまでもない当たり前の事実である。たしかに、多くの事物が表現的性質を持つ。しかし、この当たり前の事実は、見ようによって、どこか逆説めいて見える。切りつめて言えば、《内面を持たないはずの事物に、なぜ、内面を言い表すための言葉が当てはまるのか》というのが、多くの論者の抱いた疑問である。この疑問は、絵画を初めとする芸術作品の記号作用を理解する上でも、またより広く、心的なものと物的なもののかかわりについての伝統的な問題へのスタンスを明確化する上でも、たいへん重要な疑問である。分析美学における一連の表現論には、この疑問をあらためて提起した点で、大きな意義があった。そして、この点での貢献がとりわけ大きかったと思われるには、数ある理論の中でも最も巧妙で、また大胆な、ネルソン・グッドマンの理論である。

ここでは、グッドマンの表現論を三つの論点に即して要約しておきたい。第一は、絵が表現的な性質を持つという事実に対する解明項を、その絵に心的な語彙が当てはまるということ自身に求めるものである。具体例で言えば、たとえば絵が陽気さや憂鬱さを表現するのは、その絵に「この絵は陽気だ」「憂鬱な絵だ」といった発言が妥当する限りにおいてである、というふうに<sup>21</sup>。この論点がどこか逆説的に響くのは、それが表現的な性質に関する通念を逆転させるものだからである。われわれはふつう、こんな風に考える。つまり、《絵に心的な語彙が当てはまるのは、絵が表現的な性質を持つからである。だが、では絵が表現的な性質を持つのはなぜなのか？》と。（じっさい、ここまで論述の中でも、そんな書き方をしてきた。）ところが、グッドマンは、芸術作品に心的な言葉が当てはまることが、表現の必要条件なのだと開き直る。そして、ではなぜ絵に心的な言葉が当てはまるのかという問い合わせに対しては、りんごになぜ「りんご」という言葉が当てはまるのかと問うのと同様、答えるに値しないという態度を取る。グッドマンにとっては、絵がなぜ感情的性質を持ちうるかについては、隠れた答を探すまでもなく、すでに眼前に答があることにある<sup>22</sup>。

しかし、もちろん、上のりんごの例はやはり強引にすぎる、と直ちに言われるだろう。もしも心的な語彙が、りんごに「りんご」が当てはまるのと同じ意味で絵に当てはまるのだとすれば、その絵は文字通りの意味で心を持つことになりそうである。たとえば、憂鬱な絵は憂鬱な心理状態に置かれ、陽気な絵は陽気な心理状態に置かれていることになるはずである。しかし、そんなことはありえない。そこでグッドマンが付け加える第二の論点は、絵に心的な言葉が當

21 Goodman [1976], Chap.2.

22 グッドマンは、この論点を次のようなややシニカルな言い方で表明している。「述語は、それが隠喩的に適合する対象になぜ適合するかという問題は、述語が、それが字義的に適合する対象になぜ適合するかという問題とほぼ同じものである。どちらの問題に関してもあまりいい答えがないとすれば、おそらくそれは、問題自体が本当の問題ではないからである。いずれにしろ、《事物はなぜ、それが字義的にであれ隠喩的にであれ所有する性質を所有するのか——事物はなぜ現にある通りのものなのか——》ということについての一般的説明は、宇宙論者におまかせする」(Goodman [1976], Chap.2, sec.7, p.78)。

はある場合の言葉の適用は「隠喩的」だ、というものである。「憂鬱」や「陽気」と呼ばれる絵は、文字通りの意味で憂鬱や陽気なのではなく、単にそのような心理状態に準えられているだけだ、と。しかし、同時にグッドマンが力説するのは、こうした隠喩的適用が、依然として真なる適用だという点である。グッドマンは、通例の字義を真実、隠喩を虚偽と対応づけたがる一部の通念には断固と反対して、絵を陽気や憂鬱と呼ぶ隠喩がれっきとした真実であることを擁護するのである<sup>23</sup>。

では、絵が一定の感情を表現することは、絵がその感情を隠喩的な意味で所有すること、と同等視できるだろうか。しかし、グッドマンは、こうした説明ではまだ何かがたりないと考える。通常の理解では、絵が何かを表すというのは、記号作用である。しかし、絵が一定の性質を所有するというのは、それ自体では、いかなる記号作用でもない。とすれば、表現機能の説明は、そこにいかなる記号作用が関与しているかを明示しなければならない。そして、そのためには、グッドマンが引き合いに出すのが、「例示 (exemplification)」という概念である。グッドマンがその典型とみなすのは、仕立屋の見本帳に貼ってある布きれの働きである。布きれはさまざまな性質を持つが、しかし、特にその一部の性質——一定の材質や図柄——に関して、そのサンプルとして機能する。この、ある一群のものを代表する見本になるという機能が、例示である。そして、グッドマンによれば、絵画的な表現もまた例示にほかならない。そこで、第三の論点はこうなる。すなわち、絵が一定の性質を表現していると言えるのは、絵が、その性質を隠喩的な意味において所有し、かつ、その性質を例示するという場合だ、と<sup>24</sup>。これがグッドマンの表現論の中心的な論点である。

先に述べたように、以上のグッドマンの議論は、絵の表現性の問題に多くの注目を集める上で大きく貢献した。しかし、もちろん、そのことは、グッドマン理論が正しいという評価と同じことではない。

ここでは、例示の概念が表現概念の分析に相応しいかどうかという最も基本的な問題には立ち入らないこととしたい。それについては別の機会に立ち入った検討を行なったことがあるからである<sup>25</sup>。その他の残された多くの問題の中から、以下では、グッドマン理論の大きな特色と関連する一つの点に焦点を置くこととしたい。それは、先ほど触れた説明の順序の逆転が、はたして成功しているのかどうかという点である。この点については、やはり懐疑的なコメントを付さざるを得ない。もちろん、私は、絵が表現的な性質を持つことと、絵に心的な語彙が当てはまるとのあいだに、密接なつながりがあることを、否定するつもりはない。しかし、両者を単純に同等視できるのかどうか。この点には、控えめに言っても大きな疑問が残る。その疑問に具体的な形を与えるため、二つの関連事実を指摘しておこう。

23 Goodman [1976], Chap.2, sec.5.

24 *Ibid.*, sec.9.

25 Cf. 清塚 [1999a].

一つは、絵の表現内容と、絵に当てはまる心的な語彙のあいだに、大きな食い違いがありうることである。この点は、アンソニー・サヴィレの次の発言に的確に要約されている。

「キリストの磔刑を描いたレンブラントのエッチングは絶望（despair）を表現しているが、そのエッチングが絶望的（despairing）だとは言いにくいし、切羽詰っている（desperate）とはなおのこと言いにくい。また、現代の理論によれば、バロックの舞曲は熱と熱心さ（heat and eagerness）を表現しているのだとされるが、その踊りが熱く熱心である（hot and eager）のかどうかは疑わしい」<sup>26</sup>。

もちろん、サヴィレも断っているように、こうした不一致は全面的なものではない。サヴィレが挙げている例で言えば、たとえば、嵐を描いたライスダールの絵は、陰鬱（gloom）を表現し、かつ、「陰鬱だ（gloomy）」と呼ばれるに相応しい、というふうに<sup>27</sup>。とはいえる、このような対応関係が全ての事例を覆い尽くすわけではない以上、やはりグッドマン理論は、表現概念をどこかで捉え損なっていると言わざるをえないようと思われる。

ことによるところの指摘は、グッドマン理論に共鳴する人から見れば、致命的な欠陥をつくものではなく、自然言語の気まぐれにつけこむ揚げ足取りのように映るかもしれない。しかし、百歩譲って、絵の表現内容と、絵に当てはまる心的な語彙とが原則的に一致することを仮に受け入れたとしても、依然としてもう一つ、大きな問題が残っている。それは、絵の表現内容と、絵に当てはまる心的な語彙のあいだに、内容の特定性の点で、非常に大きな落差、不釣り合いがあるという問題である。

この点も、具体例で考えたほうが早い。たとえば、絵が不安を表現していると言うことと、絵に「不安」という言葉が当てはまるることは、密接に関連する。しかし、絵が表現している不安の内容は、けっしてたんに、「不安」という一語で尽くされるものではない。たとえば、われわれがムンクの『叫び』を前にして見てとる感情は、大まかには「不安」と呼べるとしても、より正確には、ある特有の不安とでも呼ぶべきものである。そして、ではそれはどのような不安かと問い合わせされれば、思いつく限りでいろいろな限定句を挙げるとしても、おそらく最終的には、われわれは当の絵に言及して、「それはムンクの『叫び』が表しているような不安だ」というふうに、作品そのものへの言及を限定句に織り込まなければ特定できない。こうした場合にわれわれが行なっているのは、ありきたりの言い方をすれば、作品そのものに語らせること、である。もっと正確に言い直せば、われわれは作品の表現内容を特定するために、作品そのものの見え方に注意を促しているのである。こうした場合、われわれは言葉で作品の表現内容を直接に特定することができないために、その表現内容の担い手である当の絵を直示しているわけである。

26 Savile [1971], p.13.

27 Cf. *ibid.*

ある。このことが示しているのは、絵が一定の感情を表現しているということを、その感情に見合う言葉がその絵に当てはまることと、単純には同等視できないことである。「その感情に見合う言葉」に相応しい十分な特定性をもった言葉は、一般には存在しないからである。

もちろん、この点についても留保条件がある。というのも、言語的な規定が、絵の表現内容の理解に対して積極的な貢献をまったく行なわないと断定するのは、それはそれで行き過ぎだからである。古来、作品に関する批評が作品の理解に大きな影響を及ぼしてきたことを考えるならば、表現内容の理解ということに関して、余人にはできない卓抜な批評が、一般の人々による理解内容を豊かで多彩なものにする可能性も認めるべきだろう。すべての批評がではないとしても、少なくとも的を射たとみなされるような批評は、言葉を通じて絵の新しい見方を人々に示唆し、その結果、人々が絵の表現内容として受け取る内容にも変化が生じる。その限りでは、言葉は絵の表現機能に貢献し、それをより豊かで深みのあるものへと洗練すると言える<sup>28</sup>。

とはいえ、さまざまな批評によって絵のさまざまな見方が提示され、それに応じて絵の表現内容についてのさまざまな解釈の可能性が切り開かれることは認めるとしても、そのような可能性の幅にはやはり一定の制約があることは強調しておくべきである。一つの絵について可能な批評はたしかに多様でありうるが、それらが当の絵についての的を射た批評であるためには、それらはやはり、当の絵を見るという知覚経験と釣り合うものでなければならない。けっして、批評したいで、どのような絵にも、随意の内容を持たせうるというわけにはいかない。適切な批評とは、作品そのものの知覚によって裏付けられうるような、いわば目で見て確認できる批評である。そして、グッドマン理論に対してどうしても不満に思わざるをえないのは、この「目で見て確認」するということの重みに、十分な配慮がなされていないという点である。

グッドマン理論へのこうした不満を解消しつつ、絵の表現機能を理論的理解を深めるための手がかりとして、次に、グッドマン理論とは対照的なリチャード・ウォルハイムの理論に目を向けておこう。

## 5 ウォルハイムの理論

この節では、ウォルハイムの絵画論、特に絵の表現機能についての分析を簡単に紹介すると共に、その問題点について簡単に考察を行うことで、表現の理論に残された今後の検討課題を確認しておくこととしたい。

ウォルハイムの絵画論<sup>29</sup>の特色としてまず確認しておかなければならぬのは、先のグッド

28 こうした事情をとらえて、グッドマンは、「言語の形成的な力 (the formative force of language)」と言い、それによって絵の表現内容が「構成」されるという言い方をしている (Goodman [1976], Chap.2, sec.9, p.88)。

29 ウォルハイムの絵画論は次の二連の著作で展開されている。R.Wollheim [1980], [1974], [1987], [1993].

マンとは対照的に、絵の働きを、絵を見る知覚経験の持つ独特の性格の分析を通じて明らかにしようとする姿勢である。この点は、絵が一定の事物を再現・描写するという働きの場合にも、絵が一定の感情を表現するという働きの場合も同様である。前者の場合については、ウォルハイムが力説するのは、絵を見る経験が独特の二面性（two-foldness）を持つことである。つまり、絵を見る経験は、（通常の具象画を念頭に置くならば）、一面では線描や彩色を施された物理的な平面を見ることだが、同時にまた、たとえば一定の風貌の人の姿を見ることでもある。しかも絵画経験においては、この二つの「見る」ことが同一の経験の二つの側面として不可分離的に融合している。このような二面性を持った知覚経験を、ウォルハイムは「～の中に見ること（seeing-in）」と呼び、それこそが絵による描写の働きを支える基盤であることを力説している。

さて、本稿の主題は直接には表現であって、再現・描写は本題からは外れるから、以上の二面性や「～の中に見ること」に関するウォルハイムの議論の是非については、ここでは立ち入らない<sup>30</sup>。確認しておく必要があるのはただ、絵の表現機能が問題となるときには、こうした二面性を備えた「～の中に見ること」の経験に、さらにもう一つの次元が付け加わるという点である。すなわち、絵が一定の感情を表現するためには、われわれが絵を見て、その中に一定の人物や事物や風景等を見るというだけでなく、さらに、その視覚経験に一定の感情が伴っている必要がある、ということである。

この一定の感情が伴うということに関してウォルハイムが強調するのは、それがけっして、絵の中に何かを見るという経験と独立し、そこからの結果として生じるもう一つの経験なのでないという点である。絵を見ることがきっかけとなって人がある愉快な（あるいは不愉快な）出来事を思い出し、愉快に（あるいは不愉快に）なるという場合、そのことをもって当の愉快さや不愉快さを絵の表現内容と見なすのは強引に過ぎるだろう。絵の表現内容とみなされるべき感情は、絵の中に何かを見るという経験とともに密接に融合した、統一的な経験の一要素をなしているような感情でなければならないと考えられる。このような複合的な知覚経験を、ウォルハイムは「表現的な知覚（expressive perception）」と呼ぶ。そして、ウォルハイム理論では、絵が感情を表現することを可能にしているのは、その絵を対象とした表現的な知覚にほかならない。

もちろん、このように言うだけでは、まだ表現とは何かについて実質的なことは何も述べられていない。正確なところ、表現的な知覚とは、何なのか。知覚に感情が伴うといつても、その伴い方はどのようなものなのか。また、知覚経験に感情が伴うことが、どのようなしかたで、知覚対象である絵の側の性質と関連を持つのか。こうした一連の関連しあった疑問に答える手が

---

30 これについては別の機会にやや詳しく論じたことがある。Cf. 清塚 [2002]。

かりとしてウォルハイムが引き合いに出すのが、「照応 (correspondence)」の概念である<sup>31</sup>。事物の見え方を、われわれ自身の心理状態に見合う (correspond) ものとして知覚すること、それが表現的知覚だ、というのがウォルハイムの説明である。

しかし、では事物の見え方がわれわれの心理状態に見合うとはどういうことなのか。こうした疑問に答えるに当たって、ウォルハイムはまず「照応」現象の二つの典型的な事例に注意を促している。

一つは、感情が風景に彩りを添える、というたぐいの事例である。「われわれが突然の成功を味わったり、愛情関係のもつれや破綻に苦しんだりしているときには、世界全体が、つまり世界そのものとそのすべての細部が、当の感情から促される光の下で姿を現す。世界は、きらめき、まばゆく見えたり、また寒々しくよそよそしい場所に見えたりする。しかもその理由は、世界の在り方ではなく、われわれの在り方にある」(Wollheim [1987], p.81)。

もう一つの種類の事例は、逆に、風景のほうがわれわれを一定の感情や気分へと誘うたぐいのものである。この点についても、同じくウォルハイム自身の言葉を借りよう。「われわれはたとえば田舎の道を一人でドライブしている。そこは海からさほど遠くない。角を曲がると突然、険しい岩場が海にせり出しているのが見える。水面近くを水鳥が飛び、一軒の小屋が見えるのが唯一の人間の気配である。……〔こうした場合〕、二つの風景のあいだの違いに見合う微妙な色合いを帯びた孤独感や絶望感がわれわれに忍び寄る」(ibid.)。

これらの事例のどちらにおいても、風景が一定の見え方をすることと、われわれが一定の感情や気分を味わうことは、最初の時点では単独で成立しているが、ある段階から後になると、両者は、単に同時並行的に起こっているだけでなく、互いに同調し合い、不可分の形で融合した一つの複合的な経験を形成するように思われる。それが、ウォルハイムの言う「照応」の意味である。

こうした事例はだれもが身に覚えのある身近な例であり、その限りでは、照応現象が何であるかは、すでにわれわれのだれにとっても明らかである。しかし、そのことを指摘するだけでは、先ほど提起した、この場合の「見合う」とはどういうことなのか、という疑問は、解消されない。風景や事物がわれわれの側の感情や気分と見合う見え方をするという場合に、風景や事物の側がもっている、われわれの感情や気分と見合うような性質とは、正確にはどのような性質なのか。それは、われわれの側の一定の感情や気分に見合うものとして、一定の心的な語彙を用いて特定されるという意味では、単なる物理的な性質ではなく、心的な性格を帯びた性質だと言わなければならない。しかし、もちろん、風景や事物がそのような性質を持つとみなすことは、風景や事物が心を持つとみなすこととは、やはり異なる。しかし、それでは、われわれ

31 この概念は神秘家スウェーデンボルグに由来するものとして、またボードレールがその詩の中で繰り返し援用しているものとしても知られ、その文脈では「万物照応」などとも訳される。 Cf. Wollheim [1987], p.82; see also Wollheim [1993].

が一定の感情や気分を表す語彙を用いて風景や事物に帰する性質——それらの感情や気分に見合う性質——とは、どのような性質なのか。

この問い合わせるさいに答えるさいにウォルハイムが依拠するのは、「投影（projection）」という心の働きについての考察である。といっても、ウォルハイムはけっして、投影現象全般について踏み込んだ分析を行っているわけではない。彼はただ、当面の文脈での投影の意味を明確化するための最小限の説明として、投影の二つの形態を区別するにとどめている。それらは、ウォルハイムの呼び方では、「単純な」投影と「複雑な」投影である。単純な投影というのは、一定の感情を持っている人が、その感情を別の人へ投影する、という働きである。その例として、ウォルハイムは、強い悲しみにうちひしがれている人が、目に映る他の人もまた自分と同じような感情を抱いているかのように考えるような場合を挙げている。他方、複雑な投影とは、一定の感情を持っている人が、その感情を風景全体に投影する場合である。いわば、風景全体が、感情によって彩られるという事例である。言うまでもなく、この後者の事例は、先に照応現象とは何かを説明する際に持ち出したのと同質の事例である。そして、この種の事例において働いている「複雑な投影」こそが照応現象の源泉にあたる、というのがウォルハイムの見解である。

ウォルハイム自身が認めているように、われわれはけっして、照応のすべての事例において、みずからが行う投影を自覚しているわけではない。先に照応現象を説明する際に援用したもう一種類の事例、つまり風景の見え方が発端となって一定の感情や気分が生じるような事例の場合、照応関係は、われわれが行う投影の所産というより、むしろ風景そのものの持つ形状からの端的な帰結だと言いたくなる。とはいえ、ウォルハイムによれば、投影現象のすべての事例は、何らかの形で、過去に行われた投影に由来している（ウォルハイムは、照応の現象は、過去に行われた投影を *intimate* している、という言い方をしている）。こうして、要約的に言えば、ウォルハイム理論では、照応現象の起源は投影にある。

ここであらためて、先に提起した問い合わせに立ち返ろう。それは、次のような問い合わせだった。すなわち、一方におけるわれわれの感情や気分と、他方における風景や事物の見え方の間に照応が成り立っている場合に、そのような照応を成り立たせている風景や事物の側の性質は、どのような性質なのか。こうした問い合わせに対して、いまやウォルハイムは、次のように答えることができる。つまり、それは、風景や事物が、われわれが行う投影の結果として持つに至る性質である、というふうに。この種の性質のことを、ウォルハイムは、「投影的性質（projective properties）」と呼んでいる。

事物のもとにこのような投影的な性質を見ること、それが——話をこの節の冒頭に戻せば——「表現的な知覚」の実質である。そして、絵による感情の表現を可能にしているのは、ウォルハイムによれば、この表現的知覚という独自の知覚作用である。自然界の事物や風景を見るときだけでなく、絵に描かれた風景や事物等を見るときにも、われわれはそのもとに投影的な

性質を見る。そのことが、絵による感情表現の基盤である。とはいえば、自然界の事物のもとに投影的性質を見る場合と、絵の中の事物のもとに投影的性質を見る場合とでは、一つの大きな違いがある、とウォルハイムは言う。それは、そこにどのような投影的性質を見るのが正しいかを決める正しさの尺度が、存在しているかどうかの違いである。自然界の事物のもとに投影的性質を見るときには、そこにどのような投影的性質を見るかは人によっても場合によってもさまざまなものであり、どんな投影的性質を見るべきかについて一律な規範は存在しない。しかし、絵の場合には、そのような規範が存在する。そして、それは（広い意味での）作者の意図だ、というのがウォルハイムの見解である。この点については、本人の言葉を引用しておこう。

「論理的にみても歴史的にみても、表現的な知覚は表現に先立つ。そして、表現が登場てくるとき、その到来を告げるのは、表現的な知覚にいまや正しさや間違いの尺度が課されているという事情である。この尺度は、描写・再現に課される尺度と同様、画家が何を意図し、何を達成したかということに由来する。われわれが佇んで田園風景の一画に目を向けるとき、その風景を見る唯一正しい表現的な知覚の仕方が存在するわけではない。たとえ、たまたま誰もが同じような仕方でその風景を見るとしてもである。しかし、風景画を見るときには、……その見方には正しいものと間違ったものがあり、しかも、どの場合にも、絵が正しい仕方で見られているならば、画家が〔作品という形で〕実現した意図と一致するような経験が得られる」<sup>32</sup>。

論旨は十分に明瞭だと思われるが、「意図」という問題含みの用語について、最小限の補足として二点に触れておこう。第一に、ここで問題になっている「意図」は、画家が創作に先立って頭の中に抱く心的イメージのような、いわば事前に思い描かれた意図のようなものではなく、具体的な作品という形で実現され、作品に即して内容が特定されるような意図——ウォルハイムの言い方では「実現された意図 (fulfilled intention)」——である。第二に、ここでの「意図」は、欲求や信念や感情や思考といった一連の心の働きの一つというより、それらすべてを包括する広い意味に解されている。画家が絵を描く動機となり、かつその内容ができあがった当の作品によって特定されるような一連の欲求や信念や感情や思考等々、それがここで問題にされている「意図」の実質である<sup>33</sup>。絵が一定の表現内容を担うことができるのは、絵がわれわれによる表現的な知覚の対象となり、かつ、それが作者の意図と関連づけて解釈されることによってだ——要約すればそれが、ウォルハイム理論の骨子である。

さて、やや説明が長くなつたが、以上が、絵画による感情の表現ということに関するウォルハイムの理論の概略である。あえてウォルハイム理論の紹介に紙幅を割いたのは、それが、先

32 Wollheim [1987], pp.85-86.

33 Cf. Wollheim [1987], p.18f.

に第三節でも触れたような、作者の心的な態度、受け手の心的な態度、さらに作品そのものの在り方、という表現と関連する三つの要因に目配りを聴かせたバランスの取れた理論になっているからである。とはいえる、ウォルハイム理論が多くの点でいまだ素描の域を超えず、さまざまな補足を必要としていることも、明らかである。もはやその点を詳細に論ずる余裕はなくなったが、以下では、最も重要と思われる一つの点に焦点を絞って問題点の指摘を行うことで、今後の理論的な展開の見通しを確認しておくこととしたい。

焦点に置きたい一つの点とは、「投影」の概念である。

見てきたように、投影の概念は、ウォルハイムの表現論の鍵概念の一つであり、照応という、表現ということを理解する上でもっとも基本的な事実に対する解明項の役割を担っている。しかし、はたして投影の概念は、この重責に堪えるのだろうか。

問題の所在をはっきりさせるため、まず次のような問い合わせてみよう。すなわち、投影の概念を持ち出すことは、絵の表現機能についての説明を、過度に主観化する結果になりはしないか、と。一方において、絵による感情の表現ということが問題となるときには、暗黙の前提として、表現される感情は、絵に変化がない限りは、だれが見る場合であってもおおむね同じだと考えられている。受け止め方に個人差があることは認めるとしても、同じ絵の表現内容が人ごとに異なるというふうには、ふつうは考えられていない。しかし、他方、世間一般の通念として、人々が——自然界のあれ、絵の中のあれ——さまざまな風景や事物に触れて抱く感情や気分は、人ごとに多様であり、見ている風景や事物が同じであっても、けっして一様のものとはならない。同じ人が同じ風景や事物を見るときでも、その時々で人の抱く感情や気分はさまざまである。しかし、投影の起点となるのが、このように個人差が大きく、個人の内部でも折に触れて流動するようなその時々の感情や気分なのだとすると、そこからの投影によって、相対的に恒常的とみなされている絵画の表現内容を説明することが、はたしてできるのかどうか。投影の起点が、人ごと、その時ごとに変動しているのだとすれば、絵に帰される表現内容もまた、絵を見る人ごと、見るときごとに変動するという理屈になるのではないだろうか。しかし、それは、絵の表現内容に関する通念には反するのではないか。

これはだれもがまず思いつく素朴な疑問である。ウォルハイムもそれは見越しており、一定の補足的な論点を付け加えている。それは、投影の発達段階に関わるものである。ウォルハイムによれば、投影には、未熟な「原始的」段階と、「成熟」した段階がある。未熟な段階では、投影はきまぐれである。それは対象を選ばず、一定の感情が生じる度ごとにそれをその都度の外部に投影する形で行われる。この場合、投影前の風景や事物の見え方と、そこに投影される感情や気分の間に、規則的な関連性はない。しかし、ウォルハイムによれば、「投影が成熟すると、投影的な性質は、投影先の特徴と何らかの依存関係を持つようになる」(Wollheim [1987], p.83) のだという。ただし、世界のどのような部分にどのような感情を投影するのがふさわしい

かは、瞬時に明らかになる事柄ではなく、試行錯誤の末にようやく分かるものだ、とウォルハイムは付け加える。そのような試行錯誤、さらには個人的な生活スタイルや当人を取り巻く文化的環境、といった多くの要因が重なり合った末に、最終的にある安定した投影パターンが確立される。そして、このように投影パターンがしだいに安定していった最終結果として成立するのが、表現的な知覚だ、というのがウォルハイムの説明である<sup>34</sup>。

この補足説明のポイントは、一方における、それ自体としては流動的な投影と、他方における、相対的に安定性のある表現内容とを橋渡しするために、投影される感情と、投影先の事物の持つある恒常的な特徴とを、関連づける点である。そして、両者の間に安定した関連性が確立されて初めて、安定した内容をもった表現的な知覚が、さらには表現が成り立つ、というのがここでの論旨である。とはいって、ここでウォルハイムは、あるジレンマに陥っているように見える。その点の確認のため、ややくどくなるが、ここまで考察の流れを簡単に振り返ってみよう。

絵の表現機能を明らかにするためにウォルハイムがまず着目したのは、表現的な知覚という独自の知覚作用だった。ついで、表現的な知覚は、知覚者の内面の状態と、知覚される風景な事物の在り方との間に、照応 (correspondence) が成り立つことの知覚、として説明された。そしてさらに、そのような照応を成り立たせる事物の側の特殊な在り方が、われわれの行う投影の結果として事物が投影的な性質を帯びること、として説明された。逆向きに言い直せば、投影の結果として事物が投影的な性質を帯び、その結果として、事物の在り方とわれわれの内面の状態との間に照応関係が生じ、その照応関係を知覚することが表現的な知覚だ、というのがここまで話の流れである。しかし、はたして投影という概念が、以上の分析の中でそこに負わされている役割を本当に担いうるのかどうか、というのが先に提起した疑問だった。こうした疑問に対して、ウォルハイムは、成熟した投影は事物の側の一定の在り方と対応関係を持ち、そのゆえに、気まぐれではなくある安定性を持つのだ、という論点を付け加えた。しかし、ここで想定されている対応関係とは、何なのか。もしもそれが、投影からの結果として成り立つとされていた照応と同じものならば、照応は投影の所産だという基本的な論点が事実上撤回されることになる。そして、ウォルハイムがその論点の撤回を意図していないことは、明らかである。しかし、逆に、もしもそれが照応とは別のものなのだとしたら、それが何であるのかについてさらに説明が求められることになる。さらに言えば、投影よりもむしろ、それを裏付ける対応関係——ウォルハイムはそれを「親和性 (affinity)」とも呼んでいる——の方が、表現概念に対する最終的な解明項としてより重要だということにもなる。しかし、では投影よりももっと基本的な、内面と外面との間の対応関係とは、より正確にはどんな関係なのか。別の言い方をすれば、投影が、それにふさわしい在り方をしている事物に対して行われるという場合

---

34 *Ibid*, pp.83-84.

に、その「ふさわしさ」の実質をなしているのは、事物の側のどのような性質なのか。

こうした事情について、ウォルハイムの回答はあまり歯切れのよいものではない。少し長くなるが、この点に関するウォルハイムのおそらく最後の言葉を、次に引用しておこう。

私はまだ、心理状態と、その投影先となる自然の諸部分との間の親和性 (affinity) については、詳しいことは何も述べていない。そのことは、これまでの説明の空隙 (lacuna) のように思われるかもしれない。しかし、これ以上に何を望むというのか。もしも、望まれているものが、ある特定の感情の投影先となるために、自然が正確にどのような見え方をしていなければならないかということであるならば、その要求は満たされないままとならざるを得ない。なぜなら、自然のある側面がある一定の感情の投影に適しているということの理由を述べるさいには、単なる親和性を投影的性質へと高めるかのような言い方が避けがたいが、じっさいには、親和性は——少なくとも私の考えでは——投影的性質の基盤にすぎないからである。

照応の現象が、投影と投影的性質によって与えられる枠組みにうまく収まるという点については、以上によって十分な説明が与えられたものと、私は期待している。考え方は、手短に言えば、こうである。自然のある部分が、ある心理現象と照応するとみなされる場合、その理由は、その部分が、その状態に見合うものとして知覚されうること、あるいはそれが、われわれがそこに問題の状態を投影してよい（あるいは投影してしかるべき）部分であることがある。それがこのような仕方で知覚されうることは、二つの要因（それらの要因は、それぞれ独立にも、こうした結果をもたらしうる）からの結果である。すなわち、自然における親和性と、内的状態を投影するわれわれの能力とである（Wollheim [1993], p.154）。

ここでは、心の状態と事物の状態との間の照応の起源として、投影に加えて、「自然における親和性」の重要性が指摘されているが、では親和性とは何かという点については、《それは投影的性質と同じものではなく、その自然的な基盤にあたる何かだ》という点の確認が行われているにとどまり、積極的な特徴付けは何も行われていない。というより、ここでは、その点の積極的な特徴付けは不可能であることが確認されているようにさえ見える。もしも、「自然における親和性」なるものを、心的な状態と照応し、心的な語彙を適用するのにふさわしいような事物の状態、というふうに特徴づけてしまえば、「親和性」を投影的性質と同一視してしまう結果になる。かといって、それを、心的な状態とは照応しない純然たる物理的な状態として特徴づけるならば、こんどは、それが心的な状態の投影先としてふさわしいという点の理由がはっきりしなくなってしまう。ウォルハイムがこうしたジレンマからの出口をどこに求めようとしている

たのかは、はっきりしない。その点は、先の引用の中でウォルハイム自身が危惧しているように、彼の理論の「空隙」だと言わざるを得ないように思われる。

この「空隙」を埋めるにはどうしたらいいのか。最後にその点について、簡単に見通しのみを確認しておこう。

投影を促すものが何であるかについての記述が、ウォルハイムの場合のように、異様に困難な仕事のように思われてしまう背景にあるのは、心的なものと物的なものに関する二元論的な考え方である。「二元論」という言い方が抽象的すぎるなら、それを当面の脈絡に即して次のようにパラフレーズしてもよい。

われわれが五官の働きを通じて観察することのできる事物の外形はあくまで物理的な現象であって、そこに心的な働きを言い表す語彙が当てはまることは、文字通りの意味ではありえない。それにもかかわらず、そこに心的な語彙が当てはまるとすれば、そこには、心の状態を外界に投影する、という心の側の積極的な働きが関与しているはずだ。われわれが観察する事物の外形が、いかなる投影とも独立に、それ自体としてある心的な語彙の適用を保証するようなことは、ありえない。

こうした枠組みの中で表現の問題を考える限り、ウォルハイムのように、「投影」の概念に表現を理解する鍵を求めるることは、極めて自然だと言える。しかしながら、こうした枠組みの内部で考えている限り、さきほどウォルハイムの場合に即して指摘したように、投影がなぜランダムでなく、投影先の自然的事物の在り方に促された安定したパターンを獲得するのかについて、説得的な説明を与えるのは困難である。事物の一定の特徴に対して一定の心的な状態を投影することが適切なのは、素朴に考えれば、その特徴がそのような投影にふさわしい心的な性格を帶びているからだ、と思われる。しかし、上の二元論の枠組みからすれば、物的な事物の特徴が心的な性格を帶びるとすれば、それは投影の結果でなければならない。とすれば、当の投影の適切さを説明するために、投影先の事物がすでに心的な性格を帶びていることを前提するわけにはいかない。

こうした行き詰まりを開拓するには、どうしたらいいのか。こうした設問に対して、答えの大まかな方向性自体は、明らかである。つまり、そのためには、上記のような二元論の枠組みを取り扱いさえすればよい。しかし、では二元論の枠組みを取り扱うとは、具体的に何を意味するのか。この点についてここで直ちに詳細な議論を展開する余裕はないが、しかし、どんな道筋が念頭に置かれているかを具体的な事例の提示によって示唆することならばできる。具体的な事例とは、カッシャーラーを始めとする論者が注目してきたいわゆる表情現象である。ここでは、身近な先達として、廣松涉の表情論から印象的な一節を引用しておきたい。

風景に眼を向けて見よう。われわれの日常如実の体験相においては、いま例え、「裏山の松の樹はガッシリとしているが、大枝はノタウッテいる。崖にかけて淡竹がスクスクと伸びており、葉先はピンと張っている。……小川はサラサラと流れ、魚はスイスイと泳いでいる。雪がヒラヒラと舞い始め、やがてシズシズと降りしきる。松はコンモリと雪帽子を被り、いよいよドッシリと落付いて見える。一陣の風がサッと捲き起り、雪がパッと散る。が、松はカタクナに立っている。竹はタワワに軋み、雀がピョンピョンと枝渡りすると、ドタドタと雪が零れる。夕陽がノンビリと傾き、月影がソッと忍び寄って来る。…」。環界的情景は表情性に満ち充ちている<sup>35</sup>。

ここでカタカナ書きで記述されているような事物の在り方を考える上で重要なのは、それが、だれもが確認できる公共性を持った現象でありながら、同時に、純然たる物理現象というより、「表情」という呼び名がふさわしいような、どこか心的な性格を帯びた現象だという点である。しかし、心的な性格を帯びていると言っても、自然的な事物が呈するこれらさまざまな表情のひとつひとつは、けっして、人間の心の特定の状態と明確な対応関係を持つわけではない。である以上、自然的な事物のこれらの表情は、人間の心の状態を投影したものとしては、理解できない。むしろ、それは投影以前に、端的に、自然的な事物のもとに見出される。この種の表情現象は、心的な性格を帯びた現象でありながら、けっして内面的ではなく、また内面的なものの投影とも解しえない。またそれは、だれに目にも明らかであるという意味において、公共性を備えている。廣松は——そしてまた、それに先立つカッシーラー<sup>36</sup>は——こうした現象との遭遇を、主客の二分化に先立つ原初的な経験として位置づけ、そこに、他我認識の問題を解決するための拠り所を求めている。そのような位置づけの是非についての詳論はここでは省くが、いずれにしろ、表情現象が、二元論の枠組みではとらえにくい、しかもその存在を否定しがたい所とみなされねばならないことは、明らかだと思われる。そして、本稿の文脈から見て特に重要なのは、表情現象への注目が、投影概念をめぐる先ほどの行き詰まりを開拓する手がかりを示唆してくれるという点である。

投影がけっして人ごとに（またその時々で）ばらばらではなく、ある安定したパターンを持つ理由を説明するためには、投影される心理状態と、投影先の事物の在り方との間に、一定の対応関係を想定する必要があると思われる。そして、そのような想定は、投影先の当の事物が、投影に先立って、どこか心的な性格を帯びているという想定を、伴わざるをえないように思われる。しかし、そのような補足的な想定は、《物理的な事物が心的な性格を帯びるのは、あくまで、

35 廣松 [1996], p.462.

36 カッシーラー [1994]、第三巻第一部「表情機能と表情世界」。ちなみに、カッシーラーや廣松らの表情論を絵画の問題との関連で継承・発展させる近年における試みとして菅野 [1999]、特にその第三部は、たいへん刺激的であり、教えられるところが多い。とはいって、それを本稿の議論と対質させる作業は、別の機会に譲らざるをえない。

投影の所産としてだ》という元々の前提には反する。その点で、ウォルハイム理論は行き詰まっているように見えた。しかし、表情現象についての考察は、この前提を取り下げる、状況を新しい目で見直すための出発点を提供してくれるようと思われる。まず、事物が、いかなる投影にも先だって、どこか心的な性格を帯びていること（つまり一定の表情を呈していること）を端的な事実として認めよう。この場合、いかなる投影にも先だって、というのは、単に時間的に先行するだけでなく、先にも簡単に触れたように、表情の実質的な内容に照らして、表情現象が、人間の内面的な状態の投影とはみなしがたい、という現象学的な考察によるものもある。しかし表情現象は、心理状態と単純に対応するものではないが、しかし、その独特な心的な性格のゆえに、人間の心理状態を外部の事物に投影することを促す、投影の自然的な基盤の役割は果たしてくれると思われる。ウォルハイムの言い方で言えば、投影を安定させる「自然における親和性」の実質にあたるのが、表情現象だと考えられるのである。

こうした見通したがまだ多分に図式的であり、また推測的にとどまることは、認めなければならない。とはいっても、そこに必要な細部を補って肉付けを施す仕事は、また別の機会に譲らざるをえない。

## [文 献 表]

- Beardsley, M., 1981, *Aesthetics* 2nd ed., Indianapolis. [本書の本文は 1958 年刊行の初版を引き継いでいる。]
- Bousma, O.K., 1950, "The Expression Theory of Art", in M. Black ed., *Philosophical Analysis: A Collection of Essays*, Prentice-Hall, pp.71-96.
- Carroll, Noel., 1999, *Philosophy of Art: A Contemporary Introduction*, Routledge.
- カッシーラー（木田元・村岡晋一訳），1994，『シンボル形式の哲学（三）』岩波書店。  
[原著は Ernst Cassirer, *Die Philosophie der Symbolischen Formen*, Bd. III. *Phaenomenologie der Erkenntnis*, 1929.]
- Da Vinci, Leonardo., 1952, *The Notebooks of Leonardo Da Vinci* (The World's Classics), Selected and edited by Irna A. Richter, Oxford U.P.
- Davies, Stephen., 1994, *Musical Meaning and Expression*, Cornell U.P.
- Davies, Stephen., 2006, *The Philosophy of Art*, Blackwell.
- Eldridge, R.T., 2003, *An Introduction to the Philosophy of Art*, Cambridge U.P.
- Gaut, Berys and Dominic M. Lopes (eds.), 2005, *The Routledge Companion to Aesthetics*, 2nd ed., Routledge.
- Gombrich, E.H., 1963, "Expression and Communication", in his *Meditations on*

- Hobby Horses and Other Essays*, Phaidon Press. [二見史郎・横山勝彦・谷川渥訳『棒馬考』勁草書房, 1994年]
- Gombrich, E.H., 1996, "Four Theories of Artistic Expression", in R.Woodfield ed., *Gombrich on Art and Psychology*, Manchester U.P., pp.141-155.
- Gombrich, E.H., 1960, *Art and Illusion*, Princeton U.P. [瀬戸慶久訳『芸術と幻影』岩崎美術社, 1979年]
- Goodman, N., 1976, *The Languages of Art* 2nd ed., Indianapolis.
- 廣松涉, 1996, 『表情』, 『広松渉著作集 第四巻』(岩波書店) 所収。[もとは単行本として 1989 年に弘文堂より刊行された。]
- Hospers, J., 1955, "The Concept of Expression", in *Proceedings of Aristotelian Society*, 55, pp.313-344.
- Kivy, Peter., 1984, *Sound and Semblance*, Princeton U.P.
- Kivy, Peter., 1989, *Sound Sentiment*, Temple U.P. [初版は *The Corded Shell: Reflections on Musical Expression* の表題で 1980 年に刊行された。]
- 清塚邦彦, 1999a, 「ネルソン・グッドマンの記号論：例示の概念を中心に」『山形大学紀要（人文科学）』第 14 卷, 第 2 号, 37-66 頁
- 清塚邦彦, 1999b, 「像と模像」『東北哲学会年報』第 15 卷, 28-44 頁
- 清塚邦彦, 2002, 「絵画的な描写について：哲学的分析」『山形大学紀要（人文科学）』第 15 卷, 第 1 号, 41-74 頁
- Levinson, Jerrold. (ed.), 2003, *The Oxford Handbook of Aesthetics*, Oxford U.P.
- Manns, James W., 1998, *Aesthetics*, M.E.Sharpe
- Savile, Anthony., 1971, "Nelson Goodman's 'Languages of Art': A Study", *British Journal of Aesthetics*, vol.11. no.1, pp.3-27.
- Scruton, R., 1974, *Art and Imagination*, Methuen.
- Scruton, R., 1983, *Aesthetic Understanding*, Methuen.
- シェイクスピア（木下順二訳）, 1974, 『ハムレット』(世界文学全集 7『シェイクスピア I』所収) 講談社
- Sircello, Guy., 1972, *Mind and Art*, Princeton U.P.
- 菅野盾樹, 1999, 『恣意性の神話』勁草書房。
- Tormey, Alan., 1971, *The Concept of Expression*, Princeton U.P.
- Wollheim,R., 1974, *On Art and the Mind*, Harvard U.P.
- Wollheim, R., 1980, *Art and Its Objects*, 2nd ed., Cambridge U.P. [本書の本文は 1968 年刊行の初版を引き継いでいる。]

絵画における感情の表現について：哲学的な分析——清塚

Wollheim,R., 1987, *Painting as an Art*, Princeton U.P.

Wollheim, R., 1993, *The Mind and Its Depth*, Harvard U.P.

## On Pictorial Expression of Emotions : A Philosophical Analysis

KIYOSUKA, Kunihiko

In the tradition of analytical aesthetics, the concept of 'expression' is one of the twin words which characterize semiotic functions of works of art, the other of the twin being 'representation'. While representation is usually characterized as copying of visible features of things, expression is usually conceived as signification of something invisible: emotions, feelings, thoughts, etc. This paper is an attempt to elucidate the concept of expression, concentrating on the cases of pictorial works of art.

After a short introduction to the main theme in section 1, in section 2, I take up E.H. Gombrich's survey of the research situation concerning the concept of expression. Gombrich's survey is valuable in that it stresses (in my view rightly) multiple aspects of the concept of expression. In some case, expression means arousal. In another case, it means communication. In still another case, it means representation. Gombrich urges that all these aspects are to be respected.

In section 3, I devote a series of supplementary discussions to each of the three aspects of expression in Gombrich's survey. These discussions, in my view, afford the raw data for the characterization of the concept of expression.

In section 4, after a brief survey of the theoretical situation concerning the concept of expression in analytical aesthetics, I take up Nelson Goodman's theory and pay especial attention to one of its difficulties: the neglect of perceptual experience.

Section 5 is an examination of Richard Wollheim's theory, which is in a sharp contrast to Goodman's because the latter denies, while the former affirms, the importance of experiential components of the concept of expression. In my view, Wollheim's theory is basically sound in standing on the experience's side. He is also right in carefully keeping the theoretical balance between three factors of expression: beholder's emotions (that are aroused), artist's emotions (that are communicated), and the features of the works of art themselves (its expressive qualities that represent). But I point out the

difficulties surrounding the key concept of his theory: the concept of “projection”. I argue that his theory of projection leads us to an impasse. I propose a way out from it, in the direction of Ernst Cassirer’s theory of expression in the third volume of his masterpiece, *Die Philosophie der Symbolischen Formen* (1927).

## 失われた明日のドラマ

### —島村抱月の芸術座による『その前夜』劇上演（1915）の研究—

相 沢 直 樹

は じ め に

明治から大正にかけて我が国の文芸批評に大きな足跡を残すとともに、近代劇運動を力強く牽引した島村抱月（1871-1918）が女優の松井須磨子（1886-1919）とともに坪内逍遙の文芸協会を追われるよう退会した後、彼を慕う人々に後押しされて新たに芸術座を興したのは大正2（1913）年の夏のことであった。芸術座は翌春、劇中歌「カチューシャの唄」で名高いトルストイの『復活』で一世を風靡したことがよく知られているが、この一作に限らずトルストイ、チェーホフ、ツルゲーネフといったロシア作家たち（文豪という言葉が懐かしい）の戯曲ないし小説に基づく芝居をレパートリーに加えることに吝かではなかったように見える。

その中で大正4年に帝国劇場で上演された『その前夜』は、ロシア本国はもとより世界でも珍しいツルゲーネフの同名小説のドラマ化であったことや、「いのち短し、恋せよ、少女」の節回して名高い「ゴンドラの唄」を劇中歌としていたことなど、いくつかの点で特筆される。

この芝居の劇評からは舞台の様子や人々の好みが判るのみならず、当時の日本人のロシア文学に対する理解やイメージが窺われる。また、芸術座の公演には、抱月はじめ英文学系の人たちによるロシア文学の紹介・大衆化という面が見られ、日本におけるロシア文学・文化受容という観点からも興味深いものがある。筆者はこれまでツルゲーネフの描いた『その前夜』の作品世界についての研究をしてきた経緯から、我が国におけるその舞台化になおのこと関心を抱くに至った。

本稿では、主として当時の劇評や回想等の資料を拠り所に、これまで埋もれていたこの公演を掘り起こし、舞台の様子を浮き彫りにしてみたい。

#### 1. 公演のあらまし

『その前夜』は大正4（1915）年4月26日から30日にかけて帝国劇場で行われた、芸術座の第5回公演の一演目である。帝劇は前年の3月末にトルストイ原作の『復活』で空前の大当たりを取った劇場だけに、抱月以下芸術座の面々には期するところ大であったに違いない。

この時の演し物は、ツルゲーネフ作（楠山正雄脚色）『その前夜』五幕の他に、中村吉蔵作『飯』一幕とワイルド作（島村抱月訳）『サロメ』一幕を合わせた三本立てで、松井須磨子は三本のいずれにおいても主役を演じる活躍ぶりを見せた。

帝劇公演における『その前夜』の主な登場人物と配役は以下の通りである。

エレエナ（松井須磨子）

インサロフ（武田正憲）

スタホフ（勝見庸太郎）

ベルセネフ（田中介二）

シユウビン（住田良三）

ウワル老人（中井哲）

楠山正雄の脚本によれば、「場處」は「モスクワ及びエネチア」、「時」は「一八五三年夏より一八五四年の春まで」の五幕七場構成で、「光景」は以下のように定められていた<sup>1</sup>。

第一幕 モスクワ郊外。ツァリチナ湖畔。

〔七月の午後。晴れた日の夕方〕

第二幕 第一場 モスクワ郊外。スタホフ家の書斎。

第二場 モスクワ河岸。往来の小礼拝堂。

〔共に第一幕より二ヶ月後。九月の午後。雷雨〕

第三幕 第二幕第一場と同じスタホフ家の書斎。

〔第二幕より一ヶ月後。十月の午前。雨〕

第四幕 モスクワ郊外。インサロフの下宿。

〔第三幕より一週間後の後。十一月の夕方。雪〕

第五幕 第一場 エネチアの町。大運河の岸。

第二場 同。ホテルの一室。

〔第四幕より半年後。翌年四月の夜より暁方まで〕

これを見るかぎり、主要な出来事の順序や場所自体はツルゲーネフの原作と比べても大きく変わらないように見える。

公演初日を翌日に控えた4月25日の讀賣新聞には「東京で一番賣行盛なる美人となる家庭

---

<sup>1</sup>ツルゲエニエフ原作、楠山正雄脚色『その前夜』新潮社、1915、5-6頁

化粧料ホーカー液」が芸術座の公演について紹介するタイアップ記事<sup>2</sup>が出たが、その中では「ツルゲネーフ原稿 楠山正雄脚色 吉井勇作歌」の「悲劇『其前夜』」の梗概が以下のような名調子にまとめられている。

ブルガリアの革命の志士インサロフは露国モスクウ附近に亡命して革命の機の至るを待つてゐた、彼が常に出入するスタホフ家の令嬢エレエナは當時の露西亞の中流階級を全部支配してゐる空想的の懶惰といふ物に全然倦いて力強い現實を追求してゐたのであるが偶この空想を排し實際の大事業を畫策してゐるインサロフを相識るに至つて彼女の戀は初めて覺醒したのである、今迄彼女に心を寄せて居た藝術家将た若き學生等を捨て又弱い母親の情や強い父親の意見にも屈せず、二人自由に結婚を取決めた後、時しも風雲急を告げるブルガリアの故國に向かつて兩人は出立する事になる 雪に埋もれたモスクウ郊外の夜の別離に頑固な父親も遂に最後の許しを泣ひて與へる、二人が漸く伊太利のブエニスに至つて本國への便船を待つ間にインサロフの肺患は急に重つて枕も舉らなくなる、エレエナの家からはしきりに歸國を奨めて来る 然も氣丈なエレエナは一意夫の素志を遂げさすべく、看護におさおさ怠り無つたが天は遂に革命家に壽をかさずゴンドラの帆影も銀色に霞む春の朝ぼらけに、熱い最後の抱擁の内にインサロフは故國の空を望みつゝ天國に去る エレエナは夫の志を受継いでブルガリヤの戰場に赴くといふ所で終りを告げる露國文豪ソルゲネーフ傑作の長篇小説物 春の夜の夢の如き暖き戀物語りの内に強い大きな思想が籠められてある<sup>3</sup> [下線部引用者]

上はツルゲネフ原作の長篇小説のあらすじとしても十分通ずるものを持っている。ただ、最後の一文の「春の夜の夢の如き暖き戀物語り」というくだりに若干の違和感を禁じ得ない。

なお、この記事にはロシア関係の固有名詞に関する表記の誤りが散見されるが、こうした表記をめぐる問題はこの記事に限らない。この際、当時の『その前夜』をめぐる表記の多様性について簡単に触れておこう。

まず、この作品のタイトルは『その前夜』が圧倒的だが、『其前夜』と記す場合も見受けられる。芸術座を主宰していた島村抱月の書き物にも両様の表記があった。

女主人公の名前が「エレーナ」、「エレエナ」、「エレナ」と三通りに現れること自体は、ロシア人名の表記として誤りとは言えない（ただし、未だ収斂に至っていないことが判る）。一方、男主人公の方は多数派の「インサロフ」に加え、たまに「インザロフ」という誤記も見られる（た

<sup>2</sup>演劇改良運動を経て劇場の客層が変わり、山の手の女性客が増えたことを反映しているのか、この芝居には家庭化粧料「ホーカー液」や懷中薬「カチューシャ」を観客に無料進呈するホーカー会（27日）、カチューシャ会（28日）などが設けられていたことが、新聞からも判る。

<sup>3</sup>「讀賣新聞」1915（大正4）年4月25日、朝刊7面。この記事は現在の句点の役割を果たす（文末の）読点の欠落が目立つ。そのままでは読みにくいで、一字一字分の空白スペースで補ってある。

とえばドイツ語式に読めば起こりうる表記である)。

作家の名前は最も多様な表記を許している。現在一般的な「ツルゲーネフ」に加え、「ツルゲエネフ」や「ツルゲエヌフ」、「ツルゲネフ」が見られるほか、ロシア語の軟音を反映させた「ツルゲエニエフ」という表記もあった<sup>4</sup>。「ツルゲネーフ」、「ツルゲネエフ」といった、ロシア語のアクセントという観点からすると不正確な表記のほか、中には「ソルグネーフ」などのように、誤植の可能性が高いと思われる表記も見られる。かりに誤植であったとしても、それらが刊行前にチェックされなかったということは、この作家に対する当時の認知度の低さを示唆しているように思われる<sup>5</sup>。

ちなみに、本稿では当時の記事等から引用する際に、字体や仮名遣い、句読点をできるかぎりそのまま用いるよう努めた。原文の雰囲気を生かして伝えたいと思ったからである。ただし、現在の漢字コード等の限界もあって、すべての旧字体や踊り字をまったくそのまま再現するという訳には行かなかった。また、原文の読点(、)は、書式上の都合によりカンマ(,)で表記することを余儀なくされた。なお、誤植と思われるような怪しげな箇所には「ママ」とルビを振って提示してある。一方、特に当時の新聞の場合、ほとんどすべての漢字にと言ってよいほど夥しい数のルビが付されているが、現代から見て読みにくいもの、紛らわしいもの以外は割愛した。

## 2. 芸術座とロシア物

芸術座はロシア物を上演するのに積極的だったと見えて、大正3(1914)年から大正7(1918)年の5年間のあいだに3人のロシア作家の7つの作品を上演している。

松井須磨子の『復活』について論じながら中村喜和が指摘しているように、ロシア物が芸術座の演目にも占める割合は20%（全演目35本中7本）、上演回数では約33%（全上演2,012回中662回）にもなる<sup>6</sup>。

このうち、芸術座の全演目の中でも断トツの上演回数を誇った『復活』<sup>7</sup>の場合は、すでにアンリ・バタイユの手になる脚本があり、それを抱月が翻訳しつつ日本の舞台向けに適宜改訂を施したもので、しかも彼にはロンドンで名優「ツリーの『レサレクション』」を直に見たという強みがあった。また、チェーホフの『熊』と『結婚申込』、トルストイの『闇の力』と『生ける屍』の場合は、もともと原作が戯曲であり、基本的にそれを翻訳することで上演への道筋をつ

<sup>4</sup>現在主に学術的方面で用いられることがある「トゥルゲーネフ」という表記は、この時代にはまだ見られないようだ。

<sup>5</sup>当時の新聞に几帳面に付された無数のルビを見るにつけて、植字や校正に関する技術自体は高水準にあったと推測されるので、なおさら対象の認知度がカギを握っていたのではないかと思われる。

<sup>6</sup>中村嘉和『ロシアの木霊』風行社、2006、288頁

<sup>7</sup>2位は中村吉蔵の社会劇『剃刀』の335回。以下、『サロメ』（ワイルド作、中村吉蔵訳／島村抱月訳）の127回、『嘲笑』（中村吉蔵作）の126回と続く。

けることが比較的容易であったろう（『生ける屍』の場合はいろいろな改変が施されたとはいえる）と想像される。

ロシア物7作の中で『その前夜』は、トルストイの『復活』（444回）と『生ける屍』（100回）の後塵を拝しつつ、チェーホフの『熊』と並んで35回上演されているが、原作がもともと長篇小説で、国外にお手本とすべき脚本も見あたらない中で独自に舞台化への途を探った『その前夜』の健闘ぶりは讃えられてもよからう。ただし、『熊』が大正3年の初演の後、大正4年・5年にも細々と舞台にかけられていたのに対し、『その前夜』は大正4年にしか上演されなかったことにも注意を払うべきであるが。

演目	原作	翻訳／脚色	大正3 (1914)	大正4 (1915)	大正5 (1916)	大正6 (1917)	大正7 (1918)	計
熊	チェーホフ	楠山正雄訳	27	6	2			35
復活	トルストイ	バタイユ脚色／島村抱月訳	84	106	79	107	68	444
結婚申込	チェーホフ	仲木貞一訳	5	1	5	2	1	14
その前夜	ツルゲーネフ	楠山正雄脚色		35				35
アンナ、カレニナ	トルストイ	松居松葉脚色			26			26
闇の力	トルストイ	林久男訳				8		8
生ける屍	トルストイ	島村抱月・川村花菱訳補				22	78	100
計			116	148	112	139	147	662

芸術座の上演したロシア物と上演回数<sup>8</sup>

それでは、なぜ『その前夜』は大正4年の公演の演目に選ばれたのであろうか？と言うのも、かりに芸術座がロシア物に関心を寄せていたのだとしても、『復活』の後に打つのに適したロシア物の芝居は他にいくらもあったように思われるからである。なぜ、外ならぬ『その前夜』だったのか。

これに関しては、芸術座の幹部で劇作家でもあった中村吉藏（1877-1941）が興味深い証言を残している。

座の第五回上演は楠山正雄君脚色の「その前夜」五幕、自分の創作劇「飯」一幕、及び「サロメ」の出し物で、四月廿六日から五日間、帝國劇場で開かれる事となつた、この脚

<sup>8</sup>中村吉藏の「藝術座の記録」巻末に付された「藝術座興業總目録一覽表」（『早稻田文學』1919（大正8年4月号附録、61-62頁）をもとに作成。ただし、『闇の力』の上演時期については少々疑義がある。この芝居が大正5年に研究劇として上演され高く評価されたことは、中村自身本文の中で記しており、他の伝記資料もそれを裏書きしている。8回のすべてが大正5年上演とは断じることができないとしても、少なくとも一部は大正5年に帰されるはずである。

なお、河竹繁俊は『闇の力』の上演をなぜか大正7年に8回としているが、根拠不明である（河竹繁俊、『逍遙、抱月、須磨子の悲劇：新劇秘録』毎日新聞社、1966、173頁）。

本の撰擇にはいろんな経緯がある、最初は抱月氏はかねての腹案であつたピネロの「ポーラ」を此際上演するつもりであつた、須磨子も「ポーラ」に扮する事を熱望した、併し相馬御風君がツルゲエネフの「その前夜」脚色の提案をして、楠山君がやがてそれを書き上げて持つて來た、斯うした淡い味のものは、須磨子は好まなかつた、又あまり柄に適つてゐるとも云へなかつた、それで自分で扮する事を拒絶してゐたが、男優側は却つて熱心に「その前夜」説を唱へた、抱月氏も困惑の色を見せたその時、經營主任の小村光雄君が「サロメ」のリヴァイヴァル説を提出して、須磨子もそれで納まと同時に、漸く一方の「その前夜」をも上場する事に運んだのである<sup>9</sup> [下線部引用者]

この作品を取り上げたのはもともと抱月の意向ではなく、相馬御風（1883-1950）の主導のもとに進められたことが判る。御風はこれに先立つ明治41（1908）年に『その前夜』を英訳（ガーネット訳）から重訳していた。また、その後も『父と子』や『貴族の巣』の翻訳を出したり、ツルゲーネフの自然観や人と文学を論じたり<sup>10</sup>と、この作家に並々ならぬ関心を寄せていていたことが窺われる。それにしても、『その前夜』はあわやお蔵入りになるところだったのだ。

### 3. 「春の夜の夢の如き暖き戀物語り」の違和感

はじめに4月28日の讀賣新聞に出た寶水（大島寶水）による「藝術座劇評」を紹介する。当たり障りの無い紹介ながら、「泣ける」場面の指摘には怠りない。

久しく各地を巡業して居た島村抱月氏等の藝術座員は今度暫く振りで東京へ戻つて来て此の廿六日から卅日迄の六日間の帝國劇場で華々しく新劇を開演する事になつた 狂言は第一ツルゲエネフ原作 楠山正雄脚色 吉井勇作歌の悲劇「その前夜」。第二中村吉蔵作社會劇「飯」。第三オスカー、ワイルド原作 島村抱月 中村吉蔵合譯の新古典劇「サロメ」。俳優は例に依て松井須磨子、武田正憲等の顔觸であるが、最初の「その前夜」は、十九世紀中葉頃の露西亞を背景にして稍眼覚かかつた智識階級の生活状態を戯曲的に面白く描いたもので、女主人公はエレナ。男主人公はインサロフと云て前者は理想的空想的な露西亞の懶惰に倦きて力強い現実を求めてゐる女性、後者はブルガリアの革命家で實際的の手腕家であるが夫が偶々相逢て遂に強い戀に落ち自由結婚する事になつた處折からブルガリアの風雲急を告げて革命の機運が來たので二人は露西亞を後に出发しヴェニスの客窓で便船を待つてゐる内、インサロフは不治の肺患が重つて志を抱いた儘死し、エレナは一人寂寥の中に悲しい生を續けて行くといふ筋で、雪に埋もれたモスクワ郊外

<sup>9</sup>中村吉蔵「藝術座の記録」40-41頁

<sup>10</sup>「ツルゲーニエフ、態度、人」(1909), 「觀照の人の生涯」(1910)など

## 失われた明日のドラマ——相沢

の別離、伊太利港の客舎邊は泣かせる。俳優も皆達者にやつてゐる<sup>11</sup>。〔下線部引用者〕

上は比較的新マニアカルな紹介になっているが、芸術座の上演した『その前夜』についての劇評やこの芝居を紹介した文章には、今日から見て興味深いいくつかの特徴がある。

ひとつは、劇団幹部（またはそれに近い筋）がこの芝居を淡泊でデリケートな味わいを持った作品だとか、春の夜の夢のような、牧歌的で柔らかな恋物語などと捉えているように見受けられること。

次に批評家たちから芝居への不満として、舞台上での光や効果音の使い方、背景、俳優たちの演技力や資質、そして劇中歌の問題などが挙げられていることである。

まず、作品を春の夜の夢のようだとする捉え方について見てみよう。

先に4月25日の讀賣新聞に出た家庭化粧料「ホーカー液」とのタイアップ記事の中で、『その前夜』が「春の夜の夢の如き暖き戀物語り」と紹介されていることを見たが（本稿第1節）、翌日の「萬朝報」には「帝劇の藝術座劇」と題して松井須磨子の語りの形で演目を紹介しながら、またしてもホーカー液がその効能を宣伝する<sup>12</sup> タイアップ記事を須磨子の写真つきで載せている。

ツルゲネフ原作楠山正雄氏脚色吉井勇氏作歌の『その前夜』(五幕)は十九世紀の露西亞を背景にして稍眼覺めかゝつた智識階級の生活状態を戯曲的に面白く描いたもので女主角のエレナには私が扮し革命派の男主人公インサロフは武田正憲が勤めます。此劇は一面に於て現代社會の深刻なる批評でありますと共に一面は春月に夢みて居る湖水の様な漂渺無韻の歌物語で御座います<sup>13</sup>。[下線部引用者]

これらは同じ化粧品会社の広告記事なので、劇の紹介が同工異曲だとしても不思議ではないが、いずれにせよこうした紹介文が芸術座の了解なしに出されることは考えられない。むしろ、文面は劇団側で用意したと見る方が自然であろう。

ふたたび新聞の劇評に目を転じると、「萬朝報」の蝶二（中内蝶二）も4月28日の＜四月芝居＞のコーナーで次のように述べている。

▲帝劇の藝術座 第一『その前夜』はツルゲエネフの小説を楠山正雄氏が五幕六場に改作したものである、原作が極めてデリケートな、山のないものだけに、ひどく緊張した  
場面は歎いが、併し全体を通じて、甘い柔かな戀の歌を聞いてゐるやうな、美しい夢を

<sup>11</sup>大島寶水「藝術座劇評」（「讀賣新聞」1915（大正4）年4月28日，5面）

談話の形とのと、賜物の使用の永年使用の半裸にサロメ役の豊かな肉体、美肌は木本二カ一液を年永く使用する。

<sup>13</sup> 松井須磨子「帝劇の藝術座劇」（『萬朝報』1915（大正4）年4月26日、4面）

見てゐるやうな心持の好い感じはした<sup>14</sup> [下線部引用者]

こうした劇の捉え方や表現は、芸術座を主催していた島村抱月の捉え方に依拠し、その言葉遣いを借り受けたもののように見える。

抱月は公演に先立って新聞紙上に『その前夜』に関する談話を寄せているが、その中で「ツルゲーネフの原作小説の味が、元來極めてデリケートなものである」ため、大変な困難を伴ってどうにか芝居にした、それゆえこの劇は「五幕を通じて何れかと云へばデリケートな味が主になつて居る」、そして「<sup>ごくやわら</sup>極柔かな、若い戀愛談を春の野邊で語る様な、ふわりとした味の芝居になればそれで我々の目的は達するものである」と述べているのである<sup>15</sup>（詳細は第5節参照）。

脚色を担当した楠山正雄の言葉も、基本的に抱月の考え方の延長線上にある。

脚本『その前夜』はわが藝術座四月興行用に宛つべく特に稿を起こしたものである。小説を劇化する困難は、原作が藝術的に優れた、濃やかな感味を有するものであればあるほど甚だしい。殊に専ら牧歌的な柔かい情的氣分に蔽はれているツルゲエニエフのこの作のやうなものを、舞臺に上ぼせるといふことは、或は世界の何處の劇場も嘗て試みなかつた、恐ろしい「無謀」であるかも知れない。<sup>16</sup> [下線部引用者]

そして、こうした立場は、中村吉蔵がこの劇を「淡い味のもの」と呼んでいたこととも呼応する。どうやら、芸術座の幹部たちの目に『その前夜』という芝居が淡泊でデリケートな味わいを持った、春の夜の夢のような、牧歌的で柔らかな恋物語と映っていたのは確實なようだが、どうにも解せない。楠山正雄の脚本にも目を通してみたが、劇の性格について抱月らと見解を共有することは出来なかった。さらに、そもそもツルゲーネフの原作自体がそのような性格を持っていると彼らが捉えていたらしいのは驚きだ。原作の藏する独特の劇的緊張感に魅了されて来た筆者などからすると、一作前の長篇小説『貴族の巣』についてならいざ知らず、前述のような印象は『その前夜』には当てはまらないのではないか、という思いを否定できない。

もっとも、脚本を出版した新潮社は、この作品を「沈痛淒艶を極めたる戀と劍との物語」とし、「エレエナの雄々しくも悲しき戀」が歌い上げられていると宣伝している。「演劇」人の抱月や劇団幹部と、「文学」を相手にする出版社との間で作品の捉え方に一定の開きがあるのが興味深い。

『その前夜』はツルゲエニエフ五大小説の一にして近代文學中屈指の名篇也。楠山正雄氏藝

<sup>14</sup>中内蝶二「四月芝居」（「萬朝報」1915（大正4）年4月28日、3面）

<sup>15</sup>島村抱月「『その前夜』と『サロメ』」（「讀賣新聞」1915（大正4）年4月24日、6面）

<sup>16</sup>楠山正雄脚色『その前夜』ii

術座の爲に新たに之を脚色して、女主人公エレエナの雄々しくも悲しき戀を須磨子氏の妙技に託す。エレエナは情熱の女にして而も高き理想に活く、戀人はブルガリアの青年にして剣に杖いて故國の難に赴き、志を得ずして空しく倒れたり。月暗く吹雪烈しきベニスの夜黒き棺に戀人の屍を護りつゝ、ゴンドラの唄に腸を斷つ彼女の運命のいかに悲しきものなりしそ。一篇さながらにして美しき詩也<sup>17</sup>。

原作に馴染んだ筆者には、むしろこちらの紹介の方がしっくり来る（ベニスを吹雪にしてしまったのは勇み足としなければならないが）。

また、楠山正雄の脚本をツルゲーネフの原作と比較すると、人物の設定等が様々に変えられているほか、エレーナの「宿命の女」的要素など、原作の孕んでいた暗く不吉な影が消えるか弱められていることを指摘しておかなければならぬが、委細は別稿に譲る。

#### 4. 不満と批判：背景、演技、音と歌

統いて、『その前夜』の舞台に寄せられた不満や批判を見てみよう。

「萬朝報」の蝶二は、前節で引用した箇所（「全体を通じて、甘い柔かな戀の歌を聞いてゐるやうな、美しい夢を見てゐるやうな心持の好い感じはした」）に続けて、次のように述べている。

光線の變化や、歌や、音樂やで、淋しい舞臺面に色彩を添へやうとする苦心も十分受取れたけれど、雨や風や、雷や、雪や、天候の變化がキネオラマの見世物でも見せるやうに始終附きまとつてゐるのは些と煩さい氣がした。<sup>ち</sup>雪と云へば、莫斯科郊外の雪の夜の別離は、一寸した場面だけれど大分感傷的な印象を看客に與へたやうであつた、須磨子のエレエナは、一幕目は餘り感心しなかつたが、二幕目、三幕目、四幕、五幕目と後に至るほど熱が加はつて面白くなつた、武田のインサロフも、一幕目の亢奮が、例の上滑りのする調子で、革命家と云ふ人物を十分にあらはし得なかつたけれど、肺の病ひになやまされる二幕目第二場からはぐつと見直した、勝見のスタホフは可なりに活躍してゐた、あれでもう少し味が出れば舞臺が引締まるであらう、田中のベルセネフも、住田のシュウビンも、中井のウワル老人も皆好くしてゐた<sup>18</sup>〔下線部引用者〕

キネオラマというのは浅草にあった巨大なジオラマ風のスペクタクルのことらしい。

どうやら、芸術座の『その前夜』では舞台効果を上げるために音や光がふんだんに使われていたものと見える。

<sup>17</sup>『その前夜』脚本（楠山正雄、新潮社）の広告（「早稲田文学」1915（大正4）年5月号、表紙見返し）

<sup>18</sup>注14に同じ

翌29日の東京朝日新聞に名倉生が「須磨子の三役」と題する記事で、さらに手厳しい批判を浴びせている。その矛先は須磨子はじめ役者たちの演技、舞台背景、効果音、そして劇中歌にまで向けられている。

帝劇では廿六日から卅日まで藝術座が『その前夜』『飯』『サロメ』の三つを出し例によつて須磨子が三つ共重要な役に扮して奮闘している『その前夜』<sup>うち</sup>の中の須磨子のエレエナ、廿歳にして美しく、空想に倦いて實行に赴かんとして居る露西亞娘に先づなつて居た。

▲併しインサロフに意中を打明ける條下では、今少しのうるほひと甘味とを要求する、其他に於ても餘り強くなり過る處がチヨイチヨイあつた、エレエナの戀人たるインサロフはブルガリアの革命家、末には肺病で艱れる運命の人で武田正憲の扮する處であるが扮装などは可成に適當であつた、此人の癖としては白を咽喉からヒューヒューと吐き出す様で何となく常にベソをかいて居る様なのが瑕だ、最後の死の幕でも夢にうなされる最初から彼のやうにギヤアギヤア苦聲を揚げるんでは本人はさぞ骨の折れることであらうが一向に効果がない、もっと暗示的にしなくては駄目だ

▲勝見庸太郎のスタホフは白が大道の歯磨賣りになる、住田良三のシユウビンは輕妙である、デプシーの盲乞食かなんかになつた女優は聲がいゝ、『その前夜』の背景は全然駄目、一として藝術座の名譽になるものはない、見物中の内田魯庵翁はインサロフとエレエナとが戀を語る郊外（？）の景色を見て斯う云つて居られた『彼はどうしても露西亞の景色ではない、和蘭である』又曰く『ツルゲーネフの好きな灰色は何處にも求められない』〔下線部引用者〕<sup>19</sup>

どうやら、抱月たちの『その前夜』はロシア的ディテールに拘泥せず、ロシア的リアリティーの追求にはさほど頓着しなかったらしいことが判る。舞台装置ひとつとってもロシア語ロシア文学畠の人たちには解せない所が多々あったに違いない<sup>20</sup>。

名倉生は続けて、効果音や劇中歌に厳しい評価を下している。

▲「その前夜」には雷鳴、馬の嘶<sup>いなゝき</sup>、馬の鈴、風、波の音、鷗の羽音等を使って居るが、馬の嘶<sup>いなゝき</sup>に至つては噴飯に堪へなかつた、劇中人物の歌ふ唄には最初の方にローレライ（？）最後に幕外の船歌か何かに合せてエレエナの歌ふ唄があるが、何れもこれも餘り面白くない、最後の幕のはカチューシヤで味を占めた藝術座が當てこんだのかも知れないが、須磨子の聲がなつて居ないと節もカチューシヤの唄よりはむづかしく出來て居る

<sup>19</sup>名倉生「須磨子の三役」（「東京朝日新聞」1915（大正4）年4月29日、7面）

<sup>20</sup>たとえば、本稿第6節の小山内薫の指摘を参照

ので先づ以て流行になりさうにもない<sup>21</sup>〔下線部引用者〕

サロメに関して、須磨子の大根足を酷評するなど、この評者は総じて須磨子に厳しい。ただ、名倉生の予言に反し、芸術座の『その前夜』公演自体が忘れられた今日でも「ゴンドラの歌」だけ伝え聞かれて残っているのは運命の悪戯と言うべきか。

## 5. 抱月の思惑と妥協藝術論

『その前夜』上演について、芸術座の指導者島村抱月はどのように考えていたか。それを知る手がかりとなるのが、公演を二日後に控えた4月24日の讀賣新聞に掲載された、抱月の談話という形の「『其前夜』と『サロメ』」と題する記事である。彼は先ず、原作のデリケートさを強調し、舞台化の困難さを訴えている。

今度の「その前夜」はツルゲーネフの原作小説の味が、元來極めてデリケートなものであるために、芝居にするには餘程骨が折れる。一幕の短い劇などでは、可成工夫をして、筋の上には殆ど何等の山もない平坦な、場面全体の細いデリケートな味で持つと云ふ様な事も試みられるが、四幕五幕の大物になると、さうさう平坦な細い味許りで繼いで行くわけには行かなくなる。殊に演劇の様な公衆藝術の上には、觀る者の群集心理が非常に影響する。そしてこの群集は時間で多く左右せられる。一つ事柄が餘り長く續くと、まるで氣持が變つて了ふ。其の群衆を巧に緊張せしめて行くには、どうしてもアクセントの強い藝術が必要になって来る。この點が言ふ迄もなく一步を過まれば活動寫眞式の芝居に墮落したり、又一步を過まれば眠くなる様な芝居になる困難な點である。ツルゲーネフの小説等は芝居とするには最も困難の多いもので、それをどうにかかうにか五幕に舞臺化して見たのが今度の試みである。従つて五幕を通じて何れかと云へばデリケートな味が主になつて居る。一、二、三幕あたり迄はごくあつさりしたロシヤ特有の喜劇的氣分で舞臺面を賑かにし、四、五幕でしんみりした味を出させる様な工夫になつてゐる。これから廣い意味でも舞臺上の音樂、即ち歌とか風の音、雷の響き、汽笛の聲、鳥の羽音と云つた様々のものを多く使つて、舞臺面の色彩も殆ど幕毎に變化せしめて、全体の氣分を助ける様な細い技巧が大分用つてある。たゞそれが作者の注文通り舞臺上に出るか如何は、實演の上ならではわからない。つまり極柔かな、若い戀愛談を春の野邊で語る様な、ふわりとした味の芝居になればそれで我々の目的は達するものである<sup>22</sup>。

〔下線部引用者〕

<sup>21</sup>注19に同じ

<sup>22</sup>島村抱月「『其前夜』と『サロメ』」

ここには演劇の有する教化的側面を重視していた抱月の独特の演劇観が反映している。演劇革新運動の旗手は、『その前夜』公演の2年後に「通常演劇が民衆と接觸する第一の點は廣い意味で面白いといふことにある。面白いとは要するに吾々の魂に刺戟を與へ興奮を與へることである<sup>23</sup>」と述べ、新劇の中の「見てゐて眠くなるやうな芝居」を厳しく批判している。

彼は演劇を作者・役者・観客の三者による「総合芸術」と捉える一方、観客の種類は雑多であることが予想されるから「事實に於ても理窟に於ても演劇は綜合藝術であると共に一種の妥協藝術でなくてはならない」と断じる。観客の中には芸術的興味を持たず、全くの娯楽のみを求めて劇場を訪れる者もあるのだから、そういう人たちを導くためには、彼らがある程度辛抱できるように「彼等の要求そのものをも併せて與へてやる必要」がある。つまり、「藝術の中に藝術にあらざる面白みをも加へざるを得ない場合」が起り得るが、「種々な手心を加へて而もその中に少なくとも一點藝術の生命を忍ばせて民衆に與へる」ことが演劇の民衆化の止むを得ない手段だというのが、彼の到達したひとつの結論であった<sup>24</sup>。この考え方は芸術座の所謂「二元の道」にも通ずるものである。

『その前夜』上演の際の舞台上での音と光の変化の多用は、この謂わば「妥協藝術論」の産物であったと知れる。批評家達の不評を恐れず、抱月が半ば確信的にこれらの方法を採用したことは、上述の発言からも明らかだ。

抱月は芝居の形式だけにとらわれていた訳ではない。彼が当時の日本人にとって『その前夜』の孕むアクチュアリティや共感可能性について深く理解していたことは、読売新聞の談話の後段からも見て取れる。

この芝居の中にある思想問題は、主として例の思想の人と實行の人と云ふ事であるが、丁度あの頃即ち十九世紀の中頃前後には、成る程この劇の主人公である革命家インザロフと、女主人公たるエレーナとが、新しき男、新しき女の先驅者であつて、夫に脇役として出て来る美術家哲學者等の、思想的若しくは空想的な青年が古い型の人間であつたのであらうが、然し二十世紀の今日から見れば、もうこの新しい男女も實は新しくはなくなつて、今の青年は今一歩その先を考へてゐる。勿論、一方には古いと云はれた型の男女も居て、つまり今日では只思想と實行だけでは新舊の區別はされないが、一方には、かう云つた二つの型の青年男女が、少いけれども兎に角居るので、多くの人の胸に響く問題であると思ふ。昇曙夢君の解釋に依ると、「その前夜」と云ふ名は、露西亞の新時代の來らんとする其前夜と云ふ意味で、エレーナ、インザロフがその新時代を暗示するものであつたらしい。で、その當時露西亞にはこの小説からして、エレーナ型とかインザロフ型とか云ふものが大層流行したさうである。この五幕目の、主人公が死んでエレー

<sup>23</sup>島村抱月「民衆藝術としての演劇」(『抱月全集』第二卷、1920、天佑社、615-616頁)

<sup>24</sup>島村抱月「民衆藝術としての演劇」、619頁

ナが一人生き残り、「私は矢張り一人であつたのだ」と云ふ臺詞で幕が下りる、その幕に、ヴエニスの背景を出して例のゴンドラの歌を聞かせる。それが吉井勇君の作つた歌で中山晋平君の作曲であるが、始めは舞臺裏の船頭が歌ひ、次に松井須磨子のエレーナが歌ふ順になつてゐる<sup>25</sup>。〔下線部引用者〕

## 6. 小山内薫の注文

芸術座とともに大正時代の新劇界をリードしたのが、小山内薫（1881-1928）の主宰する自由劇場である。小山内は当時の日本の演劇人にとって、ロシアでモスクワ芸術座の舞台を間近に見知るという得難い経験を有していた。

4月29日と翌30日の「時事新報」には、彼の手になる「『その前夜』を見て——楠山正雄君へ——」と題する劇評が上下に分けて掲載された。脚本作者への書簡の形式をとったこの記事のおしまいに「四月二十七日」と明記してあることから、小山内は前日の26日、つまり初日の舞台を見たものと推測される。

書簡形式の劇評は親しげな調子の、先輩から後輩への嬉しがらせのような言葉で始まる。

昨夜は失禮。

「その前夜」は大層面白く拜見しました。相變らずあなたの頭が好いのには感心しました。あの可なりに長い小説を、少しの無駄もなく、しかも舞臺に取れさうな場面は遺憾なく取り入れて、五幕七場の戯曲に作り上げられた老巧な手際には敬服の外ありません。「復活」を戯曲にしたバタイユなどは、あなたの靴の紐を解くにも足りません。若し、あなたのこの戯曲が露西亞語で書かれてあつたら、莫斯科の美術座などでは直ぐ喜んで演ずるでせう<sup>26</sup>。

直後の細かい指摘はロシア通、ロシア演劇通としての面目躍如であるが、聞き手（読み手）によつてはモスクワで「本場」の舞台を見て來たことを鼻にかけていると嫌味に感じたかも知れない。

序幕のピクニツクの場はアンドレエフの「吾等が生活の日」の序幕などを思はせる舞臺で、十分露西亞の氣分が出てゐました。二幕目のスタホウ家の書齋で、外が雷雨になる所も、同じツルゲエフの「田舎の一月」といふ芝居の或場面を思ひ出させました。

<sup>25</sup>島村抱月「『其前夜』と『サロメ』」。なお、抱月はわざわざ「いちにん」と読ませているが、楠山脚本では「ひとり」となっている。

<sup>26</sup>小山内薫「『その前夜』を見て——楠山正雄君へ——」（上）（「時事新報」1915（大正4）年4月29日、5面）

四幕目の別離の場も、露西亞の芝居にありさうな場面（「三人姉妹」の最後の幕、「ワニアヤ伯父さん」の最後の幕）で、トロイカの鈴の音の段々に遠ざかつて行く所も、十分露西亞式でした。唯残念なのは、二幕目第二場の禮拜堂やスタホフ家の書齋などに、露西亞建築の研究が足りなかつた事と、人物のコスチウムに一八五〇年代の露西亞といふものが現れてゐなかつた事です。外の人物は兎も角として、スタホフの軍服や、クルナトウスキイの燕尾服や、エレエナの服装などにそれが見られなかつたのは残念です。私はツルゲネエフの小説を芝居にしたもののは向ふで見ませんでしたが彼の戯曲は三つ程向ふで見ました。そして「ナフレエブニツク」<sup>27</sup>でも、「田舎の一月」でも、その時代のコスチウムが、一種特異の舞臺を形作つてゐるのを、大層面白いと思つたのです<sup>28</sup>。[下線部引用者]

この後小山内は芸術座の俳優たちについての不満を口にする。

かういふと生意氣なやうですが、藝術座の俳優諸君はもつともと勉強しなければいけないと思ひますね。あれ程やりよく芝居が出来るやうに——書いてある脚本を、藝術座の俳優諸君は一向仕出かさずにゐますね。私は見てゐて、それが残念で残念で堪りませんでした。

須磨子嬢のエレエナもインサロフに對する戀だけは分りましたが、性格なり思想なりは一向出てゐませんでしたね。何かの本にエレエナは一種のマリイ・バシュキルツエフ<sup>29</sup>だといふやうなことが書いてありましたが、そんな所は少しも見えませんでしたね。ツルゲエネフがこの小説で主人公を外國人に求めた心持は、やがてエレエナその人がシュウビンやベルセネフを捨てインサロフに赴いた心持なのでせうから、そこらが大分肝心な所なのでせうのに、芝居を見てゐて一向そんな事は考へられませんでしたね<sup>30</sup>。[下線部引用者]

小山内は「シュウビンやベルセネフやスタホフやの性格描寫も、あんなにはつきり書き分けであるのに俳優諸君は一向それを仕分けて見せて呉れませんでしたね<sup>31</sup>」と脚色者に同情的な素振りを見せる。「ウワルをぢさん」や「下女のゾオヤ」の役作りも槍玉にあがり、俳優達は「下手だ」と切り捨てられている。ただ不思議なことに、他の評者から散々だった武田正憲のイン

<sup>27</sup>『食客』(ツルゲーネフ初期の二幕喜劇)

<sup>28</sup>小山内薰「「その前夜」を見て」(上)

<sup>29</sup>ウクライナ出身の早熟の女性画家・作家(1860-84)。ロシア語名マリヤ・バシュキルツェヴァ。国外で活躍し、フランス語で書いた『日記』(1887)が有名。

<sup>30</sup>小山内薰「「その前夜」を見て」(上)

<sup>31</sup>小山内薰「「その前夜」を見て——楠山正雄君へ——」(下)(「時事新報」1915(大正4)年4月30日,5面)

サロフについては批評を控えているように見える。一方、須磨子のエレエナはその不注意をきつく咎められている。

大詰めのエネチアのホテルで、インサロフが寝間着一枚で出て来ると、エレエナが「あなたそんな風をして風を引きますよ」といふ所がありますね。併し、エレエナはさういつただけでインサロフに肩掛けつかけてやらないのは不親切だと思ひました。ところが家へ歸つて、あなたに頂戴した脚本を拜見すると「外套を着せかけ、介抱しながら安樂椅子に座らせる」といふト書きがちゃんと書いてあるのです。こゝいらも小さな事のやうですが俳優の方の不注意な所ではないかと思ひます<sup>32</sup>。

小山内は続ける。

どうも私はこんな風に考へてました。こんだの芝居が悪ければ、それは脚色者の罪でもなく、舞臺監督の罪でもなく大部分の責任は俳優諸君にあるのではないかと。

私がこんな不禮な事を云ふのは、藝術座の俳優諸君（諸君はみんな若い方です）に對して愛情を持つてゐるから言ふのです。ほんとにもつと勉強して頂きたいと思ふから言ふのです。どうかあなたからも宜しくお傳へ下さい。私はこの芝居をもつと諸君が巧くなられた時、是非もう一度見たいものだと思ひます<sup>33</sup>。〔下線部引用者〕

小山内の真意は分かりにくいが、藝術座の『その前夜』を成功と見なしていないこと、その主因を俳優達の能力に帰そうとしていることは確かなようである。

## 7. 中村吉蔵と「酔わせる」基調の劇

藝術座が指導者抱月と看板女優須磨子を相次いで失い、自然消滅のような形で6年の歴史に幕を下ろした直後に、かつて劇団の幹部として大事な舵取りを担い、自らも数多くの創作劇を手がけた中村吉蔵は、座の活動の歩みを手記に纏めている。その中で彼は、第5回公演における『その前夜』劇についても紙幅を費やし、興味深い事実と見解とを呈示している。

中村はまず「萬朝」の蝶二、「國民」の孤烟、「朝日」の名倉生による劇評（比較的穏健なものから手厳しい批判まで）を紹介してから、自由劇場の小山内薰の劇評にあまり愉しまぬ面持ちで触れている。

<sup>32</sup>小山内薰 「「その前夜」を見て」(下)

<sup>33</sup>小山内薰 「「その前夜」を見て」(下)

この他に、小山内薰氏は「時事」紙上で「その前夜」の脚色の、至難な仕事であるのを、楠山君があの程度にまで仕上げた確かな手腕を賞讃して、「本場のモスクワの藝術座に持出しても立派な物だ」といふ意味の事を云つて、而もそれを演出した俳優の拙劣さ加減を貶評した一文が載つてゐた、茲にそれを引用する便宜のないのは遺憾だが、その中には褒貶共に誇張の多い、一種のムラ氣から出た言葉が大分混入してゐたやうに自分は記憶するが、兎に角「その前夜」を脚色する事は、自分は始め不可能だとさへ思つてゐたのである、それをあの程度に仕立て上げて舞臺に上し得られるものにした楠山君の作劇の手腕は此を認めなければならぬ<sup>34</sup>〔下線部引用者〕

小山内の意図を苦々しく思いつつも、脚色を受け持った楠山正雄の手腕に感心し、高く評価する点では中村も態度を同じくする。だが、力業で舞台化されたこの劇が以後上演されなくなつて行ったのはなぜか。『その前夜』劇は「酔わせる基調」に全く欠けるという訳ではなかつたが、原作の小説よりも味が希薄だったためだと、中村は断じる。

同時に、舞臺に上した後の経験から云へば、「クレオパトラ」程實演的の生命に乏しくはなかつたが、その第二幕は全然省略されて了つた、そして、やがて興業目録からは影を消すことになつた、この劇が所謂「酔はせる」基調を全然缺いてはゐなかつたのだが、小説として感受する場合のそれよりも、劇として訴へられる場合のそれは味が甚稀薄だつたのである、そしてそれは寧ろ當然な事だつたのだ<sup>35</sup>。〔下線部引用者〕

『その前夜』の前年に上演されたシェークスピアの『クレオパトラ』は抱月の肝煎りで公演に取り上げられたが、世間であまり問題にされなかつたので「抱月氏は兎角、ダレ氣味の第二幕に多大の改竄を加へて見た、しかしそれも大した効果は増さなかつた<sup>36</sup>」といふ。『その前夜』の場合も同様の、いや今度はもっと断固たる措置（＝省略）がとられたことになる。

中村はまた、この公演の初日に観客が彼の創作劇『飯』の中の長い科白を我慢できずに騒ぎ出したので、翌夜からその科白を削ってしまったところ静かになったことも打ち明けている。他方、同時に上演した『サロメ』の方は専門家には賛否両論あったが、「一般見物には相當の満足を與へたらしく見える「酔はせる」基調の劇の一つである事が、實證されて來たやう」だと言ふ<sup>37</sup>。

彼は「酔はせる」基調の劇と「醒ます」基調の劇という概念を対比的に扱っているが、これは自ら認めるところによれば、島村抱月の説いた「フェスト、シュピール」と「カムマー、シュ

<sup>34</sup>中村吉藏「藝術座の記録」（「早稻田文學」1919（大正8）年4月号附録）42頁

<sup>35</sup>同上

<sup>36</sup>中村吉藏「藝術座の記録」38頁

<sup>37</sup>中村吉藏「藝術座の記録」42-43頁

ピール」の対立に基づいている。

「芸術座の記録」の中から関連する箇所を拾い出すと、以下のような対立図式が姿を現す。

	「酔わせる」基調の劇	「醒ます」基調の劇
性格	ロマンチック	近代的
典型	沙翁型	イプセン型
(抱月)	フェストシュピール	カムマーシュピール
適した劇場	大劇場	小劇場

中村吉蔵の「酔わせる」基調と「醒ます」基調

中村はこの二項対立によって様々な芝居を説明しようとしている。たとえば、大当たりしたトルストイの『復活』については、「小説としての『復活』は素より『醒ます』芸術であるが、劇としての『復活』はより多く『酔はせる』基調を持つてゐる」としている。先ほどの引用からすると、『その前夜』の場合は『復活』とは逆に、小説の場合より劇にした時の方が「酔はせる」基調が弱かったということになる。

第5回公演の演目のその後についても、中村は舞台裏を暴露している。

此の興業は八九分の入りを續けて、或意味では藝術的にも經濟的にも相當の成効であった、五月十三日初日の大阪、浪花座で更に上演されたが、松竹側から先づ「その前夜」の撤回を申込み、更に「飯」の撤回を交渉した、前者は「緊張味に乏しい」といふ理由かららしく、後者は「あんな芝居を見せては、見物が財布の紐を引しめる」といふ尤もらしい理窟が附いてゐた、乍併、此方ではそれを承引しない、先方が漸く折れて來て、京都、神戸、名古屋まで、そのまゝ巡演をつゞけ、更に北陸、信州路へも旅興業に廻り、秋口からは東北、北海道、そこから歸京すると今度は臺灣、朝鮮、満洲へも出かけ、ハルピンから浦鹽へ廻つて、年の暮れに歸つて來た、所謂南船、北馬を字義通りに實行した忙しい漂泊的な生活の一年を経過したのである<sup>38</sup> [下線部引用者]

『その前夜』劇は興業主側から「緊張味に乏しい」という理由で上演中止の申し入れがあったものの、劇団側が突っぱね、国内・国外での巡演の際に出したらしいことが判る。帝劇での第5回公演は5日間しか開かれなかったのに大正4年に『その前夜』が35回上演された（本稿第2節参照）というのも、それで納得が出来る。

<sup>38</sup>中村吉蔵「芸術座の記録」43頁

最後に「酔はせる」基調の劇についての中村の考えをもう少し補足しておくと、彼は大正5年に芸術俱楽部で行われた研究劇で専門家たちから大変好評を博した『闇の力』を「必ずしも小劇場主義の舞臺藝術ではない」とし、この演目は「結末は「醒ます」藝術に了つてゐるが、全體としては「酔はせる」基調を持ったメロドラマ式の骨格に作られてゐる、その意味から云へば、新時代の、乃至將來の大劇場藝術の一の有力な模範ではないか」と述べている<sup>39</sup>。そして「更に痛切に要求せられるものは大劇場に適する舞臺藝術である、中間的な翻譯物でなく、直に日本の公衆の胸に迫る日本の創作物である、一種「酔はせる」基調を持つた、大規模な創作劇である<sup>40</sup>」と見果てぬ夢を語っている。

結びにかえて  
——失われた明日——

『その前夜』の終幕には、奇しくも抱月と須磨子の実人生とかぶるところがある。

帝劇で『その前夜』が上演されてから3年あまり過ぎた大正7（1918）年の11月、日本の新しい演劇を精力的に模索していた抱月は、世界中で猛威を振るった「西班牙感冒」（スペイン風邪）のため、まるでヴェネツィアのインサーロフのように、志半ばにして忽然と昇天してしまった。残された須磨子は、一時は抱月の遺志を継いで一座を率いて行こうとしたものの、ひとり生きて行くことに堪えられず、抱月の後を追うように翌年正月の公演中に自ら死を選んだ。かくして芸術座に託したふたりの演劇改革の夢は、僥倖も潰えてしまったのである。以後『その前夜』が大劇場で上演されたという話を知らない。

小山内薫に一世紀近く遅れて、筆者もモスクワでツルゲーネフが初期に戯曲を書いた芝居を見たことがあるが、彼の長篇小説を舞台化したものは見たことがない。旧ソ連時代の1959年にソ連とブルガリアが共同製作した映画『その前夜』のビデオ<sup>41</sup>が出ていたので見てみたが、やや違和感が残った。原作を覆っていた暗い影や独特の緊迫感がさほどには感じられないである。

ここでひとつ誰の目にも明らかな問題は、小説と演劇、小説と映画というジャンルの違いによる表現形式と効果の違いである。抱月と楠山が率直に認め、小山内と吉蔵が脚色の手腕を賞讃したように、この小説を舞台化することは大変な難業であった。どこかに無理があったとしても不思議ではないかも知れない。

しかし、文芸協会と芸術座で松井須磨子が演じて評判を取った『人形の家』や『サロメ』、『復

<sup>39</sup>中村吉蔵「藝術座の記録」47-48頁

<sup>40</sup>中村吉蔵「藝術座の記録」51頁

<sup>41</sup>Khudozhestvennyi fil'm 『Nakanune』 Po romanu I. S. Turgeneva, Kinostudiia 『Mosfil'm』 / Stu-diia khudozhestvennykh fil'mov v Sofii, 1959. ウラジーミル・ペトロフ監督の白黒映画。

ビデオは1998年に "Krupnyi plan" 社から出た物。X01-446 (VHS-PAL)

活』などの作品との比較を言うならば、作品の主題や対象とした内容、ドラマ内で起こる事件（アクション）の性格という問題も考慮しなければならない。

『その前夜』はそもそも原作からして「未遂のドラマ」、「失われた明日の物語」だ。何か大きな嵐の「前夜」にいることになっているが、読者も観客も「その日」を目の当たりにすることはない<sup>42</sup>。主人公のインセーロフは祖国解放という大事業に取りかかろうかというところで頓死してしまう。この作品では誰も家出しないし、殺人などの犯罪も犯さない。甚だしい反社会的行動もない。エレーナはノラやサロメ、カチューシャなどと比べれば、罪が無いも同然だ<sup>43</sup>。『人形の家』のような所謂「問題劇」やいさか際物的で煽情的な所のある『サロメ』などと比べれば、『その前夜』は大人しすぎるということになろう。この点からすれば、抱月はじめ芸術座の関係者がこの作品を「淡い味のもの」（中村）だとたか「デリケート」（抱月）で「専ら牧歌的な柔かい情的氣分に蔽はれている」（楠山）作品、果ては「春の夜の夢の如き暖き戀物語り」だの「春月に夢みて居る湖水の様な漂渺無韻の歌物語」（須磨子）などと呼んだのも無理はなかったのかも知れない。

芸術座の『その前夜』についての研究の今後の課題としては、楠山正雄の脚本の詳細な分析と「ゴンドラの唄」をめぐる問題が待っている。前者は脚本をツルゲーネフの原作と比較したり、相馬御風の翻訳との関係を見極めることが中心になる。後者では吉井勇の詩が森鷗外訳の『即興詩人』にどの程度まで負うているのかを明らかにしつつ、抱月の謂わば「ハイブリッド」戦略について考察することが中心だが、抱月が須磨子に歌わせた唄が、後に黒澤明監督の映画『生きる』によって再び表舞台に出たことにも触れない訳には行かないだろうと思う。<了>

<sup>42</sup> 小説が発表された直後、ロシアの急進的批評家のドブロリューボフは『今日という日はいつ来るか?』(1860) という論文を公にして苛立ちを隠さなかった。

<sup>43</sup> もっとも、エレーナ自身には罪の自覚と神への問いかけがあり、これが楠山脚本から落ちているのも事実である。

## A Drama of the Lost Tomorrow -- A Study of the Dramatization of Turgenev's “On the Eve” by Hogetsu Shimamura and his Art Theater (*Geijutsu-za*)

Naoki Aizawa

The goal of this paper is to research and describe the 1915 performance of Turgenev's “On the Eve” by Art Theater (*Geijutsu-za*) in Tokyo. The performance was produced by Hogetsu Shimamura, an outstanding literary critic of the time and spirited reformer of Japanese theater.

In the early twentieth-century, a stage dramatization of a Turnenev novel was extremely rare. Masao Kusuyama wrote the stage scenario and introduced “A Gondola Song”, which later became famous as a theme song for Kurosawa's film “To Live (*Ikiru*)”, for the first time into the drama. The famous actress Sumako Matsui portrayed Elena, the heroine of the story.

Theater reviews from actual eyewitnesses of the drama are introduced in this paper. Some of these observers reported that the drama was like, “a warm love story from a spring night dream”, which may sound strange for many readers of Turgenev's novels. Others complained about a variety of things such as, the lighting and stage sounds, the setting, the actors' performances and the inserted song.

We shall examine these remarks and criticisms while referring to Hogetsu's “theory of art with compromise ” and Kichizo Nakamura's “enthralling drama.”

## 曹植「白馬篇」考—「游侠兒」の誕生—

福　　山　　泰　　男

### 序

後漢末三国時代の詩人曹植の「白馬篇」は、「声を沙漠の垂に揚げる」「游侠兒」を描いた楽府作品である。「白馬篇」は、「游侠兒」の勇壮ぶりを詠うのみならず、「身を鋒刃の端に棄つれば、性命安んぞ懷うべけん……軀を捐てて国難に赴けば、死を視ること忽として帰するが如し」という悲壯な決意を述べて詩を締めくくっている。「游侠兒」が「国難」に「軀を捐てる」と詠む「白馬篇」の詩的世界はどのようにもたらされたのか。

「游侠兒」は「少年」という言葉を用いないが、游侠の少年を指している<sup>\*1</sup>。小論では、「白馬篇」の游侠少年が踏まえる歴史的背景を探り、その上に創造された曹植の「游侠兒」像を考えみたい。

—

まず、「白馬篇」<sup>\*2</sup>の全体を眺めてみよう。

白馬飾金羈	白馬金羈を飾り
連翩西北馳	連翩として西北に馳す
借問誰家子	借問す誰が家の子ぞ
幽并游侠兒	幽并の游侠兒
少小去鄉邑	少小にして郷邑を去り
揚声沙漠垂	声を沙漠の垂に揚ぐ
宿昔秉良弓	宿昔良弓を秉り
楛矢何參差	楛矢何ぞ參差たる
控絃破左的	絃を控えて左的を破り
右發摧月支	右に發しては月支を摧く

\*1 曹植の詩における游侠少年としての「少年」の文学的意義については、拙稿「曹植の『少年』」(『山形大学紀要〈人文科学編〉』第16巻第2号、2007)で考察を試みた。曹植が描く游侠少年の詩的形象を探る点において、本稿はその続編に位置づけられる。

\*2 『文選』(芸文印書館、1979)卷27、22葉右・左。

仰手接飛猱	手を仰ぎて飛猱に接し
俯身散馬蹄	身を俯して馬蹄を散らす
狡捷過猴猿	狡捷猴猿に過ぎ
勇剽若豹螭	勇剽豹螭の若し
辺城多警急	辺城警急多く
胡虜數遷移	胡虜数しば遷移す
羽檄從北來	羽檄は北従り来たり
厲馬登高堤	馬を厲まして高堤に登る
長驅蹈匈奴	長驅して匈奴を踏み
左顧凌鮮卑	左に顧みて鮮卑を凌ぐ
棄身鋒刃端	身を鋒刃の端に棄つれば
性命安可懷	性命安んぞ懷うべけん
父母且不顧	父母すら且つ顧みず
何言子與妻	何ぞ子と妻とを言わん
名編壯士籍	名を壯士の籍に編せらるれば
不得中顧私	中に私を顧みるを得ず
捐軀赴國難	軀を捐てて國難に赴けば
視死忽如帰	死を視ること忽として帰するが如し

黄金に飾られた白馬が、西北に向かい飛ぶように疾走する。3句目の「借問す」という語りの手法は、白馬を疾駆させる者が「游侠兒」であることを次第にクローズアップしていく。5・6句目で「少小にして郷邑を去り、声を沙漠の垂に揚ぐ」と述べられる「游侠兒」は、年若い頃に故郷を離れ、北方の沙漠に活躍の場を得たと言う。後述するように、この記述には、「少年」=游侠の若者が、豪侠等の集団・勢力に糾合され、あるいは集結していくという『史記』『漢書』『後漢書』等に記載される歴史的背景がある。

首句「白馬金羈を飾り」は、「青絲は馬の尾に繋ぎ、黄金は馬の頭に絡ぐ（青絲繫馬尾、黄金絡馬頭）」<sup>\*3</sup>という「陌上桑」の句と類似の表現である。ほめ歌に近い装飾的形容は漢樂府の特質であるが<sup>\*4</sup>、7~14句目の「游侠兒」の武芸をたたえる部分も、楽府の頌歌的伝統をふまえた表現であろう。このような頌歌的表現を含む詩に、曹植の「名都篇」<sup>\*5</sup>がある。

.....

宝劍直千金	宝劍直千金
被服光且鮮	被服光かしく且つ鮮やか

\*3 『樂府詩集』（中華書局、1979）卷28、411頁。

\*4 漢樂府「日出東南隅行」「相逢行」「長安有狹斜行」「隴西行」等の他、曹植「美女篇」「名都篇」も頌歌的作品である。

\*5 『文選』卷27、22葉左～23葉右。

闢雞東郊道	雞を闢わす東郊の道
走馬長楸間	馬を走らす長楸の間
馳馳未能半	馳せ馳せて未だ半ばなる能わざるに
双兔過我前	双兔我が前を過ぎる
攬弓捷鳴鏑	弓を攬りて鳴鏑を捷み
長駆上南山	長く駆けては南山に上る
左挽因右發	左に挽きて因りて右に発し
一縱両禽連	一たび縱てば両禽に連なる
余巧未及展	余巧未だ展るに及ばざれば
仰手接飛鳶	手を仰ぎて飛ぶ鳶を接す
觀者咸稱善	觀る者咸な善し称し
衆工歸我妍	衆工我に妍を帰す
.....	

「名都篇」は都会の游侠少年を描いた樂府詩であるが、上に挙げた部分は、少年の出で立ちの鮮やかさや弓の腕前を褒め称える点において「白馬篇」の前半部分を彷彿させる。「白馬篇」のちょうど前半にあたる14句目までは、游侠少年の活動舞台を異にする以外、「名都篇」とほぼ同様の題材と見ることができよう<sup>\*6</sup>。両篇はまた、ともに南朝宋代に樂府題として確立し、後代に継承される「少年行」の原型となる作品である<sup>\*7</sup>。

しかし「白馬篇」は、祝頌的な前半部と異なり、15・6句目の「辺城警急多く、胡虜數しば遷移す」と詠む後半部分は、辺境の征戦に参加していく「游侠兒」の必死の覚悟を述べている。胡族の侵入を防ぐ兵を招集する「羽檄」に応じ、「馬を厲まして高堤に登る」「游侠兒」は、19・20句目で「長駆して匈奴を踏み、左に顧みて鮮卑を凌がん」と語っている。この部分は、縦横無尽に匈奴や鮮卑を討伐したいという「游侠兒」の決意であろう。このような戦に備える決心が、21～28句目「身を鋒刃の端に棄つれば、性命安んぞ懷うべけん、父母すら且つ顧みず、何ぞ子と妻とを言わん、名を壯士の籍に編せらるれば、中に私を顧みるを得ず、軀を捐てて国難に赴けば、死を視ること忽として帰するが如し」と詩の最終部分まで述べ連ねられる。

「宿昔良弓を秉り」と述べる前半は、弓遊びに腕を振るうような「游侠兒」のこれまでの生活

\*6 『樂府詩集』卷63注引「歌錄」は「名都、美女、白馬、並斎瑟行也」と記す。911頁。

\*7 岡村貞雄『古樂府の起源と継承』(白帝社, 2000) 第3章「少年行」は、游侠少年を詠む一連の作品系列に關し、文学史的に論じている。岡村は、樂府「少年行」が、劉宋の鮑照「少年行」等の樂府題の詩をはじめとする前期「少年行」と、李白「少年行」や李賀「少年樂」等の盛唐から晚唐にかけて詠われる後期「少年行」に分けられると説く。岡村は、前後期を通じて、游侠少年を描くことでテーマは一貫するが、前期「少年行」は、北方・辺域で活躍する勇壮な少年を、後期「少年行」は、市中の歓楽地を粹な格好で遊行する少年を描くことに違いがあると指摘する。

岡村貞雄は、游侠少年を描く後代の樂府「少年行」の原型として、曹植の「白馬篇」を取り上げている。しかし、岡村の言う特に後期の「少年行」の源流には「名都篇」を置くべきである。その点で、岡村が「名都篇」に言及しないのは不十分であろう。

を描き、後半は征戦に參集する今後の決意を披瀝する。このように、「白馬篇」は前後半の構成が対照的である。「白馬篇」の前半は、「名都篇」と同じように游侠少年の武芸に遊ぶ姿が詠まれ、後半部分の游侠少年は、国家の難に身を挺する憂国者として描かれる。言い換えれば、「白馬篇」の游侠少年は、武技に遊ぶ者という私的・遊興的側面と、後半部が述べるような「国難」に殉じる憂国者的性格の両面を具有している。「白馬篇」は前後半の二段に分けて、このような游侠少年の両義的性質を述べていると言えよう<sup>\*8</sup>。

曹植のテクストにおける「少年」が、游侠少年を含意しかつ両義性をもつ詩語であることは別稿で触れた<sup>\*9</sup>。游侠としての「少年」について言えば、『韓非子』五蠹篇や『漢書』游侠列伝では、游侠を、国家秩序を乱す者として非難する。他方、増淵龍夫は、『史記』游侠列伝に書かれる游侠を、民間秩序の維持者として評価し、游侠の倫理・行動が、後漢末にいたるまでなお、個人と個人を結ぶ規範として働いていた点に注目した。増淵は、内部においては秩序維持者である一方、外の世界では秩序破壊者となる游侠の両側面を指摘している<sup>\*10</sup>。したがって、游侠に連なる游侠少年も、同様に秩序の維持者であり破壊者であるという両義性を帶びていると言えよう。「少年」とは、言い換えれば、友情や義侠を發揮する一方、無軌道や遊興に明け暮れるという正負両面の価値を備える存在であった。

ただ、いずれにせよ漢代にいたる游侠は、国家権力にとり秩序破壊者として弾圧の対象ともなった。游侠は、国家や社会秩序を超越し、個人の自立に立脚する存在であった<sup>\*11</sup>。それに対し、逆に父母や妻子を顧みず「国難」に殉じようとする「白馬篇」の游侠少年には、曹植の創意が見られよう。その背景をもう少し窺ってみたい。

## 二

「白馬篇」の「羽檄北従り來たり」という招集の知らせに、「游侠兒」が応じるという詩句について考えてみたい。このことに関連し、想起される史料を取り上げてみよう。『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』には、「少年」が、勢力集団の成員や軍隊の戦力として吸收されていくという記述が頻見する。正史中の「少年」は指摘されているように、そのほとんどが游侠の少年を意

\*8 「名都篇」について、『樂府詩集』卷63の解題は、「以て時人騎射の妙、游騁の樂にして憂國之心無きを刺るなり（以刺時人騎射之妙、游騁之樂，而無憂國之心也。）」（912頁）と述べる。他方、『樂府詩集』卷63所収の曹植「白馬篇」に対する郭茂倩の解題は、「言うこころは、人當に功を立て事を立て力を尽くして國の為にすべく、私を念うべからざるなり（言人當立功立事尽力為國不可念私也。）」（914頁）と説いている。『樂府詩集』は、游侠少年を描く曹植の樂府兩篇について両様の解釈を示しているが、この解釈自体が、曹植の描く游侠少年の両義性を示している。

\*9 注1前掲書。

\*10 増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的性格」（『中国古代の社会と国家』岩波書店、1996、初出『一橋論叢』26—5、1951、1959補）79～89・114頁。

\*11 James Jo-yü Liu（劉若愚）『中国の侠』（上海三聯書店、1991、原文「THE CHINESE KNIGHT-ERRANT」〈1967〉の中国語訳版）は、游侠は個人の尊厳を強調し国家権威に反対する、また政府と法律を無視し無政府主義的態度を取るという性質をもつと説く。9・12頁。

味する<sup>\*12</sup>。ここではさらに、「白馬篇」に見える「游侠兒」すなわち游侠の「少年」について、史書の用例からその歴史的動態を見てみよう。

後十年，陳涉等兵を起こし，良も亦た少年百餘人を聚む。(後十年，陳涉等起兵，良亦聚少年百餘人。)<sup>\*13</sup>

陳涉，項梁の起つに，少年或いは越に謂いて曰く，「諸豪傑相立ちて秦に畔く。仲以て來たるべし。亦た之に效わん」と。彭越曰く，「両龍方に鬪わん，且く之を待て」と。居ること歲余，沢間の少年相聚まること百餘人，往きて彭越に従い曰く，「仲に長と為らんことを請う」と。越謝して曰く，「臣は諸君と与にするを願わず」と。少年彊く請い，乃ち許す。(陳涉，項梁之起，少年或謂越曰，「諸豪傑相立畔秦。仲可以來。亦效之。」彭越曰，「両龍方鬪，且待之。」居歲餘，沢間少年相聚百餘人，往從彭越，曰，「請仲為長。」越謝曰，「臣不願與諸君。」少年彊請，乃許。)<sup>\*14</sup>

陳勝起ちし時，商少年を聚め東西に人を略し，数千を得たり。(陳勝起時，商聚少年東西略人，得數千人。)<sup>\*15</sup>

是に於いて少年豪吏の蕭，曹，樊噲等の如き皆な為に沛の子弟を收め，三千人を得たり。(於是少年豪吏如蕭，曹，樊噲等皆為收沛子弟，得三千人。)<sup>\*16</sup>

以上は，地方の豪侠集団に游侠の「少年」が集結し，あるいは糾合されていく記事である。その他，『漢書』張良伝・彭越傳・酈商伝には，上記，『史記』留侯世家・彭越伝・酈商伝と同一の記載が見える<sup>\*17</sup>。一方，次のような記載は，多数の「少年」が国家の兵力としてかり出された史実を示している。

元鳳四年九月，客星は紫宮中の斗樞と極の間に在り。占いて曰く，「兵を為せ」と。其の五年六月，三輔の郡国の少年を発し北軍に詣らしむ。(元鳳四年九月，客星在紫宮中斗樞極間。占曰，「為兵。」其五年六月，發三輔郡国少年詣北軍。)<sup>\*18</sup>

李広利を挙げて武師將軍と為し，屬国六千騎，及郡國惡少年數万人を発し，以て往きて宛を伐つ。…益ます惡少年及び邊騎を発す。(挙李広利為武師將軍，發屬国六千騎，及郡國惡少年數万人，以往伐宛。…益發惡少年及邊騎。)<sup>\*19</sup>

\*12 増淵龍夫等。拙稿，注1前掲書は，さらに「惡少年」「輕薄少年」「惡子」という用例に注目し，「少年」が負の価値・惡のイメージを帯びることを述べた。

\*13 『史記』(中華書局，1959)卷55，留侯世家，2036頁。

\*14 『史記』卷90，彭越伝，2591頁。

\*15 『史記』卷95，酈商伝『史記』卷95，酈商伝，2660頁。

\*16 『漢書』(中華書局，1962)卷1上，高帝紀，10頁。

\*17 「居歲余，沢間少年相聚百余，往從越，「請仲為長」，越謝不願也。少年強請，乃許。」(『漢書』卷34，彭越伝，1878頁。)「後十年，陳涉等起，良亦聚少年百余。」(『漢書』卷40，張良伝，2025頁。)「陳勝起，商聚少年得數千人。」(『漢書』卷41，酈商伝，2074頁。)

\*18 『漢書』卷26，天文志，1307頁。

\*19 『史記』卷123，大宛列伝，3174・3176頁。

惡少年及び辺騎を發し、歲余にして敦煌の六万人を出だす。(發惡少年及辺騎、歲余而出敦煌六万人。) \*20

「少年」の性格を知る上で、上記の「惡少年」という言葉は注意を引く。「惡少年」について顏師古は、「惡少年とは行義無き者を謂う（惡少年謂無行義者）」と注している \*21。李廣利の外征に不品行の少年が徵集されたという記載は、「少年」の性格および動態を見る上で興味深い。豪俠に糾合される「少年」はまた「惡少年」とも記され、國家の戦役に徵発される者であった \*22。前章でやや触れたが、「少年」の両義性・多義性は、たとえ不品行の者であれ、一旦事あれば国家や勢力集団に集結する、その行動形態にも表れていると言えよう。

以上、『史記』『漢書』に見える「少年」は、およそその素行如何に関わらず、私的勢力や国家に糾合され、あるいは集結・結党するという性質・動態を有していた。このような史書の記述は枚挙にいとまがないが、『後漢書』『三国志』の記載を列挙してみよう。

訓遂に其の中の少年勇者数百人を撫養し、以て義徒と為す。(訓遂撫養其中少年勇者数百人、以為義徒。) \*23

是に於いて剽輕劍客の徒過晏等十余人、皆來たりて応募す。陶其の先過を責め、要するに後の效を以てす。各おのをして厚くする所の少年を結ばしめ、数百人を得たり。皆兵を嚴にして命を待つ。(於是剽輕劍客之徒過晏等十余人、皆來応募。陶責其先過、要以後效、使各結所厚少年、得數百人、皆嚴兵待命。) \*24

郡吏の其の母を辱める者有り、球少年數十人と結び、吏を殺し、其家を滅す。(郡吏有辱其母者、球結少年數十人、殺吏、滅其家。) \*25

城中の少年、朱弟、張魚等數千人兵を起こして莽を攻む。(城中少年朱弟、張魚等數千人起兵攻莽。) \*26

張燕は、常山真定の人なり。本は褚を姓とす。黃巾起り、燕少年を合聚して群盜と為し、山沢の間に在りて転た攻め、真定に還る。衆万余人。(張燕、常山真定人也、本姓褚。黃巾起、燕合聚少年為群盜，在山沢間転攻、還真定、衆万余人。) \*27

張繡は、武威祖厲の人、驃騎將軍濟の族子なり。…繡縣吏と為り、間かに伺いて勝を殺し、郡内之を義とす。遂に少年を招合して、邑中の豪傑と為る。(張繡、武威祖厲人、驃騎

\*20 『漢書』卷 61、李廣利伝、2700 頁。

\*21 「李廣利、女弟李夫人有寵於上、產昌邑哀王。太初元年、以廣利為武師將軍、發屬國六千騎及郡國惡少年數万人往」の條に係る顏師古注。(『漢書』卷 61、李廣利伝、2699 頁。)

\*22 「少年」の徵發に関連して言えば、「少從」と称され、年少の者が外交使節に隨行する記載も見られる『漢書』卷 61、張騫傳の「漢使往既多、其小從率進孰於天子」に係る孟康注に、「少從、不如計也。或曰、少者、少年從行之微者也」、また顏師古注に、「漢時謂隨使而出外國者為少從、總言其少年而從使也」(2697・2698 頁) である。

\*23 『後漢書』(中華書局、1965) 卷 16、子訓伝、610 頁。

\*24 『後漢書』卷 57、劉陶伝、1848 頁。

\*25 『後漢書』卷 77、酷吏列伝、陽球伝、2498 頁。

\*26 『後漢書』天文志、3219 頁。

\*27 『三国志』(中華書局、1982) 魏書、卷 8、張燕伝、261 頁。

將軍濟族子也。…繡為縣吏，間伺殺勝，郡內義之。遂招合少年，為邑中豪傑。)\*28

曹仁字は子孝，太祖の従弟なり。少くして弓馬弋獵を好む。後豪傑並び起ち，仁も亦た陰かに少年と結びて，千余人を得たり。（曹仁字子孝，太祖従弟也。少好弓馬弋獵。後豪傑並起，仁亦陰結少年，得千餘人。）\*29

許褚字は仲康，譙國譙の人なり。…勇力絶人たり。漢末，少年及び宗族數千家を聚め，共に壁を堅くして以て寇を禦ぐ。（許褚字仲康，譙國譙人也。…勇力絶人。漢末，聚少年及宗族數千家，共堅壁以禦寇。）\*30

儔表して堅を佐軍司馬に為さんことを請う，郷里の少年隨いて下邳に在る者皆従わんことを願う。（儔表請堅為佐軍司馬，郷里少年隨在下邳者皆願従。）\*31

肅，術に綱紀無く，与に事を立てるに足らずと見，乃ち老弱を攜え軽俠の少年百余人を將いて，南のかた居巢に到り瑜に就く。（肅見術無綱紀，不足与立事，乃攜老弱將輕俠少年百余人，南到居巢就瑜。）\*32

吳書に曰く，肅は体貌魁奇，少くして壯節有り，奇計を為すことを好む。天下將に乱れんとし，乃ち擊劍騎射を学び，少年を招聚し，其衣食を給す，と。（吳書曰，肅体貌魁奇，少有壯節，好為奇計。天下將亂，乃學擊劍騎射，招聚少年，給其衣食。）\*33

甘寧字は興霸，巴郡臨江の人なり。少くして氣力有り，游侠を好む。軽薄の少年を招合し，之が渠帥と為る。（甘寧字興霸，巴郡臨江人也。少有氣力，好游俠，招合輕薄少年，為之渠帥。）\*34

以上例示したように，秦末漢三国時代を通じ，無数の「少年」たちが勢力集團に糾合・組織化され，あるいは自ら参入を志願している。「少年」は，時には豪侠勢力における強力な兵力・戦力ともなりえた。また，朝廷による征戦に徵発されることすらあった。さらに遊侠の「少年」は「惡少年」とも記され，「父母の教命を承けざる者（不承父母教命者）」\*35 であった。「白馬篇」に「父母すら且つ顧みず，何ぞ子と妻とを言わん」と述べる部分は，集團組織のために家族すら顧みない遊侠「少年」の性格と密接に関連しているであろう。

以上のような「少年」の歴史的動態が，文学作品における游侠少年の意味形成に強固な因襲として働くことは十分に想像できよう。曹植の「白馬篇」はそのような因襲を踏まえつつ，「游侠兒」をさらに，私的勢力ではなく国家に進んで身を殉じるような者へと変容させているのである。しかも，「少年」は，『史記』『漢書』の記載だけでなく，同時代の曹仁・魯肅等が「少年」

\*28 『三国志』魏書，卷8，張繡伝，262頁。

\*29 『三国志』魏書，卷9，曹仁伝，274頁。

\*30 『三国志』魏書，卷18，許褚伝，542頁。

\*31 『三国志』吳書，卷46，孫堅伝，1094頁。

\*32 『三国志』吳書，卷54，魯肅伝，1267頁。

\*33 『三国志』吳書，卷54，魯肅伝注引，1267頁。

\*34 『三国志』吳書，卷55，甘寧伝，1292頁。

\*35 『漢書』卷90，酷吏伝，尹賞伝「輕薄少年惡子」に係る顏師古注。3674頁。

を糾合していたという『三国志』の史実に見られるように、曹植にとって身近な存在であったろう。曹植は、そのような游侠少年の実像をもとに新たな詩的形象を創造していったと考えられる。

### 三

「游侠兒」の背景にある游侠「少年」の両義的性質や、その行動様態について、以上に、概観してきた。その上で「白馬篇」にもたらされた創意を、作者曹植の立場から理解してみたい。「白馬篇」の句「名を壯士の籍に編せらるれば、中に私を顧みるを得ず、軀を捐てて國難に赴けば、死を視ること忽として帰するが如し」を連想させる他の記述を見てみよう。曹植の政治的散文、「自ら試すを求むる表（求自試表）」は次のように述べる。

固より夫れ國を憂い家を忘れ、軀を捐てて難を済くるは、忠臣の志なり。……史籍を覽る毎に、古の忠臣義士、一朝の命を出して、以て國家の難に殉じ、身は屠り裂かると雖も、而れども功名は景鍾に著われ、名績は竹帛に垂るるを觀て、未だ嘗て心を拊して歎息せざんばあらざるなり。（固夫憂国忘家捐軀濟難忠臣之志也。……世每覽史籍、觀古忠臣義士、出一朝之命、以殉國家之難、身雖屠裂、而功名著於景鍾、名績垂於竹帛、未嘗不拊心而歎息也。）<sup>36</sup>

この上表文は、『三国志』魏書、曹植伝の太和2年（228）の条に「植常に自ら利器を抱きて施す所無きを憤怨し、上疏して自ら試すを求めて曰く…（植常自憤怨、抱利器而無所施、上疏求自試曰…）」<sup>37</sup>として掲載されている。「求自試表」は、「古の忠臣義士」の「國家の難に殉じ」た行動に照らし、曹植個人の政治参加の志を訴えている。

清の朱乾『樂府正義』は、「求自試表」を引用しながら、「白馬篇」について次のように評している。

此れ幽并の游侠に寓意して、実は自ら況するなり……篇中云う所の軀を捐てて難に赴けば、死を視ること帰するが如しとは、亦子建の素志にして、泛く述ぶるに非ず。（此寓意於幽并游侠、実自況也……篇中所云捐軀赴難、視死如帰、亦子建素志、非泛述矣。）<sup>38</sup>

朱乾は、「游侠兒」を曹植に引きつけて解釈したのであろう。しかし、前述したように、「白馬篇」の主人公である「游侠兒」の含意は、游侠少年の歴史的背景と切り離せまい。そのことを前提にした上で、「白馬篇」に朱乾『樂府正義』が説くような曹植の政治意識や創作意識を窺うこととする。

\*37 同曹植伝、565頁。

\*37 同曹植伝、565頁。

\*38 『樂府正義』（「京都大学漢籍善本叢書」第8卷、同朋社、1980）卷12、758・759頁。

ともできよう<sup>39</sup>。

いずれにせよ「白馬篇」は、曹植という個別の人格と史書に記載される游侠少年が、両々相俟って生まれた詩的典型と捉えるべきであろう。

観点を変えるならば、曹植は「白馬篇」において、国難には一身を甘んじて犠牲にすべき対象として国家を意識し表現しているとも言える。「求自試表」のような政治的散文のみならず、「白馬篇」以外の文学テクストにおいても、「殉國家之難」に類する表現に曹植の国家・政治への意識が窺われよう。「白馬篇」の、「軀を捐てて国難に赴けば、死を視ること忽として帰するが如し」という末部で想起されるのは、曹植の「雑詩」に見える次のような句である。

.....

遠遊欲何之 遠遊して何にか之かんと欲す

吳國為我仇 吳國は我仇為り

.....

閑居非吾志 閑居は吾志に非ず

甘心赴國憂 心に甘んじて國憂に赴かん

.....

「雑詩」其五<sup>40</sup>

.....

烈士多悲心 烈士は悲心多く

小人媿自間 小人は媿にして自から間なり

國讐亮不塞 国讐<sup>まことつ</sup>亮に塞きず

甘心思喪元 心に甘んじて元を喪わんことを思う

.....

「雑詩」其六<sup>41</sup>

上記二編は、「我仇」「國讐」に対して「國憂に赴く」「元を喪わんことを思う」と直截に表現している。その制作年に関わらず、「白馬篇」「求自試表」「雑詩」に見られるような曹植の政治や国家に関わる意識・表現には共通点がある。曹植は、建安16年(211)の遠征以後、軍役に従事することはなく、その生涯を通じて戦役の体験やその現実面を描く材料をほとんど持たなかった。また、曹植は『三国志』魏書及び注が記すように、実際には曹操政権や魏朝廷の中核で

\*39 朱乾の説を敷衍して、「求自試表」が上訴された太和2年(228)と「白馬篇」の制作年を性急に関連づけるのは論拠不十分であろう。「白馬篇」の制作年代は推定するに足る十分な確証がない。古直『曹子建詩箋注』(『屑冰堂五種』国立編訳館中華叢書編審委員会、1984)は「此詩蓋為張遼作也」(66頁)と説き、建安『三国志』魏書、卷1、武帝紀の建安12年の条に、曹操が張遼を先方に胡族を征討した記事を根拠に挙げる。だが、背景となる張遼の伝記が不十分で、「白馬篇」の制作と結びつけるには根拠薄弱である。伊藤正文『曹植』(岩波書店、中国詩人選集3、1958)が、建安年間の作とするのは根拠不明(131頁)。趙幼文『曹植集校注』(人民文学出版社、1984)は、曹叡時代に鮮卑・匈奴により国家の安全が脅威にさらされていた状況から、游侠少年の尽忠報国が詠われたとし、太和年間の作と推測する(413頁)が、やはり確証に欠ける。

\*40 『文選』卷29、16葉左。

\*41 『文選』卷29、16葉左。

国家経営に参画することもほとんどなかった。したがって自明のことだが、曹植は虚構の文学世界の中で、体験や現実よりは観念や表象の上で、国家・政治に関わる自らの意識を示そうとする。その点において、上に掲げた「白馬篇」「雑詩」「求自試表」も同様に見ることができよう。

曹植には、他の建安詩人に見られるような戦役・従軍の体験を詠む詩が現存していない。曹植の征戦に関する作品には「東征賦」がある。しかし、この作品は序に「建安十九年、王師東に吳寇を征す。余禁兵を典り、官省を衛る。然るに神武一たび挙ぐれば、東夷に必らず克たん。振旅の盛んなるを想い見、故に賦一篇を作る…(建安十九年、王師東征吳寇、余典禁兵、衛官省、然神武一挙、東夷必克、想見振旅之盛、故作賦一篇…。)」<sup>42</sup>と述べるように、吳の討伐に遠征する曹操軍を見送りつつ詠まれた賦である。賦の本文は佚文だが、鄴都の守りを託された曹植自身の不安とともに、曹操の六軍が果たすであろう吳における武功を予祝するように詠っている。

「東征賦」は、征役を見送る側の賦であるが、「離思賦」は、その序文に「建安十六年、大軍西に馬超を討つ、太子監国に留まり、植時に従えり。懷恋有るを意い、遂に離思の賦を作る(…建安十六年、大軍西討馬超、太子留監国、植時従焉。意有懷恋、遂作離思之賦…。)」<sup>43</sup>とあり、曹植が、曹操による馬超討伐に従軍するに際し詠んだ賦である。この賦も佚文だが、序文を参照すれば、曹植の従軍体験ではなく、鄴に留まり守る兄曹丕との一時の別れを主題にした作品と考えられる。

他の建安詩人における従軍・戦役の詩を一部のみ例示しよう。

『三国志』魏書、文帝紀注に引かれる、曹丕の「令」に次のような詩が掲載されている。

喪乱悠悠過紀	喪乱悠悠として紀を過ぎ
白骨縱横萬里	白骨は萬里に縱横たり
哀哀下民靡恃	哀哀たる下民は恃む靡し
吾將佐時整理	吾將に時を佐けて整え理め
復子明辟致仕	子に明辟を復して致仕せんとす <sup>44</sup>

『三国志』魏書、文帝紀は、建安25年(220)10月、「漢帝衆望魏に在るを以て…璽綬を奉じて位を禅る(漢帝以衆望在魏…奉璽綬禅位)<sup>45</sup>」と述べている。それに対し、曹丕は一端辞讓するという布令を出すが、その中にこの詩が詠まれている。したがって、漢朝への服従を述べる言葉は儀礼にすぎない。ここで注目したいのは、万里まで累々と広がる白骨に象徴される後漢末の戦乱描写である。征戦・戦役を写実的に詠む詩は、蔡琰・王粲・曹操・曹丕等、建安文学にしばしば見られる。後漢末の文学は、戦争の現実を描写することにおいて、逆に戦争の悲惨さを告発するという一面をもっていたと言えよう。

\*42 『芸文類聚』(中文出版社、1980)卷59、武部、戦伐、1069頁。

\*43 『芸文類聚』卷21、人部5、友悌、390頁。

\*44 『三国志』魏書、卷2、文帝紀注引『獻帝伝』所収、65頁。

\*45 『三国志』魏書、卷2、文帝紀、62頁。

王粲の「從軍詩」其二は、曹操による呉討伐の戦役に従う決意を示す一方で、『詩經』幽風「東山」の詩句を踏まえ、湧き上がる郷愁や不安を吐露している。

拊襟倚舟檣	むね 襟を拊ちて舟檣に倚り
眷眷思鄴城	眷眷として鄴城を思う
哀彼東山人	哀しめり彼の東山の人の
喟然感鶴鳴	喟然として鶴鳴に感じるを
日月不安處	日月安處せず
人誰獲常寧	人誰か常寧を獲ん <sup>46</sup>
...	...

『詩經』「東山」の本文は、戦役からの帰途につく兵士が語り手となり望郷の念を詠うものである。王粲「從軍詩」は、曹操軍への賛美以上に、行軍にともなう王粲個人の孤独感や憂愁が色濃い。王粲の詩に見られるように戦役を主題としながら行軍の描写に終わらず、望郷や眷恋という個の感情に触れるのが、建安詩の特色でもあった<sup>47</sup>。曹植には、従軍や戦争の体験を詠む詩 자체が存在しないとも言えるが、「雜詩」「白馬篇」を見ても、個人の具体的な感情は見えにくいうように思う。先述したように、「白馬篇」について言えば、曹植個人の政治的な志や叙情を一方的に読み取るよりも、むしろ歴史的背景をもつ游侠少年の実像に創意を加えた一種の詩的典型と捉えることができよう<sup>48</sup>。

曹植は、先に引用した「求自試表」、「雜詩」其五・六、そして「白馬篇」のように、体験ではなく観念や想像において「國家之難」「国憂」「国讐」を言い、言説や表象の上にそれを示している。戦役を題材とするテクストを見ても、曹植の政治や国家に対する意識・表象は建安文学の中で異質であると言ってよい<sup>49</sup>。

「白馬篇」に目を戻せば、游侠の少年が「國難」に「軀を捐てる」と詠う背景には、個別より典型化に向かい、現実・写実よりは理想・虚構、体験よりはファンタジーの世界を創出する曹植の創作意識が働いている。このような、「白馬篇」制作の背後にある曹植の典型化や虚構への志向について、最後に若干触れてみたい。

\*46 『文選』卷27、11葉左～12葉右。『樂府詩集』卷32は、王粲「從軍行」五首として掲載し樂府と見なしている。

\*47 曹操の「蒿里行」「苦寒行」、蔡琰「悲憤詩」等々参照。

\*48 注7岡村貞雄前掲書(305頁)は、「白馬篇」を踏襲した南朝以後の樂府「少年行」について「作者の直接の抒情とはそれほど深いかかわりを持たない」「北方に活躍する一人の少年の勇姿を生き生きと描くことができれば、少年行はそれで充分だったのである」と論じている。「白馬篇」自身がもつ個別を超えた典型化の働きによって、後代の樂府題「少年行」の確立と継承がもたらされたと言えよう。

\*49 曹植の政治認識や国家意識に関して言えば、後漢末の文人には漢家を批判、あるいはその滅亡を予言・認識する言説が多く見られる。それに対し、曹植にそのような批判的言説は見いだせない。むしろ、曹植の漢朝に対する愛慕あるいはその表現は、同時代の思潮・言説と大きく隔たっている。このことについての詳細は別稿で論じたい。

四

曹植の「薤露行」<sup>50</sup>を取り上げてみよう。

天地無窮極	天地窮極無く
陰陽転相因	陰陽転じて相い因る
人居一世間	人一世の間に居ること
忽若風吹塵	忽として風の塵を吹くが若し
願得展功勤	願わくば功勤を展ぶるを得て
輸力於明君	力を明君に輸さん
懷此王佐才	此の王佐の才を懐きて
慷慨 <sup>51</sup> 独不群	慷慨して独り群せず

.....

孔氏刪詩書	孔氏は詩書を刪し
王業粲已分	王業粲として已に分らかなり
騁我徑寸翰	我が徑寸の翰を騁せ
流藻垂華芬	藻を流して華芬を垂れん

前半で、曹植は一人高ぶる思いを抱きつつ、明君を補佐する経世の理想を述べている。その一方で詩の結末は、孔子が文筆によって王君の事跡を明らかにしたように、自身も文章をもって名を後代に残したいと締めくくる。経世の理想を言いつつ、最後は文筆への意欲を表明する「薤露行」には、曹植の屈折する思いが窺えよう<sup>52</sup>。しかし曹植は、事実として政治活動から疎外されていた。だとすれば曹植にとって、「薤露行」が述べるような自己実現の道としての表現活動こそ現実のすべてだったのではないだろうか。したがって、曹植の文学における虚構への志向とは作為ではない。曹植にとっては文学表現が現実であり、ある意味では仮想現実であった。だが仮想現実こそが、建安文学において異質な曹植の詩空間を作りあげた。同時にこの仮想現実によって、「白馬篇」は、南朝以後の楽府「少年行」が依拠するような典型たり得たと言えよう。

「白馬篇」は、曹植の詩に描かれる游侠少年<sup>53</sup>の中でも、とりわけ鮮やかなイメージを残している。西北を目指して飛ぶように疾駆する白馬の「游侠兒」の姿、一旦事あれば国のために一身を犠牲にする少年像は、典型として長く詩人の記憶に残り継承されることになった。さらに、

\*50 『芸文類聚』卷 41、樂部 1、論樂、741 頁。

\*51 『芸文類聚』は、愷に作る。『樂府詩集』卷 27 により改める。

\*52 この作品の主意を、『春秋左伝』襄公二十四年に説かれる「三不朽」に鑑み、経世の理想が遂げられない曹植が、「立言」の道を志したものとする解釈が多い。趙幼文『曹植集校注』(434 頁) もそのような解釈に連なる見方をしている。

\*53 注 1 前掲書参照。

後代の侠客小説や游侠を題材とした戯曲等様々な文学ジャンルへの展開まで広く見わたせば、それらの源流の一つに「白馬篇」を位置づけることもまた可能であろう<sup>54</sup>。曹植による「游侠兒」の創造は、中国文学における新たな詩的形象の誕生でもあった。

「遊侠兒」の原型には、史書に記されるように、国家の戦役や勢力集団の闘争に駆り出される無数の「少年」の姿がある。さらに「白馬篇」において、国家に進んで身を捨てる「遊侠兒」像の創り出された背景には、曹植の国家に関わる特徴的な觀念・意識が窺いうると思われる。この点については、別稿を用意し考察したい。

---

\*54 注 11 前掲書は、様々な文学ジャンルにおける游侠を考察する。また、張衡「西京賦」は文学テクストに游侠が見える早い例であるが、その描写は些末であると指摘している。曹植「白馬篇」については、游侠の大いなる賛歌と評するとともに、親への孝より英雄的な行動に価値を見る点に大きな特徴があると説く。51~53 頁。曹植以前に游侠を主題とした作品が存在しないことを考えれば、「白馬篇」の原初的な位置に着目すべきであろう。

## 曹植《白馬篇》考—“游俠兒”的誕生—

福　　山　　泰　　男

後漢末三國時期的詩人曹植的《白馬篇》，是塑造了“揚聲沙漠垂”的“游俠兒”形象的樂府作品。《白馬篇》不但歌頌了“游俠兒”的英猛身姿，而且把對“棄身鋒刃端，性命安可懷……捐軀赴國難，視死忽如歸”的英勇赴敵的悲壯描述作為全詩的結束。歷代文本給《白馬篇》中所謳歌的為國獻身的“游俠兒”形象帶來了什麼樣的影響呢？

“游俠兒”一詞雖然不叫“少年”，但指游俠的少年。本論文將置《白馬篇》的游俠少年於歷史背景中，并在此基礎上對曹植的新“游俠兒”形象加以探討。

《白馬篇》在曹植所描寫的游俠少年的詩中，留下了特別鮮明的形象。向西北飛馳的白馬“游俠兒”的身影，是一旦邊關告急，就為國獻身的少年形象。作為典型一直留在詩人的記憶深處。並且，如從宏觀的角度來看，《白馬篇》對後世以俠客小說和游俠為題材的戲曲等多種文學形式的展開，應該是一個起源吧。由於曹植對“游俠兒”的塑造，使後世的中國文學受到了較大的影響，從而創造出富有詩意的藝術形象。

# ストーリーを語る日本語の文章における主観的表現について —母語話者と非母語話者の作文をとおして—

渡 辺 文 生

## 1. はじめに

本稿の目的は、アニメーションのストーリーについて説明する作文をデータに用い、そこに現れる主観的な表現の使われ方について、母語話者（日本人大学生 15 名）による作文と非母語話者（英語母語話者 17 名、中国語母語話者 8 名、韓国語母語話者 9 名）による作文を対照しながら母語話者による「語り」の作文の特徴を明らかにすることである。

非母語話者に対する作文教育において、客観的な表現と主観的な表現の使い分けが問題になることがある。事実と意見の書き分けは、特に論説文を書くときに最も強調される点である。

主に、意見には主観的な表現が使われ、事実には客観的な表現が使われる考え方されるが、事実は意見のための論拠として提示されるので、主観的な表現が全く使われないということではない。また、論説文の論拠となる事実には、調査結果や参考文献からの引用だけでなく、歴史的な事態の推移や場合によっては個人的な体験など、複数の出来事が時系列に並ぶ内容を持った、つまりストーリー性を持ったものもありうる。

ストーリー性持った内容を文章で伝えようとするとき、日本語母語話者は主観的表現をどのように用いているのか、そしてそれは非母語話者の日本語作文とどのような点で異なるかに関する知見は、大学の学部レベルでの日本語作文教育にとって重要である。

## 2. ストーリーを語る文章とその語り方について

本稿では、Labov (1972) によるナラティブ (narrative) の定義、および佐久間・杉戸・半澤 (1997) による文章の定義をもとに、ストーリーを語る文章を「過去の経験を時間的・空間的連続体として、その流れに沿って再現するために実現された書きことばによることばのまとまり」と定義する。そして、この定義の中の「過去の経験」として、アニメーションという時系列に沿って出来事が連続する内容を持った情報をインフォーマントに与えることによって得られたデータを用いる。

Tannen (1980) は、映画の内容について語るアメリカ人とギリシア人の談話を分析し、言語

によるストーリーの語り方の違いを論じた。それによると、アメリカ人は出来事を客観的に語る傾向があるのに対して、ギリシア人は出来事に解釈をくわえて語る傾向があった（Tannen 1980: 54）。また、渡辺雅子（2004）は、日米の小学校の児童による4コマ漫画の内容を説明する作文をもとに、日本人児童による作文を時系列連鎖型、アメリカ人児童の作文については因果律連及型と特徴づけ、思考表現のスタイルの違いを論じている。

これらの先行研究から、同じストーリーを語る場合でも、言語または言語文化が異なるとその語り方も異なるということがわかる。日本語母語話者と非母語話者による日本語の文章を対照してみても、同様な語り方の違いが現れると考えられる。

木戸（2004）は、説明の作文課題における主観的な表現と客観的な表現の使い分けを論じている。自分の国の教育制度を説明する作文課題をもとに、日本人学生はその作文に「意見や評価を入れるのはくどい」と考え、非母語話者は「事実を述べるだけでは作文を書く意味がない」と考えるなど対照的な評価態度を示した。この木戸の研究は、日本語の論説的な文章における主観的／客観的な表現の使われ方を対照するものだが、本稿ではストーリーを語る文章に対する対照を行う。

### 3. 主観的表現について

中井（2003）は、日本語母語話者同士および母語話者と非母語話者による雑談の分析において、Goodwin and Goodwin（1992）などをもとに、評価表現を「会話参加者が話題の内容や情報について、形容詞、形容動詞、副詞、動詞等を用いて、自らの意見・感想（善し悪し、好き嫌い、価値、喜怒哀楽）を表す、またはその共感を表す発話（中井 2003: 233）」と定義した。この評価表現とは、「大変だねー。」や「日本語うまいですね。」のように、論説的な文章では意見文にあたる表現と言える。

ストーリーを語る文章では、出来事の再現が中心となるため、主観的表現は、ストーリー中の出来事を判断の対象として、その命題に付随する形で現れるのが基本である。命題の骨格が格を持った名詞句と述語であるとすると、それらを修飾する形容詞などの連体修飾成分や副詞などの連用修飾成分、および述語に後接する助動詞などの文末表現などとして表される。それ以外では、主観的な判断を表す形容詞が述語になっている場合も考えられる。

以上をもとに本稿では、分析対象とする主観的表現を「ストーリーの書き手がストーリー中の出来事について、自らの評価・判断を形容詞、副詞、文末表現等を用いて表した表現」と定義する。

#### 4. データ

分析するデータは、ピングー・シリーズの「ピングーと凧」という約5分のアニメーションをインフォーマントに見せ、そのストーリーについて書いてもらった日本語の作文である。インフォーマントには、作文を書く際に「この話を全く知らない人が読んでも理解できるように書いてください」と指示を与えた。

日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
15名	17名	8名	9名
308文	366文	187文	129文
714節	740節	325節	304節

インフォーマントの内訳は上の表のとおりである。日本語母語話者は全員大学生、英語母語話者は約450時間の日本語学習歴を持つアメリカの大学の学生、中国語母語話者と韓国語母語話者は全員日本に滞在し、約1,100時間の学習歴を持っている留学生であった。

#### 5. 分析

##### 5.1 主観的表現の出現傾向

###### 5.1.1 副詞

主観的判断に関わる副詞を以下の5種類に分類した。

心理状態： 家族みんなで、幸せそうに、家に帰りました。

価値判断： 雪玉が運悪く命中したのです。

時間把握： ついに子供たちを発見しました。

様態： (雪玉が) きつくあたってしまい。

程度： そしてピングーが少し動いたら。

《心理状態》とは、「たのしく・たのしそうに・たのしげに」「うれしく・うれしそうに」「なかよく」「必死に」「一生懸命」など、登場人物の心理状態に関する主観的判断を含む副詞，《価値判断》とは、「運悪く」「ちゃんと」「みごとに」など、出来事に対する価値判断を含む副詞，《時間把握》とは、「いきなり」「急に」「ついに」「なかなか」「やっと」など、出来事の時間的把握に関する主観的判断を含む副詞，《様態》とは、「きつく」「つよく」など、出来事の様態に関する主観的判断を含む副詞，《程度》とは、「すこし」「ちょっと」など、出来事の程度に関する主

観的把握を含む副詞を指す。

	日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
心理状態	1.00 (15)	0.29 (5)	1.25 (10)	0.78 (7)
価値判断	0.40 (6)	0.06 (1)	0.00 (0)	0.33 (3)
時間把握	0.67 (10)	0.59 (10)	0.75 (6)	0.22 (2)
様態	0.40 (6)	0.06 (1)	0.00 (0)	0.00 (0)
程度	0.07 (1)	0.06 (1)	0.00 (0)	0.00 (0)

これらの副詞の使用状況をまとめたのが上の表である。この表において、括弧の中の数字はそれらの表現が現れた件数を表し、その左側の数値は括弧内の件数をそれぞれのインフォーマントの数で割ったもので、一人の作文の中にそれぞれの表現が平均で何個現れていたかを表す数値である。たとえば、日本語母語話者の《心理状態》の副詞は15件現れたが、それを日本語母語話者のインフォーマント数の15で割ると1.00になり、日本語母語話者が書くこのストーリーの作文には、平均1個《心理状態》の副詞が現れたということがわかる。以下に提示する表の数値も同様である。

上の表の結果から、《心理状態》に関する副詞の使用は、英語母語話者の場合他の言語の話者に比べて少なかったこと、《価値判断》の副詞については、英語および中国語の話者においてほとんど使われていないこと、《時間把握》の副詞については、韓国語母語話者の使用が少なめであるが、ほかは大きな差は見られないこと、《様態》に関する副詞については、日本語母語話者に多く見られたことなどが指摘できる。

### 5.1.2 形容詞

形容詞については、登場人物の心理状態に関する主観的判断を表す「うれしい」や「くやしい」、または登場人物や登場物の属性についての主観的判断を表す「やさしい」「かわいらしい」「きれいな」などが使われていた。

主観的な形容詞の使用を、連体修飾成分として現れていたものと述語として現れていたものに分けてまとめたのが下の表である。

	日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
連体修飾	0.40 (6)	0.24 (4)	0.13 (1)	0.22 (2)
述語	0.07 (1)	0.29 (5)	0.00 (0)	0.11 (1)

連体修飾として使われていた形容詞は、「やさしい・やさしそうな」「きれいな」「すてきな」などで、述語として現れた形容詞は、日本語母語話者では「うれしい」が1例、英語母語話者で

は「うれしい」が3例、「やさしい」「くやしい」が各1例、韓国語母語話者では「いい」が1例であった。

実例の数が少ないので強い主張はできないが、日本語母語話者の作文では、主観的な判断を表す形容詞は連体修飾成分として現れる傾向があり、述語として現れる形容詞は「ピングーがとてもうれしそう。」のように、登場人物の心理状態を表す形容詞となること、英語母語話者の作文では、文の述語として現れる頻度が高く、心理状態を表す形容詞も属性を表す形容詞も述語になりうことなどが指摘できる。

### 5.1.3 文末表現

データに現れた主観的な文末表現は、以下の4つに分類される。

- |          |   |                       |
|----------|---|-----------------------|
| 認識的      | : | 「たぶん忙しいらしい。」          |
| 「のだ」     | : | 「兄は雪玉を凧めがけて投げていたのです。」 |
| 「てしまう」   | : | 「凧は家の屋根に落ちてしまった。」     |
| 「ことができた」 | : | 「やっと彼らに会うことができました。」   |

《認識的》とは、「そうだ」「ようだ」「らしい」など書き手の知識状態を表す認識的モダリティ表現を指す。「のだ」は、「前の文で述べたことや、その場の状況などについて、その原因や理由などを説明する表現（グループ・ジャマシイ 1998: 466）」と特徴づけられる。「～てしまう」は、「動作・出来事の完了を強調し、好ましからざる事態の招来を表す表現（森田 1989: 531）」である。

「～（する）ことができた」は、目標としていた出来事の達成を表す表現ととらえる。非過去形の「～することができる」は、動作が可能であることを述べ、特に主観的な評価は含まないが、過去形になると出来事の達成に対するプラス評価を表すことがある。

主観的な文末表現の使用をまとめると、以下のとおりである。

	日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
認識的	0.07 (1)	0.29 (5)	0.38 (3)	0.33 (3)
のだ	0.33 (5)	0.59 (10)	0.38 (3)	0.11 (1)
てしまう	4.53 (68)	1.88 (32)	2.50 (20)	1.67 (15)
ことができた	0.47 (7)	0.00 (0)	0.25 (2)	0.11 (1)

アニメーションのストーリーを伝えるという作業において、出来事の把握に主観的な判断が関わることはありうる。たとえば、「両親が心配になった。」という出来事は「ピングーが転ん

だ。」という出来事に比べて、出来事の把握に主観的な判断が多く働いていると言える。

文章化するときに、「私はそう推定した」という主観的な判断をも表現するかどうかが問題となる。上の表の《認識的》の数値を見ると、日本語母語話者の場合、認識的モダリティ表現がほとんど現れない。ストーリーを報告する文章においてその中の出来事については断定した書き方をするのが基本であると言える。

「のだ」については、日本語母語話者の場合、時間の順序を遡及して理由・原因を説明する場合に限られた（5.2.2 を参照）が、非母語話者の場合はそのような制限はなかった。

予期しない、あるいは意図に反する事態の招来を表す「～てしまう」は、どの母語話者もほかの文末表現に比べて多く用いているが、日本語母語話者は非常に高い頻度で用いていた。

「～ことができた」は「～てしまう」とは反対に、意図したとおりの、目標とした事態が招来しそれが望ましいものであるということを表すのに使われていた。日本語母語話者は、およそ2人に1人はこの表現を用いていたが、非母語話者の場合は、なかなか使えない表現であるということがうかがえる。

## 5.2 場面の分析

ここでは、ストーリーの冒頭部、中間の展開部、終結部と3つの場面を取り上げて、それぞれの場面で使われた主観的表現の使用についてまとめる。

### 5.2.1 冒頭部

ストーリー冒頭部の、主要な登場人物であるピングーとピンガが凧揚げをしているうちに、凧が家の屋根に落ちて取れなくなってしまうという場面を語る部分に現れた主観的表現について取り上げる。

まず、冒頭場面の紹介の仕方だが、「ピングーとピンガが楽しく凧揚げをしている」のように、冒頭の状況説明に登場人物の《心理状態》に関する主観的表現が含まれている例をまとめると、以下のとおりである。

日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
0.27 (4)	0.00 (0)	0.50 (4)	0.00 (0)

英語母語話者、韓国語母語話者には、ストーリーの冒頭で《心理状態》について描写したインフォーマントはいなかった。日本語母語話者と中国語母語話者を比べると中国語母語話者の方が約2倍の頻度で現れていた。

下の表は、この場面で生じた予想外のハプニングと言える出来事、「ピングーが転んだこと」「凧が家の屋根に落ちたこと」「凧の糸が切れたこと」に対し「てしまう」を用いて書かれている

例をまとめたものである。

	日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
ピングーが転ぶ	0.27 (4)	0.12 (2)	0.00 (0)	0.22 (2)
凧が落ちる	1.00 (15)	0.41 (7)	0.38 (3)	0.44 (4)
凧の糸が切れる	0.67 (10)	0.06 (1)	0.38 (3)	0.11 (1)
計	1.93 (29)	0.59 (10)	0.75 (6)	0.78 (7)

表の数値から、日本語母語話者がほかの母語話者に比べ、この場面の描写に対し非常に多くの「てしまう」を用いていることがわかる。この場面に「てしまう」を1度でも用いた人数は、日本語母語話者の場合15名全員、英語母語話者は17名のうちの9名、中国語母語話者は8名中5名、韓国語母語話者は9名中6名であった。

### 5.2.2 展開部

ここでは、凧を取るためにピングーが雪玉を投げたが、失敗してちょうど家から出てきたピングーに当たってしまい、その後、二回目の雪玉が凧に当たるが凧が壊れてしまうという場面を取り上げる。

日本語母語話者による「のだ」の使用は、ここの場面の雪玉をピングーに当てたことの理由を「凧を落とそうとしていたのだ。」などのように、時間の順序をさかのぼって説明する場合に限られていた。それ以外の部分で日本語母語話者は「のだ」を使っていなかった。この理由説明に対して非母語話者が「のだ」を用いていたのは中国語母語話者による1例のみであった。

この場面で起こる予期せぬ出来事である「雪玉がピングーに当たったこと」と「凧が壊れたこと」に対する「てしまう」の使用数をまとめると、以下のとおりである。

	日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
雪玉が当たる	0.40 (6)	0.18 (3)	0.13 (1)	0.11 (1)
凧が壊れる	0.93 (14)	0.65 (11)	0.50 (4)	0.44 (4)
計	1.33 (20)	0.82 (14)	0.63 (5)	0.56 (5)

冒頭部ほどの大きな差ではないが、ここでもやはり日本語母語話者の使用が非母語話者に比べて多い。非母語話者の場合、冒頭部に比べて使用数はそれほど変わらないが、日本語母語話者では、使用平均値が1.93から1.33へと少なくなっている。

「凧を落とすことができた」と目標の達成を表す表現を用いたのは、日本語母語話者では4例、中国語母語話者と韓国語母語話者に1例ずつであった。

### 5.2.3 終結部

ここでは、子供たちを捜しに出かけた両親が、おじいさんの家の裏庭に掲がっている凧を見て、両親がそこまで行くとおじいさんと子供たちが凧揚げをしていたという場面を取り上げる。

《時間把握》を表す「やっと」という副詞は、「苦労して実現したことに感慨をもっている様子を表す（飛田・浅田 1994: 565）」表現だが、偶然の出来事について用いるのは不自然である。

「子供たちを捜していた両親がおじいさんの家に通りかかり凧を発見すること」に対して、英語母語話者に3例、中国語母語話者、韓国語母語話者に1例ずつ「やっと」を用いた例があった。「両親が子供たちに再会すること」については、日本語母語話者に「やっと」「ついに」を用いた例が1例ずつあった。

「そこに子供たちがいたのだ」のように、捜していた子供たちの存在について「のだ」を用いる例は英語母語話者、韓国語母語話者に1例ずつ見られたが、日本語母語話者にはこの場面で「のだ」を用いた例はなかった。

「母親が泣いてしまった。」のように、終結部において「てしまう」を用いた例は、英語母語話者に1例、中国語母語話者に3例、韓国語母語話者に1例あったが、日本語母語話者には1例もなかった。これは冒頭部、展開部における「てしまう」の使用状況に比べると対照的である。

「両親が子供たちに再会すること」に「ことができた」を用いた例は、日本語母語話者では3例、中国語母語話者では1例であった。

ストーリーの最後の場面である両親と子供たちが帰宅する場面の記述において、《心理状態》についての主観的判断を表す表現を用いた例をまとめると以下のとおりである。

日本語母語話者	英語母語話者	中国語母語話者	韓国語母語話者
0.40 (6)	0.06 (1)	0.13 (1)	0.11 (1)

日本語母語話者は「うれしそうに」が3例、「仲良く」が2例、英語母語話者は「喜んで」が1例、中国語母語話者は「楽しく」が1例、韓国語母語話者は「幸せに」が1例であった。冒頭の場面では、中国語母語話者の半数が《心理状態》について言及していたが、終結の場面では、日本語母語話者の方が多く《心理状態》を表す表現を用いていた。

## 6. まとめ

アニメーションのストーリーについて説明する作文をデータに用い、そこに現れる主観的な表現の使われ方について、日本語母語話者と非母語話者の場合を対照しながら分析したが、以下のようにまとめられる。

## 6.1 日本語母語話者の場合

ストーリーを文章で伝えようとする際、時系列に沿って起こった出来事を客観的に記述していくことが基本であるが、「てしまう」や「ことができた」などの表現を用いて予想外の事態であったり、期待どおりの事態であることを示していた。

「てしまう」はストーリーが展開していく冒頭部から中盤の展開部では非常に高い頻度で用いられるが、ストーリーが終結していく後半部分ではほとんど使われなかった。

認識的モダリティ表現が用いられる例は非常に少なかった。説明のモダリティ表現の「のだ」は時間の順序を遡及して理由・原因を説明する場合に限られた。

登場人物の《心理状態》に関する主観的判断を含む表現である「楽しそうに・うれしそうに」などは、冒頭の状況や終結の状況の記述に用いられていた。このような表現を用いることによって文章の始まりや終わりであることを際立たせる効果があると思われる。

## 6.2 非母語話者の場合

「てしまう」の使用については、日本語母語話者ほどの頻度ではないが、予想外の出来事に対して用いられていた。しかし、ストーリーの終結部の出来事に用いていたり、たとえば受け身の文であれば自然だが、能動文に「てしまう」を使ってしまう例など、視点の置き方を間違えた使用も見られた。

期待どおりの事態を示す「ことができた」の使用は、「てしまう」に比べて十分ではなく、作文指導のポイントとして留意すべき点と言える。

認識的モダリティ表現や説明のモダリティ表現については、母語話者よりも多く用いられていた。個々の使用例は、不自然なものから許容度の高いものまで様々であるが、ストーリーを説明する文章において、これらのモダリティ表現を抑制するのが母語話者の書き方であると言える。

\* この研究は、科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「日本語母語話者と非母語話者の語りの談話における『話段』についての研究」(課題番号: 16520311 研究代表者: 渡辺文生)の成果の一部であり、2006年8月6日にコロンビア大学で開催された2006 International Conference on Japanese Language Educationで発表した内容をもとに、まとめたものである。

## 参考文献

- 池上嘉彦 2006「〈主観的把握〉とは何か 一日本語話者における〈好まれる言い回し〉」『月刊言語』35, 5, 20-27.
- 木戸光子 2004「留学生に対する作文教育」井上優・宇佐美洋編『論理的文章作成能力の育成に向けて』20-31. 国立国語研究所
- 2006「作文における『客観的表現』とは何か」『2006年度日本語教育学会春季大会予稿集』127-132.
- グループ・ジャマシイ 1998『日本語文型辞典』くろしお出版
- 高橋淑郎 2002「講義における『物語』に関する一考察」『一橋大学留学生センター紀要』5, 51-76.
- 中井陽子 2003「話題開始部・中間部・終了部で用いられる評価表現」『2003年度日本語教育学会秋季大会予稿集』233-235.
- 野村真木夫 2003「現代語のテクストにおける感情表現」『日本語学』22, 1, 36-44.
- 飛田良文・浅田秀子 1991『現代形容詞用法辞典』東京堂出版  
——— 1994『現代副詞用法辞典』東京堂出版
- 森田良行 1989『基礎日本語辞典』角川書店
- 李麗燕 2000『日本語母語話者の雑談における「物語」の研究 会話管理の観点から』くろしお出版
- 渡辺文生 2003『日本語学習者と母語話者の語りの談話における指示表現使用についての研究』科学研究費補助金(C)(2)研究成果報告書  
——— 2004. Differences in use of "wa" in spoken and written Japanese discourse. Paper presented at ATJ 2004 Seminar. (Occasional Papers 6, 18-19. Association of Teachers of Japanese.)
- 2005a 「日本語の語りの談話における指示表現のあいまいさと分かりやすさについて」南雅彦(編)『言語学と日本語教育IV』125-136. くろしお出版
- 2005b 「語りの談話を構成する出来事間の結びつきについて」The 13th Princeton Japanese Pedagogy Forum Proceedings, 85-99, Princeton University.
- 渡辺雅子 2004『納得の構造 一日米初等教育に見る思考表現のスタイル』東洋館出版社
- Chafe, Wallace. ed. 1980. The pear stories. Norwood, N.J.: Ablex.

- Goodwin, Charles and Marjorie Goodwin. 1992. Assessments and the construction of context. *Rethinking context*, ed. by A. Duranti and C. Goodwin, 147-189. Cambridge: Cambridge University Press.
- Labov, William. 1972. *Language in the inner city*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Tannen, Deborah. 1980. A comparative analysis of oral narrative strategies: Athenian Greek and American English. *The pear stories*, ed. by W. Chafe, 51-87. Norwood, N.J.: Ablex.

## The use of subjective expressions in Japanese written narratives: A contrastive analysis of native and non-native data

Fumio Watanabe

In this paper I analyze the use of subjective expressions in written narratives by Japanese native speakers and non-native speakers, whose native languages were English, Chinese, and Korean. The data for this study come from narratives elicited using a 5-minute animated film.

Building on Goodwin and Goodwin (1992) and Nakai (2003), I define subjective expressions in narratives as expressions representing the narrator's subjective judgement or evaluation of events in the story using adjectives, adverbs, or modal auxiliaries.

I demonstrate that 1) native speakers presented their negative evaluation of unexpected events using *V-te simau* 'end up doing V' more often than non-native speakers, 2) while the non-native speakers used *V-te simau* in the last part of the story, the native speakers did not use it in this way, 3) native speakers used *V- (r) u koto ga dekita* 'was able to do V' to present their positive evaluation of the accomplishment of goals, 4) non-native speakers used epistemic modals and explicative modals like *no da* 'it's that ...' more often than native speakers, and 5) native speakers tended to use adjectives and adverbs expressing the protagonists' emotions in the beginning and ending scenes.

# Syntactic structures of resultatives revisited<sup>1</sup>

Naoto Tomizawa

## 1. Introduction

The syntactic structures of the resultative constructions in English, exemplified by (1a,b) and (2a,b) below, have been controversial in the generative literature.<sup>2</sup>

- (1) a. They watered the tulips flat.  
b. They hammered the metal flat.
- (2) a. Complete fanatics, Free would arrive at each gig hours early to sit in the dressing room together and play themselves into readiness.  
b. ... They looked into the car. They talked to each other. For a moment I was afraid they would talk the female to death. I have seen human beings talk to each other for hours.

The controversy is neatly summarized in Carrier & Randall (1992), where they classify the generative analyses into three : (i) the uniform Small Clause (SC) analysis, (ii) the uniform Ternary Analysis, and (iii) the Hybrid analysis. They are schematically illustrated in (3), (4), and (5), respectively. The structures given in (a) are proposed to be the underlying structures for the type of constructions in (1a,b), where the logical subjects of the resultative predicates serve as the thematic objects of the matrix predicates such as *water* and *hammer*. The structures in (b), on the other hand, indicate the underlying structures for the type of constructions in (2a,b), where the subjects of the resultative predicates

---

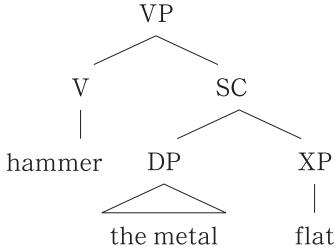
<sup>1</sup>The idea pursued in this paper was presented at the second Yamagata Linguistics Forum held on September 28, 2006, where I got a variety of comments and suggestions from the audience, to whom I would like to express my gratitude. My thanks also go to Todd Enslen and Steve Ryan, who kindly judged the grammatical/acceptability of various English sentences. I would like to thank an anonymous reviewer of this journal for carefully reading the paper. All the errors and misunderstanding that remain in the present paper in spite of my attempt to eliminate them, are of course of my own. This research is supported by a grant-in-aid for scientific research #16520292.

<sup>2</sup>(2a) is taken from the description by Phil Sutcliffe of the CD entitled *Free Live!* published in 2002 by Universal Island Records and (2b) is an excerpt from "Doggy in the Window" in *Rover's Tales* by Michael Z. Lewin (1998).

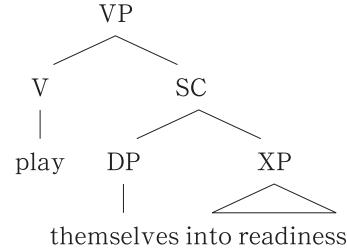
apparently do not receive thematic roles from the matrix verbs such as *play* and *talk*. We follow Carrier & Randall in referring to the resultative constructions in (1a,b) as “transitive resultative constructions”, and those in (2a,b) as “intransitive resultatives”.

(2) The uniform SC analysis

a. transitive resultatives

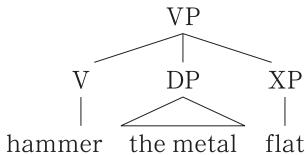


b. intransitive resultatives

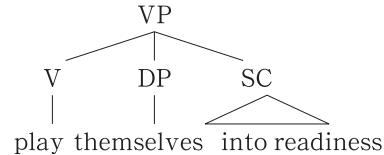


(3) The uniform Ternary analysis

a. transitive resultatives

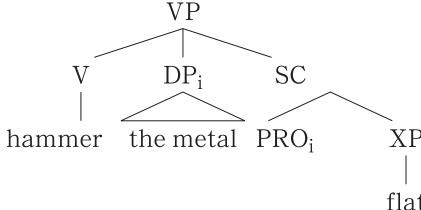


b. intransitive resultatives

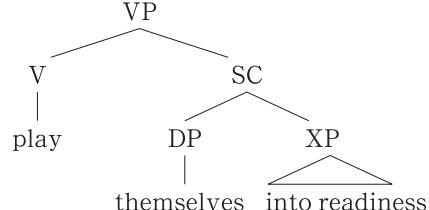


(4) The Hybrid analysis

a. transitive resultatives



b. intransitive resultatives



The uniform SC approach to the resultative constructions, given in (2), is discussed in Kayne (1985), whose outstanding proposal in the light of the present classification is that the postverbal nominals in the transitive resultatives are not the direct objects of the otherwise transitive matrix verbs. The uniform Ternary analysis of resultatives in (3), on the other hand, is defended by Carrier & Randall (1992), who argue that both the postverbal nominals and the resultative predicates are semantically selected by the matrix verbs and that the subject-predicate relation holding between the nominals and

the resultative predicates is obtained by an independent semantic principle, hence an elimination of the syntactic structure of small clauses. The Hybrid analysis in (4) is proposed by Hornstein & Lightfoot (1987), where the postverbal nominals in the intransitive resultative constructions occupy the subject positions of the resultative small clauses whereas those in the transitive constructions are direct complements of the matrix verbs, which control the PRO subjects of the resultative small clauses.

The primary concern of the present paper is the syntactic structures of the intransitive resultative constructions. In this light, the uniform SC analysis and the Hybrid analysis share the same proposal in that the constructions involve resultative small clauses. Thus, one of the differences between these analyses, on the one hand, and the uniform Ternary analysis, on the other, lies in the nature of the postverbal nominals with respect to their subjecthood/objecthood. It seems to be safe to say that this very nature motivates Carrier & Randall to adopt not the SC- approach but the Ternary alternative.

This paper reconsiders the arguments Carrier & Randall have made for the Ternary analysis and argues that some of the facts they base their arguments on actually reflect the nature of the underlying structures of the constructions, others reflect the nature of the superficial (derived) structures of the constructions, and still others actually show neither subjecthood nor objecthood. The discussions lead to the conclusion that the phenomena Carrier & Randall's analysis is based on in effect do not lend support to their Ternary analysis. We argue instead that the intransitive resultatives involve SC structures, as in (2b) and (4b).

The following discussions are organized as follows. Section 2 reviews Carrier & Randall's arguments for the Ternary analysis and attempts to refute them in favor of the conventional SC-approach to the intransitive resultatives. Section 3 introduces an apparent problem for the SC-approach to the intransitive resultatives and argues that the relevant linguistic fact reflects the derived objecthood of the postverbal DPs, so that they do not constitute a problem for us. Section 4 gives an interim summary of the discussion and makes clear the distinction between the SCs in the intransitive resultatives and "full-fledged"SCs. Section 5 extends the discussion to perception construction and suggests that the construction involves SCs similar to the intransitive resultative SCs. Section 6 is the conclusion of the paper.

## 2. On the arguments for the Ternary analysis by Carrier & Randall (1992)

Carrier & Randall's arguments for the Ternary analysis come from three different components of the grammar : (i) semantic selection, (ii) morphological or lexical processes, and (iii) syntax. As for semantic selection, they cite the following sentences to show that the difference in grammaticality among these sentences can be captured within the Ternary analysis, where the semantic types of the resultative predicates are specified by the verbs that take them. This is not the case in the SC analyses, they argue, because selectional relation is not definable at all between the verbs and the resultative predicates that reside within the SCs.

- (5) a. the joggers ran themselves sweaty/\*sweating/exhausted
- b. the kids laughed themselves sick/\*sickened
- c. the chef cooked the kitchen walls black/\*blackened
- d. the tourists walked their feet sore/blistery/\*blistered
- e. Bill drank the glass empty/\*emptied
- (6) a. the maid scrubbed the pot shiny/\*shined/\*shining
- b. the jockeys raced the horses sweaty/\*sweating
- c. the chef cooked the food black/\*blackened/\*charred

In this light, Embick (2004) argues that the availability of *empty* and the unavailability of *emptied* in (5e), for example, are essentially due to an aspectual specification of resultative constructions : only statives are compatible with resultatives. This is why the perfective aspect of *emptied*, *sickened*, *blackened*, *blistered*, and so on is not allowed in resultative constructions, nor is the progressive aspect of *sweating* and *shining*. It is the case that the aspectual specification of a given predicate plays an important role in specifying the aspect of the whole sentence the predicate appears in. But it is not true that the aspect of the sentence is always determined by the inherent specification of the predicate. Take a look at (7a,b), which show that the semantics of *toward* and *to* contribute to the specification of the aspect of the relevant sentences.

- (7) a. They drove toward Tokyo for/\*in an hour.
- b. They drove to Tokyo in/\*for an hour.

One plausible extension of this idea is that resultative SCs are syntactically AspPs. If this is on the right track, the unavailability of the derived adjectives such as *emptied* and *sweating* in (5) and (6) can be accounted for, under the SC-based analyses of the resultative constructions, by a semantic restriction to the effect that only the stative AspPs are available as resultative SCs.<sup>3</sup>

A second argument made by Carrier & Randall for the Ternary analysis concerns lexical or morphological processes : (i) process *-ing* nominalization, (ii) middle formation, and (iii) adjectival passive formation. (8)-(10) show that intransitive resultatives cannot undergo these processes, while transitive counterparts can, as indicated in (11)-(13).

- (8) Intransitive resultatives : process *-ing* nominalization
  - a. \*the jogging craze has resulted in [the running of a lot of pairs of Nikes threadbare]
  - b. \*[the talking of your confidant silly] is a bad idea
- (9) Intransitive resultatives : middle formation
  - a. \*the baby ticks [ [e] awake] easily
  - b. \*this type of pavement runs [ [e] thin] easily
  - c. \*this teapot drinks [ [e] dry] in no time at all
- (10) Intransitive resultatives : adjectival passive formation
  - a. \*a [ticked-awake] baby
  - b. \*the [run-thin] pavement
  - c. \*a [drunk-dry] teapot

<sup>3</sup>Embick's (2005) approach to the resultative constructions is different from ours. He proposes that the transitive resultative constructions are headed by a fientive verb [FIENT], a near equivalent of BECOME, which takes a Theme argument as its subject and a STATE argument as its complement. Thus, sentence in (ia) has the structure in (ib), where the means component of the semantics of the sentence, namely, the hammering action, is introduced by the adjunction of HAMMER to FIENT as in (ic). Hence, the sentence is interpreted as 'John caused the metal to become/be flat by hammering it'.

- (i) a. John hammered the metal flat
  - b. [<sub>vP</sub> John  $v_{[AGENT]} [AspP \text{ Asp} [{}_vP [THEME \text{ the metal}] v_{[FIENT]} [STATE \text{ flat}]]]]$
  - c. [<sub>vP</sub> John  $v_{[AGENT]} [AspP \text{ Asp} [{}_vP [THEME \text{ the metal}] v_{[FIENT]} + \text{HAMMER} [STATE \text{ flat}]]]]$

The resultative predicate *flat* is directly selected by  $v_{[FIENT]}$  and no SC is postulated. These considerations alone might lead us to conclude that his analysis is similar to the Ternary analysis. But the verb that selects *flat* is not the matrix verb HAMMER, which is crucially different from the Ternary analysis. In addition, *flat* establishes a subject-predication relation with *the metal* though the mediation of  $v_{[FIENT]}$ . The label of the resulting syntactic structure is  $vP$ , but it is semantically equivalent to SC in the sense that there is a subject-predication relation. Thus, it seems to be possible to say that Embick's analysis incorporate the SC approach to the subject-predicate relation to the resultative predicates.

- (11) Transitive resultatives : process *-ing* nominalization
  - a. [the painting of fire engines the color of schoolbuses] is strictly prohibited by the state law
  - b. [the watering of tulips flat] is a criminal offense in Holland
- (12) Transitive resultatives : middle formation
  - a. this table wipes [e] clean easily
  - b. this metal pounds [e] flat easily
- (13) Transitive resultatives : adjectival passive formation
  - a. a [wiped-clean] table
  - b. [pounded-flat] metal

Let us consider the process *-ing* nominalization first. One general property of this process is that if the base verb has a DP to assign its structural accusative Case to, its process *-ing* nominalization fails when the DP is not an argument of the noun. This is because unlike structural Case, inherent Case that nouns have is assignable only to their thematic arguments.<sup>4</sup> This is generalized as in (14)

- (14) An *of-NP* of process *-ing* nominals is an argument of the noun.

(14) explains the contrast in grammaticality between (15b) and (16b).

- (15) a. they cooked the banquet meal
- b. [the cooking of the banquet meal] went on for several hours
- (16) a. they expect there to be a riot.
- b. \*[the expecting of there to be a riot] is in the news

In (15b), *the banquet meal* is the direct complement of the noun *cooking* and the latter can assign inherent Case to the latter. In (16b), by contrast, *there* is not an argument of *expecting* and violates the Case Filter.

How, then, does the Ternary analysis exclude the process *-ing* nominalization of intransitive resultatives in (8a-c)? Carrier & Randall propose that although the resultative predicates have a structural sisterhood relation with the selecting verbs, they are not

<sup>4</sup>See Chomsky (1986) for details.

direct arguments of the latter. This is of course a stipulation, not well established in the literature.

In the SC approach to intransitive resultatives, by contrast, the facts in (8)-(13) are quite straightforward : postverbal DPs in intransitive resultatives are not arguments of the matrix verbs and fail to be assigned inherent Case, in violation of the Case Filter.

Middle formation and adjectival passive formation have similar properties, which are summarized in (17). These conditions rule (19b)/(21b) out, and (18b)/(20b) in.

- (17) Middle formation and adjectival passive formation apply only to the verbs that have direct DP complements.
- (18) a. you can handle this car easily  
b. this car handles [e] easily
- (19) a. they laughed at the politicians  
b. \*the politicians laugh at [e] easily
- (20) a. they broke the radio  
b. the broken radio
- (21) a. they sat on the chair  
b. \*the sat-on chair

Carrier & Randall claim that the postverbal nominals of the intransitive resultatives are syntactically sisters of the selecting verbs but they are not their direct arguments, so that applications of middle/adjectival passive formation are illicit.

Introduction of this kind of dissociation between syntax and semantics is unnecessary in the SC approach to intransitive resultatives, on the other hand, because here the postverbal nominals are not the arguments of the matrix verbs. In this approach, thus, (17) suffices to exclude (19b) and (21b).

To summarize the discussion so far, semantic selection and lexical/morphological processes do not give particular advantage to the Ternary analysis and the latter processes actually favor the SC-approach over the Ternary alternative in the analysis of intransitive resultatives in that it can dispense with the (not well established) dissociation of syntax and semantics that the Ternary analysis has to have resort to.

Let us now turn to a third argument for the Ternary analysis that Carrier & Randall have made : syntactic properties of the resultative constructions. The relevant syntactic

processes are (i) verbal passivization, (ii) long distance extraction of result predicates, and (iii) *wh*-extraction out of the (logical) subject DPs of the result phrases.

Verbal passivization is applicable to the postverbal DPs of both intransitive and transitive resultatives as in (22) and (23).

- (22) a. the baby was ticked [e] awake by the loud clock
- b. her sneakers were run [e] threadbare
- c. the pavement was run [e] thin
- d. her handkerchief was swept [e] soggy
- e. the teapot was drunk [e] dry by the thirsty workers
- (23) a. the barns are painted [e] red
- b. the tables are wiped [e] clean
- c. John was booed [e] off the stage at the ceremony

The acceptability of the verbal passivization of intransitive resultatives is not surprising at all in the Ternary analysis, because the postverbal nominals are arguments of the matrix verbs. How, then, is this fact accounted for by the SC-approach to the intransitive resultatives, where the postverbal DPs are, by definition, not the arguments of the verbs? There are cases where passivized DPs are not arguments of the relevant verbs as in (24a, b), but passivization of an element within an adjunct is totally unacceptable as in (25).

- (24) a. the politician was laughed [<sub>PP</sub> at [e]]
- b. John was considered [<sub>IP</sub> [e] to be honest]
- (25) \*the politics class was slept during [e] (by John)

The contrast between (25), on the one hand, and (24a,b) and (22a-e), on the other, suggests that the SC postulated by the SC-approach for the intransitive resultatives is, in fact, semantically related to the matrix verb, just as PP and IP in (24a) and (24b), respectively, are to *laugh* and *consider*. This is consistent with the observation made with respect to the discussion of semantic selection above, where we have reached the conclusion that the stative aspect of the SC in intransitive resultatives is imposed by the matrix intransitive verbs. Unlike the SC complements of *consider*, *believe*, and so on, though, the SC of the intransitive resultatives apparently does not have a full-fledged status of complement,

which is presumably because it is in the course of dynamic transition from an adjunct to an argument.

A second syntactic argument for the Ternary analysis comes from extractability of resultative predicate phrases out of *wh*-islands. Interestingly, their extraction does not give rise to a strong violation. Look at (26).

- (26) a. ?how threadbare do yo wonder whether they should run their sneakers [e]
- b. ?how hoarse do you wonder whether they sang themselves [e]
- c. ?how bald do you wonder which tires to drive [e] [e]
- d. ?how dry do you wonder whether the sun baked the field [e]
- (27) a. ?how flat do you wonder whether they hammered the metal [e]
- b. ?how shiny do you wonder which gems to polish [e] [e]
- c. ?which colors do you wonder which shirts to dye [e] [e]
- d. ?which sized do you wonder which logs to cut [e] [e]

Carrier & Randall claim that this weak violation is a reflex of the argument status of the extracted resultative predicate phrases. It is then predicted that extraction of the predicates of “full-fledged”SCs gives rise to a strong violation, just as that of nonarguments. This predication is borne out. Rizzi (1990:130) independently observes that sentences in (28 a,b) are totally ungrammatical.

- (28) a. \*how stupid do you wonder whether Bill considers [<sub>sc</sub> Pete [e]]
- b. \*how angry do you wonder whether he became [<sub>sc</sub> [e] [e]]

It could therefore be concluded that this extractability fact constitutes a strong argument for the argumenthood of the resultative predicate phrases and, hence, the Ternary analysis, where such argumenthood is obtained.

This conclusion, however, is only plausible within the traditional framework of the ECP-based account of the argument/nonargument asymmetry. Within the minimalist program initiated by Chomsky (1993), where the device of the ECP is eliminated from the computational system, the traditional ECP effects are expected to follow from the interaction of primitive properties of language. One plausible candidate worth pursuing is an extension of Rizzi's (1990) referentiality. He proposes that only referential elements

are extractable out of *wh*-islands.

Notice here that referentiality plays an important role in another component of grammar :  $\phi$ -feature agreement. Spec-head agreement in the domain of TP is a typical instantiation of  $\phi$ -feature agreement. Let us hypothesize that  $\phi$ -feature agreement requires referentiality. This hypothesis provides a neat explanation of the ill-formedness of the following sentences.

- (29) a. \*50 pounds will be weighed [e] by Mary
- b. ?\*I regret that for us to smoke bothers her so much (Alrenga (2005))

*50 pounds* in (29a) and the sentential subject *for us to smoke* in (29b) are both nonreferential, so that they fail to value the  $\phi$ -feature of the relevant T head. That the sentential subject does not reside in Spec-TP is originally argued for by Koster (1978) and recently defended by Alrenga (2005). Thus, (30a) has the structure in (30b), where Spec-TP is occupied by an empty category.

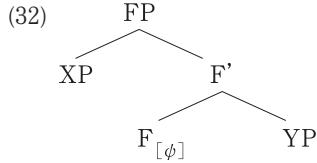
- (30) a. that the moon is made of cheese was even contemplated by Aristotle
- b. [that the moon is made of cheese] <sub>[<sub>TP</sub> [e]<sub>i</sub>]</sub> was even contemplated [e]<sub>i</sub> by Aristotle]

Within our present framework, this empty element is referential, so that it must be a DP. Thus, the contrast in grammaticality among (31a-c) follows.

- (31) a. most fans hoped [that the Giants would win the World Series]
- b. it was hoped (by most fans) [that the Giants would win the World Series]
- c. \*[that the Giants would win the World Series] <sub>[<sub>TP</sub> [e]<sub>i</sub>]</sub> was hoped [e]<sub>i</sub> by most fans]

The ungrammaticality of (31b) is due to the fact that *hope* cannot take DP as its complement, just as Alrenga argues for.

$\phi$ -feature agreement has interesting consequences for the elements in the relevant syntactic domain. Consider the following structure.



In this configuration, when XP values the  $\phi$ -feature of F, XP becomes frozen in the sense that its internal element becomes unextractable.<sup>5</sup> This has been traditionally referred to as the Subject Condition in the literature. More interestingly, the configuration makes YP easy to extract. Thus,  $vP$ -extraction out of a *wh*-island in (33) only gives rise to a mild violation.

- (33) ? ... and [win the race] I wonder whether he did [e] (Rizzi (1990:31))

Let us suppose that a predicate YP becomes referential when  $F_{[\phi]}$  has its  $\phi$ -feature valued. This account for the extractability of the verbal element out of a *wh*-island in (33).

Bearing these in mind, let us return to the contrast between (26a-d) and (28a,b). The weak violation of the extraction of resultative predicates in (26a-d) is presumably due to their referential status. This means that the resultative SCs involve  $\phi$ -feature agreement between the subjects and the SC-head (Asp), which renders the complement resultative predicates referential. The “full-fledged”SCs in (28a,b), on the other hand, do not involve similar  $\phi$ -feature agreement,<sup>6</sup> so that the predicates in the SCs remain nonreferential.<sup>7</sup>

In sum, extractability of resultative predicates out of *wh*-islands apparently favors the Ternary analysis over the SC-approach, but considerations of the nature of extractability within the minimalist framework provide us an account that is compatible with the SC-approach.

Let us now turn our attention to a third syntactic argument for the Ternary analysis : *wh*-extraction out of the (logical) subject DP of the resultative predicates. Carrier & Randall observe that elements can be extracted out of the DPs that resultative phrases are predicated of :

- (34) a. the Nikes (that) I ran [<sub>DP</sub> the soles of [e]] threadbare/ragged

<sup>5</sup>See Tomizawa (2003) for the implementation of this idea. We will return to this feature shortly.

<sup>6</sup>This predicts that SC subject may be a clause. This prediction seems to be borne out:

(i) he made [<sub>sc</sub> clear [that there is one chance to avoid military action]]

<sup>7</sup>Further consequences of this approach are examined in Tomizawa (in preparation).

- b. the shoes (that) I walked [<sub>DP</sub> the heels of [e]] to tatters/paper-thin
  - c. the gang (that) I drank [<sub>DP</sub> the leaders of [e]] under the table
  - d. the film (that) the producer talked [<sub>DP</sub> the cast of [e]] to death
- (35) a. the door (that) I painted [<sub>DP</sub> the back of [e]] red
- b. the gang (that) I shot [<sub>DP</sub> the leaders of [e]] dead
  - c. the trees (that) the wind blew [<sub>DP</sub> the tops of [e]] bare

In this light, these DPs contrast sharply with the DP-subjects of “full-fledged”SCs : extraction out of the latter DPs gives rise to a violation of the Subject Condition, as shown in (36) below. The same holds of the ECM subjects as well, as in (37).

- (36) a. ??which subject do you consider [<sub>SC</sub> [<sub>DP</sub> a book about [e]] too boring for your class]
- b. ??who did you find [<sub>SC</sub> [<sub>DP</sub> a photograph of [e]] rather unattractive]
  - c. ??who did you judge [<sub>SC</sub> [<sub>DP</sub> a rumor about [e]] false]
  - d. \*the man that I consider [<sub>SC</sub> [<sub>DP</sub> the brother of [e]] honest]
- (37) ??who did you believe [<sub>IP</sub> [<sub>DP</sub> a picture of [e]] to have been selected] (Lasnik (1995))

Given the fact that extraction is generally possible out of the object DPs but not out of the subjects, as in (38a,b), the grammaticality of (34) and (35) constitutes good ground for Carrier & Randall to suppose that the postverbal DPs in resultative constructions have assumed the status of objects, not that of the subjects of SCs.

- (38) a. who did you select [<sub>DP</sub> a picture of [e]]
- b. ?\*who was [<sub>TP</sub> [<sub>DP</sub> a picture of [e]] selected]

Just like the argument from the long distance extractability of resultative predicates we discussed above, this argument hinges on the particular framework one adopts, more specifically, on the components of the grammar that derive the subject/object asymmetry. Thus, Tomizawa (2003) argues that extraction is prohibited when the element out of which extraction is to take place has established a Spec-head agreement relation with the relevant head. Partial structures for the ill-formed sentences in (38b) and (37) are given in (39a,b), respectively.

- (39) a.  $?^* [_{TP} [_{DP} \text{a picture of } [e]] [_{T'} T_{[EPP,\phi]} vP]]$   
 b.  $?? [_{IP} [_{DP} \text{a picture of } [e]] [_{I'} I_{[EPP,\phi]} vP]]$

Here, DPs in Spec-TP/IP value the  $\phi$ -features of T/I via Spec-head agreement. In this configuration, extraction is impossible out of these DPs. Now turn to SCs. Given that the resultatives involve SC structures, as we pursue in this paper, the relevant structures for the “full-fledged”SCs in (36) and those for the resultative SCs in intransitive resultatives in (34) will be the ones in (40a,b), respectively.

- (40) a. “full-fledged” SCs  
 $?? [_{FP} [_{DP} \text{a book about } [e]] [_{F'} F_{[EPP]} AP]]$ <sup>8</sup>  
 b. SCs in intransitive resultatives  
 $[_{FP} [_{DP} \text{a book about } [e]] [_{F'} F_{[EPP,\phi]} AP]]$

What distinguishes (40b) from (40a) (and (39a,b), for that matter)? I would like to suggest that the head of resultative SCs has incomplete  $\phi$ -features, which render extraction out of its subject DP relatively free.

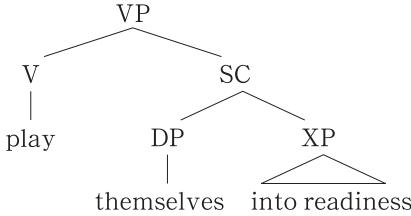
In sum, extractability argument on the basis of the subject/object asymmetry apparently gives a strong support to the Ternary analysis, but it actually depends on the nature of the Subject Condition. Our explanation of the Subject Condition in terms of feature valuation gives an account of the different behavior of SCs without recourse to the subjecthood/objecthood of the extraction sites.

We have seen in this section that the three kinds of arguments for the Ternary analysis that Carrier & Randall made with respect to the internal structure of the resultative constructions can be refuted in favor of the traditional SC approach to intransitive resultatives in (2b)/(4b), repeated here as (41).

---

<sup>8</sup>Note here that in the preceding discussion we assumed that the head (Asp) of the “full-fledged”SCs lack  $\phi$ -features; otherwise, extraction of SC predicates out of *wh*-islands would give rise to a mild (not strong) violation of the Subjacency Condition, contrary to fact.

## (41) intransitive resultatives



## 3. Binding and pseudogapping in the resultative constructions

The following facts show that the postverbal QPs in the resultative constructions can bind pronouns within adjuncts modifying the matrix verb phrases.

- (42) a. the loud clock ticked [<sub>sc</sub> [every baby]<sub>i</sub> awake] [at his<sub>i</sub>/her<sub>i</sub>/its<sub>i</sub> afternoon nap]
- b. they laughed [<sub>sc</sub> [every applicant]<sub>i</sub> out of the room] [at his<sub>i</sub>/her<sub>i</sub> job interview]
- (43) I painted [every door], white [without masking its<sub>i</sub> knob]

At first glance, this seems mysterious, because the QPs in the SC-subject positions in (42 a,b) do not c-command into the adjuncts located outside of the SCs. One might, then, argue, on the basis of these facts, that the postverbal DPs in intransitive resultatives are in fact direct objects of the matrix, intransitive verbs. This section considers how these facts go along with the SC-approach.

That clause-internal subjects can c-command into elements that reside in the domain outside of the clauses is observed in the ECM constructions as well. Lasnik & Saito (1991) point out the following facts.

- (44) a. ?The DA proved [<sub>IP</sub> [<sub>DP</sub> the defendants]<sub>i</sub> to be guilty] [during [each other's]<sub>i</sub> trials]
- b. \*The DA proved [<sub>CP</sub> that [<sub>DP</sub> the defendants]<sub>i</sub> were guilty] [during [each other's]<sub>i</sub> trials]
- c. ?The DA accused [<sub>DP</sub> the defendants]<sub>i</sub> [during [each other's]<sub>i</sub> trials]
- (45) a. ?The DA proved [<sub>IP</sub> [<sub>DP</sub> none of the defendants] to be guilty] [during [any of the trials]]
- b. \*The DA proved [<sub>CP</sub> that [<sub>DP</sub> none of the defendants] were guilty] [during [any of the trials]]

- c. The DA accused [<sub>DP</sub> none of the defendants] [during [any of the trials]]

In the ECM construction in (44a), *each other* can take *the defendants* as its antecedent, whereas such referential dependency is unavailable in the corresponding finite clause in (44b). In (45a), the negative polarity *any* in the adjunct phrase modifying the matrix event, is shown to be licensed by the negative element in the subject position of the ECM construction. This, again, contrasts with the finite version as in (45b).

Let us adopt Lasnik and Saito's analysis, according to which the SC-subject overtly raises to Spec-AgrOP (hereafter, Spec-*vP*, following the spirit of Chomsky (1995)), from which it c-commands the anaphor in (44a) and the negative polarity item in (45a). This analysis can be carried over to the account of the binding facts in intransitive resultatives in (42a,b) above. These sentences roughly have the following structures, where the SC-subjects have overtly raised to Spec-*vP*, from which they can c-command the pronouns.<sup>9</sup>

- (46) a. the loud clock [<sub>vP</sub> [every baby]<sub>i</sub> *v* [<sub>VP</sub> ticked [<sub>SC</sub> [~~every baby~~<sub>j</sub>] *awake*]]] [at his<sub>i</sub>/her<sub>i</sub>/its<sub>i</sub> afternoon nap]  
 b. they [<sub>vP</sub> [every applicant]<sub>i</sub> *v* [<sub>VP</sub> laughed [<sub>SC</sub> [~~every applicant~~<sub>j</sub>] out of the room]]] [at his<sub>i</sub>/her<sub>i</sub> job interview]

According to this analysis, the binding facts in (46a,b) do not reflect the base-generated objecthood of the postverbal nominals of the intransitive resultatives; rather, they reflect the derived objecthood.

Lasnik (1995; 1999) goes on to argue that their raising analysis of ECM-subjects receives support from the behavior of pseudogapping. Extending Jayaseelan's (1990) analysis, he proposes that pseudogapping is generated by raising of a postverbal element (typically DP) to Spec-*vP*, followed by VP-deletion.<sup>10</sup> Thus, the second clause in (47a) has the structure in (47b).

- (47) a. ?John gave Mary a lot of money, and Mary will Susan  
 b. Mary will [<sub>vP</sub> Susan *v* [<sub>VP</sub> ~~give Susan a lot of money~~]]]

---

<sup>9</sup>Here I will leave open the question of word order of the raised SC-subjects and the matrix verbs.

<sup>10</sup>I have changed the label from Spec-AgrOP to Spec-*vP* for the reason mentioned above.

Lasnik (1995) observes that pseudogapping is available in a “full-fledged” SC construction as in (48). The same is true of the ECM construction as well, as in (49).

- (48) a. the DA proved [<sub>sc</sub> Jones guilty], and the Assistant DA will Smith
- b. the Assistant DA will [<sub>vP</sub> Smith *v* [<sub>VP</sub> prove [<sub>sc</sub> Smith guilty]]]
- (49) a. the DA proved [IP Jones to be guilty], and the Assistant DA will Smith
- b. the Assistant DA will [<sub>vP</sub> Smith *v* [<sub>VP</sub> prove [<sub>IP</sub> Smith to be guilty]]]

Both the binding phenomena and pseudogapping share the same process : overt raising to the Spec-*vP*. It is thus expected that pseudogapping is available in the resultative constructions. This prediction is borne out. The following examples are all judged to be grammatical.

- (50) a. John ran his Nikes threadbare, and Mary did her Reebocks
- b. the loud clock ticked the babies awake, and it didn't their mother
- (51) a. John wiped the desks clean, and Mary did the blackboards
- b. French fans booed Materazzi out of the pitch, and Italian fans did Zidane

Let us summarize the discussion so far. The binding facts, coupled with the pseudogapping facts, show the derived objecthood of the SC-subjects.

We will now turn to the reason why raising takes place in the binding and pseudogapping configurations. In this light, Miyagawa (2001) has made an interesting observation. In (52), *not* can have wide scope over *everyone*. Thus, the sentence can express my belief that not everyone arrived.

- |  |                  |
|--|------------------|
| (52) I believe [ <sub>IP</sub> everyone not to have arrived yet] | not > every : OK |
|--|------------------|

This type of interpretation is not available in (53) below, however.

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (53) I believe [every defendant] <i>i</i> not to be guilty [during his trial] | not > every : * |
|---|-----------------|

The only interpretation available for this sentence is that I believe that every defendant is innocent. The fact that *every defendant* has wide scope over *not* in (53) makes sense in

our discussion so far, because the QP has raised to Spec-*vP*, from which it asymmetrically c-commands *not*. The question, then, is why a similar raising process does not take place in (52). A plausible approach is that raising is carried out only when motivated by some external element. Binding requirement on the bound pronoun in (53) is one instantiation of such motivation. However, EPP-feature on *v* does not serve as such motivation; otherwise, *everyone* in (52) would raise to yield its wide scope reading. This is summarized in (54).

- (54) Raising to Spec-*vP* takes place only when externally motivated.

In the case of pseudogapping as well, raising of a postverbal element is forced by an external element. To illustrate, consider (55).

- (55) John will select me, and Bill will [<sub>VP[δ]</sub> select you]

Let us suppose that the VP to be elided is specified as  $\delta$  and that an element with  $\delta$  must undergo deletion during the course of the derivation under identity (actually, nondistinctness) with its antecedent. In (55), [<sub>VP</sub> select you] is distinct from its antecedent, so that *you* is forced to extract out of this VP just to make the complement of *select* a variable. The VP so generated, namely, [<sub>VP</sub> select *vbl*], meets the nondistinctness requirement, and is therefore deleted.

This analysis differs from Lasnik's in that when there is a postverbal DP, raising of the DP to Spec-*vP* takes place every time in the latter, but only when externally forced in the former. The difference can be sharpened in the treatment of extraction from within a simple object like *who did you select a picture of*. In Lasnik's analysis, [<sub>DP</sub> a picture of [e]] occupies Spec-*vP* (or, originally, Spec-AgrOP). This is why the analysis needs some proviso to ensure that extraction out of this DP does not result in an effect similar to that of the Subject Condition. In our analysis, on the other hand, such a proviso is unnecessary.

#### 4. Interim summary : On the subjects of small clauses

The considerations in sections 2 and 3 can be summarized as in (56), where (a-d) list the

types of the postverbal DPs. “Lexical processes” include process *-ing* nominalization, middle formation, and adjectival passive formation. “Predicate extraction” refers to long distance extraction of SC-predicates out of *wh*-islands. “Binding” covers anaphor binding, bound pronoun interpretation, and licensing of negative polarity items.

(56)	lexical processes	predicate extraction	extraction out of DP	binding & pseudogapping
a. simple objects	OK	- -	OK	OK
b. subj of intransitive SCs	*	?	OK/?	OK
c. subj of transitive SCS	OK	OK	OK	OK
d. subj of full-fledged SCs	*	*	??/*	OK

I have argued that the fact that every type of postverbal DPs behaves similarly with respect to binding and pseudogapping directly reflects their derived objecthood, whereas the underlying property of these DPs are shown by lexical processes, according to which the postverbal DPs of both the intransitive resultatives and “full-fledged”SC constructions have the nonobjecthood (i.e., subjecthood). Apparent difference between the intransitive resultative SC-subjects and “full-fledged”SC-subjects is argued not to show the underlying objecthood of the former; rather, it only shows the syntactic feature-valuation involved. The same is true of the fact relating to extraction out of DPs. Here again, the subjects of the intransitive resultative SCs behave differently from those of the “full-fledged”SCs. These two phenomena seem to be correlated. I have hypothesized that specification of  $\phi$ -features of SC-heads is different between the intransitive resultative SCs and “full-fledged”SCs. The former involve meager  $\phi$ -features whereas the latter have no  $\phi$ -features. In general, Spec-head agreement for valuation of  $\phi$ -features renders (i) the Spec domain opaque when the relevant  $\phi$ -features are complete and (ii) the complement domain referential. Thus, the paradigm in (56) follows.

## 5. Perception constructions

We have so far discussed SCs whose predicates are typically APs. Let us consider SCs with VP predicates, namely, perception constructions. This construction essentially behaves like intransitive resultatives in that (i) it allows extraction out of the postverbal

DPs, (ii) the postverbal DPs c-command elements within the adjuncts modifying the matrix verbal phrase, and (iii) pseudogapping is applicable to the postverbal DPs. These are illustrated in (57), (58), (59), respectively.

- (57) a. which planet did you see [[<sub>DP</sub> a picture of [e]] appear on your computer screen]  
 b. which president did you watch [[<sub>DP</sub> a picture of [e]] burn in the wastebasket]  
 (Basilico (2003))
- (58) I watched [[<sub>DP</sub> every student] climb up the hill] [through his<sub>i</sub>/her<sub>i</sub> binoculars]
- (59) The DA watched [Jones humiliate Mary], and the Assistant DA did Smith

The acceptability of (57a,b) shows, in our analysis, that [<sub>DP</sub> a picture of [e]] is involved in valuation of meager  $\phi$ -features, because only this configuration permits extraction from within subject positions. This is in line with Hornstein, Martins, & Nunes (2006) analysis of the perception construction. The availability of bound pronoun interpretation and pseudogapping in (58) and (59), respectively, indicate that postverbal DPs raise to Spec-*vP* when forced, just as the postverbal subjects of the intransitive resultatives.

One remaining problem is the well-known lack of passivization in the case of perception construction,<sup>11</sup> which contrasts with intransitive resultatives. I will leave the issue open here.

## 6. Conclusion

In this paper I have attempted to defend the conventional SC-approach to intransitive resultatives.

Two of the interesting properties of the syntax of intransitive resultatives are that they allow extraction of SC-subject-internal elements relatively freely and extraction of SC-predicates out of *wh*-islands gives rise to only a mild violation reminiscent of the Subjacency Condition violation. These properties contrast with those exhibited by “full-fledged”SCs taken by *consider*, *believe* and so on, where extraction of SC-subject-internal elements exhibits Subject Condition effects and SC-predicate extraction out of *wh*-island results in a strong violation reminiscent of the ECP violation. We have proposed that Spec-head agreement in the intransitive resultative SCs involves incom-

---

<sup>11</sup>See Declerck (1983), Felser (1998), Basilico (2003), Hornstein, Martins, & Nunes (2006), among others.

plete  $\phi$ -features and claimed that such incomplete feature-valuation allows extraction out of the element in the Spec position. We also proposed that Spec-head agreement of  $\phi$ -features involve referentiality, which in turn makes the complement of the head referential. This process has been argued to be responsible for the extractability of SC-predicates out of *wh*-islands. In “full-fledged”SCs, we have proposed that no  $\phi$ -feature valuation is involved. It has been shown that from this property follow the inextractability of elements within SC-subjects and the impossibility of the extraction of SC-predicates out of *wh*-islands. Unavailability of lexical or morphological processes such as process -*ing* nominalization, middle formation, adjectival passive formation, favors the conventional SC-approach to the intransitive resultatives in that they cannot apply to nonarguments. As for semantic selection, I have suggested that selectional properties are due to the intermediate nature of the intransitive resultative SCs : they are in the course of dynamic transition from an adjunct to an argument. Binding phenomena and availability of pseudogapping have been argued to reflect the derived objecthood of the SC-subjects.

## References

- Alrenga, Peter. 2005. A sentential subject asymmetry in English and its implications for complement selection. *Syntax* 8, 175-207.
- Basilico, David. 2003. The topic of small clauses. *Linguistic Inquiry* 34, 1-35.
- Carrier, Jill and Janet H. Randall. 1992. The argument structure and syntactic structure of resultatives. *Linguistic Inquiry* 23, 173-234.
- Chomsky, Noam. 1986. *Knowledge of language : Its nature, origin, and use*. New York : Praeger.
- Chomsky, Noam. 1993. A minimalist program for linguistic inquire. K. Hale & S. J. Keyser (eds.) *The view from building 20*. Cambridge, Mass. : MIT Press.
- Chomsky, Noam. 1995. *The minimalist program*. Cambridge, Mass. : MIT Press.
- Declerck, Renaat. 1983. On the passive of infinitival perception verb complements. *Journal of English Linguistics* 16, 27-46.
- Embick, David. 2005. On the structure of resultative participles in English. *Linguistic Inquiry* 35, 355-392.
- Felser, Claudia. 1998. Perception and control : A minimalist analysis of English

- direct perception complements. *Journal of Linguistics* 34, 351-385.
- Hornstein, Norbert, Ana Maria Martins, & Jairo Nunes. 2006. Infinitival complements of perception and causative verbs : A case study on agreement and intervention effects in English and European Portuguese. *University of Maryland Working Papers in Linguistics* 14, 81-110.
- Hornstein, Norbert and David Lightfoot. 1987. Predication and PRO. *Language* 63, 23-51.
- Jayaseelan, K. A. 1990. Incomplete VP deletion and gapping. *Linguistic Analysis* 20, 64-81.
- Kayne, Richard. 1985. Principles of particle constructions. J. Guéron, H.-G. Obenauer, and J.-Y. Pollock (eds.) *Levels of syntactic representation*. Dordrecht : Foris.
- Koster, J. 1978. Why subject sentence don't exist. S. J. Keyser (ed.) *Recent transformational studies in European languages*, 53-64. Cambridge, Mass. : MIT Press.
- Lasnik, Howard. 1995. A note on pseudogapping. *MIT Working Papers in Linguistics* 27, 143-163.
- Lasnik, Howard. 1999. On feature strength : Three minimalist approaches to overt movement. *Linguistic Inquiry* 30, 197-217.
- Lasnik, Howard and Mamoru Saito. 1991. On the subject of infinitives. *CLS* 27, 324-343.
- Levin, Beth and Malka Rappaport Hovav. 1995. *Unaccusativity : At the syntax-lexical semantics interface*. Cambridge, MA. : MIT Press.
- Miyagawa, Shigeru. 2001. A-movement, word-order permutation, and reconstruction. ⟨handout⟩ MIT.
- Rizzi, Luigi. 1990. Relativized minimality. Cambridge, Mass. : MIT Press.
- Takahashi, Daiko. 1994. Minimality of movement. Doctoral dissertation, University of Connecticut, Storrs.
- Tomizawa, Naoto. 2003. Some concepts and consequences of the derivational computational system. Doctoral dissertation, Tohoku University.
- Tomizawa, Naoto. in preparation. On bare clauses. Ms., Yamagata University.

## 結果構文の統語構造の再考

富澤直人

Carrier & Randall (1992) は英語の結果構文の内部構造に対して小節を必要としない構造を提案した。この分析は、主に二つの統語現象、すなわち、(1) *wh* 島内からの結果句の摘出の容易性と (2) 結果句の（意味上の）主語内部からの摘出の容易性という現象に基盤を置く。本稿では、これらの統語特性が、結果句の小節内で成立する  $\phi$  素性照合に由来する現象であると論じ、(1) 結果句が主動詞の項として機能しているわけではないこと、また、(2) 結果句の主語が主動詞の目的語として機能しているわけではないことを示し、小節に基づく伝統的な結果句構造を擁護する。さらに、Carrier & Randall が提示したその他の文法現象および本構文で観察される束縛現象等について考察を加え、これらの現象が、結果句およびその主語の基底構造における項性（目的語性）を示すものではないことを論じ、小節分析の妥当性を主張する。

## 非同質的な不完全競争企業に対する物品税課税について

是 川 晴 彦

### はじめに

不完全競争市場における物品税課税の特徴の一つとして、物品税額の上昇によって企業の利潤が増加する可能性の存在を挙げることができる。この可能性についての基本的かつ代表的な分析は Seade (1985) で展開された。是川 (2006b) では、Seade の分析結果を踏まえ、個別企業の意志決定が市場供給量や均衡価格に与える影響に注目しながら物品税額の上昇が企業利潤に及ぼす効果を検討した。しかし、是川 (2006b) の分析では、すべての企業が同質的であること、すなわち、各企業が意志決定や費用関数においてすべて同一であることが仮定されている。そこで、本論では、この仮定をゆるめ、産業内における企業間の意志決定や費用関数の相違を考慮しながら、物品税額の上昇が各企業の利潤に与える効果について分析を行う。このような視点にもとづく分析は Seade (1985) をはじめ Dierickx et al. (1988) においても試みられているが、Seade の分析は需要関数に対して価格弾力性一定の仮定を設定しており、Dierickx et al. の分析は、課税対象を従価税とし、さらに、需要関数が線形であることを仮定している。また、Ushio (2000) では、費用関数が異なる企業から構成されるクールノーモデルを用いて従量税と従価税を対比させながら課税の経済効果の分析を行っているが、考察対象として経済厚生（総余剰）に主眼がおかかれている。本論においても、従量税額の上昇が企業の均衡利潤を増加させる可能性についての分析では、各企業の限界費用が一定であるクールノー寡占企業を仮定するが、先行研究とは異なり一般的な需要関数を想定して、利潤が増加する企業において成立しなければならない諸条件を提示する<sup>1</sup>。

本論は以下のように構成されている。1 節において、本論で用いる基本モデルを提示する。このモデルは Seade (1985) に準じているが、物品税課税に関する比較静学分析で用いられる標準的なモデルである。2 節では、物品税額の変更にともなう個別企業の利潤の変化を表す基本

<sup>1</sup>Hamilton (1999) では、参入可能性を考慮した寡占企業の物品税政策の帰着について考察しているが、総余剰の変化の分析に主眼をおいており、また、各企業に共通の費用関数が仮定されている。Simon et al. (2001) においては、差別化された財を生産する寡占市場モデルを用いて物品税政策の効果が広範に分析されており、利潤に与える効果も検討されているが、各企業に共通かつ一定の限界費用が仮定されている。また、Stern (1987) では各企業に共通かつ一定の限界費用を仮定して、物品税政策の効果を検討している。ただし、中心的な考察対象は dual pricing の施策上の効果であり、分析の手法や視点は本論と異なっている。

式を導出する。導出の過程は同質的な企業を仮定した場合に比べて複雑になるが、企業が同質的である場合と非同質的である場合それぞれにおける課税の利潤に与える効果を対比させながら、同時に、先行研究との相違点に注目しながら考察を進める。そして、3節において、物品税額の上昇によって企業の利潤が増加する可能性と条件について考察する。4節では、今後の課題を検討しながらまとめを行う。

## 1. モ デ ル

本論で用いるモデルは、是川（2006a, b）のモデルに準じている。このモデルは不完全競争市場における課税政策を考察する場合に用いられる標準的な部分均衡モデルである。供給に関する仮定は以下の通りである。考察の対象となる財市場に存在する企業の数を  $n$  とする。本論では参入や退出を考慮しないので、企業数  $n$  は固定値である。なお、各企業の生産物は同質的であり、差別化はされていないと仮定する。企業  $i$  の生産量および費用関数を、それぞれ  $y_i$ ,  $c_i(y_i)$  で表す。各企業には生産量 1 単位につき  $t$  の従量税が課されるとする。需要については次のような仮定をおく。財の市場価格を逆需要関数  $q(Y)$  によって表す。 $Y$  は市場全体の供給量である。本論における分析は部分均衡分析であるので、 $q(Y)$  を  $Y$  のみの関数として分析をすすめる。なお、 $q(Y)$  については  $q'(Y) < 0$  であると仮定する。以上の仮定のもとで、均衡における企業  $i$  の利潤  $\pi_i$  は、

$$\pi_i = q(Y)y_i - c_i(y_i) - ty_i \quad (1)$$

と表現される。

不完全競争市場では、個々の企業が自らの生産量の変更にともなう市場価格の変化を予測しながら供給量を決定する。よって、ある企業が他企業の反応をどのように推測しながら意志決定を行うかが重要な意味をもつ。この推測を表す概念として推測的変動（conjectural variation）が知られている<sup>2</sup>。推測的変動の概念を用いることによって、均衡において成立する利潤最大化の 1 階の条件、すなわち  $d\pi_i/dy_i = 0$  は、

$$q(Y) + q'(Y)\lambda_i y_i - c'_i(y_i) - t = 0 \quad (2)$$

と表現される。 $(2)$ において  $\lambda_i = dY/dy_i$  であり、この値が推測的変動である。 $\lambda_i$  は企業  $i$  の生産量の変更が他企業の反応を通じて市場全体の供給量をどれだけ変化させるかを表しており、企業  $i$  の主観的な推測値として解釈される。たとえば、クールノーモデルでは企業  $i$  の意志決定において他企業の生産量は不变に保たれると仮定するので、市場供給量の変化に対する企業  $i$  の推測値は企業  $i$  自身の生産量の変化に等しく、 $\lambda_i = 1$  である。 $(2)$ における  $Y$  を、企業  $i$  にとって所与である企業  $i$  以外の企業の生産量の合計に企業  $i$  自身の生産量  $y_i$  を足し合わせた値と解

<sup>2</sup> 推測的変動については Varian (1984, 1992), 是川 (2006a)などを参照のこと。

れば、(2)はクールノーモデルにおける企業  $i$  の反応関数を表す式に相当する。

(2)は各企業の1階の条件を表す  $n$  本の式から構成されている。特に、クールノーモデルでは、(2)のそれぞれの式は各企業の生産量を表す  $n$  個の変数  $y_1, y_2, \dots, y_n$  によって表現されている。均衡における各企業の生産量は連立方程式(2)を解くことによって求められる。なお、不完全競争市場における物品税額の変更についての比較静学分析では、均衡の存在や安定性に関する諸条件が分析結果に重要な役割を果たす。本論では、2節以降において比較静学分析を行う際に、均衡の存在や安定性に関する諸条件について検討することにする。

この節の最後に、不完全競争市場の均衡における市場価格と限界費用の関係について注意すべき点を確認しておくことにしよう。不完全競争企業は自らが価格支配力をもつと考えて行動するので  $\lambda_i > 0$  である。よって、(2)より、均衡生産量において  $q(Y) > c'_i(y_i) + t$  が成立する。不完全競争市場では市場価格が税込みの限界費用を上回る水準に決定するのである。もし、各企業の費用関数が異なっているのならば、均衡生産量における各企業の税込みの限界費用の水準も異なっている<sup>3</sup>。この点がすべての企業の税込みの限界費用が市場価格に一致する完全競争市場との大きな相違点である。とくに、各企業の限界費用が一定である場合には、完全競争企業であれば最も低い限界費用の企業グループ以外の企業の均衡生産量はゼロになるのに対して<sup>4</sup>、不完全競争市場では、限界費用が高い水準の企業も正の均衡生産量を実現できる可能性が存在する。したがって、異なる費用構造をもつ企業から構成される不完全競争市場における物品税課税が均衡生産量や均衡利潤に与える効果を分析することは興味深い研究対象である。

## 2. 税額変更と利潤の変化

この節では、物品税額  $t$  の変化にともなう企業  $i$  の利潤の変化を表す基本式を導出したうえで、各企業が同質的である場合と非同質的である場合の相違点に注目しながら考察を加える。なお、分析の基本的手法は Seade (1985) の先駆的分析にしたがっている。

課税時の均衡において物品税額が  $dt$  だけ変化したとき、各企業の均衡生産量の変化、すなわち利潤最大化と市場均衡を同時に実現する生産量の変化  $dy_1, dy_2, \dots, dy_n$  は、1節における1階の条件(2)を全微分して得られる以下の  $n$  本の式を同時に満足していかなければならない。

$$\{q'(Y) + q''(Y)\lambda_i y_i\}dY + \{q'(Y)\lambda_i - c''_i(y_i)\}dy_i = dt \quad (3)$$

(3)において、 $dY = \sum dy_j$  である<sup>5</sup>。 $dY$  は各企業の限界的な生産量の変更によって生じる実際の市場供給量の変化を表しており、1企業が推測的変動にもとづいて主観的に推測する市場供給

<sup>3</sup>たとえば Tirole (1988), p.219 を参照のこと。

<sup>4</sup>もちろん、最も低い限界費用の企業グループが十分な供給能力を有することが必要である。

<sup>5</sup>本論において合計を表す記号  $\sum$  は特にことわりのない限り、下付き文字  $j$  の変数についての合計、すなわち  $\sum_{j=1}^n$  を表している。

量の変化  $\lambda_i dy_i$  とは異なる。物品税額の変化に対して各企業が生産量を限界的に変化させたとき、企業  $i$  の利潤の変化は、(1)を全微分することによって、

$$d\pi_i = q'(Y)y_i dY + \{q(Y) - t - c'_i(y_i)\} dy_i - y_i dt \quad (4)$$

と表現される。また、各企業の生産量の変更によって生じる市場価格の変化  $dq$  は次式で表現される。

$$dq = q'(Y)dY \quad (5)$$

(3)の  $n$  本の式から、物品税額の変更に対する各企業の均衡生産量の変化  $dy_i/dt$  を求めることができる。さらに、その変化の値を(4), (5)に代入することによって、物品税額の変更に対する各企業の均衡利潤の変化  $d\pi_i/dt$  と市場価格の変化  $dq/dt$  を求めることができる。これらの変化を導出する過程は、各企業が意志決定や費用構造において同質的であれば複雑ではない。同質的な企業の仮定のもとでは、均衡における各企業の生産水準は等しく、この性質は対称均衡として知られている。いま、1企業の均衡生産量の変化と利潤の変化をそれぞれ  $dy$ ,  $d\pi$  と表すことにしよう。対称均衡では各企業の個別生産量の変化  $dy$  に対する市場供給量の変化は  $dY = ndy$  と表現されるので、(3), (4)および(5)は4つの限界的変化  $dy$ ,  $dt$ ,  $d\pi$  および  $dq$  によって表現される3本の式に集約される。したがって、物品税額の変化が企業の均衡生産量や利潤、そして均衡価格に与える効果は以下のように表現される。

$$\frac{dy}{dt} = \frac{1}{\lambda q'(Y)(m+E+k)} \quad (6)$$

$$\frac{d\pi}{dt} = \frac{-y(1+E+k)}{m+E+k} \quad (7)$$

$$\frac{dq}{dt} = \frac{m}{m+E+k} \quad (8)$$

上の式における  $E$ ,  $m$ ,  $k$  は Seade (1980b) における変数の表記方法にしたがっており、 $m = n/\lambda$ ,  $k = 1 - \{c''(y)/q'(Y)\lambda\}$  である。ここで、 $\lambda$ ,  $y$  および  $c(y)$  は、それぞれ各企業に共通の推測的変動、均衡生産量、および費用関数を表している。また、 $E = q''(Y)Y/q'(Y)$  であり、この値は逆需要曲線の傾きの弾力性を表している。逆需要関数が線形であれば  $E = 0$ 、凸関数であれば  $E < 0$ 、そして凹関数であれば  $E > 0$  が成立する。

(6), (7), (8)の右辺の符号の分析や、この節の後半と3節で考察される非同質的な企業の課税にともなう均衡生産量や利潤の増減の分析には、Seade (1980a) で提示された均衡の安定条件が重要な役割を果たす。この条件は、

$$1 - \{c''_i(y_i)/q'(Y)\lambda_i\} \equiv k_i > 0 \quad (9)$$

$$m_i + \frac{ny_i q''(Y)}{q'(Y)} + k_i > 0 \quad (10)$$

が同時に成立することである。ここで、 $m_i$  と  $k_i$  は上において各企業に共通の値であった  $m$  と

$k$ をそれぞれ企業*i*における固有の値として解釈した変数であり、 $m_i=n/\lambda_i$ 、 $k_i=1-\{c''_i(y_i)/(q'(Y)\lambda_i)\}$ である。企業が同質的である場合には、(9)は $k>0$ と表現される。また、このとき(10)における、 $m_i, y_i, k_i$ は各企業に共通の値であり、 $ny=Y$ であることから、 $m+E+k>0$ が得られる。したがって、均衡の安定性の仮定のもとでは、(6)の右辺の分母は負、(7)と(8)の右辺の分母は正でなければならないことがわかる。

すべての企業が同質的である場合に比べて、各企業の意志決定や費用構造が異なる場合には、 $n$ 個の $dy_i$ を別々の変数として扱わなければならず、均衡生産量や均衡利潤の変化を求める過程は複雑になる。まず、(3)を次式のように変形する。

$$\frac{q'(Y)+q''(Y)\lambda_i y_i}{q'(Y)\lambda_i - c''_i(y_i)} dY + dy_i = \frac{1}{q'(Y)\lambda_i - c''_i(y_i)} dt \quad (11)$$

$dY=\sum dy_i$ であるから、(11)の*n*本の式を*i*について集計することによって $dY$ と $dt$ の関係式が次のように導出される。

$$dY = \frac{\sum b_j}{\sum a_j + 1} dt \quad (12)$$

なお、(12)における変数や関数の整理方法は Seade (1985) にしたがっており、

$$a_i = \frac{q'(Y)+q''(Y)\lambda_i y_i}{q'(Y)\lambda_i - c''_i(y_i)}, \quad b_i = \frac{1}{q'(Y)\lambda_i - c''_i(y_i)}$$

である。(12)は、物品税額の変化と均衡市場供給量の変化との関係を表す式である。さらに、 $a_i, b_i$ およびそれらを各企業について合計した値 $\sum a_j, \sum b_j$ は上で示した Seade (1980b) における変数の整理方法を用いることにより、次のように表すことができる。

$$\begin{aligned} a_i &= \frac{q'(Y)+q''(Y)\lambda_i y_i}{q'(Y)\lambda_i k_i} = \frac{1}{k_i} \left( \frac{1}{\lambda_i} + s_i E \right), \quad \sum a_j = \sum \frac{1}{k_j \lambda_j} + \sum \frac{s_j}{k_j} \cdot E \\ b_i &= \frac{1}{q'(Y)\lambda_i k_i}, \quad \sum b_j = \frac{1}{q'(Y)} \cdot \sum \frac{1}{k_j \lambda_j} \end{aligned} \quad (13)$$

ここで、 $s_i$ は課税時の均衡における企業*i*の生産量が市場全体の供給量に占めるシェアを表しており、 $s_i=y_i/Y$ である。言うまでもなく、 $\sum s_j=1$ が成立する。

物品税額の変更にともなう企業*i*の均衡における利潤の変化は、(3)と(4)から $dy_i$ を消去し、 $dY$ を(12)を用いておきかえることによって、次式のように表現される<sup>6</sup>。

$$\frac{d\pi_i}{dt} = y_i \left[ q'(Y) \left\{ 1 + \frac{\lambda_i}{k_i} \cdot \left( \frac{1}{\lambda_i} + s_i E \right) \right\} \cdot \frac{\sum b_j}{\sum a_j + 1} - \frac{1+k_i}{k_i} \right]$$

さらに、上の式における $\sum a_j$ と $\sum b_j$ を(13)を用いて整理すると、

<sup>6</sup>Seade の分析では、均衡生産量や均衡価格を物品税額 $t$ の関数と捉えて課税にともなう利潤の変化を導出している。この手法は Myles (1995) でも用いられている。なお、この導出方法から得られる経済学的解釈は 3 節で述べることにする。

$$\frac{d\pi_i}{dt} = y_i \left\{ \frac{-(k_i E \sum \frac{s_j}{k_j} + k_i + 1) + E(\lambda_i s_i \sum \frac{1}{\lambda_j k_j} - \sum \frac{s_j}{k_j})}{k_i \left( \sum \frac{1}{\lambda_j k_j} + \sum \frac{s_j}{k_j} E + 1 \right)} \right\} \quad (14)$$

が得られる。(14)は均衡において各企業にとって共通な値である  $E$ , と, 各企業によって異なる値をとる  $k_i$ ,  $\lambda_i$  および  $s_i$  によって表現されている。

もし, すべての企業が同質的である場合には, 対称均衡の性質から  $s_i = 1/n$  であるので, (14)の右辺における中括弧の分子の第2項の値はゼロになる。したがって, この項は企業の非同質性を仮定した場合に生じる各企業にとって固有の項である。なお,  $\sum s_j = 1$  であることを考慮すれば, 対称均衡のもとでは, (14)は(7)に一致することが容易に確認される。先に述べたように, 均衡の安定性を考慮すると(7)の分母は正であるから, 物品税額の上昇にともなう企業の利潤の変化の符号は  $-(1+E+k)$  の符号と一致する。このように, 企業の同質性を仮定した場合には,  $d\pi_i/dt$  の符号について比較的明快な結論が得られる。

しかし, 企業の非同質性を仮定する場合には, 需要関数や費用関数, そして推測的変動に一定の仮定を加えることによって(14)をより簡潔な表現にしなければ, 一般に  $d\pi_i/dt$  の符号に関する明快な結論を得ることは困難であると考えられる。Seade (1985) の分析では, 各企業の限界費用が一定であることを仮定して  $d\pi_i/dt$  を表す式を導出し, 経済学的な意味づけを行っている。限界費用が生産量に依存せずに一定である場合には, 各企業の限界費用の水準自体が異なっていても, すべての企業について  $c_i''(y_i) = 0$ , すなわち  $k_i = 1$  が成立する。よって, (14)の右辺において企業間で異なる値をとる変数は均衡における市場占有率  $s_i$  と推測的変動  $\lambda_i$  のみになる。Seade が提示した式を本論のように  $s_i$  を用いて表現すれば,

$$\frac{d\pi_i}{dt} = y_i \left\{ \frac{-(E+2) + E(-1 + \lambda_i s_i \sum \frac{1}{\lambda_j})}{\sum \frac{1}{\lambda_j} + E + 1} \right\} \quad (15)$$

となる。 $k_i = 1$  であるとき, 均衡の安定条件(10)を各企業について集計することによって,  $(\sum 1/\lambda_j) + E + 1 > 0$  が得られる。よって, (15)の右辺の中括弧の分母は正でなければならないことがわかる。また, (15)の右辺において  $-(E+2)$  は各企業の意志決定や費用関数の相違に関係なく, すべての企業にとって共通の値である。他方, (15)の右辺中括弧の分子第2項  $E(-1 + \lambda_i s_i \sum 1/\lambda_j)$  はそれぞれの企業にとって異なる値を示す固有の項である。Seade の表記では  $E(-1 + \lambda_i s_i \sum 1/\lambda_j)$  を  $\lambda_i$  の調和平均  $\bar{\lambda}$ , および  $y_i$  の算術平均  $\bar{y}$  を用いて  $E(-1 + \lambda_i y_i / \bar{\lambda} \bar{y})$  と表現している。Seade が指摘するように,  $\lambda_i$  や  $y_i$  が大きいほど  $(-1 + \lambda_i y_i / \bar{\lambda} \bar{y})$  の値は大きくなる。 $\lambda_i$  が大きいことはより企業が協調的な行動をとることであり<sup>7</sup>,  $y_i$  が大きいことは  $s_i$  が大

<sup>7</sup>推測的変動  $\lambda_i$  は, 完全競争企業ならば  $\lambda_i = 0$ , クールノーモデルの寡占企業ならば  $\lambda_i = 1$ , 完全に共謀する場合には  $\lambda_i = n$  となる。よって,  $\lambda_i$  の値が大きいほど, 企業が共謀的な行動をとることを意味している。

きいことに他ならない。たとえば  $E$  が正である場合を考えよう。このとき、企業が同質的であれば、(7)における右辺の分子は均衡安定条件  $k > 0$  によって負となるので、物品税額の上昇は企業の利潤を必ず減少させることになる。しかし、企業が非同質的である場合には、(15)の右辺の中括弧の分子第1項は負になるものの、第2項については  $\lambda_i s_i \sum (1/\lambda_j) > 1$  であれば正となる。よって、税額変更前の均衡における市場占有率の大きい企業については、物品税額が上昇したことによって利潤が増加する可能性が存在するのである。

### 3. 利潤の増減に関する考察

2節では、物品税額の変化にともなう個別企業の均衡利潤の変化を表す式(14)を導出した。この節では、(14)の右辺の符号、すなわち、物品税額の上昇によって個別企業の利潤が増加するのか減少するのかについて考察する。非同質的な企業の仮定のもとでは、物品税額の上昇に対する利潤の増減がすべての企業について一意に決定するとは限らず、物品税額の上昇にともなって利潤が増加する企業と減少する企業が混在する可能性が存在する。この点が非同質的な企業に対する物品税課税によって生じる特徴的な現象である。(14)の右辺の符号の決定には、税額変更前の均衡における当該企業の市場占有率  $s_i$  が重要な役割を果たしている。Seade (1985) では、各企業の限界費用が一定であるクールノーモデルを用いて物品税額変更にともなう個別企業の市場占有率の変化について静学的分析を行っている。ただし、需要関数については価格弹性が一定であることが仮定されている。一方、Dierickx et al. (1988) では、従価税率が変化したときの個別企業の利潤の変化について、クールノーモデル、限界費用一定、そして線形の需要関数を仮定した上で考察を行っている。線形の逆需要関数を  $q(Y) = -AY + B$ 、企業  $i$  の一定の限界費用を  $\bar{c}_i$  とすれば、企業  $i$  の均生産量  $y_i$  は逆需要関数の正のパラメタ  $A$  と  $B$ 、限界費用  $\bar{c}_i$ 、および企業数  $n$  を用いて直接的に表現できる。Dierickx et al. は従価税率の上昇にともなって利潤が増加するために求められる限界費用水準を導出している。しかし、従量税が課される場合には Dierickx et al. のような線形の逆需要関数の仮定のもとでは以下に示すように各企業の利潤は必ず減少する。逆需要関数が線形であれば、 $q''(Y) = 0$ 、すなわち  $E = 0$  となる。このとき、(14)における右辺における個別企業に固有の項、すなわち中括弧の分子第2項はゼロとなり、(14)は、

$$\frac{d\pi_i}{dt} = \frac{-y_i(k_i + 1)}{k_i \left( \sum \frac{1}{\lambda_j k_j} + 1 \right)} \quad (16)$$

と表現される。Seade (1980a) における均衡の安定条件  $k_i > 0$  を考慮すれば、(16)において、 $d\pi_i/dt < 0$  が成り立つ。すなわち、線形の逆需要関数の仮定のもとでは、従量税額の上昇はすべての企業の均衡利潤を必ず減少させることになるのである。したがって、従量税を考察対象に

した場合、物品税額の上昇によって利潤が増加する企業の存在可能性を考察するためには、線形に限定しない一般的な需要関数を仮定することが要請される。以下の分析では、各企業の限界費用が一定であると仮定したクールノーモデルを用いるが、需要関数については一般的な需要関数を仮定する。このような仮定のもとで、従量税額の変化にともなう個別企業の利潤の増減について検討をすすめていく。

クールノーモデルにおいて各企業の限界費用が一定である場合には、 $\lambda_i=1$ 、かつ $k_i=1$ である。このとき、(14)は次式のように簡潔に表現される。

$$\frac{d\pi_i}{dt} = \frac{-y_i\{(E+2)+E(1-ns_i)\}}{n+E+1} \quad (17)$$

すべての企業が同質的であれば、上の式において $ns_i=1$ であるから、均衡利潤の変化を表す式は、

$$\frac{d\pi_i}{dt} = \frac{-y_i(E+2)}{n+E+1} \quad (18)$$

と表すことができる。(17)と(18)において分母は共通であり、両者の相違は(17)の分子における $E(1-ns_i)$ のみである。はじめに、(17)および(18)の分母 $n+E+1$ の符号について確認しておこう。(10)における均衡の安定条件に $\lambda_i=k_i=1$ を代入し、各企業について集計すれば、 $n+E+1>0$ が得られる。また、この関係は、Gaudet and Salant (1991)におけるクールノーバルансが一意に存在するための条件にも一致する。よって、均衡の一意性と安定性が成立するという仮定のもとでは、(17)および(18)の右辺の分母が正でなければならない。 $E>-(1+n)$ であることは逆需要曲線の凸性の形状に対して一定の制約を設けるものである。(18)から、すべての企業が同質的であるならば、1企業の利潤の変化の符号は $E$ と $-2$ の大小関係のみに依存することがわかる。この場合、Seade の分析で提示されているように、物品税額の上昇によって企業の均衡利潤が増加するための必要十分条件は $E<-2$ であり、この条件は需要曲線の形状により強い凸性を要請するものである。次に、非同質性を仮定した場合には、(17)の右辺に企業ごとに固有の項 $E(1-ns_i)$ が存在する。この項の符号は $s_i$ と $1/n$ の大小関係によって異なるので、(17)の右辺の符号は一意に決定せず、企業ごとに異なる可能性が存在する。この項の存在は、物品税額が上昇したときに同一産業内に利潤が増加する企業と減少する企業が混在する可能性があることを意味する。企業 $i$ の課税時における生産量のシェアーや産業内の企業数が利潤の変化の符号に重要な役割を果たすのである。たとえば、 $E>-2$ の場合には企業が同質的であれば物品税額の上昇によって企業の利潤は減少するのに対して、非同質的な企業であれば、 $E(1-ns_i)<0$ を満たす企業については物品税額の上昇によって利潤が増加する可能性が存在するのである。そこで、(17)の右辺の符号を決定する諸条件について考えてみよう。

$E>-(1+n)$ であるとき、(17)の右辺の符号は $-\{E(2-ns_i)+2\}$ の符号と一致する。 $2-ns_i$ の

符号によって場合分けすると,  $d\pi_i/dt > 0$  となるための必要十分条件は,  $n \geq 3$  の場合において,

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \quad & 2 - ns_i < 0, \text{ すなわち } \frac{2}{n} < s_i < 1 \text{ であれば, } E > \frac{1}{-1 + (ns_i/2)} > 0 \\ \textcircled{2} \quad & 2 - ns_i > 0, \text{ すなわち } 0 < s_i < \frac{2}{n} \text{ であれば, } E < \frac{1}{-1 + (ns_i/2)} < -1 \end{aligned} \quad (19)$$

と表現される。税額変更前の均衡における市場占有率と逆需要関数の傾きの弾力性, および企業数を表す3変数の関係が上記の条件を満足している企業は, 物品税額の上昇によって利潤が増加するのである。(19)の①が成立するときには, 市場占有率が高い企業, すなわち  $s_i > 2(E+1)/(nE)$  を満たす企業であるならば利潤が増加する。これに対して, ②が成立する場合には, 市場占有率が低い企業, すなわち  $s_i < 2(E+1)/(nE)$  を満たす企業において利潤が増加するのである。なお,  $n=2$  の場合には, 物品税の上昇によって利潤が増加する可能性は(19)の②が成立するときのみ生じる。

この節の最後に, 不完全競争企業の個別供給量の変更が市場供給量や市場価格にどのような影響を与えるかを考慮しながら, 物品税額の上昇が個々の企業の利潤に及ぼす効果を検討することにする。物品税額の上昇が個別企業の均衡利潤に及ぼす効果は, 3つの効果の合計として捉えることができる。第1の効果は個別企業の均重生産量の変化そのものが利潤に及ぼす効果であり, 第2の効果は個別企業の生産量の変化によって生じる市場価格の変化が利潤に与える効果である。そして, 第3の効果は, 物品税額の変化が直接的に費用を増加させることによって生じる利潤の変化である。これらの変化の関係を検討するために, 外生的に与えられた物品税額  $t$  に対して均衡解として決定する企業  $i$  の生産量を  $t$  の関数  $y_i(t)$  で表すことにしよう。このとき, 市場価格や企業  $i$  の均衡利潤も  $t$  の関数として考えることができるので, 物品税額の変更にともなう企業  $i$  の利潤の変化は次式のように表現される。

$$\frac{d\pi_i}{dt} = y_i(t) \left\{ \frac{dq(Y)}{dt} - 1 \right\} + \frac{dy_i(t)}{dt} \{ q(Y) - t - c_i(y(t)) \} \quad (20)$$

(20)の右辺第1項は上で述べた第2と第3の効果の合計を表しており, また, 右辺第2項は第1の効果に相当する。(20)の右辺において物品税額の変化に対する企業  $i$  の均重生産量の変化を表す  $dy_i(t)/dt$  は, 2節で示した(11)における  $dY$  を(12)と(13)を用いて置き換えることによって,

$$\frac{dy_i(t)}{dt} = \frac{(1 - ns_i)E + 1}{(n + E + 1)q'(Y)} \quad (21)$$

と表現される。(21)の分子に  $(1 - ns_i)E$  があるため, (21)の右辺の符号は一意に決定せず, その符号は企業  $i$  の税額変更前における市場占有率と逆需要曲線傾きの弾力性および産業内の企業数に依存する。均衡の安定性および  $q'(Y) < 0$  であることから(21)の右辺の分母は負である。よって, 課税時の均衡において  $(1 - ns_i)E < -1$  が成立する企業は物品税額の上昇によって均重生産量が増加するのである。これに対して, すべての企業が同質的である場合には,  $dy_i(t)/dt =$

$1/\{(n+E+1)q'(Y)\}$  であるから、均衡の存在と安定性を仮定する限り、物品税額の増加によって各企業の均衡生産量は必ず減少することになる。

他方、物品税額の増加にともなう均衡価格の変化については、 $dq=q'(Y)dY$ であることと(12)より、以下のように表現される。

$$\frac{dq(Y)}{dt} = \frac{n}{n+E+1} \quad (22)$$

市場価格の変化は企業が同質的であっても非同質的であっても同じ値をとることがわかる。1節で述べたように、不完全競争企業の場合、課税時の均衡では市場価格が税込みの限界費用を上回る水準に決定されるので、(20)の右辺第2項において  $q(Y)-t-c'_i(y(t))>0$  である。企業の同質性を仮定すると、先に述べたように  $dy_i(t)/dt<0$  であるから、(20)の右辺第2項の符号は負である。よって、物品税額の増加によって同質的な企業の利潤が増加するための必要条件は、(20)の右辺第1項が正となること、すなわち  $dq(Y)/dt>1$  が成立することである。これは従量税額の上昇額以上に市場価格が上昇する overshifting と呼ばれる現象が生じなければならないことを意味している。この点に関して、Dierickx et al. (1988) では、overshifting は企業の税引後の受け取り価格 (net price) が上昇するのであるから、この場合に企業の利潤が増加することはさほど驚くべきことではなく、課税によって net price が下落する場合に個別企業の利潤が増加するかどうかが問題であることを指摘している。先に述べたように Dierickx et al. は線形の逆需要関数の仮定のもとで従価税が課される場合の利潤の変化について考察しており、net price が下落する場合においても限界費用水準が低い企業の利潤が増加する可能性を提示している。(22)より、従量税額の増加にともなう overshifting が生じるための必要十分条件は  $E < -1$  である。逆需要関数が線形であれば  $E=0$  となるため、従量税額の上昇にともなう overshifting は生じないことになる。また、本論のように一般的な需要関数のもとで従量税が課される場合を考えると、(20)の右辺第1項が負、すなわち overshifting が生じていなくても、 $dy_i(t)/dt$  が正であるときには、企業利潤が増加する可能性が存在することがわかる。そこで、物品税額の上昇による利潤の変化と均衡生産量の変化の関係を考えてみることにしよう。

(21)より、 $dy_i(t)/dt$  の符号については以下のように整理される。

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \quad 1-ns_i &< 0, \text{ すなわち } s_i > \frac{1}{n} \text{ であるとき,} \\ E \geq \frac{1}{-1+ns_i} &\Leftrightarrow \frac{dy_i}{dt} \geq 0, \quad E < \frac{1}{-1+ns_i} \Leftrightarrow \frac{dy_i}{dt} < 0 \\ \textcircled{2} \quad 1-ns_i &> 0, \text{ すなわち } s_i < \frac{1}{n} \text{ であるとき,} \\ E \leq \frac{1}{-1+ns_i} &\Leftrightarrow \frac{dy_i}{dt} \geq 0, \quad E > \frac{1}{-1+ns_i} \Leftrightarrow \frac{dy_i}{dt} < 0 \end{aligned} \quad (23)$$

(23)と物品税額の上昇が利潤を増加させる条件ための(19)とを比較してみよう。 $0 < s_i < 1$  であるか

ら、この範囲において  $n \geq 3$  の場合には、

$$s_i > 2/n, \text{ または, } s_i < 1/n \text{ のとき } 1/(-1 + ns_i) < 1/\{-1 + (ns_i/2)\}$$

$$1/n < s_i < 2/n \text{ のとき } 1/(-1 + ns_i) > 1/\{-1 + (ns_i/2)\}$$

が成立する。よって(19)の①を満足する企業については、均衡生産量も増加することになる。このとき、 $E > 0$  であるから、overshifting が生じていなくても物品税額の上昇が企業の利潤を増加させている。一方、(19)の②が満たされている企業については、 $1/n < s_i < 2/n$  である場合には均衡生産量が減少し、 $1/n > s_i$  である場合には  $E$  の値に応じて均衡生産量が増加する場合と減少する場合が考えられる。ただし、いずれの場合においても②が満足されるときには  $E < -1$  でなければならず、overshifting が生じていることになる。

#### 4. 結 び

本論では、是川 (2006b) における分析対象を意志決定や費用構造において非同質的な諸企業に拡張して、従量税額の上昇によって不完全競争企業の利潤が増加する可能性について考察した。同質的な企業の仮定のもとでは、対称均衡の性質により各企業の均衡生産量は等しくなる。このことは物品税額の上昇にともなう比較静学分析を容易にする。しかし、現実には同一産業内における企業の費用構造は異なっていることが多く、企業差を考慮した分析が要請される。本論ではクールノーモデル、限界費用一定の仮定をおきつつも、先行研究とは異なって一般的な需要関数を仮定しながら、従量税額の上昇が不完全競争企業の利潤を増加させる経済的要因について分析した。分析の結果、従量税額が上昇したときに市場占有率が相対的に高い企業の利潤が増加する場合と市場占有率が低い企業の利潤が増加する場合の双方が存在することが企業数や逆需要関数の傾きの弾力性と関連づけながら示され、かつ、そのような現象が生じる条件が提示された。今後の課題として、本論において提示された課税によって企業の利潤が増加する条件を、費用関数のパラメタを用いて表現することが挙げられる。このような表現が可能となれば、Dierickx et al. (1988) で提示された従価税が企業利潤に及ぼす効果と対比しながら、従量税の企業利潤に与える効果に関する興味深い分析が可能になると期待できる。

#### 参 考 文 献

- Anderson, S. P., A. de Palma, B. Kreider, (2001), "Tax incidence in differentiated product oligopoly", *Journal of Public Economics*, vol. 81, 173-192.
- Dierickx, I. , C. Matutes, and D. Neven (1988), "Indirect taxation and Cournot equilibrium", *International Journal of Industrial Organization*, 6, 385-399.

- Gaudet, G. and S. W. Salant (1991), "Uniqueness of Cournot equilibrium: New results from old methods", *Review of Economic Studies*, vol.58, 399-404.
- Hamilton, S. F. (1999), "Tax incidence under oligopoly: a comparison of policy approaches, *Journal of Public Economics*, vol. 71, 233-245.
- Myles, G. D. (1995), *Public Economics*, Cambridge University Press.
- Seade, J. (1980a), "The stability of Cournot revisited", *Journal of Economic Theory*, vol. 23, 15-27
- Seade, J. (1980b), "On the effects of entry", *Econometrica*, vol.48, no. 2, 479-490.
- Seade, J. (1985), "Profitable cost increases and the shifting of taxation: equilibrium responses of markets in oligopoly", Discussion paper.
- Stern, N. (1987), "The effects of taxation, price control and government contracts in oligopoly and monopolistic competition", *Journal of Public Economics*, vol. 32, 133-158.
- Tirole, J. (1988), *The theory of industrial organization*, MIT Press.
- Ushio, Y. (2000), "Welfare effects of commodity taxation in Cournot oligopoly", *Japanese Economic Review*, vol. 51. no. 2, 268-273.
- Varian, H. R. (1984), *Microeconomic Analysis (second edition)*, Norton.
- Varian, H. R. (1992), *Microeconomic Analysis (third edition)*, Norton.
- 是川晴彦 (2006a), 「不完全競争市場と物品税課税－推測的変動と overshifting の視点から－」, 『山形大学人文学部 研究年報』第3号, 45-56.
- 是川晴彦 (2006b), 「物品税課税と不完全競争企業の利潤の変化」, 『山形大学紀要(社会科学)』, 第37卷, 第1号, 113-124.

## **On the commodity taxation on the asymmetric firms in the imperfect competitive economy**

Haruhiko KOREKAWA

We analyze the effects of commodity taxation on the profits of imperfect competitive firms, especially taking account of asymmetry of the firms in the industry. We propose the condition for increase of profits of the firms with increase of exercise tax rates. These conditions are expressed in terms of number of firms, market share of firms, and the elasticity of slope of inverse demand function.

## 憲法理論は必要か

早瀬勝明

### I はじめに

1990年代初頭から、松井茂記は John Hart Ely に影響を受けたプロセス理論を日本の憲法学において提唱<sup>1</sup>し、大きな反響を呼んだ<sup>2</sup>。ただ、管見の限り、少なくとも現時点では、目につくのは松井理論に対する批判ばかりであり、松井の目指す憲法学のパラダイム転換<sup>3</sup>はいまだ成功していないと言ってよいと思われる。

筆者もプロセス理論採用の予定はない。ただ、松井理論の前提となっている問題提起そのものはいまだに、そしてこれからも、重要な意味を有すると考えている。すなわち、裁判所はいかにして司法審査権を行使すべきなのか、あるいは、審査権を行使する際、裁判所はどのように憲法を解釈すべきなのか、という問い合わせである。この問題の重要性は、抽象的な憲法条文の解釈においてはっきりと現れる。例えば、「憲法13条は何でもとびだすうちでの小槌」として用いることはできず<sup>4</sup>、裁判官が行う解釈には何らかの制約があるとすれば、それは何なのか。どのような原理に基づいて、裁判所は自身の憲法解釈の妥当性を根拠づけるべきなのか<sup>5</sup>。

Ely理論<sup>6</sup>は、アメリカにおいて大きな反響とともに批判も受けた<sup>7</sup>。批判は様々な角度から

<sup>1</sup>松井茂記『二重の基準論』(有斐閣, 1994), 同「プロセス的司法審査理論・再論」佐藤幸治還暦『現代立憲主義と司法権』(青林書院, 1998) 68頁, 同『日本国憲法(第2版)』(有斐閣, 2002), など。

<sup>2</sup>例えば、長谷部恭男「政治取引のバザールと司法審査」法律時報67巻4号62頁(1995), 同「憲法典というフェティッシュ」国家学会雑誌111巻11・12号162頁(1998), 棟居快行「プロセス・アプローチ的司法審査観について」覚道豊治古稀記念『現代違憲審査論』(法律文化社, 1992) 122頁(棟居『憲法学再論』(信山社, 2001) 所収), 市川正人「最近の『二重の基準論』論争をめぐって」立命館大学政策科学3巻3号3頁(1996), 土井真一「司法審査の民主主義的正統性と『憲法』の観念」佐藤幸治還暦『現代立憲主義と司法権』(青林書院, 1998) 115頁, など。

<sup>3</sup>松井・前掲注1, 『二重の基準論』ii, 356頁。松井茂記「自己決定権について(二・完)」阪大法学45巻5号717頁(1995), 790頁。

<sup>4</sup>尾吹善人『基礎憲法』(東京法経学院出版, 1978), 83頁。

<sup>5</sup>拙稿「憲法13条解釈における『憲法理論』の役割」阪大法学50巻6号1043頁(2001), 1055頁以下, 「憲法13条解釈と裁判所の権限」阪大法学52巻号387頁(2002) 参照。憲法13条という個別具体的条項の解釈と解釈方法論や司法の役割といった一般理論との密接な関係について論じている。

<sup>6</sup>JOHN HART ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST (Harvard Univ. Press, 1980)(佐藤幸治, 松井茂記訳『民主主義と司法審査』(成文堂, 1990))。Ely理論を詳細に扱っているものとして、松井茂記『司法審査と民主主義』(有斐閣, 1991) 255頁以下, 阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社, 2001) 131頁以下。

<sup>7</sup>See e.g., Laurence H. Tribe, *The Puzzling Persistence of Process-Based Constitutional Theories*, 89 YALE L. J. 1063 (1980), Mark Tushnet, *Darkness on the Edge of Town*, 89 YALE L. J. 1037 (1980), Samuel Estreicher, *Platonic Guardians of Democracy*, 56 N. Y. U. L. REV. 547 (1981), Archibald Cox, *Book Review*, 94 HARV. L. REV. 700 (1981), Paul Brest, *The Substance of Process*, 42 OHIO ST. L. J. 131 (1981), Ronald Dworkin, *A MATTER OF PRINCIPLE* (Harvard Univ. Press, 1985) chap.2, ROBERT H. BORK, *THE TEMPTING OF AMERICA* (New York, 1990), 194-199, Daniel R. Ortiz, *Pursuing a Perfect Politics*, 77 VA. L. REV. 721 (1991).

なされた。しかし、プロセス理論が否定されたとしても、彼の提示した問題提起が意味を失ったわけではない。すなわち、実体的判断に基づく解釈を行う理論は、民主主義体制において裁判官が自己の主観的判断によって政治部門の判断を覆すことを許容することになるが、果たしてそれで良いのか。そもそも司法の役割とは何か。裁判官はどのような方法で憲法解釈を行なうべきなのか。「プロセス理論は妥当ではない」と述べても、「では、どのようにして裁判所は司法審査権を行使すべきなのか」という問い合わせから逃れることはできないのである<sup>8</sup>。Ely理論を否定しながら憲法解釈の方法に関わる理論が独自に提示されている、すなわちプロセス理論を否定しながら代替案の提示が行われている<sup>9</sup>のは、そのような文脈でも理解できるだろう。

これに比較して、日本での議論は、プロセス理論が日本国憲法の解釈理論としていかに妥当でないかは語られるものの、その代替案の提示が積極的に成されているとは言い難い状況にあると思われる。

「批判するなら代替案を提示せよ」という見解もありうるところであるが、さてどうなのか。一つの可能性として考えられるのは、理論を語ること自体に意味がないとする考え方である。つまり、裁判所が司法審査権をいかに行使すべきかという一般理論を構築する試み自体、有益な議論とは言えない、と。

本稿では、Elyに対するPosnerの批判を出発点として、憲法理論(Constitutional Theory)に関わるいくつかの議論を概観する。検討の素材の一つはRichard Posnerの憲法理論批判<sup>10</sup>であり(II)，もう一つはCalifornia Law Reviewに掲載されたRichard H. Fallon Jr.の論文をはじめとする3人の論者(Fallon, Strauss, Dorf)による憲法理論に関する特集<sup>11</sup>である(III)。

## II Posner の憲法理論批判

### 1 Posner の Ely 批判

(1) Posnerは、Elyの理論を、单一の原理を基本に据えるトップダウン式の憲法理論<sup>12</sup>の一

<sup>8</sup>拙稿「憲法理論はいかに裁判官を拘束するのか」阪大法学50巻5号839頁(2001), 842—843頁。

<sup>9</sup>拙稿「裁判所による憲法解釈と理論」阪大法学51巻6号1175頁参照(DworkinとSunsteinの憲法解釈方法について扱っている)。

<sup>10</sup> 法理論に関するPosnerの論考は大量に存在するが、本稿では、Constitutional Theoryの語が題名に使われている2つの論考を中心に、彼の憲法理論に対する考え方を見ることとする。①RICHARD POSNER, *OVERCOMING LAW* (Harvard Univ. Press, 1995) chap. 6 *Have We Constitutional Theory?*, ②Richard A. Posner, *Against Constitutional Theory*, 73 N. Y. U. L. Rev. 1 (1998)。①は、複数の論文を基に加筆、修正の上で本の章の1つとして収められているもの、②は、他の論文とともに本にまとめられ加筆、修正される前の1本の論文である。本稿の問題関心から、このような扱い方をしている。②が他の論文とともにまとめられた本は、RICHARD A. POSNER, *THE PROBLEMATICS OF MORAL AND LEGAL THEORY* (Belknap Press, 1999)である。

Posnerの憲法理論批判の前提にある彼の問題意識や理論につき、小林伸一「R.A.ポズナーによる<憲法理論>批判を基礎づけるもの(その1)(その2)」清和法学研究6巻1号137頁, 2号203頁(1999)。

<sup>11</sup>Richard H. Fallon Jr., *How to Choose a Constitutional Theory*, 87 CALIF. L. REV. 535 (1999), David A. Strauss, *What is Constitutional Theory?* 87 CALIF. L. REV. 581 (1999), Michael C. Dorf, *Create Your Own Constitutional Theory*, 87 CALIF. L. REV. 593 (1999)。

<sup>12</sup>See, POSNER, *supra* note 10, *OVERCOMING LAW*, at 171-197.

つの例とし、そういう類の理論が抱える根深い問題を典型的に示しているものとして扱っている<sup>13</sup>。

周知の通り、Ely の理論は、裁判所による司法審査のあり方について、参加志向的、代表補強的司法審査アプローチ (participation-oriented, representation-reinforcing approach to judicial review) を採用する<sup>14</sup>。これは、文言のみを手がかりにしては内容を確定することができない抽象的な憲法規定の解釈を、実体的な問題としてではなく、政治プロセスへの参加の問題として行おうとするものである。実体的な議論を裁判所が行うことを許容する理論では、裁判官の権限が広がりすぎる。一方で、憲法の文言と起草者の意図にのみ解釈の根拠を求める理論では、狭すぎる。どちらも、民主主義の理論に適合しない。適合するのは、裁判所の基本的な役割を実効的な代表機能の維持に求める自らの理論のみである、と。

(2) しかし、この理論は成功しない、と Posner は言う。彼が指摘する理由は、大きく分けて 2つある。1つめは、Ely の理論は、彼が意図するようには裁判官の裁量を限定することができない、という点にある。裁判官は、「憲法の参加志向的、代表補強的性質を口実にして、死刑廃止を命じることから、同性愛結婚を認めろと州に対して命令することや、住民でない人や外国人にまで選挙権を拡大するよう命じることまで、実際上なんでもできるのである」<sup>15</sup>。

憲法は代表民主制を採用している。そして、代表機能の欠陥を裁判所が是正することで、代表民主制はよりよくなる、というのが Ely の考え方である。しかし、憲法の規定が非常に抽象的であることから、このプログラムを実行するための裁判官の権限はとてもなく大きなものになってしまふ。民主プロセスの機能に關係する事柄は、Ely が考えているよりもはるかに多いのである。例えば、プライヴァシー権を根拠として避妊具の使用を禁止した州法を違憲とした *Griswold v. Connecticut*<sup>16</sup> は、民主プロセスの問題とは無関係だと断言できるのだろうか。この事例は、カトリック教会や敬虔なカトリック信者からなるグループが有する影響力と、各地に散らばり組織化されていない下層中産階級の女性や、選挙権を有しない年齢の女性達の利益とが衝突した事例と見ることはできないのだろうか<sup>17</sup> (この場合、避妊を望む下層中産階級の女性達は「切り離され孤立した少数者」と言うことになろうか)。

第 2 は、裁判所が代表機能にかかわる問題を解決することは实际上困難だという点である。「代表に関わる問題のほとんどは、裁判所の解決能力を超えたところにある」<sup>18</sup>。例えば、議員定数分配 (reapportionment) の問題<sup>19</sup>。Ely の説明からすれば、裁判所は、議員定数の均衡つまり投票価値の平等を実現することで、代表機能の欠陥を矯正する役割を果たすことになる。

<sup>13</sup>*Id.* at 198.

<sup>14</sup>ELY, *supra* note 6, at 87 (邦訳 142 頁).

<sup>15</sup>POSNER, *supra* note 10, OVERCOMING LAW, at 206.

<sup>16</sup>381 U. S. 479 (1965).

<sup>17</sup>POSNER, *supra* note 10, OVERCOMING LAW, at 204.

<sup>18</sup>*Id.* at 203.

<sup>19</sup>*Id.* at 203-05.

しかしながら、投票権は政治権力を構成する諸要素の内の一つに過ぎない<sup>20</sup>。現実には、組織されていない多数者に比べてより少数の構成員によって組織されている利益団体の方が、政策の実現に対しより大きな影響力を有する場合が少なからずある。「女性が選挙において多数派の一つであることは、彼女たちの選好を政治過程が反映していることを保障するわけではない。あるいは、黒人が少数派であることは彼らの選好を政治過程が反映しないだろうということを意味しない」<sup>21</sup>。

また、「我々は、政策というよりはむしろ候補者に投票している。それは、我々は、せいぜい、政策のパッケージに投票しているだけだということを意味する」。利益団体の存在を含め、定数の均衡が政策にどのような影響を与えるのかを予測するのは難しい。そのような事情を考え合わせれば、公正な代表とは何かが一義的に決まるわけではない。「Ely は経験的にわかる事柄を無視している」<sup>22</sup>。現実に起こっている問題は、プロセスに関わる事柄のみを論じるだけでは説明も解決もできない。重要なのは実体的な問題である。

(3) ただし、これは法的に実体的な問題を論じれば Ely 理論の不足分を補えるという意味ではない。議員定数配分の効果や実効的な少数者政策の条件やその他諸々、参加志向的、代表補強的法学の構成や評価にとって中心的な事柄は、法学の問題に限定されない。それらは、社会科学全般の問題なのである。そして、それらの問題は、現実の法律家の手には負えるものではない<sup>23</sup>。

## 2 Posner の憲法理論批判

(1) 以上のような Ely の失敗は、Ely 個人の失敗というよりは、憲法と法学研究の性質に伴うものである、と Posner は言う。憲法の条項は解釈の余地を残す文言となっているが、この「解釈の問題は、究極的には、政治的、経済的あるいは社会的な問題であり、これに対しては、社会科学が法学よりも多くの寄与が可能だと考えられる」<sup>24</sup>。しかしながら、憲法学者は、彼らが取り組むべき問題である複雑な政治的、社会的、そして経済的現象について、ほとんど何も知らない。彼らが知っているのは事例だけである<sup>25</sup>。

つまり、憲法理論は視野が狭すぎて、問題の全体像を捉えることができないのである。Ely の理論がそうであったように、政治的、経済的、社会的問題を広く考慮に入れなければならぬいはずの憲法解釈は、過去の最高裁判例ばかりを分析の対象とし、本来考慮すべき問題を扱え

<sup>20</sup>*Id.* at 205.

<sup>21</sup>*Id.* at 208. さらに、州の選挙区で投票価値において平等な投票権を有している時でさえ、人々が同じ投票価値を有していることは滅多にない。一人当たりの上院議員の数は、ニューヨーク州よりデラウェア州の方が多い。つまり、デラウェア州の有権者は連邦の上院議員選挙においてニューヨーク州より大きな影響力を有している。もちろん、これは連邦憲法が認めた不平等ではあるが (*Id.* at 204)。

<sup>22</sup>*Id.* at 205.

<sup>23</sup>*Id.* at 206-207.

<sup>24</sup>*Id.* at 207.

<sup>25</sup>*Id.* at 208.

ていない。例えば、リベラルな憲法学者は、新しい憲法上の権利を認めるよう最高裁に求めている。ただ、憲法上の権利の数を増やそうとするならば、その提案者達は、もしそれらすべての権利が認められたならば、最高裁の政治的正統性や、それぞれの統治機関の権限配分などはどうなるのか等、様々な影響について考慮し説明することを求められる。しかしながら、彼らは自らの提案の総合的な影響について考慮しない。彼らは、暗黙の内に、連邦裁判所の能力を無限に広げた場合の社会的コストの増大はないと想定てしまっている。彼らに競合する利益のいずれを優先すべきかといった問題に対する感覚はない。「裁判官がそうであるように、彼らの分析は断片的なのである」<sup>26</sup>。

(2) Posner は、憲法理論 (constitutional theory) を、以下のようなものとして把握している。すなわち、憲法理論とは、合衆国憲法の解釈を一定の方向に導くための理論を展開するものである。この意味での憲法理論を展開する者は、規範論者である。彼らの理論は、憲法上の困難な事例に対する裁判官達の判断に影響を与える意図を有しているからである<sup>27</sup>。

そして、この意味での憲法理論は、フェデラリスト・ペーパーにまで遡ると Posner は言う。しかしながら、2世紀以上経っても議論は収束していないし、収束の兆候どころか進展すら見られない。その理由は、憲法理論が、理論を提示する人とは異なる政策を支持する人々の同意を取り付ける力をもたないからである。憲法理論は、レトリックとしてはしばしばパワフルであるが、合意を達成する力に欠けている<sup>28</sup>。

関連して、同様に深刻な問題は、憲法理論は憲法問題の裁定者にとって最も重要なニーズに応えないということである。ニーズとは、経験的知識のことである。大きな問題は、理論がないことではなく、知識がないことなのである<sup>29</sup>。困難な事例において重要な問題とは、例えば、憲法上の事案において裁判官は世論にどのような影響を受けるのか。憲法上の事案の判決に世論はどのような影響を受けるのか。裁判所と政治家との相互関係、裁判所と利益団体との関係、利益団体が憲法裁判において果たす役割、メディアを通した最高裁判決の受け止められ方はいかなるものか。Brown 判決<sup>30</sup>は本当に黒人の教育を改善したのか。Roe 判決<sup>31</sup>は州レベルでの中絶法の改正の動きを妨害したのか、等々。「これらの問題は完全に無視されているわけではないけれども、関連する文献は乏しく、法学教授はほとんど何の貢献もしていない。こういった

<sup>26</sup>Id. at 214.

<sup>27</sup>Posner, *supra* note 10, *Against Constitutional Theory*, at 1. この論文では次に挙げるような文献の他多数が憲法理論として扱われている。Antonin Scalia, *Common-Law Courts in a Civil-Law System*, in A MATTER OF INTERPRETATION (Amy Gutmann ed., 1997), RONALD DWORAKIN, *FREEDOM'S LAW* (Princeton Univ. Press, 1996), LEARNED HAND, *THE BILL OF RIGHTS* (Harvard Univ. Press, 1958), Herbert Wechsler, *Toward Neutral Principles of Constitutional Law*, 73 HARV. L. REV. 1 (1959), ELY, *supra* note 6, BRUCE ACKERMAN, *WE THE PEOPLE* (Belknap Press, 1991), Lawrence Lessig, *Fidelity in Translation*, 71 TEX. L. REV. 1165 (1993), CASS R. SUNSTEIN, *LEGAL REASONING AND POLITICAL CONFLICT* (Oxford Univ. Press, 1996).

<sup>28</sup>Posner, *supra* note 10, *Against Constitutional Theory*, 2-3.

<sup>29</sup>Id. at 3.

<sup>30</sup>Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954).

<sup>31</sup>Roe v. Wade, 410 U. S. 113 (1973).

問題を検討する方が、我々が憲法理論と呼ぶ、200年続く政治的レトリックのゲームに比べ、（…）より多くの収穫が期待できるだろう」<sup>32</sup>。

憲法理論とは、理論によって裁判官の出す結論を一定の方向に導こうとする試みであるが、視野が狭く、語るべき問題を語っていない。したがって、自分とは異なる意見を有する人の同意を取り付けることができないし、憲法問題に対する裁定を行なう者のニーズにも応えられない。乱暴な要約をすれば、Posnerにとって憲法理論とは、役立たずで無駄なものだということになろうか。憲法解釈を論じる議論は、理論にこだわるあまり、実践からどんどん遠ざかっているのである<sup>33</sup>。

(3) それでは、政治、経済、社会的な問題をすべて含めた判断を可能とする憲法理論が完成すれば良いのだろうか。Posnerによれば、裁判官にそんなことはできない。すなわち、事例における適切な判断を導くためのすべての知識を有する、そんな裁判官は残念ながら存在しないのである<sup>34</sup>。

事例において考慮すべき事実について自分がすべて知っていると考える裁判官は、間違いを犯している。「裁判所がまず第一に学ぶべきは、自分達がどれだけ無知かである」<sup>35</sup>。実際には、裁判官は、事例における決定を基礎づけるだけの知識を十分には知らない<sup>36</sup>。

憲法理論は実践から遠いものであり、何らかの憲法理論に基づいて裁判を行うことは困難である<sup>37</sup>。また、憲法理論から離れるとしても、そのような理論が扱っていない問題は多すぎて、関連する知識を裁判官に求めるのは、現実的ではない。

それでは、裁判官は、どのような判断を行うべきなのだろうか。Posnerが想定するのは、プログラマティストとしての裁判官である。「プログラマティストである裁判官は、他の公職者が過去に行動した際に前提としていた原理との一貫性を確保するという責務に縛られずに、常に現在

<sup>32</sup> Posner, *supra* note 10, *Against Constitutional Theory*, at 11-12.

<sup>33</sup> *Id.* at 4. Posnerの批判はなかなか収まらない。他に、例えば、次のような言い方をしている。自分達の役割を陰の裁判官として、最高裁の判断の代替案を論文のかたちで提示することだと考えている憲法学者が多くいるほどいるが、それらの学者が行なう作業は、直接的な影響を持たないシャドーボクシングである（POSNER, *supra* note 10, ON CONSTITUTIONAL GROUND, at 210, 213）。憲法理論はいつも手遅れである。学者による憲法上の事案に関わる議論は、係争中にはあまり盛り上がらない。彼らの議論はなぜだか、最高裁の判断が出て初めて盛り上がるのだが、「彼ら（憲法学者）が戦場に着いたとき、すでに戦闘は終わっている」（*id.* at 214）。

<sup>34</sup> 例えば、Ackermanのアプローチは、「裁判所が、ニュー・ディール期のような、政治的な分水嶺を見極め、この時期における憲法の変化に、公式の修正が行なわれるのと同じような権威を与えるべきだ」とするものである。しかし、そのためには、裁判官は、歴史家、政治理論家、政治科学者のスキルを有することが必要となり、これは要求が過大すぎる。他にも、リーガルリアリストは、裁判官がその時々の世論の情勢を見極め、その方向に法に向かわせようとするが、やはり裁判官にそのような知識を求めるのは、過大な要求である（Posner, *supra* note 10, *Against Constitutional Theory*, at 8）。

<sup>35</sup> *Id.* at 18.

<sup>36</sup> *Id.* at 22. 憲法に関する科学的理論や経験的調査によって得られると期待できることの一つは、裁判官が自分の決定のもたらす帰結についてきちんと知らない、ということをより深く認識させるに十分な知識を蓄積することである。最終的には、知識の不確実さはなくなるかもしれない。そのような幸福な日が来るまで、私たちが現実的に裁判官に求めることができるのは、自分達の知識の限界に心を配ることである。そして、それは、憲法理論の知識ではない。

<sup>37</sup> たとえバックグラウンドに理論を持っている裁判官であっても、合議の一員として事例を裁定しなければならない立場にある場合、理論的パースペクティブを維持するのは非常に難しい（*id.* at 10）。

及び将来のために最善を尽くそうと試みる」（傍点イタリック）<sup>38</sup>。事例に判断を下す際は、理論に拘泥するのではなく、個々具体的な事案を正面から見つめるべきである。その上で、自分の知識の限界を意識しながら、現在及び将来について考察を行うべきなのであって、過去の事案との原理的一貫性に縛られる必要はない。Posner はそのように主張するのである。

### III 憲法理論の選択は可能か

#### 1 憲法理論

Fallon は、憲法理論（Constitutional Theory）を「合衆国憲法の性質と、裁判官が憲法をいかに解釈し適用するかに関する理論」<sup>39</sup> とする。この意味での憲法理論は、非常に数が多いし今も増えている<sup>40</sup>。そして、これらの競合する様々な理論は、実体的に異なる主張をしているだけではなく、憲法理論が満たすべき基準について異なる想定をしている、と Fallon は述べる（例えば、憲法の文言を基本に据える理論は、自らの主張の有効性を憲法に書いてあることと適合することに求めるし、実践を基本に据える理論は、自らの主張が妥当であるのは、憲法上の実践により適合的である、または実践をよりよく説明するからである、とする）<sup>41</sup>。

理論の妥当性に関して各々が異なる基準を掲げながら、その基準に当てはめて自らの理論の妥当性を主張している。このような状況であることが認識された上で、次のような問い合わせが提示される。「どの理論を、あるいはどのタイプの理論を受け入れるべきかを決める際の基準は何なのか」<sup>42</sup>。

このような問い合わせ立てた上で、Fallon は以下のようなかたちで論を進める<sup>43</sup>。

①憲法理論の選択は、少なくとも部分的には、憲法の文言以外の考慮に基づかなければならぬ。憲法典の文言のみを根拠として、一定の憲法解釈理論が妥当かどうかについて決定する

<sup>38</sup>Richard A. Posner, *Pragmatic Adjudication*, 18 CADIZO L. REV. 1, 4 (1996). Posner の表現の自由の経済モデルについて、井上嘉仁「市場と表現の自由理論（二・完）」広島法学 27 卷 4 号 133 頁（2004），139 頁以下参照。

<sup>39</sup>Fallon, *supra* note 11, at 537.

<sup>40</sup> Fallon がこの論文で憲法理論の例として挙げているのは以下の通り (*id.* at 537, n1)。Posner, *supra* note 10, ACKERMAN, *supra* note 27, BRUCE ACKERMAN, *We the People* (Belknap Press, 1998), RAOUL BERGER, *Governance by Judiciary* (Harvard Univ. Press, 1977) , ALEXANDER M. BICKEL, *The Least Dangerous Branch* (New York, 1962), PHILIP BOBBITT, *Constitutional Interpretation*, (Blackwell, 1991), BORK, *supra* note 7, JESSE H. CHOPER, *Judicial Review and the National Political Process* (University of Chicago Press, 1980), RONALD DWORKIN, *Law's Empire* (Harvard Univ. Press, 1986), DWORKIN, *supra* note 27, ELY, *supra* note 6, RICHARD A. EPSTEIN, *Takings* (Harvard Univ. Press, 1985), DAVID A. J. RICHARDS, *Tolerance and the Constitution* (Oxford Univ. Press, 1986), LAURENCE H. TRIBE & MICHAEL C. DORF, *On Reading the Constitution* (Harvard Univ. Press, 1991), HARRY H. WELLINGTON, *Interpreting the Constitution* (Yale University Press, 1990) , Lawrence Lessig, *supra* note 27, Frank Michelman, *Law's Republic*, 97 YALE L. J. 1493 (1988), David A. Strauss, *Common Law Constitutional Interpretation*, 63 U. CHI. L. REV. 877 (1996).

<sup>41</sup>Fallon, *supra* note 11, at 538-39.

<sup>42</sup>*Id.* at 538.

<sup>43</sup>*Id.* at 538-39.

ことは不可能である。

②憲法理論は競合、対立している。ただ、これらの諸理論の間には、暗黙のうちに、憲法理論が満たすべき基準についてかなりの程度の合意がある。それは、法の支配の要求を満たすこと、民主政治体制の下で多数決参加の公正な機会を保護すること、道徳的、政治的に受容可能な一連の個人的諸権利の保護によって実体的正義を促進すること、である。

③理論の妥当性については、以上の3つの基準だけではなく、採用によってどのような結果が得られるかも考慮に入れる必要がある。良い結果が得られそうかどうかについて考慮せずに、行なう憲法理論の選択は、見通しが甘いし、方向性も間違っている。

## 2 憲法理論選択の基準

(1) ただ、ここでのFallonの議論の中心は、実際に憲法理論の選択を行なってみせることではない。彼の目的は、様々な憲法理論の論者自身が依拠している共通の基準を解明することによって、憲法理論の選択に関わる議論に一定の示唆を与えることである<sup>44</sup>。すなわち、様々な憲法理論は、妥当な憲法理論が満たすべき基準についても異なる主張を行なっているが、すべてが異なっているわけではない。黙示的とはいえ、妥当な憲法理論が満たすべき基準について一定の合意が見られる。だとすれば、その基準は、様々な憲法理論の妥当性について論じる議論にとって有益なものとなるだろう、と。

(2) 基準を論じる際に注意が必要なのは、憲法典の文言それ自体は選択の基準になり得ない、ということである。例えば、Bork, Scaliaの原意主義やElyの代表補強理論は、それぞれの立場から憲法解釈は憲法の文言に忠実であるべきだと主張する。ただ、この主張の根拠を憲法の文言に求めるのは、循環論となる。また、法と道徳を厳密に切り離す法実証主義的な考えを根拠にすることも難しい。現在の裁判所の解釈実践のあり方を変えるべきだと主張する時点で、現にある裁判実践とは異なる実践のあり方を提示しているのであって、純粹な実証主義ではないからである。

そして、これは実践を基本に据える理論についても同じである。実践を基本とするとしても、憲法の文言を無視して憲法解釈を論じることは誤りとなるが、憲法の文言のみを自らの理論の妥当性の根拠とすることもできない。結局、どのような憲法理論を提示するにせよ、憲法の文言をいかに解釈するかに関する自らの理論の妥当性を、憲法の文言にのみ求めることはできないのである。したがって、憲法理論を選択する際には、憲法の文言以外の根拠が、少なくとも部分的には、必要となる<sup>45</sup>。

(3) それでは、憲法の文言以外の根拠とはどのようなものなのだろうか。根拠として持ち出されるものはばらばらで一致することはないのだろうか。これについて、様々な憲法理論が共

---

<sup>44</sup>*Id.* at 550-51.

<sup>45</sup>*Id.* at 540-49.

通して依拠しているものはあるとするのが、Fallon の主張である。憲法理論を提示する者は、たとえその対立が根深く多面的であるとしても、次の三つをいかに満たすかについて、同じ議論に参加している。すなわち、(i) 法の支配を守ること、(ii) 民主政治の促進、(iii) 道徳的に擁護可能な個人的諸権利の尊重による実体的正義の推進、である<sup>46</sup>。

### 3 憲法理論の必要性

(1) ただ、繰り返しになるが、Fallon は結局どの憲法理論を選択すべきかについては述べていない<sup>47</sup>。彼の目的は、様々な憲法理論を整理・分析するための一つの視点を用意することにある<sup>48</sup>。

しかし、まだ問題が残っている。そもそも憲法理論について議論することは必要なのだろうか。憲法理論の問題を扱うかどうかは任意の選択事項であって、必然性があるわけではないと言ふことは、間違いなのだろうか。

Fallon の回答は、憲法理論の問題は任意の選択事項ではない、というものである。すなわち、裁判所における解釈適用を前提とした憲法解釈を行うのであれば、憲法理論の問題は避けて通ることはできない。特に裁判官は、憲法理論に無関心ではその職責を果たすことができないし、理論的一貫性の義務から逃れることもできない、と<sup>49</sup>。

これはプラグマティズムの立場も同じであるとされる。例えば、Posner は、先に見たとおり、憲法理論の提示やそれに関する議論を批判し、裁判官は最善の結果を目指して各々の事例を判断すれば良いのであって、原理レベルでの一貫性に縛られる必要はない、と述べる。これに対して Fallon は、「方法論としてのプラグマティズムそれ自体が憲法理論であり、裁判官が

---

<sup>46</sup>Id. at 550-51.

Fallon は、憲法の文言を基本に据える理論 (text-based theory) の代表として、Bork, Scalia, Ely の理論を、実践を基本に据える理論 (practice-based theory) の代表として、Dworkin, Ackerman, Strauss の理論を分析の対象とする。そして、上記三つの価値の重要性についてはどの理論も認めており、また、それらの価値に適合することを自らの理論の妥当性の根拠としている、との結論を得る。したがって、憲法理論の妥当性については、法の支配、民主政、個人的諸権利の三つの基準が重要な役割を果たしているのであり、これらを憲法理論の選択の基準として理解することができるるのである。Cf. Antonin Scalia, *Originalism: The Lesser Evil*, U. CIN. L. REV. 849 (1989).

また、この三つの基準は、富の最大化や経済的効率性を基本とする理論にも当てはまる、とされる。(Fallon は、経済学の視点から憲法学説を分析するものとして、Posner の文献を挙げている。e.g., RICHARD A. POSNER, *ECONOMIC ANALYSIS OF LAW* (5th ed. 1998), RICHARD A. POSNER, *THE ECONOMICS OF JUSTICE* (Harvard Univ. Press, 1981))。実効可能性や経済的効率性の考慮は、少なくとも一部は民主政の基準に包摂することが可能である（政策を効果的に実行することは政治部門の責務であるから等の理由による）。また、実行可能性や効率性は、人々が有する権利や文言との適合性の問題とも関係する (Fallon, *supra* note 11, at 559-61)。

<sup>47</sup> Fallon 自身の憲法解釈理論については、Richard H. Fallon, Jr. *A Constructivist Coherence Theory of Constitutional Interpretation*, 100 HARV. L. REV. 1189 (1987)。（憲法判断は、憲法の文言の明白な意味、起草者の意図、憲法理論、先例、そして正義あるいは社会政策の主張に基づいて行われるべきである、としている。）

<sup>48</sup>Fallon, *supra* note 11, at 557.

<sup>49</sup>Id. at 572-576.

いかに事例を判断すべきかについて主張することで他の理論と競合している」<sup>50</sup> と言う<sup>51</sup>。すなわち、原理レベルでの一貫性の問題は無視してよいとする立場それ自体が、裁判官が憲法をいかに解釈し適用するかに関する理論となっているのである。

裁判官は、「適切な方法について少なくとも暗黙の想定がなければ、憲法の議論に従事することはできない」。「さらに、理論を想定しながら一定の主張を提示する際には、憲法に関わる議論の参加は一貫性の責務を負う」。類似の事例について異なった扱いをすることは、実体的な不正義につながるのである<sup>52</sup>。Fallon は、判断の際にいちいち包括的理論を支持することから始めなければならないとまでは言わない。ただ、「憲法理論は、特に裁判官にとって、避けられない問題なのである」<sup>53</sup>。

(2) Strauss は、憲法理論の必要性に関する Fallon の以上のような説明を基本的に支持しながら、補足を行なっている。彼によると、憲法理論は正当化の営為である。すなわち、争いのある憲法問題の解決方法や問題に対する判断を正当化するための取り組みである<sup>54</sup>。彼は Rawls<sup>55</sup> を引用しながら、意見が分かれる際にいかに他者を説得するかを考え、解決しようとする試みを憲法理論と捉える。この意味での憲法理論は、規範的であると同時に記述的である<sup>56</sup>。つまり、憲法理論は、実践はどうあるべきかについて述べると同時に、過去の実践や憲法の文言から離れることはできず、それらをいかに説明すべきかも問題とすることになる。

これについては、Fallon も同意し<sup>57</sup>、やはり Rawls<sup>58</sup> を引用しながら、合意を達成しようとするならば、議論は一定の形式を満たす必要があり、その正当化の営みが憲法理論であるとしている。

#### 4 憲法理論のメタ理論は可能か

Fallon は、様々な憲法理論の対立・議論に参加するのではなく、そこから一步離れた議論を試みている。つまり、どのような憲法理論が妥当かについて議論を行なうのではなく、妥当か否かの議論のやり方についての検討・主張を行なっているのである。しかし、このような憲法理論のメタ理論は、そもそも可能なのであろうか。

Dorf は、Fallon の理論はそれ自体憲法理論の一種である、と主張する<sup>59</sup>。Fallon の理論は、

<sup>50</sup>*Id.* at 573.

<sup>51</sup> その上で、上記三つの基準から外れる決定をも裁判官に許してしまう点で、プラグマティズムは妥当な理論ではないと主張する (*id.* at 574)。つまり、Fallon は、憲法理論のいずれを選択すべきかについては保留すると言いながら、プラグマティズムは批判している。

<sup>52</sup>*Id.* at 575.

<sup>53</sup>*Id.* at 576.

<sup>54</sup>Strauss, *supra* note 11, at 582.

<sup>55</sup>JOHN RAWLS, *A THEORY OF JUSTICE* (Belknap Press, 1971) 580-01.

<sup>56</sup>Strauss, *supra* note 11, at 582.

<sup>57</sup>Fallon, *supra* note 11, at 561.

<sup>58</sup>JOHN RAWLS, *POLITICAL LIBERALISM* (Columbia Univ. Press, 1993) 54-58.

<sup>59</sup>Dorf, *supra* note 11, at 596. したがって、一つの憲法理論として批評の対象とすることができます。

憲法理論を提示する者の間にあるコンセンサスに関する理解を基にしている点では記述的である。「しかし、彼は提示する三つの基準が適切なものであるとの議論もまた行なっているのであり、この意味では彼のメタ理論は規範的である」<sup>60</sup>。つまり、法の支配、民主政、個人的諸権利という三つの価値について合意がなされていることが本当だとしても、そこから直接にその三つを基準にして評価を行なうべきだと結論が導かれるわけではない。合意がなされているかどうかと、その合意が適切なものであるかどうかは別の問題なのであり、後者は規範的な性質のものなのである。そして、Fallon の議論は、三つの基準を基にして評価を行なうべきだと主張を行なっているのであり、これは憲法の文言を基準にして評価を行なうべきであるとの主張と質的に変わりはない。「憲法理論についての主張は、必然的に、憲法理論の主張でもある」(傍点イタリック)<sup>61</sup>。

## 5 憲法理論の選択は可能か

(1) Dorf は次に、Fallon の提示する三つの基準はそもそも役に立たない、と言う。法の支配、民主政、個人的諸権利の重要性については合意があると言っても、それぞれの概念をどのように理解すべきかについては激しい対立があることは、Fallon 自身が認めている。現在の理論的対立は、三つの基準によって憲法理論がテストされるべきか否かではなく、これらの基準をいかに解釈、適用し、またそれぞれの重みの配分をどのように行なうかなのである、と<sup>62</sup>。

Dorf が突くのは、まさにこの点である。すなわち、三つの価値のうちいずれがより重要なかに関しては論者によって異なるが、これは程度の問題ではない。具体的な事例においてそれぞれの価値のうちどれを優先させるかが、憲法理論の中心的な問題なのである。Fallon はそれでも、三つの基準を憲法理論の分析の視点として用いることができると言う。しかし、Dorf にしてみれば、見解が激しく分かれる具体的な事例を念頭に、様々な憲法理論のいずれが妥当かについて考えるとすると、三つの基準はほとんど何の役にも立たない<sup>63</sup>。

(2) 人の数だけ憲法理論があり<sup>64</sup>、しかもその選択の基準はない。だとすれば、これまでに示された理論に合意できないとして、自分自身の理論を開拓すればよいことになろう<sup>65</sup>。Dorf 自身は、プラグマティズムの立場を取り、憲法解釈については、憲法に関わる一般理論のどれが妥当であるかといった議論ではなく、それぞれの具体的な事例の文脈における判断についての議論を重視すべきだとする。憲法に関わる実践はあまりに多面的であって、うまくつかまえるこ

<sup>60</sup>*Id.* at 599.

<sup>61</sup>*Id.* at 598.

<sup>62</sup>Fallon, *supra* note 11, at 550-51.

<sup>63</sup>Dorf, *supra* note 11, at 598, 604-05. Dorf 自身は、プラグマティズムの立場を取り、政策の効率性が憲法判断において小さくない役割を果たしているとする。これは三つの基準よりも重要な事柄なのであり、三つのいずれかに包摂されるような性質のものではない、と主張する。

<sup>64</sup>*Id.* at 595.

<sup>65</sup>*Id.* at 601.

とができないのである。

ただし、Dorf は、憲法理論にまったく意味がないとは言わない。憲法解釈がまったく恣意的であって良いわけではなく、その意味では、解釈実践の妥当性を目指す理論の提示には、それなりの価値がある<sup>66</sup>。ただ、その理論は、具体的事例の文脈を離れたところで選択ができるようなものではないのである。

#### IV むすびに代えて

(1) Posner がイメージする憲法理論とは、ある一定の原理や価値、あるいは道徳倫理を前提として、そこからトップダウン式に結論を導こうとするかたちのものであると思われる。例えば Ely の理論は、民主政治過程を重要視し、すべての憲法判断をプロセスの問題として論じようとする理論として捉えられている。その上で、そのようなトップダウン式の理論は、具体的事例にとって重要な問題を視野の外に置くものであり、実践的ではないとの批判がなされる。

ただ、裁判所における憲法の解釈、適用の方法を論じる理論が、すべてトップダウン式だというわけではない。Fallon は、理論の選択には結果についての考慮が必要であるとしている。Fallon や Strauss が憲法理論は正当化の営みであるとするのは、結論の妥当性について意見が分かれるからこそ、理論的正当化を行なう必要があるのであるのだという認識が前提としてあるように思われる。その意味で、結論の妥当性を一切考慮しない純粋なトップダウン式の憲法理論というのは考えにくい<sup>67</sup>。

そして、裁判官がいかにして憲法を解釈し適用すべきなのかということを論じるという意味では、Posner の議論も 1 つの憲法理論であると、Fallon は述べるのである。Posner は、 pragmatism の立場に立つ憲法理論を提示しているのだ、と。ただ、実はこれについては、Posner も否定していない。すなわち、「私が、功利主義的あるいは経済学的な性質を有する自分自身の憲法理論を提示しているのであって、私が他の理論に対して行なっている批判と同じ批判が当てはまるのだ（…）という批判はあり得る」<sup>68</sup>。そして、理論的な問題からまったく自由に憲法問題を論じられると思っているわけではない、と続ける。

しかし、Posner は、自分の理論が他の理論よりも妥当である、といった議論をするつもりは

<sup>66</sup>Id. at 611-612.

<sup>67</sup> 例えば、Posner は Bork の原意主義を憲法理論の試みの一つとして扱うが、Bork の立場においても Brown 判決は肯定されている。丸祐一「原意主義批判としての道徳的読解」千葉大学社会文化科学研究 5 号 151 頁（2001），156—57 頁参照。

Bork は、起草者の意図とは異なる側面があることを認めながらも、Brown 判決は原意に源流があると述べる（Bork, *supra* note 7, at 82）。もちろん、Bork 理論を適用すれば自然と Brown 判決を肯定することになる、との説明もありうるところだろう。しかし、どちらかというと、Brown 判決の結論は正しいという前提を崩すことはできない（Strauss, *supra* note 11, at 583），という事情の方が大きな影響を与えているのではないか。だとすれば、Bork 理論は純粋なトップダウン式の理論ではなく、結果についても考慮に入れているものと理解することができるようと思われる。

<sup>68</sup>Posner, *supra* note 10, *Against Constitutional Theory*, at 18.

ないと言う。「私は、（…）それぞれの理論の弱点を指摘することは可能ではあるが、憲法上の決定に関する競合する諸理論のうち最も適切なのはどれかを決めるための知的ツールが存在するとは考えていない」<sup>69</sup>。

すなわち、Posner と Fallon の議論は、裁判官がいかにして憲法解釈を行なうべきかという問題関心を有し、それに対して一定の理論的解決を与えようとする点では同じと言える。しかし、Fallon が、理論の選択は可能であると想定しているのに対して、Posner はどの理論が妥当であるかを判断することはできないとの立場をとっている。Posner にしてみれば、どの理論を選択すべきかといった問題は、事案の判断にとって必要な議論ではないということになるのだろう。そうだとすれば、憲法理論が必要か否かは、言葉の問題であるとも言える。

(2) ここまで見てきたことから本稿が確認しておきたいのは、特に次のことである。①憲法解釈を行う者は、裁判官や法律家その他がいかにして憲法の解釈活動を行うべきかについて一定の立場を採用している、とされている、②それを論理的あるいは理論的に議論することについては、理論を重視する傾向に批判的な Posner (や Dorf) のような立場にあっても、否定されていない。彼らは、原理等の理論に関わる議論より事案の文脈等の方が重要だという自分の立場を、論理的あるいは理論的に話している。すなわち、憲法理論が必要か否かは最終的には言葉の問題であるとしても、憲法解釈方法論は必要とされる。そして、理論に懷疑の目を向けるとしても、その立場は論理的あるいは理論的に語られる。

(3)さて、日本ではどうだろうか。松井の主張が大きな反響を呼ぶのは、その問題提起にあると、筆者は考えている。すなわち、それまで「裁判所は基本的人権を守るために違憲審査権行使する」との説明に漫然と満足していたそれまでの憲法学に、「司法の役割はより具体的にどのようなものなのか」、「日本国憲法上の基本的人権とはより具体的にどのような性質のものなのか」、「裁判所は審査権をより具体的にどのように行使すべきなのか」などと問うた点に、松井の議論の力がある。

裁判官は憲法解釈をいかにして行うべきなのか、どのような解釈アプローチが妥当なのか。憲法解釈を行う人は、憲法解釈がどのような方法で行われるべきかについて、黙示的にではあっても、何らかの立場に立っている。この点を、日本の憲法学は明確に意識していなかったからこそ、そこをついた松井の議論に、多くの憲法学者が向き合わざるをえなくなったのではないだろうか。繰り返すが、松井のプロセス理論を受け入れないと選択をしても、その前提となっている問題提起に対しては、何らかの対応を迫られるはずだと、筆者は考えている。

代替的な解釈理論を提示するのか、それともそのような理論の提示自体、有益ではないとの議論を展開するのか。少なくとも、問題提起を受けた上で、それを無視するという態度だけは避けた方が良いと考えるが、どうだろうか。

---

<sup>69</sup>*Id.*

## Is constitutional theory necessary?

HAYASE Katsuaki

Is constitutional theory necessary? Posner answers that it is unnecessary. However, he also has a theory, as a theory about how judges should interpret and apply constitutional law. Therefore, it can be said that the answer to whether constitutional theory is necessary depends on the method of a definition of “constitutional theory”. However, everyone who performs a constitutional interpretation has a theory about how constitutional law should be interpreted. Moreover, even if it is those who take the position of criticizing theory, the position is told logically or theoretically.

Does it have such a discussion in Japan? I think that arguments about how judges should interpret and apply constitutional law, or about whether such arguments is necessary, is required also in Japan.

〈研究ノート〉

# 時変むだ時間をもつ離散時間システムの安定条件 —因果律を考慮した LMI 条件 \*

西 平 直 史

**Key-Words** discrete-time systems, time delay, stability, causality, linear matrix inequality

## 1 はじめに

近年、ネットワークの急速な発達に伴って、制御理論においてもネットワークを介した制御系の設計問題が盛んに扱われている。センサからコントローラへ、また、コントローラからプラントへの信号の送信にネットワークを用いると、軽微ながらも時間遅れ、すなわちむだ時間が生じる。さらに、インターネットのような開かれたネットワークを利用するとコストは低く抑えられるものの、ここで生じるむだ時間は、一定ではなく変動することが知られている（例えば文献 [1]）。ところで、離散時間システムにおいて、むだ時間が存在しても有限次元システムであり、状態変数を拡大することでむだ時間のない線形システムとして表現できることはよく知られている。しかし、むだ時間が変動する場合にはこの手法を用いることはできない。そこで、時変むだ時間をもつ離散時間システムの安定条件が考慮されている（例えば文献 [2, 3]）。

文献 [2] では、連続時間システムに対する文献 [4] の手法を離散時間システムに拡張することを考えており、もとのシステムと等価なシステムに変形し、これに対する安定条件を導出することでもとのシステムの安定性を考察しているし、文献 [3] では、むだ時間が最大値をとったとして拡大系を構成し、むだ時間の変動を時変の不確かさと考え、拡大系の二次安定性を考えることで安定条件を導出している。しかし、これらの条件はいずれもむだ時間の大きさ（もしくは最大値）のみを考慮しており、むだ時間の大きさと因果律がともに考慮されていない。ここでは、むだ時間の大きさと因果律をともに考慮した安定条件を LMI (Linear Matrix Inequality, 線形行列不等式) 条件として導出する。

---

\*平成 18 年 11 月 29 日受理

## 2 対象システム

本稿では、つきの時変むだ時間をもつ離散時間システムを対象とする。

$$x(k+1) = Ax(k) + Dx(k-l(k)) \quad (1)$$

ここで、 $x(k)$ は状態、 $A, D$ は適当な次元をもつ定数行列、 $l(k)$ はむだ時間であり、

$$0 \leq l(k) \leq l_M, l(k+1) - l(k) \leq 0 \quad (2)$$

を満たすものとする。

ところで、(2)式のむだ時間の変動率の上界について考えてみよう。連続時間システム

$$\dot{x}(t) = Ax(t) + Dx(t-h(t)) \quad (3)$$

の場合、むだ時間  $h(t)$  の変動率の上界は

$$\dot{h}(t) \leq \alpha < 1$$

となる。 $\alpha > 1$  の場合には因果律が成り立たないし、 $\alpha = 1$  の場合には因果律は成り立つものの、むだ時間の状態を表す関数の区間が無限大にまで広がることを許してしまうことになるため、 $\alpha < 1$  の条件は妥当なものであると言えよう。また、ここでは  $\alpha < 1$  を満たすことを因果律が成り立つものと呼ぶこととする。

因果律を考慮すると、離散時間システムの場合には、 $\Delta l(k) \stackrel{\triangle}{=} l(k+1) - l(k)$  の上界は

$$\Delta l(k) < 1$$

となる。離散時間システムであることに注意すると上記の条件は、 $\Delta l(k) \leq 0$  と等価になる。しかしながら、この条件はむだ時間が増加することを許しておらず、非常に特殊なものになっていることに注意しておく。

**注意1** 本稿では(2)式を満たすむだ時間を考えているが、文献 [2] では因果律はいっさい考慮されていないためむだ時間の変動率は仮定されておらず、問題の設定が異なっている。また、

文献 [3] では、コンベヤモデルで表されるむだ時間を対象とし、その変動率が

$$1 - l_M \leq l(k+1) - l(k) \leq 1$$

となるものを考えているが、ここではコンベヤモデルに特定していないため変動率の下界に関する仮定をおいていない。

以下では、上記のむだ時間システムが安定となる条件をむだ時間の最大値と因果律を考慮した形で導出する。

### 3 安定条件

システム(1)の安定条件はつぎのように与えられる。

**定理1** つぎの LMI を満足する正定対称行列  $P_i (i=0,1,\dots,l_M)$  が存在するならばシステム(1)の零解は漸近安定である。

$$\begin{bmatrix} A^T P_0 A - P_0 + P_1 & A^T P_0 D \\ D^T P_0 A & D^T P_0 D - P_{lM} \end{bmatrix} < 0 \quad (4)$$

$$P_{i+1} - P_i < 0 \quad (i=1,2,\dots,l_M-1) \quad (5)$$

**証明** システム(1)において、

$$V(x) = x^T(k) P_0 x(k) + \sum_{i=1}^{l(k)} x^T(k-i) P_i x(k-i)$$

を考え、システムの解軌道に沿った差分を考えると

$$\begin{aligned} \Delta V(x) &= V(x(k+1)) - V(x(k)) \\ &= x^T(k+1) P_0 x(k+1) - x^T(k) P_0 x(k) \\ &\quad + \sum_{i=1}^{l(k+1)} x^T(k+1-i) P_i x(k+1-i) - \sum_{i=1}^{l(k)} x^T(k-i) P_i x(k-i) \end{aligned}$$

となる。以下では、二つの場合に分けて考える。

i)  $l(k+1)-l(k)=0$  のときには

$$\begin{aligned}
 \Delta V(x) &= x^T(k)(A^T P_0 A - P_0 + P_1)x(k) + x^T(k)A^T P_0 D x(k-l(k)) \\
 &\quad + x^T(k-l(k))D^T P_0 A x(k) + x^T(k-l(k))D^T P_0 D x(k-l(k)) \\
 &\quad - x^T(k-l(k))P_{l(k)}x(k-l(k)) \\
 &\quad + \sum_{i=1}^{l(k)-1} (x^T(k-i)P_{i+1}x(k-i) - x^T(k-i)P_i x(k-i)) \\
 &= [x^T(k) \quad x^T(k-l(k))] \\
 &\quad \times \begin{bmatrix} A^T P_0 A - P_0 + P_1 & A^T P_0 D \\ D^T P_0 A & D^T P_0 D - P_{l(k)} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} x(k) \\ x(k-l(k)) \end{bmatrix} \\
 &\quad + \sum_{i=1}^{l(k)-1} (x^T(k-i)P_{i+1}x(k-i) - x^T(k-i)P_i x(k-i))
 \end{aligned} \tag{6}$$

となる。

ii)  $l(k+1)-l(k)<0$  のときには

$$\begin{aligned}
 \Delta V(x) &= [x^T(k) \quad x^T(k-l(k))] \\
 &\quad \times \begin{bmatrix} A^T P_0 A - P_0 + P_1 & A^T P_0 D \\ D^T P_0 A & D^T P_0 D - P_{l(k)} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} x(k) \\ x(k-l(k)) \end{bmatrix} \\
 &\quad + \sum_{i=1}^{l(k+1)} (x^T(k-i)P_{i+1}x(k-i) - x^T(k-i)P_i x(k-i)) \\
 &\quad - \sum_{l(k+1)+1}^{l(k)-1} x^T(k-i)P_i x(k-i)
 \end{aligned} \tag{7}$$

となる。(6)式が負定となるときに(7)式が負定になることは明らかだから、以下では(6)式を考える。ある時刻  $k$  でむだ時間が  $l(k)=L$ ,  $0 \leq L \leq l_M$  であったとしよう。このとき,  $l(k)=L$  で(6)式が負定になると、 $L$  より小さいすべてのむだ時間  $l(k)$  で(6)式は負定になる。したがって、 $l(k)$  の最大値  $l_M$  で(6)式が負定となることを示せれば、 $V(x)>0(x \neq 0)$  なので Lyapunov の定理よりシステム(1)の零解が漸近安定であることがいえる。 $l(k)=l_M$  とした(6)式に(4), (5)式を代入すると  $\Delta V(x)<0$  がいえる。  
(証明終わり)

この条件は、むだ時間の最大値  $l_M$  個の変数行列をもっているし、(6), (7)式の導出の過程で、むだ時間の因果律を考慮している。これらの意味で、むだ時間の大きさと因果律を考慮した条件となっている。

表 1 : comparisons among some conditions

条件	むだ時間の大きさ	因果律
本稿	△	△
文献 [2]	○	×
文献 [3]	△	×

最後に、本稿の条件と文献 [2, 3] の条件をまとめておこう。表 1 にそれぞれの条件が考慮しているむだ時間のクラスについてまとめた。○は条件の中で陽に考慮されていること、△は暗に考慮されている（具体的には、むだ時間の大きさの場合は行列の大きさや数がむだ時間の大きさに依存している、因果律の場合は条件の導出過程で使用している）こと、×は考慮されていないことを示している。

### お わ り に

本稿では、時変むだ時間をもつ離散時間システムの安定性について考察し、ここでは、むだ時間の大きさと因果律を考慮した条件を LMI の形で導出した。今後の課題としては、むだ時間が増加する場合を考慮できる安定条件を導出することがあげられる。

### 参 考 文 献

- [1] 汐月哲夫：双方向遠隔制御におけるむだ時間問題；計測と制御, Vol. 45, No. 9, 827/833 (2006)
- [2] B. Lee and J. G. Lee: Delay-dependent Stability Criteria for Discrete-time Delay Systems; Proc. of the American Control Conference, 319/320 (1999)
- [3] 市原裕之, 熊澤典良, 阿部直人：離散時間時変むだ時間系の安定条件；第 2 回制御部門大会資料, 331/334 (2002)
- [4] X. Li and C. E. de souza: Delay-dependent Robust Stability and Stabilization of Uncertain Linear Delay Systems; A Linear Matrix Inequality Approach; *IEEE Trans. on Automatic Control*, Vol. 42, 1144/1148 (1997)

# **Stability Condition of Linear Discrete Systems with Time-varying Delay —LMI Condition considering Causality**

Naofumi NISHIHIRA

## **Abstract**

The problem of stability of linear discrete systems with time-varying delay is considered in this paper. In the previous results, the conditions are involved only the length of the delay. We derived a stability condition considering both the length of the delay and causality in the form of the linear matrix inequalities (LMIs).

## 平成 17 年度研究・教育活動報告

### 人間文化学科

#### 人間文化学講座（人間学系）

阿子島 功

##### (1) 研究成果

大貫和也・阿子島 功 (2004.5) 洪水ハザードマップのデザインについて -150 の事例より。東北地理学会 2004 年春季大会 (季刊地理学, 56-3 (2004.9), pp.200-201)

阿子島 功 (2005.3) 扇状地の洪水ハザードマップについて。山形応用地質, 25, pp.57-60

阿子島 功 (2005.3) ペルー、ナスカ台地の地形分類。日本地理学会予稿集, 69, pp.267

阿子島 功 (2005.3) 土地分類基本調査 1:50,000 地形分類図「吾妻山・福島」図幅・同説明書, pp. 9-21

阿子島 功 (2005.3) 四川シルクロードの自然環境 - 高原の道、高原縁辺の谷あいの道、盆地内平原の道、盆地内丘陵の道。シルクロード学研究, 24, pp.144-164 〈以上 補遺〉

阿子島 功・三宅俊彦・魏 堅・折茂克哉 (2005.5) 内モンゴル中南部の青銅器時代の墓地遺跡・遺物からみた古環境。東北地理学会 2005 年春季学会

阿子島 功 (2005.5) 地形学と考古学との対話と協働。東北地理学会一般公開シンポジウム 2005 「七北田川下流域・陸奥国府多賀城周辺の人類遺跡と地表環境の変化——考古学・地形学の研究成果から」(オーガナイザー: 阿子島功・菊池強一・松本秀明) 4ps

阿子島 功 (2005.10) 庄内砂丘の地形と防災。東北地理学会 2005 年秋季大会、公開シンポジウム「庄内砂丘—その自然と人文—」(オーガナイザー: 中川 重・阿子島功)

阿子島 功・中島勇喜・林田光祐 (2005.10) 2004.12 インド洋津波によるスリランカ南部・南西部海岸の砂丘・浜堤の越流破堤地点の地形的特徴。東北地理学会 2005 年秋季大会

阿子島 功・中村篤志 (2006.3) モンゴル東部スージン平原の耕作跡について。山形大学歴史・地理・人類学論集, 7, pp.1-17

阿子島 功・長谷川 慧 (2006.3) 天然記念物イバラトミヨの生息する山形県東根市小見川の水源。日本地理学会予稿集, 69

阿子島 功・長谷川 慧 (2006.3) 天然記念物イバラトミヨの生息する山形県東根市小見川の水源。山形応用地質, (26), pp.82-86

##### (2) 教育、地域連携等の活動

###### ・授業

環境地理学 (1), 地図情報論, 環境地理学演習, 環境地理学調査実習, コミュニティ環境基礎, 地図を読む (教養教育 地理学), 大地の科学 (教養教育 地球科学), 環境地理学特論 I, II, 同特別演習 (修士課程)

###### ・地域との連携活動

(財) 山形県埋蔵文化財センター (外部) 理事、(財) 山形県建設技術センター (外部) 理事

山形県環境審議会委員 (環境保全部会部会長, 温泉部会委員), 山形市環境審議会 (委員長)

米沢市洪水ハザードマップ検討委員会、東根市洪水ハザードマップ検討委員会、天童市洪水ハザードマップ検討委員会、一般国道 13 号泉田道路計画検討委員会

## 平成 17 年度研究・教育活動報告

宮城県栗原市国指定史跡山王廻遺跡保存検討委員会、山形市国指定史跡山寺保存検討委員会  
東根市小見川イバラトミオ検討委員会（小見川塾 塾長 03.11～）  
宮城県栗原市国指定史跡山王廻遺跡保存検討委員会委員  
NHK 文化センター山形（2005.4-6）災害考古学（活断層と地震噴砂痕を掘る／洪水履歴を掘る／地すべり履歴を掘る）。NHK 文化センター庄内（2005.6）ナスカ台地の自然環境。  
東村山地区小中学校社会科教研（中山町豊田小, 2005.7）山形盆地の地形（現地説明会）  
中山町公民館「山形学」ふるさと歴史セミナー講座（2005.9）白鷹丘陵の自然環境  
NHK 文化センター山形（2005.11）ナスカの地上絵と自然環境。  
山形大学農学部公開シンポジウム（2005.11）津波と海岸林——スリランカの海岸と庄内の海岸

### 阿部 八郎

#### (1) 研究成果

- ・狂言の待遇表現（「山形大学紀要（人文科学）」15巻4号 pp.1-30 2005.2）
- ・民俗豆本なんぞの巻 解題・翻刻責任（「山形方言」37号 pp.1-20 2005.12.31）

#### (2) 教育、地域連携等の活動

- ・授業（担当授業名）  
日本語史特殊講義 日本語文法演習 日本語学講読 日本語（談話・留学生対象） 日本語学特殊講義 日本語の基礎（教養教育） 日本語文法論特論（大学院） 日本語文法論特別演習（大学院）
- ・卒業論文指導  
現代語の二重敬語、性差による敬語表現の違い、1990年代の流行歌の歌詞の研究、終助詞「から」、酒田方言の地域差、岩手県気仙地方のアクセントなど、敬語表現、文法、方言関係に関する論文の指導をした。

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

今年は待遇表現の研究と地元に残るいわゆる「郷土資料」の発掘が中心だった。待遇表現についてはこれまで、時代を追ながら研究しているが、今年は発表機関誌の性格（近代語研究）もあって室町期の狂言を取り上げた。郷土資料は言語学的な立場からの研究の対象にもなり、貴重なものである。まだまだ埋もれている資料を今後とも発掘していきたい。

### 上田 弘毅

#### (1) 研究成果

共著「王陽明における近代化への可能性とその限界」（『明清はいかなる時代であったか』、汲古書店、2006年12月）

#### (2) 教育、地域連携等の活動

学部・東洋思想文化演習（前期、荀子・老子・墨子、後期、王陽明）  
大学院・中国思想文化論特論

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

王陽明における良知の二つの契機、即ち超越的契機と内在的契機の関係について。

### 古川 英明

#### (1) 研究成果

1 原佑訳『純粹理性批判』の復刊事業への参加（カント（原佑訳・渡邊二郎補訂）『純粹理性批判・

中』、平凡社ライブラリー、2005 年 5 月—カント（原佑訳・渡邊二郎補訂）『純粹理性批判・下』、  
平凡社ライブラリー、2005 年 9 月）

2 カント『純粹理性批判』原佑訳（渡邊二郎補訂）のための事項索引・人名索引の作成（カント（原  
佑訳・渡邊二郎補訂）『純粹理性批判・下』事項索引・人名索引、平凡社ライブラリー、282-354 頁、  
2005 年 9 月）

(2) 教育、地域連携等の活動

教養教育

前期 哲学者たちの言葉 I (哲学) [ソークラテース、プラトーン、アリストテレス]

後期 哲学者たちの言葉 II (哲学) [デカルト、ロック、カント]

専門教育

前期 ラテン語上級（松本悦治著『ラテン語読本』(Vita Romana)）

前期 哲学概論（山本信著『哲学の基礎』）

前期 哲学史演習（アリストテレス『ニコマコス倫理学』第一巻——エウダイモニアとは何か）

後期 ラテン語上級（松本悦治『ラテン語読本』(Vita Romana) [前期からの継続]）

後期 古代中世哲学史（ソークラテース、または哲学（フィロソフィー）の成立について）

後期 哲学講読（デカルトとロック——本有観念 innate idea の問題をめぐって）

後期 哲学史演習（デカルト『省察』を読む）

大学院

後期 ヨーロッパ近世近代思想文化論特別演習（カント『純粹理性批判』弁証論）

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

(1) 2 の索引は、もとの原佑訳（理想社版『カント全集』所収）には欠けていたものを、今回平凡  
社ライブラリー版として復刊するにあたり新たに作成したもの。難行苦行し出版を 1 ヶ月遅らせて  
しまった。「古代中世哲学史」は非常勤講師への依頼ができなくなり、急遽担当した。大いに意気込  
んだものの学生の授業評価は特にシラバスについて低かった。授業計画全体の 5/7 で停止したせい  
かも知れない。力不足を遺憾に思う。

渡邊 洋一

(1) 研究成果

学会発表

・渡邊洋一「ナスカ台地のランドマーク」、日本認知心理学会第 3 回大会、2005 年 5 月 28 日、金沢大  
学。

・渡邊洋一「ナスカ台地の認知地図 - パスとしての Nazca Lines - 」、東北心理学会第 59 回大会、  
2005 年 8 月 27 日、いわき明星大学。

論文

・門間政亮・本多薰・渡邊洋一「チャット・コミュニケーションにおける昼夜間の違いに関する基  
礎的検討」、人間工学、Vol.41, No.6, 367-370, 2005 年 12 月、日本人間工学会。

(2) 教育、地域連携等の活動

a. 担当授業

実験心理学入門（教養教育科目）、心理学基礎、情報行動論、心理行動論演習、行動科学実験、行  
動科学特殊実験、行動科学情報処理実習（以上専門教育科目）、実験心理学特論 II、特別研究（大学  
院授業科目）、コミュニケーション論（医学部看護科オムニバス講義）。

b. 卒論指導等

4 年生 14 名の卒業論文のための研究を指導。

c. 学外活動

自動車事故対策機構適性診断専門員・運行管理者等一般講習会講師、宮城県警察学校非常勤講師、NHK 庄内文化センター・NHK 山形文化センター講座講師、放送大学非常勤講師、出前講義（長井高、山形北高、米沢東高）、来校指導（米沢東高）。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

2004 年 12 月に現地調査したペルー・ナスカの地上絵について、認知心理学的観点から考察した結果を、認知心理学会と東北心理学会の 2 度に分けて発表した。心理学にとってまったく新しい研究対象であるため、研究者の関心も高く、有意義な討論をすることができた。ただしナスカに関する NHK 文化センターでの講師を含め、放送大学・出前講義など学外での講義が多すぎて過重な負担となつた点は反省している。

**小熊 正久**

(1) 研究成果

・口頭発表

「初期フッサールの多様体論的空间論」（東北哲学会口頭発表、2005.10.23. 於東北大。『東北大学会年報』No.22 に発表要旨掲載）

・論文

「現象学と社会システム論における意味の概念」（山形大学紀要－人文科学－第 16 卷第 1 号、2006.2）

(2) 教育、地域連携等の活動

○平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

・教養教育：「ギリシア哲学の世界觀」、「認識について」

・専門教育：前期「近世哲学史」、「哲学講読」、「現代哲学演習」。後期「哲学特殊講義（一）」、「現代哲学演習」、「科学思想文化演習」。

・修士論文指導：題目「メルロ＝ポンティにおけるコギト」

○地域連携活動

・コンソーシアム山形主催の大学説明会にて本学部の説明（2005.7）。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

(i) 口頭発表に関連した事柄をさらに調査し論文としてまとめること、(ii) 紀要論文に継続してコミュニケーション等について考察を行うことが今後の研究課題となる。

**富田 かおる**

(1) 研究成果

論文

“Usefulness of spoken EFL learner-based definitions.” Proceedings of the 4th Hawaii International Conference on Education. 6080-6089.2006

「朗読と対話の音響音声特徴 繰り返し単語の時間長分析」 山形大学紀要 16:1, 99-113.2006

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業

ネットワークと情報言語、英作文（中級）、英作文（上級）、英語（R）、英語（C）

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

語彙理解に役立つ平易な定義文の音声データベースを構築すること、また、作成された語彙定義文の英語学習における効果的な提示法、使用法を考察することを目的に、調査・実験・成果発表に基づき研究を進めた。

**永野 由紀子**

(1) 研究成果

論文

「現代の東北農村におけるイエ存続戦略と女性」『比較家族史研究』2006 年 3 月

「現代農村における「家」と女性」(学位論文・博士) 2005 年 11 月

口頭発表

「現代の東北農村における「家」存続戦略」比較家族史学会 第 47 回大会シンポジウム報告, 2005 年 5 月

「有賀・喜多野論争のアクチュアリティ」国立民族博物館 共同研究 家の人類学, 2005 年 12 月

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業科目

社会を見る眼（教養教育）、人間文化基礎演習、社会調査論、地域情報論演習、地域社会研究の方法、コミュニティ環境科学基礎、地域社会特論Ⅱ・地域社会論特別演習（大学院）

卒業論文の指導

フリーター、少子化社会、子供の遊びの変化、若者のコミュニケーションについての卒業論文を指導した。

地域連携

新庄南高校に出張講義

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動についてのコメント

研究面では、『現代農村における「家」と女性』(刀水書房, 2005.3) が日本村落研究学会研究奨励賞第 8 号を受賞。同書の書評が、『社会学研究』78 号 (2005.12) と『家族社会学研究』Vol17No2 (2006.3) に掲載。日本村落研究学会の東北地区研究会の担当者として、柿崎京一氏を招請しての研究会を企画・開催。教育面では、連絡責任者として社会調査士認定機構と連絡を取り、人文学部の学生が社会調査士の資格を取得できるよう準備した。

**池田 光則**

(2) 教育、地域連携等の活動

(i) 担当授業

・学部専門教育科目：言語学概論、言語学演習、ドイツ語学概論、ラテン語（初級）、専門基礎英語

・教養教育科目：言語学概論（言語学）、言語学とその周辺領域（言語学）、英語

・大学院：言語学特論、言語学特別演習

(ii) 卒業論文指導

・現代日本語における当為表現の使い分けについて

・複数の連体語句を含む連体修飾の意味について

・現代の若者語における「やばい」の意味と用法について

・子供のオノマトペについて

(iii) その他

山形県方言研究会事務局担当 (『山形方言』第 37 号を発行)

**清塚 邦彦**

(1) 研究成果

17 年度は原稿執筆や翻訳等、準備的な性格の活動に終始し、公刊された成果は特にない。

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業科目：

「哲学（教養教育）」、「哲学基礎」、「論理学概論」、「論理システム論」、「一般記号システム論演習」、  
「人間文化基礎演習」

**渡辺 文生**

(1) 研究成果

《学会、研究会などの口頭発表》

“Restrictive factors on use of “wa” in spoken Japanese narrative discourse.”Association for Asian Studies 57th Annual Meeting, Hyatt Regency Chicago, 2005.4.1.

「語りの談話を構成する出来事間の結びつきについて」13th Princeton Japanese Pedagogy Forum, Princeton University, 2005.5.8.

“Interaction of Language and Gestures in Storytelling.”Seminar at McNeil Lab., Center for Gesture and Speech Research, University of Chicago, 2005.5.10.

「語りの談話における『は』とトピックの有生性について」言語科学会第 7 回年次国際大会, 上智大学, 2005.6.26. (『言語科学会第 7 回年次国際大会ハンドブック』153-156.)

「ナラティブ・ディスコースの研究からわかること」山形大学人文学部言語学研究フォーラム, 2005.9.8.

「日本語の談話におけるくりかえしとジェスチャーについて」Fifth International Conference on Practical Linguistics of Japanese, College of Humanities, San Francisco State University, 2006.3.5. (Conference handbook, 102-103.)

西條美紀・渡辺文生「学部留学生はどのように講義で理解したことを表現するのか—視覚情報と聴覚情報の融合を中心に—」第 26 回日本語教育方法研究会, 国立国語研究所, 2006.3.18. (『日本語教育方法研究会誌』13, 1, 34-35.)

《出版物》

「日本語の語りの談話における指示表現のあいまいさと分かりやすさについて」南雅彦 (編)『言語学と日本語教育』125-136. くろしお出版

「語りの談話を構成する出来事間の結びつきについて」The 13th Princeton Japanese Pedagogy Forum Proceedings, 85-99, Princeton University.

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業は、人間文化総論・言語学概論・日本語学概論・日本語意味論演習・日本語学講読・日本語意味論講読・日本語（記述）《以上学部専門科目》・日本語意味論特論・日本語意味論特演・特別研究《以上大学院科目》・教養教育科目（言語学）・教養教育科目（日本語）。

学生の指導については、言語学コースの卒業論文 1 名を担当。テーマは「漫才の談話分析」で、語用論の手法を用いて漫才の談話がなぜ笑いを起こすのか分析するものであった。

地域貢献等の活動としては、2005 年 6 月 9 日に九里学園高等学校で「ことばの研究について」、2006 年 3 月 16 日に宮城学院高等学校で「ことばによるコミュニケーションについて」というタイト

ルの出張講義を行った。また 2005 年 7~8 月には、米沢東高等学校、新庄南高等学校から研究室訪問の生徒を受け入れた。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

2005 年度は、研究代表者および研究分担者として前年度から交付されているそれぞれの科学研究費プロジェクトのデータ分析、成果発表を行った。また、人文学部研究活動支援（国際学会における発表のための海外渡航補助）を受け、2005 年 5 月 7 日~5 月 13 日にかけてプリンストン大学、シカゴ大学を訪問した。

鈴木 亨

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業：英語学概論、英語学演習、現代英文法演習、専門基礎英語、英語、人間文化基礎演習など  
卒業論文指導テーマ：

- “Stage/Individual Distinction and Secondary Predication in English”
- “Process and State in Adjectival Passive Formation”

地域連携活動：放送大学山形学習センター面接授業「ポップスで学ぶ英語の心」（2005 年 8 月 9-10 日）

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究面では、英語の結果構文のケース・スタディを通じて、言語の合成的創造性と慣用的保守性についての考察を進めた。教育面では、講義形式の授業で、毎回質問カードを提出させ、次回に応えるというかたちで学生からのフィードバックを取り入れた。演習では、担当者を決めずに全員に毎回コメント・質問することを課し、授業への積極的な参加を促した。

富澤 直人

(1) 研究成果

- 学会、研究会などの口頭発表

“Relativization and the obviation of the Condition (C) effects” 東北英文学会（日本英文学会 東北支部）第 60 回大会シンポジウム英語学部門「極小主義プログラムの課題と展望—構造構築と移動の制約をめぐって—」（岩手大学、2005 年 10 月 29-30 日）

- 著書、論文、エッセーなど

Tomizawa, Naoto. “Predication and semantic reinterpretation in relativization,” Annual Research Report, the Faculty of Literature & Social Sciences, Yamagata University 3, 1-27. (2/20/2006)

Tomizawa, Naoto. “Relativization and the obviation of the Condition (C) effects,” Proceedings of the 60th Conference of the Tohoku English Literary Society, 124-130. (3/31/2006)

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

前期

英語 (C)、英語 (R)、専門基礎英語、英語学概論、英語学演習、英語学特論、特別研究、卒論指導  
後期

英語 (R)、英語 (CR)、英語学講読、英語科教育法、英語学特別演習、特別研究、卒論指導

## 山田 浩久

### (1) 研究成果

#### 口頭発表

- ・「防犯マップの作成と課題」、2005 年 5 月、東北地理学会。
- ・「京阪神大都市圏における近年の地価変動」、2005 年 11 月、人文地理学会。
- ・「大都市域における人口の都心回帰」、2005 年 11 月、山形大学歴史・地理・人類学研究会。

#### 著書・論文

- ・「山形県・飛島の人口減少と住民の生活行動の変容」、『離島研究Ⅱ』、P201-218、海青社。
- ・「GIS の普及促進を目的とする地域母体の設立意義と課題」、『山形大学歴史・地理・人類学論集』、6、P47-60。
- ・学会展望「都市」領域、『人文地理』、57-3、P65-68。

### (2) 教育、地域連携等の活動

山形県総合政策審議会の特別委員として同委員会に出席。主に土地利用の視点から専門家としての意見を述べた。

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

専門としている地価変動にも全国的な変化が見られ、データの収集と解析に時間を要した 1 年であった。また、GIS に対する社会的な要求が高まっていることを反映してか、GIS を使用した地図に関する要請が多くなってきた。GIS は専門的な解析手段というより、データベースの一つとして認識されるべきものである。今後も使用事例を広く公表し、GIS の普及に努めて行きたい。

## 本多 薫

### (1) 研究成果

#### 論文

- (a) 本多薰、若井正一：筋電図を用いた身体負担の定量的評価に関する検討—ウェーブレット変換による負荷量と筋活動について—、日本大学工学部紀要、第 47 卷第 2 号、27-33、2006.3.
- (b) TOMITA Kaoru, NAKAYAMA Kazuo, RYAN Steve, HONDA Kaoru, SATO Yasuko, TANI Akinobu, and ANTHONY Mark:Usefulness of Spoken EFL Learner-Based Definitions, 4th Annual Hawaii International Conference on Education, 2006 Conference Proceedings, 6080-6089,2006.1.
- (c) 門間政亮、本多薰、渡邊洋一：チャットコミュニケーションにおける昼夜間の違いに関する基礎的検討、人間工学、第 41 卷第 6 号、367-370、2005.12.

#### 著書

- (a) 本多薰：電子ペーパー実用化最前線（2 人間工学からみる電子機器の評価：画面構成とページ移動の理想的な快適性とは）、エヌ・ティ・エス出版、225-236 頁、2005.4.

#### 学会発表等

- (a) 本多薰、若井正一：閉空間歩行時の空間認知と生体負担に関する基礎的研究—道順記憶と心拍変動について—、日本建築学会大会学術講演梗概集 (E-1)、867-868、2005.9.
- (b) 本多薰、若井正一：閉空間における歩行時の生体負担に関する検討—心拍変動による評価—、日本建築学会東北支部研究報告集、第 68 号計画系、291-294、2005.11.
- (c) 市原茂、本多薰、西田幸夫：地下鉄駅での移動が心理的・生理的疲労度に与える影響について、地下空間シンポジウム論文・報告集、第 11 卷、143-150、2006.1
- (d) 本多薰、若井正一：閉空間歩行時の心理的負担と心拍変動との関係に関する検討、平成 17 年

度第 48 回日本大学工学部学術研究報告会講演要旨集、45-48、2005.12.

(e) 市原茂、本多薰、西田幸夫：地下鉄駅での移動が高齢者の心理的・生理的疲労に与える影響について、第 47 回日本産業・労働・交通眼科学会抄録集、41 頁、2005.12.

(f) 門間政亮、本多薰、渡邊洋一：チャット通信における昼夜間の発話内容の違いに関する検討、人間工学、第 41 卷特別号、72-73、2005.6.

(2) 教育、地域連携等の活動

授業：

情報処理（教養）、情報科学入門、人間情報科学演習、人間情報科学実習（学部）人間情報科学特論、人間情報科学特別演習（大学院）

卒業論文（人間情報科学コース担当として指導）：

- (a) 小規模コミュニティにおける情報交換システムの研究
- (b) 公共施設における効率的な情報提示に関する研究
- (c) 山形方言変換システムに関する研究
- (d) 家電製品の取扱説明書に関する研究
- (e) 市町村における「e-Japan 戦略」下での現状と課題
- (f) 試着シミュレーションシステムの構築
- (g) 地域ポータルサイトに関する研究

修士論文：

- (a) 夜間のチャットコミュニケーションについての研究

地域貢献活動等：

- (a) 「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針（国土交通省）」作成のための研究作業部会委員
- (b) 最上夜学（地域共同研究センター最上サテライトと山形県最上総合支庁との連携）での話題提供（「人間工学とものつくり」を講演した）
- (c) 放送大学山形学習センター客員助教授（学習相談等を担当した）
- (d) 東北芸術工科大学非常勤講師（「コンピュータ応用演習」を講義した）
- (e) 放送大学非常勤講師（「パソコンによる情報処理入門」を講義した（集中講義））
- (f) 山形県産業技術短期大学校（「ヒューマン・インターフェースと生体情報処理」を講義した（1 回のみ））

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

平成 17 年度は、閉空間における生体負担に関する研究と、大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針（国土交通省）の作成に関わった。また、教育としては、情報科学関連の講義を担当するとともに、清塚邦彦助教授との共同で卒業論文（7 件）、渡邊洋一教授との共同で修士学位論文（1 件）の指導を行った。

ライアン、スティーバン

(1) 研究成果

December 2005. Using Cards to Facilitate Cultural Learning Styles and Motivate Students in Large University EFL classes. The ETJ Journal. Vol. 6. No.1 [http://davidenglishhouse.com/journalpdfs/vol6no1/features/ETJNewsletter\\_Cards.pdf](http://davidenglishhouse.com/journalpdfs/vol6no1/features/ETJNewsletter_Cards.pdf)

November 13,2005. 提言の広場 山形テレビ。第 1759 回

September 2005. Presentation. Basic Cultural Concepts of Japanese and American Communication: Differences That Matter in Cross-Cultural Communication. Japan Association of

Language Teachers (JALT), Yamagata Chapter.

August 2005. Seminar. Intercultural Training and Communication Seminar. JET Program, Yamagata Prefecture International Affairs Office, Yamagata, Japan.

May 2005. Presentation. Intercultural Communication: Recognizing Our Own Cultural Patterns of Communication. The International Association of Japanese Studies, Yamagata, Japan.

Ryan, S. B. (2005). Recognizing Intercultural Conflict: An Analysis of International Exchange Students' Meeting in a Japanese University Context. Bulletin of Yamagata University (Humanities). Vol.15, No. 4:187-202

January 7, 2005. Co-Presentation Word Association Quizzes for Improving EFL Learners' Speaking and Listening Skills. Hawaii International Conference on Education.

### アーウィン、マーク

#### (1) 研究成果

著書（教科書）：

2005 年 2 月、Irwin, Mark & Enslen, Todd. 「English For Law」, 三修社。

論文：

2005 年 4 月 Irwin, Mark. 「Rendaku-Based Lexical Hierarchies in Japanese: The Behaviour of Sino-Japanese Mononyms in Hybrid Noun Compounds」, Journal of East Asian Linguistics, 14, 121-153.

2006 年 2 月 Irwin, Mark & Miller, Jerry. 「The Greek and Latin Root Based Approach to English Technical Vocabulary: A Reappraisal Employing Linguistics Terminology」, 山形大学紀要（教育科学）14, 1: 49-58.

研究会口頭発表：

2005 年 11 月 Irwin, Mark. Homomorphemic Diffusion in Japanese, Linguistic Society of New Zealand Annual Conference, オークランド、ニュージーランド。

#### (2) 教育、地域連携等の活動

担当ゼミ・授業：英会話 I (人文)、英会話 II (人文)、基礎専門英語 (人文)、英語 C (教養)、英語 R (教養)

「TEFL Tohoku」の査読員

大学英語教育学会東北支部研究企画委員会委員

### 森田 光宏

#### (1) 研究成果

学会発表

・村尾玲美、松野和子、森田光宏、阪上辰也、大名力、杉浦正利（2006）「日本人英語学習者のライティングにおける産出単位の分析」言語科学会第 8 回年次国際大会（国際基督教大学）（2006 年 6 月 10 日）

・阪上辰也、村尾玲美、松野和子、森田光宏（2006）「ライティングにおける産出速度から見た定型表現の検討—動的コーパス構築の試み—」英語コーパス学会第 27 回全国大会（広島大学）（2006 年 4 月 22 日）

#### (2) 教育、地域連携等の活動

・教養教育科目：英語 (C)、英語 (R)

- ・地域貢献：青森県立三沢高等学校における出張講義

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

[ 研究 ]

- ・文章作成過程を情報として含む新しい日本人英語学習者のコーパスである「動的コーパス」の構築と分析から、日本人英語学習者の英語产出過程を明らかにすることを試みた
- ・平成 18 年度人文学部研究活動支援を受けマーク・アーウィン、本多薫、富田かおるの各氏とともに、「ポッドキャスティングを活用した英語教育の基礎研究」に取り組んでいる。

[ 教育 ]

- ・英語 (C) と英語 (R) において、授業内でコミュニケーションを重視した授業を行うと共に、授業外で英語に触れる機会を増やすため、多読や CALL 教材を取り入れた授業を行った。また、後期において、ポッドキャスティングを導入し、学習者のレベルにあった英語音声教材を学期を通じて提供することで、継続的な学習を促進した。

**エンスレン、トップ**

(1) 研究成果

論文、本

Irwin, M. and Enslen, T. (2006) English for Law. Sansyusha, Tokyo.

\*Also, I received a grant to study pragmatic acquisition differences between students who study abroad and students who only study in Japan

(2) 教育、地域連携等の活動

英語 (C)、英語 (R)、English Conversation I, English Conversation II, コミュニケーション論演習

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

Over the next two years, I will be asking students in my class to help me with my research project on Pragmatic acquisition by participating in surveys and trying new classroom materials. The results will hopefully help me to develop new classroom materials that will allow students to acquire certain aspects of language more easily.

.....

**人間文化学講座（文化学系）**

**板垣 哲夫**

(1) 研究成果

- ・「体系期和辻哲郎における内在と超越」(『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第 2 号、2005 年 7 月、1 頁 -31 頁)
- ・「戦後期和辻哲郎における内在と超越」(『山形大学紀要（人文科学）』第 16 卷第 1 号、2006 年 2 月、1 頁 -43 頁)

(2) 教育、地域連携等の活動

・担当授業

- 地域歴史論（四）（思想文化論）、日本史特殊講義（二）、日本史演習（二）、日本史講読（二）、比較環境歴史論基礎、福沢諭吉再考（歴史学）、江戸時代とは何か（教養セミナー）、社会科教育法 B
- ・卒業論文指導

## 平成 17 年度研究・教育活動報告

「維新政府の地方統治政策——第二次酒田県・鶴岡県を事例として——」  
「東京招魂社から靖国神社への改称について——天皇行事の視点から——」

「情報媒体としての浮世絵——天保期を中心に——」

- ・研究生（外国人留学生）の指導

劉楠（平成 17 年 7 月～平成 18 年 3 月）

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究活動において、内在・超越の把握・離反の方法の深化を一層努力していきたい。

## 芦立 一郎

### (1) 研究成果

「花間集の語彙について」 山形大学紀要 人文科学篇 16 卷 2 号（07 年 3 月ころ予定）

### (2) 教育、地域連携等の活動

中国文学概論 中国現代文学演習 中国文学特殊講義 中国語学概論 中国語学演習 中国語  
山形 NHK 文化講座講師

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

唐代の男女愛情表現にかんする語彙とその表現について調査検討している。

## 藤澤 秀光

### (2) 教育・地域連携等の活動

- ・担当授業名

（学部）専門基礎英語、アメリカ研究演習、アメリカの社会・文化

（大学院）英米現代文化論特別演習

- ・地域連携活動（ボランティア）

国際ロータリー第 2800 地区財団奨学生選考委員

国際ロータリー第 2800 地区ロータリー学友会代表幹事

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

- ・ユダヤ系、日系といったアメリカの少数民族に関する小説、演劇、雑誌、新聞、広告、CM、映画、TV 番組、音楽、スポーツについての文字化、音声化、映像化された文化的生成物を対象にした研究を行っています。
- ・教育活動としては学部学生、大学院生各 1 名をロータリー財団奨学生として、海外留学が実現するまで、つまり、奨学金申請から留学先の大学決定まで、指導を行ないました。

## 菊地 仁

### (1) 研究成果

- ・口頭発表

「草より出でて草にこそ入れ—〈武蔵野〉の風流—」伝承文学研究会東京例会（学習院女子大学・2006 年 3 月 25 日）

- ・著書

『職能としての和歌（中世文学研究叢書 11）』（若草書房、全 325 頁、2005 年 7 月）

- ・論文

「〈伊勢物語難儀注〉とその影響圏」（『日本文学』、第 625 号、pp.51-59、2005 年 7 月）

## 平成 17 年度研究・教育活動報告

「古典の再生、変容—〈伊勢物語難儀注〉を軸とする」(『国文学解釈と教材の研究』、第 50 卷 10 号、pp.83-89、2005 年 10 月)

### ・座談会

森朝男・菊地仁・宮脇真彦・渡部泰明「《座談会》和歌のふるまい」(『文学（隔月刊）』、第 6 卷第 4 号、pp.2-24、2005 年 7 月)

### (2) 教育、地域連携等の活動

#### ・平成 17 年度における授業

##### 〈前期〉教養セミナー

人間文化基礎演習・日本文学基礎

日本文学概論・民俗文化概論・日本古代中世文学演習

日本古代中世文化特論・アジア文化特別研究

##### 〈後期〉文化論（教養教育）

日本古代中世文学特殊講義・日本古代中世文学講読・民俗文化演習

日本古代中世文化特別演習・アジア文化特別研究

#### ・地域連携活動

##### 〈山形県生涯学習文化財団「山形学」地域連携講座〉

「炭焼き藤太とあこや姫—山形の伝説—」(山形大学都市・地域研究所公開講座「山形の魅力再発見パート 3」・2005 年 6 月 11 日)

##### 〈山形大学人文学部提携講座〉

「『百人一首』を読む」(NHK 文化センター山形教室・2005 年 7~2006 月 3 月)

##### 〈出張講義〉

「〈鬼〉と〈男〉とが対決する説話—『今昔物語集』より—」(山形県立楯岡高等学校・2005 年 12 月 10 日)

## 元木 幸一

### (1) 研究成果 特になし

### (2) 教育、地域連携等の活動

授業 西洋美術への招待（芸術）、描かれた自然（芸術）、芸術文化基礎、芸術文化特殊講義、メディア変動論、美学・芸術学演習、美術史演習、芸術文化実習、博物館実習、表象文化（美学・芸術学）特論、表象文化（美学・芸術学）特別演習

卒論指導 「フェルメール『手紙を書く女と召使い』について」「ボッティチエリ『さくろの聖母』について」

地域連携 放送大学客員教授、山形県立博物館協議会会長

講演会等 「作られた『大日本』---明治政府のイメージ・メディア戦略---」山寺芭蕉記念館文化セミナー

「風景画の発明」山形大学附属博物館公開講座『科学の創造・芸術の発明』

「西洋美術への招待」NHK 文化センター山形教室

「お笑い美術館 --- 美術史の楽しみ ---」山形県立楯岡高校土曜セミナー出張講義

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

発表した研究成果は昨年度はなかったが、実は平成 18 年度末に出版される『西洋絵画の巨匠 12 ファン・エイク』(小学館) の準備と執筆をしていた。講演会はやや多すぎた。学内の雑務などの多さを考えると、私の能力では、精一杯だった。もう少し、研究教育に専心できるよう努力したい。昨年度は、教育面でやや不十分だったかもしれない。

### 浅野 明

#### (1) 研究成果

- 論文：「自国の歴史とどう向き合うか（続）—1945 年夏の記憶—」、山形大学歴史・地理・人類学研究会、『山形大学歴史・地理・人類学論集』第 7 号、33—55 ページ。
- 研究報告：『1649 年法典』試訳（科学研究費補助金による共同研究）に参加。6 月例会で報告をおこなう（於：一橋大学）。

#### (2) 教育、地域連携等の活動

- 担当授業：西洋中世の社会（歴史学）、地域歴史論（二）（農村社会論）、ロシア・東欧史特殊講義、ヨーロッパ史演習（一）、ヨーロッパ史講読（一）
- 地域連携等：NHK・山形大学人文学部連携講座「映画と文学から考えるヨーロッパの歴史」にて、講師を務める。

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

前記の論文は、人文学部プロジェクト研究支援経費による共同研究「冷戦後（旧）社会主义圏における歴史像形成に関する比較研究」の一環として、わが国の歴史の大きな転換点となった 1945 年の敗戦の経験がどのように語られてきているか、再検討したものである。また、共同研究による『1649 年法典』の試訳は 5 年前から継続して行われているものである。

### 松尾 剛次

#### (1) 研究成果

##### 著書

単著『鎌倉古寺を歩く 宗教都市の風景』吉川弘文館、p1—205

編著『叡尊・忍性』吉川弘文館、p1—222

##### 論文

「羽黒修験の中世史研究—新発見の中世史料を中心に—」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要創刊号』、2005 年 3 月（p247—256）

「四国遍路の成立と四国遍路絵図」『日本仏教総合研究』3 号、2005 年 5 月（p17—35）

##### エッセイなど

『仏教タイムス』2005 年 1 月 1 日号に「2004 年今年の 3 冊」を執筆

「鎌倉仏教の再発見」（『本郷』56 2005.3）

「叡尊と忍性」末木文美志・山折哲雄編『名僧たちの教え 日本仏教の世界』朝日新聞社、2005.9

「魔界都市鎌倉」（『本郷』60 2005.11）

\*拙著『お坊さんの日本史』（日本放送協会出版）が、金浩星氏により 2005 年 3 月に韓国語に訳され、東国大学出版会から出版された。

#### (2) 教育、地域連携等の活動

- 平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介  
仏教入門、中世都市鎌倉の風景（一般教育）、比較生態分析基礎、比較宗教生態史、宗教社会史講読、宗教社会史演習、宗教史実習（専門）、日本中世宗教文化史特論 I、II、日本中世宗教文化史演習 I、II（大学院）  
1 名の学部 4 年生と 2 名の大学院生の指導を行った。
- ニューヨーク州立大学客員教授 平成 17 年 9 月—平成 18 年 5 月
- 地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

山形学委員に就任、学士会で奈良講師をつとめる。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

著書 2 冊、論文 2 編、その他 4 編など研究面で大いに充実した年であった。教育面でもニューヨーク州立大学客員教授に任用された。地域連携では山形学委員となるなど充実していた。

## 新宮 学

(1) 研究成果

学術論文

- ・「近世中国における首都北京の成立」シリーズ都市・建築・歴史 5『近世都市の成立』東京大学出版会 2005 年 9 月 pp.375-409
- ・「陳建『皇明資治通紀』の禁書とその続編出版（二）」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第 6 号、2006 年 3 月 pp.111-138

新聞記事

- ・「明代都城遺跡、中都の現況一進む開発、保存の危機」『山形新聞』2005 年 11 月 24 日付、ほか地方紙 6 社に掲載

学会発表

- ・「遷都と『王権』—明王朝の場合」大阪市立大学大学院文学研究科 COE / 重点研究共催シンポジウム「中国の王権と都市—比較史の観点から」2005 年 12 月 7 日、於 大阪市立大学

海外調査

- ・中国北京・南京・鳳陽等の都城調査（2005 年 8 月 17~31 日）
- ・中国東北部の都城調査（2005 年 9 月 14~22 日）
- ・ベトナムの都城調査（2005 年 11 月 27~12 月 9 日）

(2) 教育、地域連携等の活動

- ・当該年度における授業（担当授業名）

地域歴史論（三）（都市社会論）、アジア史特殊講義（二）（近世・近代）、アジア史演習（二）、アジア史講読（二）、北京の歴史（歴史学）、マルコ・ポーロの『東方見聞録』を読む（教養セミナー）  
卒業論文指導

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

前年度に引き続き、基盤研究（S）「歴史学的視角から分析する東アジアの都市問題と環境問題」（代表 妹尾達彦教授）および基盤研究（A）「東アジア諸国における都城および都城制に関する比較史的総合研究」（代表 橋本義則教授）の分担研究者として、主に中国都城研究を行った。また学部の研究支援プロジェクト「山形大学附属図書館所蔵の未整理漢籍の調査研究」に、教員 4 名と附属図書館職員 1 名と共同で着手した。

## 西上 勝

(1) 研究成果

口頭発表

平成 17 年 7 月、中国古代散文研究国際学術討論会（於中国、武漢大学）、「蘇軾史論考」と題して口頭発表。

平成 18 年 2 月、中国詩学会（五皓）（於長野）、「賈誼像の転変」と題して口頭発表。

論文

「蘇軾史論考」（同上討論会編『論文集』、244—247 頁）

「蘇軾の史論について」(東北大学中国文学研究会、『東北大学中国語学文学論集』、第 10 号、1—15 頁)

(2) 教育、地域連携等の活動

専門科目：中国語学演習（前期）など

教養教育科目：中国語 I（前期）中国語 II（後期）

佐藤 清人

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）

（大学院）近代英米文化論特論その他

（学部）英米文学概論その他

（教養教育）英語（R）

ゼミ、卒論指導等の紹介

今年の卒論指導学生のテーマは「北米における日系移民の研究」である。

地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

9 月に山形県立山形南高校で出張講義を行った。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

大学院と学部の授業では、英米文学とアジア系アメリカ人の文学を中心に講義を行った。教養教育の英語（R）では、科目的性質（読解中心）から英文の読解を中心としながらも、適宜リスニング等の能力も高めるよう配慮した。

山崎 彰

(1) 研究成果

「近世東部ドイツ村落史論覚書—プランデンブルクの場合に即して」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第 7 号（2006 年 3 月）

「書評・高田実・鶴島博和著『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社」『歴史と経済』第 192 号（2006 年 7 月）

(2) 教育、地域連携等の活動

- ・「近代ヨーロッパ国家の多様なたたち」「ヨーロッパ史の中のドイツ」以上の教養教育では、いずれも E ラーニングとして行った。
- ・「歴史学基礎」「西ヨーロッパ史特殊講義」「ヨーロッパ史演習（二）」「ヨーロッパ史講読（二）」以上は、専門教育の授業である。
- ・卒業論文指導としては、アメリカ史（黒人奴隸史）とスペイン現代史（カタルニヤ民族運動）の論文指導を行った。
- ・NHK 文化センター山形教室で、同センターと人文学部の連携講座として「映画と文学から考えるヨーロッパの歴史」（全 4 回）の講義を行った。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

- ・科研費（基盤研究 C）「近代プランデンブルク貴族の親族構造と領地支配に関する実証的研究」（代表・山崎彰）と科研費（基盤研究 A）「近現代欧米における連邦制的地域統合に関する比較社会構造史的研究」（代表・佐藤勝則）は、いずれも今年度をもって終了するため、まとめの作業を行った。前者の研究を最終的に完成させるためには、引き続きドイツでの文書館調査が必要である。後

者の研究は、2007 年度中に 1 冊の共著としてまとめる作業にはいる。

- ・4 人の共訳者によって翻訳作業を進めている 18 世紀思想家 J. メーザー著『郷土愛の夢』の担当部分試訳を作成し終えた。2007 年度には、訳稿を完成し刊行準備に入る。

### 福山 泰男

#### (1) 研究成果

- 「悲憤詩」と「胡笳十八拍」—蔡琰テクストの変容—（『山形大学社会文化システム紀要』第 2 号、2005 年 5 月）

#### (2) 教育、地域連携等の活動

中国文学概論 中国古典文学演習 中国古代文学講読 中国古代中世文学特論

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

8 月にハルビン工業大学を訪問し、講義を行った。その際、ハルビン工業大学側から交流協定についての打診があり、11 月に先方から公式訪問団が来学した。一行に随行し、協議・調整。12 月に韓国・全南大学へ公式訪問し、協定締結に向け協議・調査を行った。（全南大学とはその後協定締結。ハルビン工業大学は、18 年度中の締結を予定。）

### 中村 三春

#### (1) 研究成果

- ・学会、研究会などの口頭発表
  - YU サポートティングシステムの 1 年間—学務情報システムを利用した学修支援—大学教育学会ラウンドテーブル報告／2005 年 6 月（京都大学）
  - 学務情報システムを利用した学修支援—YU サポートティングシステムの特徴—北海道・東北地区大学一般教育研究会話題提供／2005 年 9 月（岩手県立大学）
  - やまがた高大連携の現在・未来  
第 2 回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム／2005 年 12 月（金沢大学）
- ・著書、論文、エッセーなど（出版社〔発行母体〕、発表誌、巻号数、ページ)
  - 係争中の主体—漱石・太宰・賢治—（著書）  
(翰林書房) / 2006 年 2 月
  - 物語は、終わらない—“反小説”としての『彼岸過迄』—（論文）  
『国文学解釈と鑑賞』第 70 卷第 6 号（至文堂） / 2005 年 6 月（夏目漱石）
  - 『パラダイス・フラツ』（論文）  
『現代女性作家読本』4 『笙野頼子』（鼎書房） / 2006 年 2 月

#### (2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

教養教育……近未来 SF 映画の衝撃、変異する日本現代小説

日本文学関係……概論、特殊講義、演習、講読

比較文化・比較文学関係……概論、演習

表象文化論関係……概論、演習

その他……教材の研究（国語）A

地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

- ・大学コンソーシアムやまがたの活動

- ・地域ネットワーク FD 樹氷の活動

・山形大学エリアキャンパスもがみの活動

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

著書『係争中の主体』を 10 年ぶりの単著として出版しました。大学間連携・地域連携の活動とともに、教養教育単位互換 e ラーニングの実験授業を行いました。

阿部 成樹

(1) 研究成果

アルバート・ボイム『アカデミーとフランス近代絵画』(森雅彦、荒木康子氏との共訳) 三元社、2005 年

「19 世紀フランスにおける『芸術制作』の文化的表象」科学研究費補助金研究成果報告書、2005 年

(2) 教育、地域連携等の活動

・教育

担当授業：美学芸術学概論、表象文化基礎、芸術文化演習（前後期）、芸術文化実習、人間文化総論、ヨーロッパ建築紀行（芸術）、フランス絵画史Ⅱ（芸術）

卒業論文指導：3 名（芸術文化論コース 2 名〔いずれも 18 世紀ヨーロッパ美術史〕、表象文化論コース 1 名〔現代住宅建築論〕）

人文学部 FD シンポジウム「授業の分かりやすさとは何か」パネリスト、2005 年 12 月 14 日

・社会貢献他

DVD 『モネ』『ロダン』(BBC、東北新社制作) 監修

美術史学会篇『美術史』第 160,161 冊査読委員

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究については、長く時間をかけたボイムの大作の翻訳を刊行することができ、ひとつの区切りとなつた。教育については、あいかわらず卒業論文指導の難しさが身にしみている。今後も模索を続けていきたい。

大河内 昌

(2) 教育、地域連携等の活動

(担当授業)

英語（教養教育）、英文学演習、英文学特殊講義（学部）、英米近世文化論特別演習、英米近世文化論特論（大学院）担当

(卒業論文テーマ)

1. A Study of the Supernatural and Imaginary in A Midsummer Night's Dream

2. A Psychological Reading of Mary Shelley's Frankenstein

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

（研究）18 世紀イギリスの道徳哲学を、道徳哲学内部における倫理学と法学の関係という観点から考察した。また、その成果をふまえ、道徳哲学と小説の関係についても考察した。

（教育）教養教育の英語教育においては、学生が文法知識と英語運用を有機的につなげられることを目標に、できるだけ多くの作業を学生自身にさせるよう努力した。また、専門教育においては、文学作品分析の技術を学生に提示することと、英語テキスト読解訓練を両立させるように努力をした。

**相沢 直樹**

(2) 教育、地域連携等の活動

前期：ロシア語 I，ロシアの社会・文化，ロシア語学演習，ヨーロッパ文化概論

後期：ロシア語 II，ロシアの社会・文化，ロシア文化演習

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

日本ロシア文学会のホームページ (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/robun/>) を引き続き担当している。

この活動自体は大学における直接の研究・教育活動とは言えないが、たとえば「新刊情報」や「会と催し」に関する情報を収集し掲載することを通して、山形大学の学生のみならず、広くロシア文学・文化に関心を寄せる人々のお役に立てれば幸いであると考えている。

**中村 隆**

(1) 研究成果

- 平成 15-16 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書「幽霊小説と探偵小説を中心とするヴィクトリア朝大衆文学の系譜学的研究」（平成 17 年 3 月、1 頁—61 頁）
- シンポジウム発表：「ディケンズとプラッドン：不倫小説と探偵小説の系譜」（平成 17 年東北英文学会、シンポジウム、英文学部門）

(2) 教育、地域連携等の活動

- 平成 17 年度における授業（担当授業名）：英語（C）、英語（R）、英米文学講読、上級時事英語
- 地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介：NHK 文化センター山形教室「知るは楽しみ山形大学人文学部提携講座」「イギリスの魅力」で 3 回の講義

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

教養教育の英語では、NHK のラジオ英会話講座のテキストと CD を活用し、リスニングとディクテーションの技能養成につとめた。上級時事英語では、The Japan Times の英語の記事を読み、やや難解な英文読解の作法について学んだ。英米文学講読では、Oliver Twist を読み鑑賞した。NHK の講座では、シャーロック・ホームズから読むイギリスの文化をテーマとして、講義した。

**坂井 正人**

(1) 研究成果

著書、論文、エッセー

- Informe Preliminar de las Investigaciones Arqueologicas del Templo de Limoncarro en el Año 2005. Instituto Nacional de Cultura, Peru (Juan Martinez & Masato SAKAI), pp.1-34.
- Informe del Proyecto Arqueológico Espíritu Pampa para el Plano Tridimensional del Sitio. Instituto Nacional de Cultura, Peru (Masato Sakai, Ismael Uscachi Santos, Hironori Fukuhara), pp. 1-137.
- 「景観の創造と神話・儀礼の創作：インカ帝国の首都クスコをめぐって」、関雄二・木村秀雄編『歴史の山脈』国立民族学博物館調査報告 55、pp.49-63。
- 「アンデスの地上絵の変貌：身体と空間をめぐって」 pp.253-264、『マヤとインカ：王権の成立と展開』貞末堯司編、同成社。
- 「チャビン遺跡：王はいたのか？地下回廊と石器の謎」『世界遺産 謎を呼ぶ遺跡』Newton ムック、ニュートンプレス、pp.4-11。
- 「チャンチャン遺跡地帯」『世界遺産 謎多き 16 の大遺跡』Newton ムック、ニュートンプレス、pp. 4-11。

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業：地域生態分析基礎、比較地域研究論、比較地域生態論、地域研究論演習、地域生態論演習、文化人類学実習、文化人類学入門、中南米の考古学

卒論：「新庄まつり：若連組織と経費調達をめぐって」、「中国人と zang」、「スポーツと家族：スピードスケートの民族誌」、「古代エジプト新王国時代の王墓と壁面装飾：第 18 王朝と第 19 王朝の変遷を中心に」

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

「世界遺産ナスカ地上絵に関する学際的研究」が、山形大学 1 学部・部門 1 プロジェクトに採択され、人工衛星画像を利用した地上絵研究を、地理学・心理学・情報科学の教員と共同で開始した。講義と演習では、世界の諸民族に関する事例を検討することで、文化人類学の基本的な考え方、民族誌の読み方と議論の仕方について扱った。また山形市山寺地区で、文化人類学調査（第 8 次）を実施した。

**中村 唯史**

(1) 研究成果

・学会、研究会などの口頭発表

1. ロシア文学とコーカサス：ビートフの『アルメニア紀行』をめぐって、「ポスト共産主義時代のロシア東欧文化」第 3 回研究会（於東京大学文学部、平成 17 年 5 月）

2. バレエ『美しいアンガラ』をめぐって、「スラブ・ユーラシアにおける東西文化の対話と対抗のパラダイム」2005 年度冬季研究会（於北海道大学、平成 18 年 2 月）

・著書、論文、エッセーなど

1. 都市という時空間：プロツキイのペテルブルグ：訳と論考、転換期ロシアの文芸における時空間イメージの総合的研究：平成 14-16 年度科研費基盤研究（B）（1）（14310217）研究成果報告書、平成 17 年 5 月、83-120 ページ。

2. 文学の王国が失われた後で：ソ連崩壊後のロシア文学、ポスト共産主義時代のクロノトボス（東京大学大学院スラヴ語スラヴ文学研究室、サントリー文化財団助成）、平成 17 年 10 月、23-35 ページ。

3. Neobratymoe vychitanie v poetike Iosifa Brodskogo（ロシア語・「ヨシフ・プロツキイの詩学における不可逆的減法」）、Literatura mit Sacrum Kultura（ポーランド共和国マリー・キュリー大学出版局）、3 号、平成 17 年 12 月、PP.197-206.

4. 誰のものでもない言葉：1970-80 年代のマンガの言語位相について、山形大学人文学部研究年報、3 号、平成 18 年 2 月、29-44 ページ。

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業

ロシア語 I、ロシア語 II（教養教育）、表象文化特殊講義、ロシア文化論、ロシア語学文学講読、ロシア文化演習（専門教育）、ロシア東欧文学特論、同特別演習、研究指導（院）

指導卒論題目

「EU 統合とヨーロッパ・アイデンティティ」「村上春樹と異世界／異文化」

地域連携活動

・平成 17 年度人文学部公開講座「文学の逆襲」で講義を担当（平成 17 年 7 月）

・福島県立会津高校で出張講義（平成 17 年 10 月）

・人文学部国際交流委員会主催公開国際研究会「『国』という枠を離れて」の企画運営に参加

### 伊藤 豊

#### (1) 研究成果

- (1) 「預言者・改革者としての E・F・フェノロサーボストン美術館在任時の活動を中心にー」、『山形大学人文学部研究年報』、No. 2、125-135 ページ、2005 年。
- (2) "Art as a Reforming Force of Culture: Ernest F. Fenollosa and the Utopianization of East Asiatic Art"、『比較文化研究』、No.67、51-57 ページ、2005 年。
- (3) 「フェノロサの美術理論はどこから来たかーW・スミスとの比較に基づく一仮説」、『LOTUS : 日本フェノロサ学会機関誌』、No.25、1 - 22 ページ、2005 年。
- (4) 「現代アメリカの反移民主義—国境を越える文化の創造と、アメリカという『夢』の行方ー」、『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』、No. 3、101-115 ページ、2005 年。

#### (2) 教育、地域連携等の活動

在外研究のため該当せず。

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

平成 17 年 3 月より丸 1 年間、ロンドンの王立芸術大学を拠点として在外研究をおこなった。

### 三上 喜孝

#### (1) 研究成果

学会、研究会などの口頭発表

- ・「古代地域社会における祭祀・儀礼と人名」(日本考古学協会総会、2005 年 5 月、於国士館大学)
- ・「日韓木簡学の現状とその整理状況」(唐代史研究会夏期シンポジウム、2005 年 8 月、於山形県蔵王温泉)
- ・「律令制と日本古代社会 一文書様式の受容をめぐってー」(東方学会シンポジウム、11 月、於日本教育会館)

著書、論文、エッセーなど

著書

(単著)『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館、2005 年 7 月、1~261 頁

論文

- ・「正倉院文書と地方木簡」西洋子・石上英一編『正倉院文書論集』青史出版、2005 年 6 月、97~105 頁
- ・「出拳の運用」『文字と古代日本 3 流通と文字』吉川弘文館、2005 年 7 月、63~84 頁
- ・「古代地域社会における祭祀・儀礼と人名 一墨書き土器の検討からー」義江彰夫編『古代中世の社会変動と宗教』吉川弘文館、2006 年 1 月、236~257 頁
- ・「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」『山形大学歴史・地理・人類学論集』7、2006 年 3 月、101 ~109 頁

#### (2) 教育、地域連携等の活動

- ・平成 17 年度における授業 (担当授業名)、ゼミ、卒論指導等の紹介

「貨幣から見た日本の歴史」(教養・歴史学) 2 単位

「論争する歴史学」(教養・歴史学) 2 単位

地域歴史論 (一) 2 単位

日本史特殊講義 (一) 2 単位

日本史演習 (一) 2 単位

日本史講読（一）2 単位

文化財調査実習 2 単位

博物館実習 2 単位

・卒業論文の紹介

「平安貴族社会と鏡」「中世越後三浦和田氏の一族結合—惣領制の観点から—」「軍忠状からみる戦国合戦」

・地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

2005 年度山形大学都市・地域学研究所公開講座「山形の魅力再発見！PART3」講演題「古代山形で、人々はどう生きたのか」2005 年 6 月 4 日 於山形大学

2005 年度金山町歴史学講座 講演題「地域伝承と歴史学」2005 年 9 月 13 日 於金山町公民館

2005 年度山形大学附属博物館講演会「古代の死生觀：日本と西洋」講演題「古代人の祈り 古代の死生觀を探る」2005 年 於山形大学

2005 年度飯田アカデミア 講義題「貨幣から古代社会をさぐる」2006 年 2 月 18～19 日 於飯田市歴史研究所（長野県飯田市教育委員会）

西村山地域史研究会第 24 回談話会 講演題「古代史からみた寒河江莊の成立」2006 年 3 月 5 日 於寒河江市立図書館

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究分野では、学位論文を著書にまとめ、公刊した。また、日本考古学協会、東方学会など、隣接の学問分野での学会発表を行い、それぞれを論文にまとめた。また、科学研究費補助金による共同研究 3 件、学部内研究プロジェクト 1 件に参加し、韓国出土木簡調査、宮崎県の祭礼民俗調査など多方面に涉り調査活動を行った。教育面では、講読や演習を通じて文献史料の読解に重点を置いたほか、実習（奈良・京都方面）や合宿（金山町）等を通じて生の歴史資料を見る機会を提供した。卒業論文の指導にも力を入れた。

渡辺 将尚

(1) 研究成果

- ・論文「ドイツ語 Web-CALL システムにおけるより効果的な出題形式——選択式と記述式の比較——」（西平直史教員との共著、平成 17 年 7 月、「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」第 2 号、25～32 ページ）
- ・論文「プレヒト「老子の伝説」における老子像の諸相」（単著、平成 17 年 10 月、「ドイツ文学論集」（日本独文学会中国四国支部）第 38 号、59～69 ページ）

(2) 教育、地域連携等の活動

- ・放送大学山形学習センター客員助教授として、年間 1 回の面接授業、ミニ講座、月 2 回のドイツ語講座等を行った。特にドイツ語講座では、放送大学の学生以外の一般社会人も無料で受け入れ、山形市内で定期的にドイツ語の学習ができる唯一の場として好評を得た。
- ・平成 17 年 7 月末から 8 月初にかけて実施された人文学部公開講座「文学の逆襲」に参加し、「敗戦の影との闘い——戦後ドイツ文学概観」の講義を担当した。50 名近い受講者が得られた。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

科学研究費補助金を交付された共同研究「近代世界文学におけるロシア表象の研究」に関連し、平成 17 年 8 月末より約 3 週間ベルリンにて資料調査を行った。プレヒト資料館、ベルリン市立図書館において貴重図書を閲覧し、今後の研究のための多大な示唆を得た。

**中村 篤志**

(1) 研究成果

論文

- ・「モンゴル東部スージン平原の耕作跡について」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第 7 号、pp. 1~17、2006 年 3 月（共著）

学会発表

- ・「乾隆 48 年トシェートハン失脚事件とその背景～乾隆帝のモンゴル統治をめぐって」2005 年 10 月 2 日、東北史学会（於 福島大学）
- ・「清朝治下モンゴルにおける“社会変容”をめぐって」2005 年 11 月 24 日、東北アジア研究センター共同研究「東北アジア地域史におけるモンゴルの歴史的位相に関する研究」第一回研究会（於 東北大学）

海外国際シンポジウム発表

- ・「清朝統治とモンゴルの社会変動」2005 年 12 月 21 日、国際シンポジウム「1911 年のモンゴル民族革命の前提条件と国際情勢」（於 モンゴル国ウランバートル市）

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業：

アジア史演習（一）、アジア史特殊講義（三）、アジア史講読（一）、北アジア遊牧社会の歴史的展開（教養・歴史学）

教育活動

- ・卒論指導：中国中世史、中国近世史をテーマとする卒業論文を指導した。
- ・東洋史ゼミ合宿（2005 年 11 月 10~11 日）

地域貢献活動

- ・出張講義「モンゴル帝国の興亡と遊牧世界」（2005 年 7 月 6 日、於鶴岡中央高校）

その他の活動

- ・学術講演会の開催：学部研究プロジェクト「冷戦後（旧）社会主义圏における歴史像形成に関する比較研究」の一環として、公開講演会（島村一平先生「ホイモル女房とは誰なのか？—アガ・ブリヤートの人々におけるトラウマの記憶とグレート・マザーの誕生—」2006 年 1 月 27 日）を企画・開催した。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究面では、科研費によって二度の海外調査・海外発表をおこなった（北京：8 月 26 日～9 月 19 日、モンゴル国：12 月 19 日～26 日）。その成果となる論文を投稿した（来年度刊行）。教育面では、授業時間外でも学生とのマンツーマンの史料講読などに力を入れた。

法 経 政 策 学 科

**法経政策講座（経済・経営系）**

**立松 潔**

(1) 研究成果

論文：「構造改革と山形県の産業経済」（『山形県の社会経済・2005 年年報第 18 号』山形県経済社会

研究所発行、pp.22-34

(2) 教育、地域連携等の活動

■平成 17 年度の担当授業の紹介

○教養教育科目

「日本経済の発見」(経済学) 前期

「生活の中の経済学」(経済学) 後期

○他の教員との共同で担当する教養教育科目

「自分を創る(表現工房の試み)」(教養セミナー)

「現代社会の諸問題」(教育・福祉) : 1 コマ担当

「経済学への招待」(経済学) 後期 (B コース) : 1 コマ担当

○専門教育科目

「日本経済論」前・後期

「産業構造論」後期

「日本経済論演習」通年 (卒論指導も含む)

○オムニバス科目(他の教員と共同で担当)の専門教育科目

「総合政策講座Ⅲ」: 1 コマ担当

○大学院

「日本産業構造分析特論Ⅰ」

「日本産業構造分析特別演習」

■地域貢献活動(審議会委員、講義担当等)

山形県職業能力開発審議会委員

山形県労働委員会公益委員

山形県建築審査会委員

人文学部公開講座『いま憲法を考える』4 回目(経済の視点から憲法を考える)を担当

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

前年度に引き続き、前期の一般教育科目(教養教育)において、プレゼンテーションやディベートを組み合わせた、コミュニケーション能力の向上を目的とした実験的授業を行った。学生数が 50 名を超えたクラス規模であったため、一人一人のプレゼンテーションに時間をとられ、グループ学習の時間が少なくなるなどの問題が生じたが、多人数のクラスでもこの種の授業が十分機能させることができたのは大きな成果であった。

國方 敬司

(1) 研究成果

三浦新七著、國方敬司編、『東西文明史』第 7 卷(三浦新七博士記念会、2005 年 1 月) pp. i-v, 1-473。

國方敬司、「農家家族契約と扶養契約一覧書ー」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第 2 号、2005 年 7 月、pp.33-43.

國方敬司、「山形県最上町における介護保険サービスの利用状況」『山形大学紀要(社会科学)』第 36 卷 2 号、2006 年 2 月、pp.69-86.

学会の開催「家の存続戦略と婚姻」比較家族史学会第 47 回研究大会(山形大学)、2005 年 5 月 28 日-29 日。

(2) 教育、地域連携等の活動

山形大学での授業：西洋経済史、環境と経済、西洋経済史・環境と経済演習、市場経済と環境（一般教育）

東北公益文科大学での授業：環境経済学

審議会等

比較家族史学会理事（1995 年～現在）、社会経済史学会評議員（2001 年度～現在）、山形県消費生活審議会委員、山形市勤労青少年ホーム運営委員会委員、山形市下水道料金審議会座長、山形地方労働審議会委員、山形新聞報道審査会委員、山形県食の安全推進会議委員、山形市清掃問題審議会委員

講演会等

「企業戦略としてのポジティブ・アクション」

パネルディスカッション・コーディネーター雇用均等セミナー（ホテルキャッスル山形）2005 年 7 月 1 日（金）

「東西文明史と近代日本—三浦新七とその時代—」

一橋フォーラム 21（如水会館）2005 年 7 月 19 日

「子育ての楽しみと仕事」

山形県職員子育て支援研修会（山形県庁）2005 年 9 月 15 日（木）

「ニート・希望格差社会における勤労青少年ホームの役割」

東北地区勤労青少年ホーム指導者研修会（山形イン）2005 年 9 月 29 日（木）

「ポジティブ・アクションによる企業の活性化」

ポジティブ・アクション普及促進セミナー（わくわく新庄）2005 年 10 月 7 日（金）

「輸入食品の安全確保の取組について」

食品に関するリスクコミュニケーション（遊学館）2005 年 11 月 22 日（火）

「ポジティブ・アクションによる企業の活性化」

ポジティブ・アクション普及促進セミナー（仙台：勾当台会館）2005 年 12 月 1 日（木）

「若者の就職と仕事を考えるシンポジウム」パネルディスカッション・コーディネーター 山形県地域労使就職支援機構（山形グランドホテル）2006 年 2 月 14 日（火）

「男女共同参画とかかわって」

新やまがたひゅーまんらいふフォーラム（遊学館）2006 年 2 月 18 日（土）

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

パワーポイントを使用した授業を展開したが、その利用方法等については工夫の余地があるよう感じた。

## 岩田 浩太郎

### (1) 研究成果

学位論文

- ・「近世都市騒擾の研究—民衆運動史における構造と主体—」（博士（文学）学位取得、東京大学、2005 年 6 月、審査委員：吉田伸之・藤田覚・保谷徹・近藤和彦・吉澤誠一郎）

研究ノート

- ・「日本近世史から—山根徹也著『パンと民衆』について—」（『西洋近現代史研究会会報』第 19 号、2005 年 7 月、pp.20-23）

学会報告・ディスカッション

- ・「山形城下町商人長谷川吉郎治家における紅花取引の実態—大沼正治郎家所蔵帳簿群の分析—」（奥羽史料調査会史料研究報告会、2005 年 4 月 24 日、於東北学院大学）
- ・『近世都市騒擾の研究』『江戸時代村社会の存立構造』合評会におけるリプライ（近世史フォーラム

東京例会、2005 年 5 月 28 日、於明治大学)

科学研究費補助金・人文学部プロジェクト研究

- ・平成 17 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C) (2) 「近世近代移行期における大規模豪農と地域社会構造に関する総合的研究—羽州村山郡の事例—」(研究代表者)
- ・平成 17 年度人文学部プロジェクト研究「交易・交流からみた出羽の歴史文化Ⅱ—山形の地域特性の歴史的形成に関するフィールド研究—」(研究代表者) 研究メンバー (岩田浩太郎・菊地仁・松尾剛次・三上喜孝・阿子島功・高橋良彰) による研究会を 6 回開催

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業科目

- ・教養教育科目：労働者と農民（経済学）、古文書を読む—紅花の歴史—（教養セミナー）
- ・専門教育科目：日本経済史、地域経済史、日本経済史演習
- ・大学院：日本近世史特論Ⅱ・日本近世史特別演習、歴史文化特別研究 I

委員会活動

- ・学部：目標評価委員会委員（将来計画部会・研究活動推進部会・社会連携促進部会、人文学部研究活動支援制度に関わる審査、科研費等支援専門委員会・科研費アドバイザー活動による科研費申請増加の取り組み、公開講座専門委員会による 2005 年度公開講座「いま憲法を考える」の企画・宣伝・実施および 2006 年度公開講座「これでいいのか日本？一小泉構造改革とその後—」の企画準備、など）、人文学部 1 年生アドバイザー教員
- ・全学：附属博物館運営委員会委員、附属図書館古典資料委員会委員

講演・講話

- ・小川とびきり会（小川製麺所と関連業者の会）における講演「山形城下町と商業」、2005 年 6 月 10 日、於ホテルキャッスル（山形市）
- ・山形銀行山宮会総会における講演「山形城下町と商業」、2005 年 7 月 14 日、於山形グランドホテル（山形市）
- ・山形市倫理法人会における講話「山形城下町の商業—知られざる山形商人の活躍—」、2005 年 8 月 30 日、於オーヌマホテル（山形市）
- ・イベント「柏倉九左衛門家のひなまつり 2006」（山形県東村山郡中山町おこし民間団体「グループ 662」・柏倉家共催）における講演「柏倉九左衛門家の歴史—経営発展と建築—」、2006 年 3 月 26 日、於山形県指定有形文化財 柏倉九左衛門家（中山町）

社会活動

- ・山形近代史研究会事務局長
- ・奥羽史料調査会世話人
- ・山形大学所蔵古文書に関する市民からの問い合わせへの応対
- ・歴史観光資源に関する新聞記者の取材への対応・協力
- ・地域より依頼された旧家の古文書等資料調査・成果報告

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究では、多数の旧家および地域の方々にお世話になり、近年継続している近世近代移行期における羽州村山郡の豪農商経営と社会構造に関する研究のための史料発掘と調査を進めた。長年の日本近世都市騒擾研究を学位論文とした。また、地域史をテーマとする人文学部プロジェクト研究を継続して組織することに努めた。これらの研究成果の一部は、地域の企業や団体より求められた講演で話題とした。教育では、古文書解読の教養セミナーをあらたに開講した。

委員会の活動では、目標評価委員会委員として、学部の平成 18 年度科学研究費補助金申請採択の取り組みに全力を注いだ。学部構成員の協力を得て、申請・採択ともに高い結果を得ることができた

(申請件数 88 件・申請率 97%、採択件数 32 件・採択率 35%、いずれも学部の申請資格者数 91 を分母とする)。また、社会系の公開講座の活性化をめざして企画した「いま憲法を考える」では、定員のほぼ倍にあたる 60 名規模の受講者と講師陣の協力を得て、活発な議論の場を設けることができた。

## 安田 均

### (1) 研究成果

#### A. 研究会報告

- ・「勤続昇給と能力主義」仙台経済研究会第 31 回大会（東北大学経済学部、2005 年 8 月 26 日）
- ・「能力主義と資本主義」(SGCIME 研究合宿、大学セミナーハウス、2006 年 3 月 29 日)
- ・「内部労働市場と成果主義賃金」(同上合宿、同上所、2006 年 3 月 30 日)  
下記『グローバル資本主義と企業システムの変容』合評会にて担当章について報告し質疑に応えた。

#### B. 著書・論文

- ・菅原陽心・安田均ほか『グローバル資本主義と企業システムの変容』(シリーズ「グローバル資本主義」第 3 卷), 御茶の水書房, 2006 年 3 月。

### (2) 教育、地域連携等の活動

#### A. 講義

経済原論 (4 単位), 市場と組織 (2 単位), 教養経済学 (2 単位) × 2 コマ  
論作文講座 (課外)

年度末に試行的に始められた集団討論・論作文講座のうち論作文を担当。2006 年 3 月から 6 月にかけて 3 回実施。事前に課題レポートを提出させ、本番では、毎回のテーマについて簡単な解説をした後、受講生に相互添削させ、講評を行なった。

#### B. ゼミ

経済原論演習 (4 単位)

#### C. 合同ゼミへの参加

東北学院大、宮城学院大との「三大学合同ゼミ」に参加 (2005 年 11 月 5 日, 山形大人文学部)。今回は当番校だったため、まずゼミ生がテーマ「若年層の雇用問題」についてパワーポイントを用いて報告した後、ディベートにおいても司会者の役割を果たした。

#### D. 地域連携

- ・解説論文「人口減少時代の山形県の課題」山形県経済社会研究所『山形県の社会経済・2005 年』(年報第 18 号, 2005 年 10 月)
- ・「国費（学部進学）留学生への大学進学説明会」(東京外国語大, 2005 年 10 月 27 日)  
本学の社会科学担当として出席。質問に答えるとともに懇親会にて情報交換。
- ・講演「人口減少時代の山形県の課題」(勤労者福祉センター, 2005 年 11 月 8 日)  
上記年報の報告会にて、論文の要旨を報告し、質疑に応えた。
- ・解説記事「経済指標と解説」(連合山形『春季生活闘争方針』参考資料の II, 2006 年 2 月)

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

前年度より参加した合同ゼミはゼミ生の刺激となっているため続けたい。山形県経済社会研究所年報の執筆や経済指標の解説は今回が初めてであるが、時間の許す限り、専門論文以外でも関心のある時事的経済問題について解説論文・記事を発表してゆきたい。その過程で集めたデータや図表を講義資料として活用することによって、抽象度の高い科目・経済原論の現実との関連性を示すのに役立つからである。進路指導委員会として専門科目「キャリア・ガイダンス」の次年度からの導入案

をとりまとめた。

### 洪 慈乙

#### (1) 研究成果

経営・会計研究学会東北部会での報告、「新しい財務諸表の制度化と財務諸表の体系」、2005 年 10 月 30 日。

#### (2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）

専門科目：会計学演習、会計学、財務諸表論、基礎演習

教養教育：現代社会と企業会計

大学院教育：比較会計学特論・特別演習

### 是川 晴彦

#### (1) 研究成果

論文

・「不完全競争市場と物品税課税—推測的変動と overshifting の視点から—」、『山形大学人文学部研究年報』、第 3 号、pp.45-56

・「物品税課税と不完全競争市場の利潤の変化」、『山形大学紀要（社会科学）』、第 37 卷、第 1 号、pp.113-123

#### (2) 教育、地域連携等の活動

担当授業

学部：価格理論・応用価格理論・価格理論演習・総合政策基礎演習・教養教育（経済学）

大学院：公共経済学特論・公共経済学特別演習

地域貢献活動など

・高校生への講義の実施（酒田西高校）

・山形市仕事の検証システム外部評価委員

・山形県庁における審議委員（改革推進室）

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

課税理論の研究では、不完全競争企業に対する物品税課税が市場価格や企業利潤に及ぼす効果について考察を行った。また、中心市街地活性化に関する研究では、岐阜、大垣、長浜、彦根の実態調査を行った。教育に関しては、平成 17 年度も講義配布プリントの更新を行った。なお、大学院では新規履修生と重複履修生に対して別個に講義を行った。時間割に記載されない講義を負担することにはなったが、履修生への教育効果を重視した。

### 砂田 洋志

#### (1) 研究成果

学術論文

1) 「誤差項に t 分布を仮定した閾値自己回帰モデルのベイズ推定」、山形大学紀要（社会科学）、第 36 卷第 1 号、pp77-96.

2) 「周辺尤度の推定とその応用—ギブズ・サンプリング法、及びメトロポリス=ヘイスティング法で推定した場合—」、山形大学紀要（社会科学）、第 36 卷第 2 号、pp23-45.

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業：計量経済学、統計学、総合政策科学基礎演習、専門演習

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

平成 17 年度はベイズ統計学におけるモデル比較の方法及び、棄却サンプリング連鎖という高度なサンプリング方法について理解を深めた。その知識をもとに 2 本の論文を書いた。平成 18 年度にはベイズ統計学における予測の研究を始めたいと考えている。

計量経済学と統計学の講義では、講義ノートを配布して学生の理解を深めさせることに力を注いだ。また専門演習では、2 名の学生の卒業論文を指導した。

**下平 裕之**

(1) 研究成果

論文

“Dennis Robertson on Industrialized Society: The Control of Industry reexamined”『経済学史研究』第 47 卷 2 号, pp45-56.

その他

国際ワークショップ “International Conference on the Cambridge School” (2006 年 3 月 21~23 日, 一橋大学) にコメンテーターとして参加した。

(2) 教育、地域連携等の活動

・教育活動

山形大学における担当授業：経済思想、経済学史、経済学史演習、総合政策科学基礎演習、地域づくり特別演習（夏期集中）、教養セミナー（まちづくり入門）

非常勤：羽陽短期大学（経済学）

人文学部地域連携室・金山町の協力の下新規開講科目「地域づくり特別演習」を実施するとともに（2006 年 9 月），報告書を執筆（2006 年 3 月）した

・地域貢献活動

高校での出張講義：古川高校（2005 年 7 月）

山形財務事務所財務モニター

村山地域グランドデザイン推進会議委員

大学コンソーシアムやまがた交流連携委員

コンソーシアム学生合宿（2005 年 8 月, 飛島）におけるワークショップ指導

エリアキャンパスもがみタウンミーティング（2006 年 1 月, 新庄）におけるファシリテーター

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

今年度は前年にディスカッションペーパーとして公刊していた研究を論文にし、学会誌に掲載することができた。また地域連携室および金山町の協力の下、同町におけるワークショップ実習や学生と町民との意見交換会を中心とする「地域づくり特別演習」を開講し、その成果を報告書の形で刊行した。

**殷 勇**

(1) 研究成果

1. Y. Yin and K. Yasuda “Similarity coefficient methods applied to the cell formation problem: a taxonomy and review”, International Journal of Production Economics, Vol.101, No.2, pp.329-352, 2006.

2. Y. Yin, K. Yasuda and L. Hu "Formation of manufacturing cells based on material flows", International Journal of Advanced Manufacturing Technology, Vol.27, Nos.1-2, pp.159-165, 2005.
3. Y. Yin and K. Yasuda "Similarity coefficient methods applied to the cell formation problem: a comparative investigation", Computers and Industrial Engineering (Special Issue on Group Technology / Cellular Manufacturing), Vol.48, No.3, pp.471-489, 2005.
4. K. Yasuda, L. Hu and Y. Yin "A grouping genetic algorithm for the multi-objective cell formation problem", International Journal of Production Research, Vol.43, No.4, pp.829-853, 2005.

(2) 教育、地域連携等の活動

韓国の SAMSUNG で特別講演を行いました。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

特にない。

**鈴木 明宏**

(1) 研究成果

- ・著書、論文、エッセーなど（出版社〔発行母体〕、発表誌、巻号数、ページ）  
税源移譲のシミュレーション—市町村財政の効率性と財政格差の分析—, 広島市立大学ワーキング・ペーパー No. 2 (経済・経営), 2005.  
地方交付税制度の改革と財政格差解消の費用, 広島市立大学ワーキング・ペーパー No. 3 (経済・経営), 2005.  
合併による市町村格差への影響, 山形大学紀要 (社会科学) 35(2), 71-106, 2005.  
Farsighted Stability in an n-Person Prisoner's Dilemma, International Journal of Game Theory 33(3), 431 - 445, 2005.  
市町村合併による歳出効率化と地方交付税削減—合併に関する意思決定を考慮した政策シミュレーション—, 経済研究 (一橋大学経済研究所) 56(4), 317-330, 2005.

(2) 教育、地域連携等の活動

- ・平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介  
専門：ゲーム理論、意思決定論、同 演習  
教養：現代の経済理論、情報処理
- ・地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介  
仙山交流研究会に参加。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

雑誌に掲載されたものは前年度までの研究が中心である。平成 17 年度についてはワーキングペーパーのタイトルにもあるように、税源移譲や補助金の財政へ与える影響を主として考察している。前年度の課題でもあった財政へゲーム理論を適用した分析にはまだ到達していない。現時点では多少形になりつつある、といったところである。

**西平 直史**

(1) 研究成果

渡辺・西平：ドイツ語 Web-CALL システムにおけるより効果的な出題形式—選択式と記述式の比

較一；

山形大学大学院社会文化システム研究科紀要、第 2 号、25/32 (2005)

西平：むだ時間システムの安定性とロバスト安定化—動的補助システムを用いたアプローチ；

山形大学大学院社会文化システム研究科紀要、第 2 号、13/24 (2005)

安田・西平：むだ時間システムのロバスト安定性と制御

計測と制御、Vol.45, No.2, 152/157 (2006)

(2) 教育、地域連携等の活動

○平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

情報処理（教養）、情報処理（初級）、情報処理（上級）、基礎演習、情報・システム論演習

○地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

山形・仙台圏交流研究会のメンバー

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究活動は、むだ時間システムの解析と設計に関する研究をすすめ論文として公表したほか、学会誌の解説記事も執筆した。また、Web-CALL システムにとって最適な出題形式を検討し、論文としてまとめた。教育活動は、情報系の講義を担当した。

**首藤 若菜**

(1) 研究成果

研究会報告（都合により出席できず、ペーパーのみ提出）

“The Impact of Globalisation on Trade Unions: the Situation in Japan,” The Challenges Facing the Working Class in the Context of Globalisation, Unemployment and the Casualisation of Labour, in Stockholm, December 2005.

論文等

- ・「書評・木本喜美子著『女性労働とマネジメント』」（『大原社会問題研究所雑誌』第 561 号、2005 年、57-61 頁）。
- ・『現代経営組織辞典』（小林末男監修、創成社出版、2006 年、「臨時工」「レイオフ」「労使関係」「労使協議制度」「労働協約」「労働組合」「労働三権」「労働市場」「労働生産性」「ロックアウト」の項目執筆）。

(2) 教育、地域連携等の活動

専門科目：社会政策論、社会保障論、社会政策論演習

教養科目：少子化を考える、ジェンダーと労働

審議会等：家内労働部会委員

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

今年度は、「グローバル化が労働に及ぼす影響」をテーマとする国際比較研究プロジェクトに參加した。12 月にストックホルムで開催された国際会議には、都合により参加できなかったが、論文を提出することで、議論に加わった。本論文は、論文集にまとめられ刊行される予定である。教育面では、今年度から社会政策論に加え、社会保障論を担当することになった。

**山口 昌樹**

(1) 研究成果

論文

- ・“Competing proposals for the Asian Basket Currency”, 山形大学紀要（社会科学）第 36 卷第 1 号、2005 年、59-75 頁
- ・「金融グローバリゼーションと通貨危機」（第 5 章第 3 節）、信用理論研究学会編『金融グローバリゼーションの理論』大月書店、2006 年、210-219 頁

口頭発表

- ・“Roles of capital flow controls and sequencing problem”, at the 21st century COE program (Keio University) symposium “Foreign Capital Flows in East Asia”, Dec.21 2005,Mita campus, Keio University, JAPAN

(2) 教育、地域連携等の活動

教育

- ・担当授業： 金融論、国際金融システム、証券市場論、国際金融システム演習
- ・自主ゼミ・株式投資倶楽部を指導し、日経ストックリーグに参加。
- ・放送大学面接授業：投資の基礎知識（2005 年 11 月）
- ・公務員対策講座・論作文演習
- ・『教養教育 授業改善の研究と実践』に「人文学部生は講義をどう評価しているか？」を執筆。

地域貢献

- ・出前講義：横手清陵学院高校（2005 年 9 月）
- ・出前講義：南陽高校（2005 年 10 月）
- ・第 1 回山形・仙台圏交流研究会での講義：マーケティング・リサーチ I（2005 年 9 月）
- ・第 2 回山形・仙台圏交流研究会での講義：マーケティング・リサーチ II（2005 年 11 月）
- ・第 4 回山形・仙台圏交流研究会での講義：マーケティング・リサーチ III（2006 年 2 月）
- ・講演：「仙台圏消費需要の把握と検証」平成 17 年度村山総合支庁地域別研修（2006 年 2 月）
- ・さくらんぼテレビ /SAY スーパーニュースでのコメント：莊内銀行の東証上場について（2006 年 2 月）

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

教員生活 2 年目をつつがなく終えることができた。人文学部の教職員の方々に感謝したい。

法経政策講座（法律・政治系）

深町 弘吉

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）

- ・フランス語 I, II (教養教育)
- ・フランス語学文学講読、フランスの社会・文化（以上専門教育）

富澤 敏勝

(1) 研究成果

学会、研究会などの口頭発表

- ・国際商取引学会関西支部大会 「アジア法務」についての報告  
著書、論文、エッセーなど（出版社〔発行母体〕、発表誌、巻号数、ページ）
- ・「企業内文書の提出義務について」山形大学紀要 35 卷 2 号（平成 17 年 2 月）15 頁～35 頁
- ・「ジョイント・ベンチャーの終了」、共同執筆『国際的な企業戦略とジョイント・ベンチャー』商事法務、2005 年、217 頁～252 頁

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

- ・担当授業科目：国際取引法講義、国際取引法ゼミ、国際取引法特講の開講
- ・学内ネゴ・コンペ（地域共同研究センター主催）への参画
- ・大塚研究生および吉田研究生の修論指導
- ・学内キャリア教育講師  
地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介
- ・NPO プロネット理事長として、コミュニティ・ビジネスやボランティア活動支援
- ・地域共同研究センター長としての任務の遂行
- ・やまがた集中改革検討委員会委員長として意見集約

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究に刺激になる程度の学外活動に限定できれば理想的といえるのであるが、学会理事や NPO プロネット理事長としての仕事の外に、地域共同研究センター長としての対外活動が予想外の広がりをみせたこと、さらにたまたま修論を抱えた院生が 2 名重なったこともあり、研究活動に十分な時間を割くことができないうらみがあったものの、なんとか企業法務関係の業績を残すことができた。

**高木 紘一**

(1) 研究成果

「NHK 受信料集金員（地域スタッフ）は労働者か」、労働判例 888 号、2 頁、2005 年  
「雇用の成立」、新現代法入門第 3 版（法律文化社）、43～61 頁、2005 年

(2) 教育、地域連携等の活動

教育活動

- ・労働団体法（前期、4 単位）、労働者保護法（後期、4 単位）、労働法演習（通年、4 単位）
- ・労働法演習は、3～4 年生の合同ゼミとして実施している。前期は、最高裁判例の研究、後期は、4 年生については、卒業研究の報告・作成（個別論文又はグループ論文）、3 年生については東北社会法合同ゼミへの報告準備を中心に運営している。

地域連携活動

労働関係紛争担当参与（山形労働局）、簡易裁判所判事推薦委員会委員（山形地方裁判所）、介護サービス苦情処理委員会（山形県国保連、委員長）山形県弁護士会綱紀委員会委員、山形県社会保障推進協議会（会長）、山形県憲法会議（代表）等

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

- ・研究面では、とくに成果がみられなかった。
- ・教育面では、東北地方各大学の労働法ゼミ主催の東北社会法ジョイントゼミに今年も参加し、「雇用差別における救済方法」につき、特に、国際的課題となっているポジティブアクションに焦点を当てた研究に取組み、資料の収集、整理、分析課題の抽出等学生の自主的な研究意欲及び成果を引き出すことができた。

**上野 芳昭**

(1) 研究成果

- ・上野芳昭他・信託法改正要綱試案に対する意見書（山形大学法政論叢 35 号）。（2006 年 1 月）。（1-60 頁）。

## 平成 17 年度研究・教育活動報告

- ・上野芳昭・買主の売主に対する物権的請求について（民事研修 587 号（法務省））。（2006 年 3 月）。（4-15 頁）。

### (2) 教育、地域連携等の活動

担当授業

民法総則、債権各論、民法演習 I

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

講義、演習を通じて、学生諸君が、自分の意見を論理的に構成し、発表する能力の養成に努めた。

## 北野 通世

### (1) 研究成果

- ・「条件関係の意義」小田中聰樹先生古稀記念論文集『民主主義法学・刑事法学の展望（下）』（日本評論社）pp119-143
- ・「法益論の現代的課題（1）」法政論叢 35 号 PP1-35

### (2) 教育、地域連携等の活動

担当授業科目：刑法各論、刑事政策、刑法演習、法と裁判、総合講座 II（法律）〔以上学部専門教育科目〕、法と悪法〔教養教育〕

主張講義等：仙台第三高等学校（出張講義）、気仙沼高校（大学訪問：模擬講義「違法とは」）、新庄北高校（研究室訪問「少年犯罪と少年法改正」）

地域貢献等：山形地方裁判所委員会委員、山形社会保険協議会会长、山形県情報公開審査会委員、山形県個人情報保護審査会委員、山形県医療審議会委員、山形県精神医療審査会委員など。

その他：講演「個人情報保護法の概略」山形 NPO プロネット

講演「個人情報保護法の概略」雇用能力開発機構山形センター

パネリスト：裁判員制度全国フォーラム山形（最高裁主催）「裁判員制度の意義」

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

- ・法益論の意義、法益保護の早期化、法益侵害・危殆化の構造に関する研究を進め、その成果を発表しつつある。
- ・専門教育においては、学生の法理論に関する理解力の低下に直面し、学生の学力に対応した授業内容の設定を模索中である。

## 澤田 裕治

### (1) 研究成果

- ・カール・ギューターボック / 沢田裕治（訳）「十三世紀イングランド刑事訴訟の研究及び素描（二）」（『山形大学紀要（社会科学）』第 36 卷第 2 号、2006 年 2 月、pp.47-68）
- ・三成賢次=林智良=三成美保=沢田裕治「2005 年学界回顧 / 西洋法制史」（『法律時報』第 77 卷第 13 号、執筆担当「イギリス・アメリカ」、pp.316-317）

### (2) 教育、地域連携等の活動

- ・山形大学における講義・演習等

教養教育科目：基礎から考える法学、基礎からの民法

専門教育科目：総合政策学科基礎演習、比較法制度論、比較法制度論演習

その他：自主ゼミ「ドイツ語で考える法律学」を開講

- ・学部進路指導員として、企業訪問（岩手、秋田、山形、東京）、インターシップ（法律事務所 2 名派遣）等の活動を行ない、学生の進路指導に尽力した。
- ・山形県立保健医療大学における講義：法学
- ・山形県立産業技術短期大学校における講義：法学
- ・山形市立病院済生館高等看護学院における講義：関係法規

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究では、前年度に引き続き、カール・ギューター・ボックの研究と J・M・ケイの著作等の研究に従事した。不法行為法の比較法的研究を開始した。

教育では、教養教育科目において、『対話 Dialogue』と題する学生同士と教員のミニコミ誌を毎回発行し、相互のコミュニケーションを図った。

**北川 忠明**

(1) 研究成果

学会、研究会などの口頭発表

「共和主義の再審：共和主義と自由主義の統合」(日仏哲学会シンポジウム「フランス政治哲学の現在」、2005 年 9 月 10 日開催、の報告)

著書、論文、エッセーなど（出版社〔発行母体〕、発表誌、巻号数、ページ）

「フランス共和国理念と共和国モデルに関する覚え書き」、北川忠明、山形大学大学院『社会文化システム研究科紀要』、創刊号、PP.133-153,2005 年。

その他

2005 年度渋沢・クローデル賞審査委員

デュルケーム／デュルケーム学派研究会第 11 回研究会（2005 年 10 月 1 日）コメンテーター

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

教養科目：「現代政治入門（政治学）」（2 単位×2 コマ）

専門科目：「政治理論」（4 単位）、「政治社会学」（2 単位）、「政治理論演習」（4 単位）

大学院：「フランス政治思想特論」（2 単位）、「フランス政治思想特演」（2 単位）

地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

審議会委員

山形県明るい選挙推進協議会委員

山形県土地収用事業認定審議会委員

講演会

男女共同参画推進ネットワーク主催講演会「男女共同参画とローカル・マニフェスト」（2005 年 7 月 20 日）

山形県選挙管理委員会主催講演会講師「第 44 回衆議院総選挙について」（2005 年 11 月 20 日）

ボランティア

「ローカルマニフェスト推進ネットワーク山形」の設立（2005 年 5 月 15 日）とこれに関する講演会活動を数回行った。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究面では、「共和主義」研究の動向を継続してフォローしながら、日仏哲学会シンポジウム「フランス政治哲学の現在」で、一応のまとめとなる報告を行うことができた。教育面では、担当授業以外に、体験型授業「地域づくり特別演習」の設置と実施に貢献した。その他、地域連携室の運営と地

域連携事業推進のための諸活動を行った。

### 高橋 和

#### (1) 研究成果

学会、研究会などの口頭発表

——平成 17 年度環日本海学会研究大会シンポジウム「北東アジア・EU グランドデザインの比較と対話」ファシリテーター、平成 17 年 10 月 1 日、弘前大学

——環海洋越境協力経営研究会「地域統合と安全保障——理論的観点から——」平成 18 年 3 月 16 日、早稲田大学

著書、論文、エッセーなど

——「EU における地域協力の制度かの進展と地域的空間形成に関する一考察——INTERREG III をめぐって——」『山形大学紀要（社会科学）』第 36 卷第 2 号、平成 18 年 2 月、47-67 頁

——'Migration and Cross-border Cooperation in Central and East European Countries,' in Migration, Regional Integration and Human Security (Harald Kleinschmidt ed.), Ashgate 2006, pp.245-258.

#### (2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

国際関係概論、国際政治学、地域の国際化、国際政治学演習（学部専門科目）

東欧の政治（政治学）（教養教育）

国際関係特論、国際関係特別演習、（大学院）

地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

山形県労働委員会公益委員、山形労働局個別労働紛争調停委員、山形県薬事審議会公益委員

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究活動では、EU における越境地域協力の制度化の問題に取り組んだ。また人文学部の研究プロジェクト「地域的公共性と地域ガバナンス」が平成 18 年 3 月末でいったん終了するにあたり、その研究成果のとりまとめをおこなった。教育面では 4 年生全員に卒論を書かせるための指導を重点的に行なった。

### 藤田 稔

#### (1) 研究成果（16 年度の補遺）

「公正取引委員会の違反事件の処理に関する情報開示の法的問題」（『競争法の現代的諸相（下）』信山社・2005 年 2 月 所収 977-996 頁）

#### (2) 教育、地域連携等の活動

「独占禁止法」「消費者保護法」「経済法演習」「法学（法的なものの考え方と知的財産権）」を担当。山形県入札監視委員会委員長として、山形県土木建設工事の入札の適正化に努めた。

山形労働局で紛争調整委員として、労使紛争のあっせんを行なった。

東北経済法研究会で座長として研究を行なった。

独占禁止政策協力委員として、独占禁止政策のあり方について、公正取引委員会に意見を述べた。

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

独占禁止法の 2004 年改正について、研究の上で、執筆しているが、17 年度内に公刊されたものはない。

## 金子 優子

### (1) 研究成果

#### ・論文

- 1 The Use of Space technologies for More Effective and Efficient Public Administration, New technologies in Public Administration, IOS Press, pp90-104,2005 年 9 月
- 1 Contracting-out in Local Governments in Japan, Report of the Asia-Pacific Panel on Contracting-out in Local Governments: Its Outcomes and Future Challenges, pp51-69,2006 年 3 月
- 1 Introducing Performance and Result Initiatives in Japan- Current Practices and Future Challenges -, Proceedings of the 2005 OECD-Asia Public Sector Performance Symposium, pp231-252,2005 年 12 月

#### ・翻訳

- 国民経済計算における非営利団体に関するハンドブック, (財) 統計研究会, pp1—13,2005 年 12 月

#### ・翻訳監修

- 国民経済計算における非営利団体に関するハンドブック, (財) 統計研究会, pp14-341,2005 年 12 月

#### ・国際学会での発表

- 1 Involving Non-Profit Institutions in Governing: Collaboration in Policy Making and Implementation in Japan, 中国行政管理学会, International Conference on Government Management Innovation, Guangzhou, China,2005 年 6 月 4 日
- 1 Process and Procedure of Privatization in Japan: Comparison between the past case and that of Japan Post, International Institute of Administrative Sciences, The 3rd Specialized International Conference of the International Institute of Administrative Sciences, Berlin, Germany,2005 年 9 月

- 1 Contracting-out in Local Governments in Japan, International Institute of Administrative Sciences, The 3rd Specialized International Conference of the International Institute of Administrative Sciences, Berlin, Germany,2005 年 9 月 22 日

- 1 Introducing Performance and Result Initiatives in Japan- Current Practices and Future Challenges -, OECD Asian Centre for Public Governance, PUBLIC SECTOR PERFORMANCE SYMPOSIUM,2005 年 12 月 8 日

- 1 E-Government Framework in Japan, 韓国行政学会,2005 International Symposium on Online Citizen Participation and Digital Democracy,2005 年 12 月 9 日

#### ・国内学会での発表

- 日本版 NPI (非営利団体) サテライト勘定の推計結果とその意味について, 生活経済学会, メルパルク東京,2005 年 10 月 7 日

### (2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当課目：行政学、自治体法、日本国憲法、行政法演習Ⅱ）

行政法演習Ⅱにおいて、前期は行政の現場（山形行政評価事務所、山形中央郵便局）における研修を行うとともに、後期は調査研究結果報告会を開催し、部外の有識者を招待して質疑応答・意見交換を行った。

### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

教員として初めての年度であったが、研究活動においてはそれなりの成果を上げることができた。教育活動については行政の実務家出身の経験を生かして行政現場との連携をある程度図ることができた。

### コーベンズ 久美子

#### (1) 研究成果

##### 論文

「証券の口座振替決済システムにおける投資家の物権的権利—信託財産の公示方法を拠として—」

田邊光政編集代表『最新 倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題』(民事法研究会、2005年)

##### 学会報告

「口座振替決済システムにおける証券の特定性」(第 69 回日本私法学会個別報告) なお、同タイトルで山形法律学研究会(9月)にて報告を行った。

#### (2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業：商法総則・商行為法、手形法・小切手法、商法演習

地域連携活動：山形県消費生活審議会委員

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

証券の振替制度の法律構成につき、従来の物権法理、有価証券法理によっては体系的な説明が困難であることを指摘しつつ、信託法理から捉えることを試みた。またその成果を含め、これまでの証券のペーパーレス化に関する研究をまとめる形で、日本私法学会において個別報告を行った。今後は、預金口座を含めた口座振替決済システム全般に関する研究を進めたい。

また教育面では、大改正によって成立した「会社法」の条文をしっかりと読むことから、その全体像をつかむよう取り組んだ。学生生活とは疎遠な商法の世界を学生自身の想像力によって垣間見てもらえるよう、努力した。

### 高橋 良彰

#### (1) 研究成果

「第一二節組合第六七〇条～第六七三条」『別冊法学セミナー no.186 基本法コメントタール第四版／債権各論 I』(pp.223-229) 2005 年 8 月

「第四章地上権第二六五条～第二六九条ノ二」『別冊法学セミナー no.188 基本法コメントタール第五版新条文対照補訂版／物権』(pp.133-149) 2005 年 10 月

「民法典のテキストクリティーク論——二〇〇四年意見書の紹介を通じて——」『山形大学人文学部研究年報』第 3 号 (pp. 1-17) 2006 年 2 月

#### (2) 教育、地域連携等の活動

物権法・担保物権法(前期・後期)、債権総論(後期ゼメ)、民法演習Ⅲ(通年)、法学(前期)

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

本年度より債権総論の講義を受け持った。これにより、民法の財産法分野については講義を担当したことになる。

### 松本 邦彦

#### (1) 研究成果

学会、研究会などの口頭発表：なし

著書、論文、エッセーなど

「研究ノート／イラク人質事件と NGO の課題：2004 年は「ボランティア零年」か」『山形大学法政論叢』33-34 号 035-073 頁 2005/08/31

「山形県内市町村の「国際化・国際交流・多文化共生事業」調査（中間報告）」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』2 号 051-072 頁 2005/07/30

(2) 教育、地域連携等の活動

平成 17 年度における授業（担当授業名）、ゼミ、卒論指導等の紹介

- ・人文学部での専門科目

「アジア政治・外交論（前期・後期）」「アメリカ政治・外交論（後期）」

- ・ゼミ

「アジア政治・外交論 演習」

- ・教養科目

「民族と政治（政治学）」（後期）

- ・大学院

地域連携活動（審議会、講演会、ボランティア等）の紹介

- ・特定非営利法人山形専門家ネットワーク女性支援基金運営委員（2005 年 8 月から）

- ・山形市自転車等駐車対策協議会委員（2005 年 2 月から）

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

NGO 関連の研究を更に進めていきたい。また、「中間報告」として出したもののまとめを早期におこないたい。

**立松 美也子**

(1) 研究成果

口頭発表：

- ・国際法における実効的国籍原則 国際立法研究会（平成 17 年 9 月）

- ・国際法における実効的国籍原則 日本国際法学会（平成 17 年 10 月）

- ・オーストラリアにおける退去強制政策 山形法律学研究会（平成 17 年 12 月）

論文

- ・「文化財の破壊・略奪に関する国際法上の規制」 山形大学法政論叢 33・34 号 pp. 1-34

- ・「オーストラリアにおける退去強制—国内制度とその事例」 山形大学紀要（社会科学） 第 36 卷 2 号 2006 年 p. 1-21

- ・世界人権会議 国際関係法辞典（三省堂） 事項担当 pp.524-525

(2) 教育、地域連携等の活動

国際法、国際人権論、国際法演習、教養教育（国際法・国際人道法）

寒河江高校への出張講義

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

「国際人道法」という余り、学生の触れたことのない分野について、教養教育で講義をおこなったところ、非常に学生の反応が良かった。

**赤倉 泉**

(1) 研究成果

特になし。

(2) 教育、地域連携等の活動

担当授業科目：中国の社会・文化、中国の社会・文化演習、中国語（教養科目）。

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究活動については、成果として発表することができなかったので今後さらに充実させたいと思っている。教育活動としては、「中国の社会・文化」では、視聴覚教材等を活用することで、さまざまな角度から現代中国を紹介できるよう努めた。「中国語」では、随時プリントなどで補足説明を行い、質問票を利用して学生が気軽に質問できるようにすることで、できるだけわかりやすい授業を試みた。

**今野 健一**

(1) 研究成果

- ・研究ノート「フランスにおける暴動——都市暴力・若者・セキュリティ政策」（共著）『山形大学法政論叢』第 36 号（2006.3）pp.57-77.

(2) 教育、地域連携等の活動

・担当授業

人権論（前期ゼメスター）、日本国憲法（前期）、憲法演習Ⅱ（通年）、総合政策科学基礎演習（後期）、教養セミナー（後期）等

・地域連携活動

山形県立中央病院治験審査委員会委員、同倫理委員会委員、山形市情報公開・個人情報保護審査会委員、研究室訪問受入れ・指導（新庄北高校）

・その他

平成 17 年度山形大学人文学部公開講座講師

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究面では、公刊された成果は少なかったが、自著用の原稿執筆に精力を注いだ。なお、今年度から、日本教育法学会の学会年報編集幹事となる。教育面では、専門科目の人権論でゼメスターが開始された。週 2 コマの負担は、思ったよりも骨が折れた。地域連携面では、外部委員や高校との連携で例年並みの活動に従事した。また、憲法擁護の運動を展開する市民団体の依頼を受けて、各地で講演会・学習会の講師を務めた（詳細は省略）。

**金澤 真理**

(1) 研究成果

著書

「中止未遂の本質」（成文堂）（2006 年 3 月）

「刑法上の名誉に関する覚書」廣渡清吾ほか編『小田中先生古稀祝賀論文集（下）』（日本評論社）、pp.199-217.（2005 年 12 月）

「交通事故と刑罰」内田博文、佐々木光明編『〈市民〉と刑事法』（日本評論社）、pp.63-68.（2006 年 3 月）

論文

「結果防止行為と結果防止のための真摯な努力」 山形大学紀要社会科学編 36 卷 2 号、 pp.25-46.（2006 年 2 月）

(2) 教育、地域連携等の活動

担当講義：刑法総論、法政策学、法政策学演習、総合政策科学基礎演習

審議会等：山形県個人情報保護運営審議会委員、山形市個人情報保護制度運営審議会委員、山形市男女共同参画推進協議会委員

出前講義：山形県立鶴岡北高校（2005年7月）、山形県立山形北高校（2005年10月）

講演：山形市男女共同参画センター講座（2006年2月）

その他：山形大学ユニバーシティ・ミーティングパネリスト（2005年4月）

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

中止未遂に関するこれまでの研究と留学で得た知見をまとめ、出版した。同時に、従来さほど議論の蓄積がない、名誉概念の研究に着手した。本年度より刑法総論の講義を担当している。重要論点に焦点を絞り、自習を促進する工夫をした。

**高倉 新喜**

(1) 研究成果

・口頭発表 スコット・トゥロー『極刑』（岩波書店、2005年）の書評  
(2006年2月16日山形法律学研究会に於いて)

・田中輝和 / 高倉新喜「翻訳 死刑に関するイリノイ州・州知事委員会報告書（2002年）  
第2章 警察及び公判前の検査」『東北学院法学』64号（2006年3月）246—197頁（逆頁）  
・高倉新喜「著書紹介 答弁取引の勝利 George Fisher, Plea Bargaining's Triumph」  
『2005-2 アメリカ法』（2006年3月）329—33頁

(2) 教育、地域連携等の活動

・刑事訴訟法 I  
・刑事訴訟法 II  
・刑事訴訟法演習  
・総合政策科学基礎演習  
・出張講義「法律学って、何やるの？」（2005年7月6日山形県立鶴岡中央高等学校に於いて）

**合田 篤子**

(1) 研究成果

「親権者による財産管理権の濫用的行使の規制」私法67号123頁

(2) 教育、地域連携等の活動

専門科目：家族法、民法演習IV、総合政策科学基礎演習、総合政策講座II（民事法担当）

教養科目：市民生活と法

その他：親族法・相続法（金沢大学・集中講義）

出張講義：山形県立楯岡高校

地域連携活動：山形県PFI事業（県営住宅整備）事業者選定審査会委員、山形県介護保険審査会委員

(3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

研究面では、児童虐待やDVなど新たなテーマに関心が広がり、結局論文としてまとめることが出来なかった点が反省点である。

教育面においては、講義のレベル設定に悩みがあったが、「授業改善シンポジウム（2004年12月

## 平成 17 年度研究・教育活動報告

学内実施)」にパネリストとして参加した結果、学生に知的刺激を与えられるような講義を目指すべきことを再確認できたことが有意義であった。

### 早瀬 勝明

#### (1) 研究成果

研究報告「憲法 13 条の位置づけ」(山形法律学研究会、4 月)

研究報告「Rosenberg の問題提起」(千葉憲法哲学研究会、9 月)

判例評釈「権利否定のテクニック」(山形大学紀要 36 卷 1 号 1 頁)

論文「ブラウン判決は本当にアメリカ社会を変えたのか (一)」山形大学法政論叢 35 号 61 頁

論文「ブラウン判決は本当にアメリカ社会を変えたのか (二・完)」山形大学法政論叢 36 号 1 頁

#### (2) 教育、地域連携等の活動

担当授業：統治組織論、憲法演習 I、総合政策基礎演習、日本国憲法（教養教育）

山形大学公開講座「今憲法を考える」講師（9～10 月）

出前講義（福島県立福島東高校、11 月）

#### (3) 平成 17 年度の研究・教育活動に関するコメント

1 年目は自分なりの教育方法の確立作業に力を入れ、またそれが精一杯だったが、着任 2 年目の本年度は、研究活動も徐々に行うようになった。

**編集委員**

今野 健一 (法経政策学科)

渡辺 将尚 (人間文化学科)

野田 英雄 (法経政策学科)

編集者	山形大学人文学部
発行者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12
責任者	阿子島 功
印刷所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成19年2月20日

# Faculty of Literature & Social Sciences, Yamagata University Annual Research Report

Vol. 4

## CONTENTS

### Articles

On Pictorial Expression of Emotions: A Philosophical Analysis .....	KIYOZUKA Kunihiko.....	1
A Drama of the Lost Tomorrow -- A Study of the Dramatization of Turgenev's "On the Eve" by Hogetsu Shimamura and his Art Theater ( <i>Geijutsu-za</i> ) .....	AIZAWA Naoki.....	33
曹植《白馬篇》考—“游俠兒”的誕生— .....	FUKUYAMA Yasuo.....	53
The use of subjective expressions in Japanese written narratives: A contrastive analysis of native and non-native data .....	WATANABE Fumio.....	67
Syntactic structures of resultatives revisited .....	TOMIZAWA Naoto.....	79
On the commodity taxation on the asymmetric firms in the imperfect competitive economy .....	KOREKAWA Haruhiko.....	101
Is constitutional theory necessary? .....	HAYASE Katsuaki.....	115
Notes and Discussions		
Stability Condition of Linear Discrete Systems with Time-varying Delay—LMI Condition considering Causality .....	NISHIHIRA Naofumi.....	129
2005 Activity Report on Education and Research .....		135

FEBRUARY 2007

Faculty of Literature & Social Sciences  
Yamagata University